官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（一九）
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（三〇）
○健康保険法等の一部を改正する法律（三一）
○出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（三二）
○太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（三三）
〔政　令〕
○農林中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九三）
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一九四）
〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通三二）
〔省　令〕
○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働九九）
〔法規的告示〕
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（内閣府七三）
〔その他告示〕
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組の一部を改正する件（厚生労働一三九）
○道路に関する件（北海道開発局四四）
〔官庁報告〕
国家試験
令和八年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）
令和八年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）
公　聴　会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十一条の規定に基づく、令和八年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第百四条第五項の規定に基づく、令和八年度液化石油ガス設備士試験の実施について、東日本高速道路株式会社工事開始関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

◇経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（法律第二十九号）（経済産業省）

第１　事業適応の円滑化

(1)　国際経済事情激変事業適応

イ　生産性向上設備等のうち、事業の将来における高い生産性の確保に特に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものを「特定生産性向上設備等」とする。（第二条関係）

ロ　事業適応に、国際経済事情激変事業適応の類型を加えるとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業適応事業者が国際経済事情激変事業適応のための措置のうち特定生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとすること等、国際経済事情激変事業適応計画に関する所要の規定を整備する。（第二十一条の二十、第二十一条の二十一～第二十一条の二十六関係）

(2)　事業費上昇事業適応

事業適応に、事業費上昇事業適応計画の類型を追加し、事業費上昇事業適応計画の認定等に関する規定を整備するとともに、認定事業費上昇事業適応事業者が、所要の事項の記載がある認定事業費上昇事業適応計画に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために社債を発行する場合においては、当該認定事業費上昇事業適応事業者については、会社法第七百二条本文の規定は、適用しないものとすること等、事業費上昇事業適応計画に関する所要の規定を整備する。（第二十一条の二十～第二十一条の二十二、第二十一条の二十三の二～第二十一条の二十六関係）

2　生活維持物品役務需要減等事業適応の円滑化等

⑴　事業者が、生活維持物品役務需要減等に対応して、その事業の合理化、多角化又は広域化その他の事業の効率化を目指して行う事業の全部又は一部の変更を「生活維持物品役務需要減等事業適応」とする。（第二条関係）

⑵　生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定等に関する規定を整備するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとする等、生活維持物品役務需要減等事業適応計画に関する所要の規定を整備する。（第百四十条の二～第百四十条の二十七関係）

⑶　生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の認定等に関する規定を整備するとともに、生活維持物品役務需要減等事業適応支援体制の整備に関する所要の規定を整備する。（第百四十条の二十八～第百四十条の三十七関係）

第２　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正

１　地域経済牽引事業用地整備計画の承認等

地域経済牽引事業用地整備計画の承認等に関する規定を整備するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引事業用地整備者の用地整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うものとする等、地域経済牽引事業用地整備計画に関する所要の規定を整備する。（第十二条の二～第十二条の七関係）

２　承認地域経済牽引事業計画に係る措置の拡充

⑴　重点促進市町村は、承認地域経済牽引事業用工場等の緑地面積率等につき、条例で、工場立地法の規定による準則に代えて適用すべき準則を定めることができることとする等、承認地域経済牽引事業用工場等に関する所要の規定を整備する。（第十八条の二、第十八条の三関係）

⑵　承認地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地を給水区域に含む工業用水道事業者については、当該施設に対する水の供給を工業用水道事業として行う工業用水の供給とみなして、工業用水道事業法の規定を適用する。（第十八条の四関係）

⑶　地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象に、承認地域経済牽引事業のための施設の用に供する機械及び装置を加える。（第二十六条関係）

第３　貿易保険法の一部改正

１　特定引受業務に係る措置

⑴　本邦企業の供給網の強靭化の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けに係る業務を「特定引受業務」とし、特定引受業務に関する所要の規定を整備する。（第十六条の二～第十六条の四、第三十五条、第三十八条の二関係）

⑵　株式会社日本貿易保険は、特定引受業務以外の業務と特定引受業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するものとするとともに、特定引受業務に係る勘定を「特別勘定」とする等、区分経理に関する所要の規定を整備する。（第五条、第二十条の二、第二十条の三、第二十四条、第三十八条の二、附則第二条関係）

２　国債の交付等に係る措置

政府は、令和十一年三月三十一日までの間、国債を発行し、株式会社日本貿易保険に交付することができるものとするとともに、国債の交付、償還及び返還並びに特別勘定における剰余金の国庫納付等、国債に関する所要の規定を整備する。（附則第三条～第六条関係）

第４　附則

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　この法律の施行状況に関する検討規定を設ける。（附則第二条関係）

３　所要の経過措置等を定める。（附則第三条～第六条関係）

４　その他所要の改正を行う。

―――――――――――――

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（法律第三十号）（財務省）

１　銀行等の確認義務の見直し

有事規制の目的で許可を受ける義務が課されたもの以外のものとして政令で定める支払等及び銀行等が確認しなくても義務の履行が確保されるよう必要な態勢が整備されている者が行う資本取引に係るものとして政令で定める支払等について、銀行等による確認義務の対象から除く。（第十七条関係）

２　対内直接投資等の定義の見直し等

⑴　次に掲げる行為を「対内直接投資等」に該当する行為に追加する。（第二十六条第二項関係）

イ　本邦企業に対して一定の投資をしている海外法人等（以下「直接保有法人等」という。）の議決権の取得であって、新たに当該直接保有法人等の議決権の総数を直接又は間接に百分の五十以上保有することとなるもの

ロ　直接保有法人等又はその親会社等の役員の選任に係る議決権の行使であって、自ら又は自らの関係者により新たに当該選任に係る法人等の役員等の過半数を占めることとなるもの

⑵　財務大臣及び事業所管大臣は、国の安全等を損なうおそれが現に生じており、⑴の行為を行った外国投資家に対する命令によっては当該おそれをなくすることが著しく困難であるときは、直接保有法人等に対し、当該直接保有法人等が所有する本邦企業の株式等の処分その他必要な措置を命ずることができることとする。（第二十九条第九項関係）

３　国の安全等に係る措置に係る規定の整備

⑴　外国投資家は、対内直接投資等が国の安全等を損なう事態を生ずるおそれをなくするための措置（以下「国の安全等に係る措置」という。）又は特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれをなくするための措置（以下「国の安全に係る措置」という。）を講ずる場合に、当該国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置を届け出なければならないこととする。（第二十七条第一項、第二十八条第一項関係）

⑵　対内直接投資等又は特定取得に係る届出をした外国投資家は、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得を行ってはならない禁止期間において届け出た国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の内容を修正しようとするときは、当該修正を届け出ることができることとする。（第二十七条の三第一項、第二十八条の三第一項関係）

⑶　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置を届け出た外国投資家は、禁止期間の満了後に当該国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更を届け出なければならないこととする。（第二十七条の四第一項、第二十八条の四第一項関係）

⑷　財務大臣及び事業所管大臣は、事前届出又は変更の届出に対する審査により、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、外国投資家に対し、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の修正を勧告することができることとし、当該勧告に従わなかった場合には、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の修正を命ずることができることとする。（第二十七条第五項、第十項、第二十七条の四第二項、第二十八条第五項、第七項、第二十八条の四第二項関係）

⑸　財務大臣及び事業所管大臣は、変更の届出に対する審査により、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、外国投資家に対し、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の変更の中止を勧告することができることとし、当該勧告に従わなかった場合には、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の変更の中止を命ずることができることとする。（第二十七条の四第二項、第二十八条の四第二項関係）

⑹　財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が届け出た国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置を講じていない場合において、対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、当該外国投資家に対し、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分その他必要な措置を命ずることができることとする。（第二十九条第一項関係）

⑺　財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が応諾した国の安全等に係る措置若しくは国の安全に係る措置の修正若しくは変更の中止の勧告に従わず、又は国の安全等に係る措置若しくは国の安全に係る措置の修正若しくは変更の中止の命令に違反した場合には、当該外国投資家に対し、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分その他必要な措置を命ずることができることとする。（第二十九条第五項、第六項関係）

４　外国投資家のみなし規定の見直し

外国投資家以外の者が、契約等に基づき、非居住者等のために当該非居住者等の名義によらないで行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものについて、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして外国投資家に係る規定を適用する。（第二十七条第十四項、第二十七条の二第七項、第二十八条第九項、第二十八条の二第七項、第二十九条の二第十三項、第五十五条の五第三項関係）

５　事前届出の対象でない対内直接投資等及び特定取得に対する報告徴収等の整備

⑴　財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が行った事前届出の対象でない対内直接投資等又は特定取得であって、将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれが大きいものとして政令で定めるものについて、特に必要があると認めるときは、当該外国投資家に対し、当該対内直接投資等又は特定取得について報告を求めることができることとする。（第二十九条の二第一項関係）

⑵　財務大臣及び事業所管大臣は、⑴の報告に係る対内直接投資等又は特定取得が、国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該報告をしたものに対し、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分その他必要な措置を勧告することができることとする。（第二十九条の二第二項関係）

⑶　財務大臣及び事業所管大臣は、⑴の報告の求めに対し、外国投資家が正当な理由なく当該求めに応じない場合又は虚偽の報告をした場合には、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該外国投資家に対し、当該求めに係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分その他必要な措置を勧告することができることとする。（第二十九条の二第三項関係）

⑷　財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が⑵又は⑶の勧告に従わない場合には、当該外国投資家に対し、当該勧告に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分その他必要な措置を命ずることができることとする。（第二十九条の二第六項関係）

⑸　財務大臣及び事業所管大臣は、⑴の報告の求めに係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれが著しく大きいため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、外国投資家に対し、新たに対内直接投資等又は特定取得を行わないことその他の国の安全を損なう事態の発生を防止するために必要な措置として政令で定める措置をとるべきことを命ずることができることとする。（第二十九条の二第九項関係）

６　関係行政機関との協力

財務大臣及び事業所管大臣は、審査又は５⑴の報告の求めに係る対内直接投資等又は特定取得が、国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当するかどうか等を確認するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣、外務大臣その他の関係行政機関の長の意見を求めなければならないこととする。（第六十九条の四関係）

７　罰則

罰則について必要な規定を定める。（第七十条第一項、第七十二条関係）

８　その他

その他所要の規定の整備を行う。

９　附則

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二条～附則第四条、附則第七条関係）

⑶　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第八条関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

◇健康保険法等の一部を改正する法律（法律第三十一号）（厚生労働省）

第１　健康保険法の一部改正

１　全国健康保険協会に関する事項

⑴　全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保健事業に関する業務を行うに当たり、被保険者及びその被扶養者の年齢、性別、健康状態その他の事情を考慮し、適切かつ有効に行うとともに、当該業務の実施状況を、毎事業年度、厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。（第七条の二の二、第七条の二十九の二関係）

⑵　協会が行う翌事業年度以降の五年間に係る健康保険事業の収支の見通しの作成及び公表は毎事業年度行うものとするとともに、当該収支の見通しを踏まえ、少なくとも、当該収支の見通しを公表したときから二年以内に準備金の積立ての状況から健康保険事業の運営に支障が生ずると見込まれる場合には、厚生労働大臣への報告及び必要な措置を講ずるものとする。（第百六十条第五項、第百六十条の三第二項関係）

⑶　協会に対する国庫補助に係る控除額について、令和八年度から令和十年度までの間に限り、一定額引き上げる。（附則第五条の三～附則第五条の八関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

２　一部保険外療養の創設に関する事項

⑴　要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるものを一部保険外療養とし、被保険者が当該一部保険外療養を受けたときは、保険外併用療養費を支給するものとする。また、当該保険外併用療養費の額は、次のイからロを控除した額とする。（第六十三条第二項、第八十六条第一項、第三項関係）

イ　食事療養及び生活療養を除く当該療養につき療養の給付に要する費用の額に係る厚生労働大臣の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、医療費の動向及び医療保険の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して保険給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額

ロ　イの額に一部負担金の区分に応じた負担割合を乗じて得た額

⑵　厚生労働大臣は、⑴の療養を定めるに当たり、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。（第六十三条第八項関係）

⑶　厚生労働大臣が、⑴の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。（第八十二条第一項、第八十六条第四項関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

３　保険医療機関は、国民が受ける医療の質の向上とその適正かつ効率的な提供を図るため、当該保険医療機関における業務の効率化及びその従業者の勤務環境の改善のための措置を講ずるように努めるものとする。（第七十条第五項関係）

４　高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計に与える影響を考慮するものとする。（第百十五条第二項関係）

5　分娩費、出産時一時金等の創設等に関する事項

⑴　出産に対する保険給付として、分娩費を創設し、被保険者が、分娩取扱保険医療機関等（分娩を取り扱う保険医療機関（以下「分娩取扱保険医療機関」という。）、保険者が指定する分娩を取り扱う病院等をいう。以下同じ。）又は指定助産所等（厚生労働大臣が指定する助産所（以下「指定助産所」という。）、保険者が指定する助産所等をいう。以下同じ。）から分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について、分娩の手当に要する標準的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額を分娩費として支給する。（第九十八条の二第一項、第二項関係）

⑵　保険者は、被保険者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対して支払うべき分娩の手当に要した費用について、分娩費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わって支払うことができるものとする。（第九十八条の二第三項関係）

⑶　保険者は、分娩費に係る審査及び支払に関する事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「基盤機構」という。）又は国民健康保険法に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。（第九十八条の二第八項関係）

⑷　保険者は、被保険者が分娩の手当を受ける場合において、分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき等は、⑴の定めの例により算定した費用の額を基準として保険者が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができるものとする。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができないものとする。（第九十八条の二第十項関係）

⑸　分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において健康保険の分娩の手当に従事する医師又は助産師は、保険医又は厚生労働大臣の登録を受けた登録助産師でなければならないものとする。（第九十八条の四関係）

⑹　指定助産所は、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師に分娩の手当に当たらせるほか、分娩費に係る分娩の手当を担当しなければならないものとする。また、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険及びその他医療保険各法による分娩の手当に当たらなければならないものとする。（第九十八条の十、第九十八条の十三関係）

⑺　出産に対する保険給付として、出産時一時金を創設し、被保険者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、政令で定める金額を支給するものとする。（第百一条関係）

⑻　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、あらかじめ、分娩の手当を受けようとする被保険者に対し、分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとし、また、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、それらの情報を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。厚生労働大臣は、当該報告を受けたときは、被保険者に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めなければならないものとする。（第九十八条の二十二、第九十八条の二十三関係）

⑼　出産に対する保険給付として、家族分娩費及び家族出産時一時金を創設し、⑴から⑻までに準ずる。（第百十二条の二、第百十四条関係）

⑽　分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金等の支給に要する費用の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により基盤機構が保険者に対して交付する出産交付金をもって充てるものとする。（第百五十二条の二関係）

⑾　その他所要の改正を行う。

6　その他

⑴　健康保険の被保険者とならないことにより国民健康保険の被保険者となる旨について、厚生労働大臣等に対し申出をした者は、健康保険の被保険者とならないものとする。（第三条第一項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

第２　船員保険法の一部改正

1　一部保険外療養の創設に関する事項

⑴　第１の２⑴に準じた改正を行う。（第五十三条第二項、第六十三条第一項、第三項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

2　高額療養費の支給に関する事項について、第１の４に準じた改正を行う。（第八十三条第二項関係）

3　分娩費、出産時一時金等の創設等に関する事項

⑴　第１の５⑴から⑽までに準じた改正を行う。（第六十八条の二～第六十八条の四、第七十三条、第七十九条の二、第八十一条、第百十二条の二関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

4　その他所要の改正を行う。

第３　国民健康保険法の一部改正

1　一部保険外療養の創設に関する事項

⑴　第１の２⑴に準じた改正を行う。（第三十六条第二項、第五十三条第一項、第三項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

2　高額療養費の支給に関する事項について、第１の４に準じた改正を行う。（第五十七条の二第二項関係）

3　子どもに係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置に関する事項

六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者に係る保険料又は地方税法第七百三条の五第二項の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないものとする措置について、その算定の基礎を十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者に係る保険料又は国民健康保険税につき減額した額の総額とする。（第七十二条の三の二第一項関係）

4　国民健康保険組合に対する補助に関する事項

国民健康保険組合（以下「組合」という。）の療養の給付等に要する費用等に対する国庫補助の割合について、組合が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該組合の財政力を勘案して百分の十以上百分の十三未満の範囲内において政令で定める割合とする。（第七十三条第六項、第七項関係）

⑴　組合の財政力が政令で定める基準に該当すること。

⑵　組合の財政運営の状況が政令で定める基準に該当すること。

⑶　組合の被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療費適正化等の取組の状況が政令で定める基準に該当すること。

5　財政安定化基金に関する事項

都道府県は、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足する場合に行う財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れに支障のない範囲内において、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために特に必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとし、政令で定めるところにより、その取り崩した額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならないものとする。（第八十一条の二第三項、第四項関係）

6　分娩費及び出産時一時金の創設等に関する事項

⑴　第１の５⑴から⑻まで及び⑽に準じた改正を行う。（第五十四条の五、第五十四条の六、第五十四条の九～第五十四条の十一、第七十三条の二関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

7　その他

⑴　国民健康保険の被保険者の資格について、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者については国民健康保険法第六条第一号から第十号までのいずれかに該当するに至った日から、組合が行う国民健康保険の被保険者については同条第一号から第九号までのいずれかに該当するに至った日から、それぞれ喪失するものとする。（第八条、第二十一条関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

第４　地方税法の一部改正

1　国民健康保険税の標準基礎課税総額に、当該年度における分娩費及び出産時一時金の支給に要する費用の額を追加する。（第七百三条の四第三項関係）

2　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合に当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額する措置について、その対象を当該世帯内に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合とする。（第七百三条の五第二項関係）

3　その他所要の改正を行う。

第５　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

1　特定健康診査に相当する診査を受けた場合の当該結果の提供方法に関する事項

保険者が、特定健康診査等実施計画に基づき、四十歳以上の加入者に対して行うものとされている特定健康診査について、加入者がこれに相当する診査を受けた場合の当該結果の提供は、厚生労働省令で定めるところにより当該結果の記録の写しによるものとする。（第二十条、第二十二条関係）

2　負担調整見込額及び負担調整額の算定方法に関する事項

⑴　概算前期高齢者納付金に係る負担調整見込額は、当該年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象見込額の総額等の合計額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額に概算負担調整額調整率を乗じて得た額とするものとする。（第三十八条第三項関係）

⑵　確定前期高齢者納付金に係る負担調整額は、前々年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額等の合計額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に確定負担調整額調整率を乗じて得た額とするものとする。（第三十九条第三項関係）

3　一部保険外療養の創設に関する事項

⑴　第１の２⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第六十四条第二項、第八項、第七十六条第一項、第三項、第五項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

4　高額療養費の支給に関する事項について、第１の４に準じた改正を行う。（第八十四条第二項関係）

5　出産支援金に関する事項

⑴　出産支援金の額は、医療保険各法の規定による分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金等の支給に要する費用の総額を基礎とする。（第百二十四条の三第一項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

6　後期高齢者医療制度における保険料等への金融所得の勘案に関する事項

⑴　租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書等に記載すべきものとされる事項のうち厚生労働省令で定めるものを、電子情報処理組織を使用する方法等により後期高齢者医療広域連合に報告しなければならないものとする。（第百三十八条の二第一項関係）

⑵　⑴の報告書等の提出義務者のうち厚生労働省令で定める者が当該報告書等を租税特別措置法第四十二条の二の二第一項第一号に掲げる方法であって厚生労働省令で定めるものにより税務署長に提出した場合には、その提出の日において、⑴の報告がされたものとみなすこととし、提出を受けた税務署長は当該報告書等に係る⑴の報告すべき事項を後期高齢者医療広域連合に提供するものとする。（第百三十八条の二第二項関係）

⑶　後期高齢者医療広域連合は、⑴の報告及び⑵の提供の受理等を、指定法人に委託することができるものとする。（第百三十八条の三関係）

⑷　厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定法人に対し必要な報告徴収等を行うことができるものとする。（第百三十八条の五関係）

⑸　罰則について所要の規定の整備を行う。（第百六十七条第一項、第百六十七条の三、第百七十条第二項関係）

⑹　その他所要の改正を行う。

7　その他所要の改正を行う。

第６　国家公務員共済組合法の一部改正

1　一部保険外療養の創設に関する事項

⑴　第１の２⑴に準じた改正を行う。（第五十四条第二項、第五十五条の五第一項、第三項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

2　高額療養費の支給に関する事項について、第１の４に準じた改正を行う。（第六十条の二第二項関係）

3　分娩費、出産時一時金等の創設等に関する事項

⑴　第１の５⑴から⑷まで及び⑹から⑽までに準じた改正を行う。（第六十一条～第六十一条の四、第六十二条、第六十二条の二、第九十九条の二関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

4　その他所要の改正を行う。

第７　地方公務員等共済組合法の一部改正

1　一部保険外療養の創設に関する事項

⑴　第１の２⑴に準じた改正を行う。（第五十六条第二項、第五十七条の五第一項、第三項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

2　高額療養費の支給に関する事項について、第１の４に準じた改正を行う。（第六十二条の二第二項関係）

3　分娩費、出産時一時金等の創設等に関する事項

⑴　第１の５⑴から⑷まで及び⑹から⑽までに準じた改正を行う。（第六十三条～第六十三条の四、第六十四条、第六十四条の二、第百十三条の二関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

4　その他所要の改正を行う。

第８　私立学校教職員共済法の一部改正

1　一部保険外療養の創設に関する事項について、第１の２⑴に準ずる。（第二十五条関係）

2　高額療養費の支給に関する事項について、第１の４に準ずる。（第二十五条関係）

3　分娩費、出産時一時金等の創設等に関する事項

⑴　第１の５⑴から⑷まで及び⑹から⑽までに準じた改正を行う。（第二十五条、第三十四条の二関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

4　その他所要の改正を行う。

第９　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正

1　総合確保方針に記載する事項について、地域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する基本的な方向に関する事項を追加する。（第三条第二項関係）

2　都道府県が、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて作成することができる都道府県計画に定める事項について、医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業を追加する。（第四条第二項関係）

3　病院における業務効率化及び勤務環境改善に関する事項

⑴　病院の管理者は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院が次に掲げる要件に適合するものである旨の認定を申請することができるものとする。（第十三条の十第一項関係）

イ　当該病院の管理者が、１の事項に係る総合確保方針に即して、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組に関する業務効率化・勤務環境改善計画を作成していること。

ロ　厚生労働省令で定めるところにより、業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組の進捗及び実施の効果に関する評価を行う委員会を設置し、その評価の結果を勘案し、当該業務効率化・勤務環境改善計画に検討を加え、又は変更し、これを踏まえ、業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組を円滑に実施するための体制を確保しているものであること。

ハ　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

⑵　業務効率化・勤務環境改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。（第十三条の十第二項関係）

イ　計画期間

ロ　当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組により達成しようとする目標

ハ　当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の内容及びその実施時期

ニ　その他厚生労働省令で定める事項

⑶　厚生労働大臣は、⑴の申請があった場合において、当該申請に係る病院が⑴に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。（第十三条の十第四項関係）

⑷　⑴の認定を受けた認定病院は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の実施状況を公表しなければならないものとする。（第十三条の十第九項関係）

⑸　厚生労働大臣は、認定病院の開設者又は管理者に対し、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の実施状況を報告させることができるものとする。（第十三条の十一関係）

⑹　厚生労働大臣は、認定病院が⑴に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき、認定病院の管理者が業務効率化・勤務環境改善計画に従って取組を実施しないとき又は⑷の公表を行わないとき若しくは虚偽の公表をしたときは、当該認定を取り消すことができるものとする。（第十三条の十二第一項関係）

４　罰則について所要の規定の整備を行う。（第四十一条の二～第四十二条の二関係）

５　その他所要の改正を行う。

第10　医療法の一部改正

１　病院又は診療所の管理者は、良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、業務の効率化に資する措置を講ずるよう努めなければならないものとする。（第三十条の十九関係）

２　都道府県が実施するよう努める事務について、病院又は診療所における業務の効率化に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う等の事務を追加する。（第三十条の二十一関係）

３　その他所要の改正を行う。

第11　母子保健法の一部改正

１　内閣総理大臣は、市町村が妊婦に対して行い、及び勧奨する市町村妊婦健診についての望ましい基準並びに当該基準に基づく健康診査の実施に係る標準額を定めるものとし、市町村、病院等は、市町村妊婦健診の実施に当たり、当該基準及び標準額を勘案するよう努めるものとする。（第十三条第二項～第四項関係）

２　内閣総理大臣は、妊婦による市町村妊婦健診の適切な選択に資するよう、市町村妊婦健診の内容、費用その他内閣府令で定める情報を収集し、第１の５⑻の厚生労働大臣が行う公表と一体として、内閣府令で定めるところにより、妊婦に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めるものとする。（第十三条の三第一項関係）

３　市町村妊婦健診を行う病院等の管理者は、２の情報について内閣総理大臣から求めがあった場合には、これを提供するよう努めなければならないものとする。（第十三条の三第二項関係）

４　その他所要の改正を行う。

第12　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正

１　基盤機構は、分娩費及び家族分娩費の支払及び審査を行うものとする。（第十八条第一項関係）

２　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第二十一条、第二十二条及び第二十四条に定める審査委員会に関する事項について、１の分娩費及び家族分娩費の支払及び審査に係る事項を追加する。（第二十一条、第二十二条、第二十四条関係）

３　その他所要の改正を行う。

第13　社会保険医療協議会法の一部改正

１　中央社会保険医療協議会の審議事項として、第１の２⑴の定めに係る厚生労働大臣の諮問を追加する。（第二条第一項関係）

２　中央社会保険医療協議会の審議事項として、第１の５⑴の分娩費の定め及び第１の５⑹に関して定める厚生労働省令に係る諮問を追加する。（第二条第一項関係）

３　その他所要の改正を行う。

第14　施行期日等

１　施行期日

この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑴　第１の１、第５の１及び２　公布の日

⑵　第１の４、第２の２、第３の２、第５の４、第６の２、第７の２及び第８の２　令和八年八月一日

⑶　第９の２　令和九年一月一日

⑷　第１の２、第２の１、第３の１、第５の３、第６の１、第７の１、第８の１及び第13の１　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

⑸　第３の７⑴　令和十年四月一日

⑹　第１の５、第２の３、第３の６、第４の１、第５の５、第６の３、第７の３、第８の３、第11、第12、第13の２及び３⑴　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

⑺　第５の６　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

２　検討規定

⑴　政府は、この法律の公布後、持続可能な医療保険制度を実現するため、社会経済情勢の変化及び社会の要請に対応し、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内の負担の公平性の確保を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条第一項関係）

⑵　政府は、第１の２及び第５の３の規定について、軽度の疾病等に係る要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「要指導医薬品等」という。）の服用に関する国民の理解並びに要指導医薬品等に関する医師、歯科医師及び薬剤師の理解を深めるための取組の状況、医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方箋の交付を受けて使用すべき医薬品に係る要指導医薬品への転用に係る状況等を勘案し、これらの規定に係る厚生労働大臣の定めの在り方等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条第二項関係）

⑶　⑵のほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条第三項関係）

３　経過措置及び関係法律の整備

⑴　被保険者が、厚生労働大臣に届け出た特例分娩取扱施設等において出産した場合については、当分の間、分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金等に関する規定は適用せず、改正前の健康保険法その他医療保険各法における出産育児一時金、家族出産育児一時金等の支給に関する規定は、なおその効力を有するものとする。（附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項、第三十五条第一項関係）

⑵　⑴のほか、この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

―――――――――――――

◇出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第三十二号）（法務省）

第１　出入国管理及び難民認定法の一部改正

１　外国人の入国に関する規定の整備

⑴　本邦に上陸することなく本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする外国人（⑶において「直行通過者」という。）であって、⑶の認証を受けていないものは、本邦に入ってはならないこととする。（第三条第一項第三号関係）

⑵　本邦に上陸しようとする外国人であって、その所持する旅券に査証を受けた者、２⑵又は３⑵の認証を受けた者等のいずれにも該当しないものは、本邦に入ってはならないこととする。（第三条第一項第四号関係）

⑶　出入国在留管理庁長官は、直行通過者から、次のイ及びロの条件に適合していることを証明するために必要な情報が電磁的方式によって提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができることとする。（第四条関係）

イ　有効な旅券を所持していること。

ロ　本邦に上陸することなく本邦を経由して本邦外の地域に赴く目的をもって本邦に入ろうとするものであること。

２　上陸のための審査に関する規定の整備

⑴　査証免除対象者であって、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものについては、⑵の認証を受けたことを上陸のための条件とする。（第七条第一項第五号関係）

⑵　出入国在留管理庁長官は、査証免除対象者であって、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものから、次のイからニまでの条件に適合していることを証明するために必要な情報が電磁的方式によって提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができることとする。（第七条の二関係）

イ　有効な旅券を所持していること。

ロ　本邦において行おうとする活動が虚偽のものでないこと。

ハ　在留しようとする期間が第二条の二第三項の法務省令で定める在留期間を超えない範囲内であること。

ニ　当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

⑶　入国審査官は、⑵の認証を受けた外国人が上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日等を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであって法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができることとし、この場合においては、上陸許可の証印をすることを要しないこととする。（第九条第四項関係）

⑷　入国審査官は、⑵の認証等を受けた外国人について⑶の記録をする場合には、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、当該外国人に対し、当該在留資格及び在留期間を通知しなければならないこととする。（第九条第五項関係）

⑸　特定登録者カードに関する規定を削除する。（改正前第九条の二関係）

３　上陸の特例に関する規定の整備

⑴　寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可又は通過上陸の許可を受けて上陸しようとする外国人については、⑵の認証を受けたことをこれらの許可の申請の要件とする。（第十四条第一項、第十四条の二第一項、第二項、第十五条第一項、第二項関係）

⑵　出入国在留管理庁長官は、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可又は通過上陸の許可を受けて本邦に上陸しようとする外国人から、次のイからハまでの条件に適合していることを証明するために必要な情報が電磁的方式によって提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができることとする。（第十五条の二関係）

イ　有効な旅券を所持していること。

ロ　上陸することができる期間を経過して本邦に残留するおそれがないこと。

ハ　当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

⑶　遭難その他航行上の支障により航行することができなくなった船舶等を「遭難等船舶等」と定義し、入国審査官は、遭難等船舶等に乗っていた外国人の救護のためその他緊急の必要があると認めたときは、当該外国人に対し遭難等による上陸の許可をすることができることとする。（第十八条第一項関係）

４　船舶等の長及び運送業者の責任に関する規定の整備

⑴　本邦に入る船舶等を運航する運送業者等は、当該船舶等に係る予約者に係る乗船券又は航空券を発行する場合には、出入国在留管理庁長官に対し、当該予約者の氏名等を報告しなければならないこととし、出入国在留管理庁長官から、当該報告に係る者を本邦に入らせることが相当でない旨の通知を受けたときは、当該通知に係る者を当該船舶等に乗せて本邦に入らせてはならないこととする。（第五十六条の二関係）

⑵　主任審査官は、有効な旅券を所持する外国人で２⑵の認証を受けたものについて、船舶等の長又は船舶等を運航する運送業者が負うべき責任と費用の負担のうち、出国待機施設にとどめておくことに伴うものの全部又は一部を免除することができることとする。（第五十九条第三項関係）

５　事実の調査に関する規定の整備

法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、１⑶、２⑵又は３⑵の認証を行うため必要がある場合には入国審査官に事実の調査をさせることができることとする。（第五十九条の二第一項関係）

６　手数料に関する規定の整備

⑴　外国人は、在留資格の変更の許可等を受ける場合には、在留資格の変更の許可及び在留期間の更新の許可にあっては十万円、永住許可にあっては三十万円を超えない範囲内において、政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととする。（第六十七条第一項関係）

⑵　⑴の政令で定める額は、実費並びに外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めるものとする。（第六十七条第二項関係）

⑶　法務大臣は、在留資格の変更の許可若しくは在留期間の更新の許可を受ける外国人又は永住許可を受ける外国人（第二十二条第二項ただし書又は第六十一条の二の十四に規定する場合に該当する者に限る。）が経済的困難その他特別の理由により⑴の手数料を減額し、又は免除することが相当である者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、⑴の手数料を減額し、又は免除することができることとする。（第六十七条第三項関係）

⑷　外国人は、１⑶、２⑵又は３⑵の認証を受けようとする場合には、情報を提供する時に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととする。（第六十七条の三第一項関係）

⑸　外国人は、２⑵若しくは３⑵の認証を受け、又は第九条第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けるときは、実費並びにこれらの認証又は登録を受ける外国人に係る出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額その他の事情を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととする。（第六十七条の三第二項関係）

７　罰則に関する規定の整備

所要の過料規定を設ける。（第七十七条第一号の二、第一号の三関係）

８　その他所要の改正を行う。

第２　出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部改正

第一項の規定により査証を要しないとされる外国人は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第七条の二の規定の適用については、査証免除対象者とみなすこととする。（第二項関係）

第３　附則

１　この法律は、一部の規定を除き、令和十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置を定める。

３　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（法律第三十三号）（環境省）

1　目的

この法律の目的は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、所要の措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するものとする。（第一条関係）

2　定義

太陽電池及び事業用太陽電池、太陽電池廃棄物及び事業用太陽電池廃棄物、太陽電池の廃棄及び事業用太陽電池の廃棄、太陽電池廃棄者及び事業用太陽電池廃棄者、再資源化及び再資源化等並びに太陽電池廃棄物再資源化等事業について、その定義を定める。（第二条関係）

3　基本方針等

⑴　主務大臣は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図るための基本的な方針を定めるものとする。（第三条関係）

⑵　国、地方公共団体及び太陽電池廃棄者について、その責務を定める。（第四条～第六条関係）

4　事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置

⑴　事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項

イ　主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、当該事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

ロ　イの判断の基準となるべき事項は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の状況、太陽電池廃棄物の再資源化等に要する費用の推移等を勘案して定め、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。（第七条関係）

⑵　主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者に対し、⑴イの判断の基準となるべき事項を勘案して、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施について必要な指導及び助言をすることができるものとする。（第八条関係）

⑶　多量事業用太陽電池廃棄実施計画

イ　多量事業用太陽電池廃棄者は、その事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出なければならないこととする。

ロ　多量事業用太陽電池廃棄者は、原則として、イの届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならないこととする。

ハ　主務大臣は、届出のあった多量事業用太陽電池廃棄実施計画が⑴イの判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更等について勧告及び命令ができるものとする。（第九条関係）

⑷　多量事業用太陽電池廃棄者は、多量事業用太陽電池廃棄実施計画の届出をするに当たって、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画において事業用太陽電池廃棄物の処分を行う者として記載しようとする者に対し、当該者が行うことができる太陽電池廃棄物の処分の方法に関する情報その他の当該届出に必要な情報の提供を求めることができるものとする。（第十条関係）

5　太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

⑴　太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者の講ずる措置

イ　太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者は、当該太陽電池廃棄物再資源化等事業の円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

ロ　太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者は、当該者に太陽電池廃棄物の処分の委託をしようとする者に対し、その求めに応じ再資源化等のための処分を含む太陽電池廃棄物の処分の方法を提示すること等により、太陽電池廃棄物の再資源化等のための処分の方法が適切に選択されるよう努めなければならないこととする。（第十一条関係）

⑵　太陽電池廃棄物再資源化等事業を行おうとする者は、太陽電池廃棄物再資源化等事業計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、認定計画の変更等について所要の規定を設ける。（第十二条及び第十三条関係）

⑶　廃棄物処理法の特例

イ　認定事業者は、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、太陽電池廃棄物再資源化等事業を実施できることとし、所要の規定を設ける。

ロ　認定事業者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、認定計画に従って行う太陽電池廃棄物（産業廃棄物であるものに限る。）の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならないこととし、所要の規定を設ける。（第十四条関係）

⑷　産業廃棄物処理事業振興財団は、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律で定められた業務のほか、認定事業者が認定計画に従って行う太陽電池廃棄物の再資源化等（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること等の業務を行うことができることとし、所要の規定を設ける。（第十五条関係）

⑸　認定事業者は、太陽電池廃棄物の再資源化により得られる物の質の向上及び量の増加に資するため必要な設備の導入その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。（第十六条関係）

⑹　主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る太陽電池廃棄物再資源化等事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。（第十七条関係）

6　製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

⑴　製造業者等は、設計及び原材料等の種類について工夫をした太陽電池の製造又は輸入をし、また、販売業者は、当該工夫がされた太陽電池を販売するよう努めなければならないこととする。（第十八条関係）

⑵　製造業者等は、その製造し、又は輸入する太陽電池について、その部品の材質及び成分並びにその重量の表示等必要な措置を講じ、また、販売業者は、太陽電池の長期間の使用及び再使用並びに太陽電池廃棄物の再資源化等に関する情報の提供を行うよう努めなければならないこととする。（第十九条関係）

7　雑則

財政上の措置等、報告徴収及び立入検査等について所要の規定を設ける。（第二十条～第二十五条関係）

8　罰則

罰則について所要の規定を設ける。（第二十六条～第二十九条関係）

9　附則

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の準備行為等を定める。（附則第二条、第三条、第五条及び第七条関係）

⑶　政府は、必要があると認めるときは、多量事業用太陽電池廃棄者の要件の見直し、太陽電池の廃棄に関係する者における太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制及び太陽電池廃棄物の処分の方法としての再資源化等の選択に係る義務付け等所要の措置を講ずるものとする。（附則第四条関係）

⑷　その他所要の改正を行う。（附則第六条関係）

◇農林中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第百九十三号）（農林水産省）

農林中央金庫法の一部を改正する法律（令和八年法律第十六号）の施行期日は、令和八年七月一日とする。

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第百九十四号）（財務省）

1　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

2　この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。（附則関係）

法律

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年六月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第二十九号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律

（産業競争力強化法の一部改正）

第一条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二項に次の一号を加える。

三　予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うもの

第二条第十七項第一号ワ中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同条第十九項中「プログラムをいう」の下に「。第百四十五条の二において同じ」を加え、同条中第三十七項を第三十八項とし、第二十項から第三十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十九項の次に次の一項を加える。

この法律において「特定生産性向上設備等」とは、生産性向上設備等のうち、事業の将来における高い生産性の確保に特に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

第二十一条の二十第一項中「及び第二号ハ」を「、第二号ハ及び第三号ハ」に改め、同条第二項第一号ハ中「次号ハ」の下に「及び第三号ハ」を加え、「第二十一条の二十四第一項第一号及び第二号」を「第二十一条の二十四第一項各号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　国際経済事情激変事業適応（第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。以下同じ。）にあっては、次に掲げる事項

イ　国際経済事情激変事業適応の促進の意義及び目標その他の国際経済事情激変事業適応に関する基本的事項

ロ　国際経済事情激変事業適応の実施に必要な特定生産性向上設備等の導入その他の国際経済事情激変事業適応の内容に関する事項

ハ　国際経済事情激変事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

ニ　その他国際経済事情激変事業適応に関する重要事項

第二十一条の二十二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　主務大臣は、第一項の認定をするに当たってその事業適応計画（国際経済事情激変事業適応に関するものに限る。）が前項第三号に適合するかどうかを判断するために必要があると認めるときは、株式会社日本貿易保険の意見を聴くものとする。

第二十一条の二十三第五項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際経済事情激変事業適応の円滑化業務）

第二十一条の二十三の二　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、国際経済事情激変事業適応を円滑化するため、認定事業適応事業者（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。次条第一項第三号において同じ。）が認定事業適応計画に従って行う国際経済事情激変事業適応のための措置のうち特定生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この節、第三十四条及び第百一条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

第二十一条の二十四第一項第一号中「導入又は」を「導入、」に改め、「販売」の下に「又は特定生産性向上設備等の導入」を、「次号及び」の下に「第三号並びに」を加え、同項に次の一号を加える。

三　指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債の引受けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

第二十一条の二十五第一項中「及び第二号ハ」を「、第二号ハ及び第三号ハ」に改める。

第二十一条の二十六第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「するもの」の下に「又は認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債を引き受ける業務のうち、当該社債の引受けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの」を加える。

第三十四条中「（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第百一条第一項第六号において同じ。）」を削る。

第七十六条中「第二条第二十六項」を「第二条第二十七項」に改める。

第七十八条中「第二条第二十六項第二号」を「第二条第二十七項第二号」に改める。

第百十二条第一項中「第二条第二十九項」を「第二条第三十項」に改める。

第百二十七条第三項第三号ニ中「第二条第三十二項第二号」を「第二条第三十三項第二号」に改める。

第百二十九条第一項中「第二条第三十一項第一号」を「第二条第三十二項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第三十一項第二号」を「第二条第三十二項第二号」に、「同条第三十一項第四号」を「同条第三十二項第四号」に改め、同条第三項中「第二条第三十一項第一号」を「第二条第三十二項第一号」に改め、同条第四項第一号イ中「第二条第三十一項第一号」を「第二条第三十二項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第三十一項第四号」を「第二条第三十二項第四号」に改める。

第百三十二条第一項及び第二項の表第三条第三項の項中「第二条第三十五項」を「第二条第三十六項」に改める。

第百四十五条の次に次の一条を加える。

（生産性の向上に資する施設等の導入の状況に関する調査）

第百四十五条の二　政府は、事業者による生産性向上設備等の導入その他の生産性の向上に資する施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入の円滑化のために必要があると認めるときは、当該導入の状況に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第二条　産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

目次中「の再生」を「の再生等」に、「第二節　中小企業再生支援体制の整備（第百三十三条―第百四十条）」を「第二節　中小企業再生支援体制の整備（第百三十三条―第百四十条）　第三節　生活維持物品役務需要減等事業適応の円滑化（第百四十条の二―第百四十条の二十七）　第四節　生活維持物品役務需要減等事業適応支援体制の整備（第百四十条の二十八―第百四十条の三十七）」に改める。

第一条中「再生」を「再生等」に改める。

第二条第十二項に次の一号を加える。

四　事業に要する費用の上昇による事業環境の変化に対応して行うもの

第二条に次の五項を加える。

39　この法律において「生活維持物品役務需要減等事業適応」とは、事業者が、人口の減少又は少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に伴う生活の維持に必要な物品又は物品の輸送、旅客輸送その他の役務の需要の減少又は供給の不足（第百四十条の三十五第一項において「生活維持物品役務需要減等」という。）に対応して、その事業の合理化、多角化又は広域化その他の事業の効率化を目指して行う事業の全部又は一部の変更をいう。

40　この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

五　企業組合

六　協業組合

七　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

八　特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第百三十条において同じ。）であって、常時使用する従業員の数が五百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三百人、卸売業を主たる事業とする事業者については四百人）以下のもの

41　この法律において「事業承継等」とは、次に掲げるいずれかの措置をいう。

一　吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が特定事業者又は常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人若しくは個人（以下この条及び第百四十条の三第四項第二号において「特定事業者等」という。）である場合に限る。）により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二　新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三　吸収分割（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四　新設分割（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割設立会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五　株式交換（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六　株式移転（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七　株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

八　事業又は資産の譲受け（特定事業者等が他の特定事業者等から譲り受ける場合に限る。）

九　特定事業者等による他の特定事業者等の株式又は持分の取得（当該取得によって当該特定事業者等が当該他の特定事業者等の経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものとなる場合に限る。）

十　事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

42　この法律において「承継等特定事業者等」とは、特定事業者等が事業承継等（前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第八号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項、第百四十条の三第四項第二号ロ及びハ並びに第百四十条の十一において同じ。）を行う場合における当該特定事業者等をいう。

43　この法律において「被承継等特定事業者等」とは、承継等特定事業者等が他の特定事業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者等をいう。

第二十一条の十九第一項中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

第二十一条の二十第一項中「及び第三号ハ」を「、第三号ハ及び第四号ハ」に改め、同条第二項第一号ハ中「次号ハ及び第三号ハ並びに」を「以下この項及び」に改め、同項に次の一号を加える。

四　事業費上昇事業適応（第二条第十二項第四号に該当する事業適応をいう。以下同じ。）にあっては、次に掲げる事項

イ　事業費上昇事業適応の促進の意義及び目標その他の事業費上昇事業適応に関する基本的事項

ロ　事業費上昇事業適応の実施に必要な生産性向上設備等の導入、施設の運営その他の事業費上昇事業適応の内容に関する事項

ハ　事業費上昇事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

ニ　その他事業費上昇事業適応に関する重要事項

第二十一条の二十一第一項中「この条及び」を「この条」に、「において」を「及び第二十一条の二十三の二第五項第一号において」に改める。

第二十一条の二十二第一項中「事業適応（」の下に「事業費上昇事業適応を除く。以下同じ。）」を加える。

第二十一条の二十三の二を次のように改める。

（事業費上昇事業適応計画の認定）

第二十一条の二十三の二　事業者は、その実施しようとする事業費上昇事業適応（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。）に関する計画（以下「事業費上昇事業適応計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の事業者が事業費上昇事業適応を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して事業費上昇事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　事業費上昇事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業費上昇事業適応の目標

二　事業費上昇事業適応の内容、実施時期及び実施場所

三　事業費上昇事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

4　事業費上昇事業適応計画には、次に掲げる事項を記載することができる。

一　事業費上昇事業適応の実施に当たって事業者が第二十一条の二十三の四の規定の適用を受ける場合には、生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この節、第三十四条、第百一条第一項第六号及び第百四十条の九において同じ。）に係る社債権者の保護に関する事項

二　事業費上昇事業適応の実施に当たって地域経済牽引事業用地整備（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この条及び第二十一条の二十三の五において「地域経済牽引事業促進法」という。）第四条第二項第七号に規定する地域経済牽引事業用地整備をいう。）の実施により整備された土地において当該事業費上昇事業適応のための措置を行おうとする場合には、その旨及び当該措置を行うことによる経済的効果

三　事業費上昇事業適応の実施に当たって当該事業費上昇事業適応のための措置の用に供する工場又は事業場（地域経済牽引事業促進法第十三条第三項第三号に規定する地域経済牽引事業用工場等に相当するものに限る。以下この号、第七項第二号及び第二十一条の二十三の五第二項において同じ。）が同項の規定の適用を受ける場合には、その旨及び当該措置の用に供する工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項

四　事業費上昇事業適応の実施に当たって当該事業費上昇事業適応のための措置の用に供する情報処理施設（地域経済牽引事業促進法第四条第二項第九号に規定する地域経済牽引事業用情報処理施設に相当するものに限る。以下この条及び第二十一条の二十三の五第三項において同じ。）が同項の規定の適用を受ける場合には、その旨及び当該措置の用に供する情報処理施設に対する工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。第十一項及び第二十一条の二十三の五第三項において同じ。）による水の供給の見込みに関する事項

5　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業費上昇事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　実施指針（当該事業費上昇事業適応計画に係る事業が属する分野について第二十一条の二十一第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあっては、実施指針及び当該事業分野別実施指針）に照らし適切なものであること。

二　当該事業費上昇事業適応計画に係る事業費上昇事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該事業費上昇事業適応計画に係る事業費上昇事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

6　主務大臣は、促進区域（地域経済牽引事業促進法第四条第二項第一号に規定する促進区域をいう。以下この項において同じ。）において実施される事業費上昇事業適応に関する事業費上昇事業適応計画について第一項の認定をするため必要があると認めるときは、当該促進区域に係る同意基本計画（地域経済牽引事業促進法第六条に規定する同意基本計画をいう。第八項において同じ。）を作成した市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県に対し、当該促進区域における工場用地の確保の状況その他の産業基盤の整備に関する情報の提供を求めることができる。

7　主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、事業費上昇事業適応計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該事業費上昇事業適応計画（当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。）について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一　第四項第二号に掲げる事項　同号の土地の所在地の都道府県知事

二　第四項第三号に掲げる事項　同号の工場又は事業場の所在地の都道府県知事

三　第四項第四号に掲げる事項　同号の情報処理施設の所在地の都道府県知事

8　都道府県知事は、次の各号に掲げる事項の記載がある事業費上昇事業適応計画についての協議があった場合において、当該事業費上昇事業適応計画（当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。）が、同意基本計画のうちそれぞれ当該各号に定める事項に係る部分に適合すると認めるときは、その同意をするものとする。

一　第四項第二号に掲げる事項　地域経済牽引事業促進法第四条第二項第三号及び第七号に掲げる事項

二　第四項第三号に掲げる事項　地域経済牽引事業促進法第四条第二項第三号及び第八号に掲げる事項

三　第四項第四号に掲げる事項　地域経済牽引事業促進法第四条第二項第三号及び第九号に掲げる事項

9　都道府県知事は、前項の同意をしようとする場合において、事業費上昇事業適応計画に第四項第三号に掲げる事項の記載があるときは、当該事業費上昇事業適応計画（同号に係る部分に限る。）について、あらかじめ、当該事項に関係する重点促進市町村（地域経済牽引事業促進法第九条第一項に規定する重点促進市町村をいう。）の長に協議し、その同意を得なければならない。

10　主務大臣は、第一項の認定をしたとき（当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合に限る。）は、次条第一項に規定する認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画（同号に係る部分に限る。）に従って行う事業費上昇事業適応のための措置（第二十一条の二十三の五第一項において「地域経済牽引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置」という。）に係る土地の所在地の都道府県知事に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

11　主務大臣は、第一項の認定をしたとき（当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に第四項第四号に掲げる事項の記載がある場合に限る。）は、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画における情報処理施設の所在地をその給水区域（工業用水道事業法第四条第一項第二号に規定する給水区域をいう。）に含む工業用水道事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

12　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画の内容を公表するものとする。

第二十一条の二十三の二の次に次の四条を加える。

（事業費上昇事業適応計画の変更等）

第二十一条の二十三の三　前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業費上昇事業適応事業者」という。）は、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業費上昇事業適応計画」という。）に従って事業費上昇事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定事業費上昇事業適応計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業費上昇事業適応事業者に対して、当該認定事業費上昇事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第五項から第十二項までの規定は第一項の認定について、同条第十一項の規定は第二項又は第三項の規定による認定の取消しについて準用する。

（社債管理者の設置に関する特例）

第二十一条の二十三の四　認定事業費上昇事業適応事業者が、認定事業費上昇事業適応計画（第二十一条の二十三の二第四項第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために社債を発行する場合においては、当該認定事業費上昇事業適応事業者については、会社法第七百二条本文の規定は、適用しない。この場合において、同法第七百十四条の二中「第七百二条ただし書」とあるのは、「第七百二条ただし書又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十三の四」とする。

（地域経済牽引事業促進法の特例）

第二十一条の二十三の五　認定事業費上昇事業適応事業者が第二十一条の二十三の二第十項の規定による通知があった土地において地域経済牽引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置を行おうとする場合における承認地域経済牽引事業用地整備者（地域経済牽引事業促進法第十二条の三第一項に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者をいう。）に対する地域経済牽引事業促進法第十二条の二第二項第四号の規定の適用については、同号中「承認地域経済牽引事業」とあるのは、「承認地域経済牽引事業又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十三の二第十項に規定する地域経済牽引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置」とする。

２　認定事業費上昇事業適応計画において第二十一条の二十三の二第四項第三号に掲げる事項としてその周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項が記載された工場又は事業場については、当該工場又は事業場を地域経済牽引事業促進法第十八条の二第一項に規定する承認地域経済牽引事業用工場等とみなして、同条及び地域経済牽引事業促進法第十八条の三の規定を適用する。

３　認定事業費上昇事業適応計画において第二十一条の二十三の二第四項第四号に掲げる事項としてその情報処理施設に対する工業用水道事業者による水の供給の見込みに関する事項が記載された情報処理施設については、当該情報処理施設を地域経済牽引事業促進法第十八条の四に規定する承認地域経済牽引事業用情報処理施設とみなして、同条の規定を適用する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際経済事情激変事業適応等の円滑化業務）

第二十一条の二十三の六　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、国際経済事情激変事業適応又は事業費上昇事業適応を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一　認定事業適応事業者（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。次条第一項第三号において同じ。）　認定事業適応計画に従って行う国際経済事情激変事業適応のための措置のうち特定生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金

二　認定事業費上昇事業適応事業者　認定事業費上昇事業適応計画に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金

第二十一条の二十四第一項中「次項及び第三十五条において」を「以下」に改め、同項に次の一号を加える。

四　指定金融機関に対し、認定事業費上昇事業適応事業者が認定事業費上昇事業適応計画に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入（第二十一条の二十六第一項において「認定事業費上昇事業適応関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及び当該導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債の引受けに必要な資金を貸し付ける業務並びにこれらに附帯する業務

第二十一条の二十五第一項中「及び第三号ハ」を「、第三号ハ及び第四号ハ」に改める。

第二十一条の二十六第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「貸付けを受けて行おうとするもの」の下に「又は認定事業費上昇事業適応事業者が認定事業費上昇事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務若しくは認定事業費上昇事業適応事業者が認定事業費上昇事業適応関連措置を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債を引き受ける業務のうち、当該資金の貸付け若しくは社債の引受けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの」を加える。

第三十三条第一項中「この項」の下に「及び第百四十条の七第一項第二号」を加え、同条第二項中「適用」を「規定の適用」に改める。

第五章の章名中「再生」を「再生等」に改める。

第百二十六条第二項第三号中「（特別区を含む。以下同じ。）」を削る。

第百三十条中「特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する」を削り、「中小企業信用保険法第三条第一項」を「同法第三条第一項」に改める。

第百三十四条第二項第一号中「する中小企業者（」の下に「第百四十条の四第一項に規定する認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者（特定事業者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）（」を加える。

第百三十六条第二項に次の一号を加える。

四　生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会（第百四十条の三十五第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会をいう。以下この号において同じ。）が同条第二項の協議を円滑に行うために認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会に提供する当該協議に関する情報

第百四十条第一号中「次条第二項」を「第百四十一条第二項」に改める。

第五章に次の二節を加える。

第三節　生活維持物品役務需要減等事業適応の円滑化

（生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針）

第百四十条の二　経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、特定事業者その他の事業者（以下この節及び第百四十条の三十七において単に「事業者」という。）の生活維持物品役務需要減等事業適応を適切に支援し、生活の維持に必要な物品又は物品の輸送、旅客輸送その他の役務の需給の安定を通じた地域の産業の担い手の確保その他の事業者の活力の再生に資するため、生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針（以下この節及び次節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

２　実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　生活維持物品役務需要減等事業適応の促進の意義及び目標その他の生活維持物品役務需要減等事業適応に関する基本的事項

二　生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な事業の効率化その他の生活維持物品役務需要減等事業適応の内容に関する事項

三　生活維持物品役務需要減等事業適応の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

イ　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務（第百四十条の二十八第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務をいう。ロ及びハにおいて同じ。）の内容に関する事項

ロ　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制に関する事項

ハ　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

四　その他生活維持物品役務需要減等事業適応に関する重要事項

３　経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。ただし、経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

４　経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定）

第百四十条の三　事業者は、その実施しようとする生活維持物品役務需要減等事業適応（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。）に関する計画（以下「生活維持物品役務需要減等事業適応計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを行政庁（当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合にあっては、主務大臣。第五項、第六項（第一号を除く。）、第十二項及び第十三項、次条並びに第百四十四条第四項において同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。

２　二以上の事業者が生活維持物品役務需要減等事業適応を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して生活維持物品役務需要減等事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

３　生活維持物品役務需要減等事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する事業場の所在地

三　生活維持物品役務需要減等事業適応の内容及び実施期間

四　生活維持物品役務需要減等事業適応に必要な資金の額及びその調達方法

五　生活維持物品役務需要減等事業適応の実施による事業の効率化により見込まれる効果

4　生活維持物品役務需要減等事業適応計画には、次に掲げる事項を記載することができる。
一　生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に当たって、特定事業者が第百四十条の六第三項又は第百四十条の十二の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項
イ　当該特定事業者が事業承継等を行う場合における当該特定事業者の名称
ロ　当該特定事業者が他の特定事業者から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者の名称
ハ　事業承継等の内容及び実施時期
ニ　第百四十条の六第三項の規定の適用を受ける場合にあっては、純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める事項
二　生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に当たって、特定事業者等が第百四十条の十一の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項
イ　承継等特定事業者等及び被承継等特定事業者等の名称
ロ　事業承継等の内容及び実施時期
ハ　特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等であって、それに基づく地位を被承継等特定事業者等が有する場合において当該地位が承継等特定事業者等に承継されることが生活維持物品役務需要減等事業適応に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく被承継等特定事業者等の地位であって、当該生活維持物品役務需要減等事業適応のために事業承継等により当該承継等特定事業者等が承継しようとするものに関する事項
三　生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に当たって、事業者が第百四十条の十三の規定の適用を受ける事業の全部又は一部の譲渡をする場合の次に掲げる事項
イ　当該事業者及び当該事業者から事業の全部又は一部を譲り受ける事業者の名称
ロ　事業の全部又は一部の譲渡の内容及び実施時期
四　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条第四項第二号の許可を要する行為に関する事項
五　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員が同法第三十八条第一項の許可を受け、生活維持物品役務需要減等事業適応に従事しようとする場合にあっては、その旨
六　生活維持物品役務需要減等事業適応（生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする者に地方公共団体を含むものに限る。）の実施に当たっての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下この号及び第百四十条の二十六において「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産をいう。以下この号において同じ。）の活用（補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）に関する事項

5　行政庁は、第一項の認定の申請があった場合において、その生活維持物品役務需要減等事業適応計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一　実施指針に照らし適切なものであること。
二　当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る生活維持物品役務需要減等事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
三　当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る生活維持物品役務需要減等事業適応の実施による事業の効率化が、当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る事業の属する事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

6　行政庁は、第一項の認定をしようとする場合において、生活維持物品役務需要減等事業適応計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画（当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。）について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。
一　第四項第二号に掲げる事項　当該事項に係る特定許認可等をした行政庁
二　第四項第四号に掲げる事項　厚生労働大臣（生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を超えない場合にあっては、当該消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事。第十項において同じ。）
三　第四項第五号に掲げる事項　当該事項に係る職員の任命権者
四　第四項第六号に掲げる事項　当該事項に係る関係行政機関の長

7　前項第一号に定める行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、前項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

8　第六項第一号に定める行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同項の同意をするかどうかを判断するものとする。

9　前二項に定めるもののほか、第六項第一号に掲げる事項に係る同項の同意に関し必要な事項は、政令で定める。

10　厚生労働大臣は、第六項第二号に掲げる事項に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画についての協議があった場合において、当該事項が、消費生活協同組合法第十二条第四項第二号の許可をすることができる場合に該当するものであると認めるときは、第六項の同意をするものとする。

11　第六項第三号の任命権者は、同号に掲げる事項に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画についての協議があった場合において、当該協議に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画に記載されている第四項第五号の職員に対し地方公務員法第三十八条第一項の許可をしたときは、第六項の同意をするものとする。

12　行政庁は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる行政庁の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
一　第百四十六条の二第一項第二号に定める行政庁　当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応がその区域内において実施されることとなる市町村
二　第百四十六条の二第一項第三号に定める行政庁　当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応がその区域内において実施されることとなる都道府県及び市町村

13　行政庁は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画の内容を公表するものとする。

（生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更等）

第百四十条の四　前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従って設立された法人を含む。以下「認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者」という。）は、当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定を受けなければならない。

2　行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が前条第五項の認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画」という。）に従って生活維持物品役務需要減等事業適応を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に対して、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　行政庁は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第五項から第十三項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「行政庁」とあるのは、「行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、その削除される被承継等特定事業者等の地位に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）」と読み替えるものとする。

（特定事業者であった認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者の特例）

第百四十条の五　認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者（第百四十条の三第一項の認定の申請（前条第一項の変更の認定の申請）の時において特定事業者であった者に限る。）が当該認定の申請の時から当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間の終了までの間に特定事業者でなくなった場合には、当該特定事業者でなくなった認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者は、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間内においては、引き続き特定事業者であるものとみなして、第百三十四条第二項及びこの節（第百四十条の十二を除く。）の規定を適用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第百四十条の六　認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者（特定事業者（第二条第四十項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる者に限る。）及び労働者協同組合（その行う事業に従事する者の数が五百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については三百人、卸売業を主たる事業とする者については四百人）以下のものに限る。以下この条、第百四十条の九及び第百四十条の二十七第一項において同じ。）に限る。）のうち中小企業信用保険法第二条第一項第一号に規定する特定事業を行うものであって、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、認定生活維持物品役務需要減等事業適応（認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従って実施される生活維持物品役務需要減等事業適応をいう。以下同じ。）を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けたもの（同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）については、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者を同項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

2　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証を受けた特定事業者及び労働者協同組合に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定（前項の規定により適用される場合を含む。次項において同じ。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、商工組合、協業組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）
第三条の二第一項	保険価額の合計額が八千万円
第三条の三第一項	保険価額の合計額が二千万円
当該借入金の額のうち	当該債務者
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	

3　前項の規定にかかわらず、生活維持物品役務需要減等事業適応計画（第百四十条の三第四項第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要な資金に係るもの（第百四十条の二十七第二項において「特例生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証」という。）を受けた特定事業者及び労働者協同組合に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、商工組合、協業組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）	含む。）
第三条の二第一項	保険価額の合計額が八千万円	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提供させないもの
第三条の三第一項	保険価額の合計額が二千万円	当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める者（法人に限る。）以外の者であつて、保証人の保証を除く。
当該借入金の額のうち	当該債務者	保証人の保証を含む。
第三条の二第三項及び第三条の三第二項		

生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該借入金の額のうち）	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該債務者）	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二千万円）
第三条の三第一項	保険価額の合計額が二千万円	

第三条第一項	保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、商工組合、協業組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十条の六第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証（以下「生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、商工組合、協業組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二億円）
第三条の二第一項	保険価額の合計額が八千万円	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ八千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで八千万円）
第三条の三第一項	保険価額の合計額が二千万円	

保険価額の合計額が八千万円	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで八千万円）	
当該借入金の額のうち	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該借入金の額のうち）	第三条の二第三項及び第三条の三第二項
当該債務者	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該債務者）	
保険価額の合計額が二千万円	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二千万円）	第三条の三第一項

4　普通保険の保険関係であって、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定（第一項の規定により適用される場合を含む。）の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第百四十条の七　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　特定事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　特定事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2　前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例）

第百四十条の八　公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条に規定する業務のほか、第百四十条の五の規定により特定事業者とみなされた認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者（公庫法第二条第三号イに規定する中小企業特定事業を営むものに限る。）に対し、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

2　公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者（第二条第四十項第一号から第四号までに掲げる者に限り、公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同号イに規定する中小企業特定事業を営むものに対し、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

3　前二項の規定により認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に対して資金を貸し付ける業務は、公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の規定の適用については、それぞれ公庫法第十一条第一項第一号の規定による公庫法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う生活維持物品役務需要減等事業適応の円滑化業務）

第百四十条の九　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応を円滑化するため、認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する特定事業者及び労働者協同組合が認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の適正化に関する法律の特例）

第百四十条の十　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二十二条第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法第二十三条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　食品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（地方公共団体を除く。次号において「食品等製造業者等」という。）が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する食品等製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十条の十第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び産業競争力強化法第百四十条の十第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は産業競争力強化法第百四十条の十第一項各号に掲げる業務

第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは産業競争力強化法
第五十七条第二号	第二十九条第一項	産業競争力強化法第百四十条の十第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条	産業競争力強化法第百四十条の十第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

（特定許認可等に基づく地位の承継等）

第百四十条の十一　認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画（第百四十条の三第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って事業承継等が行われたときは、承継等特定事業者等は、当該事項に係る特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を承継する。

2　承継等特定事業者等は、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従って事業承継等を行ったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定により承継等特定事業者等が特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知するものとする。

4　この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

（中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例）

第百四十条の十二　特定事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画（第百四十条の三第四項第一号に掲げる事項（第二条第四十一項第十号に掲げる措置に係るものに限る。）の記載があるものに限る。）に従って当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第百四十条の十三　事業者であって株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画（第百四十条の三第四項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下この条において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2　前項の期間は、一月を下ってはならない。

3　第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかったときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4　特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（労働者協同組合から株式会社への組織変更）

第百四十条の十四　第百四十条の三第一項の認定（第百四十条の四第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた労働者協同組合（以下「認定労働者協同組合」という。）は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

（労働者協同組合の組織変更計画の承認等）

第百四十条の十五　認定労働者協同組合は、前条の組織変更（以下「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2　前項の場合においては、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第六十五条に規定する議決によらなければならない。

3　総代会においては、労働者協同組合法第七十一条第六項の規定にかかわらず、組織変更について議決することができない。

4　第一項の総会の招集に対する労働者協同組合法第六十一条第一項の規定の適用については、同項中「十日」とあるのは「二週間」と、「会議の目的である事項」とあるのは「会議の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社の定款」とする。

5　組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

三　組織変更後株式会社の取締役の氏名

四　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ　組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合　組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ　組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合　組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ　組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合　組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五　組織変更をする認定労働者協同組合の組合員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六　組織変更をする認定労働者協同組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七　組織変更後株式会社が組織変更に際して組織変更をする認定労働者協同組合の組合員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八　前号に規定する場合には、組織変更をする認定労働者協同組合の組合員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九　組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

十　組織変更がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

十一　前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

6　組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

（労働者協同組合の組織変更の議決の公告等）

第百四十条の十六　認定労働者協同組合が、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、議決の内容及び貸借対照表を公告しなければならない。

2　組織変更をする認定労働者協同組合の債権者は、当該認定労働者協同組合に対し、組織変更について異議を述べることができる。

3　組織変更をする認定労働者協同組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一　組織変更をする旨

二　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

4　前項の規定にかかわらず、組織変更をする認定労働者協同組合が同項の規定による公告を、官報のほか、労働者協同組合法第二十九条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5　債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

6　債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする認定労働者協同組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（労働者協同組合の組織変更に反対する組合員の持分払戻請求権）

第百四十条の十七　組織変更をする認定労働者協同組合の組合員で、第百四十条の十五第一項の総会に先立って当該認定労働者協同組合に対し書面をもって組織変更に反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該認定労働者協同組合を脱退することができる。

2　前項の規定による組合員の脱退については、労働者協同組合法第十六条から第十八条までの規定を準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その払込済出資額を限度として、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

3　前項の場合には、効力発生日を労働者協同組合法第十六条第二項に規定する脱退した事業年度末とみなす。

（労働者協同組合の組合員への株式等の割当て）

第百四十条の十八　組織変更をする認定労働者協同組合の組合員（前条第一項の規定による請求をしている者その他政令で定める者を除く。次項において同じ。）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2　前項の株式又は金銭の割当ては、組合員の出資口数に応じてしなければならない。

3　前二項の株式の割当てについては、会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（労働者協同組合の組織変更に際して資本準備金として計上すべき額等）

第百四十条の十九　認定労働者協同組合の組織変更に際して資本準備金として計上すべき額その他認定労働者協同組合の組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（労働者協同組合の組織変更の効力の発生等）

第百四十条の二十　組織変更をする認定労働者協同組合は、効力発生日に、株式会社となる。

2　組織変更をする認定労働者協同組合の組合員は、効力発生日に、第百四十条の十五第五項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3　前二項の規定は、第百四十条の十六の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

（労働者協同組合の組織変更の届出）

第百四十条の二十一　認定労働者協同組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、労働者協同組合法第百三十二条の規定による行政庁に届け出なければならない。

（労働者協同組合の組織変更後株式会社の備置き等）

第百四十条の二十二　組織変更後株式会社は、第百四十条の十六に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。次項第三号及び第四号並びに第百六十条の二第四号において同じ。）を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2　組織変更後株式会社の株主及び債権者は、組織変更後株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって組織変更後株式会社の定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（労働者協同組合の組織変更の無効の訴え）

第百四十条の二十三　会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、認定労働者協同組合の組織変更の無効の訴えについて準用する。

（労働者協同組合の組織変更の登記）

第百四十条の二十四　認定労働者協同組合が組織変更をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更前の認定労働者協同組合については解散の登記を、組織変更後株式会社については会社法第九百十一条の登記をしなければならない。

2　前項の規定により組織変更をした場合の組織変更後株式会社についてする登記の申請書には、第百四十条の三第一項の認定を受けたことを証する書面並びに商業登記法第十八条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　認定労働者協同組合の総会の議事録

四　組織変更後株式会社の取締役（組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあっては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

五　組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六　株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

七　第百四十条の十六第一項の規定による公告をしたことを証する書面

八　第百四十条の十六第三項の規定による公告及び催告（同条第四項の規定により公告を官報のほか労働者協同組合法第二十九条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によってした認定労働者協同組合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

3　第一項の登記については、商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定を準用する。

（消費生活協同組合法の特例）

第百四十条の二十五　認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画（第百四十条の三第四項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するため消費生活協同組合法第十二条第四項第二号の許可を得なければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

（財産の処分の制限に係る承認の手続の特例）

第百四十条の二十六　認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画（第百四十条の三第四項第六号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する場合には、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が同条第一項の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う助言業務等）

第百四十条の二十七　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する特定事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）及び労働者協同組合の依頼に応じて、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関し必要な助言を行う。

2　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特例生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証を受けようとする特定事業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。）の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四節　生活維持物品役務需要減等事業適応支援体制の整備

（認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関）

第百四十条の二十八　主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務」という。）を行う者であって、実施指針に適合すると認められるものを、その申請により、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者として認定することができる。

2　前項の認定を受けた者（以下「認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二　生活維持物品役務需要減等事業適応計画の策定に係る指導及び助言並びに当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

3　第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事務所の所在地

三　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務に関する次に掲げる事項

イ　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の内容

ロ　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4　認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（欠格条項）

第百四十条の二十九　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三　心身の故障により生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

五　第百四十条の三十三の規定により認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

七　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（認定の更新）

第百四十条の三十　第百四十条の二十八第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第百四十条の二十八第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（廃止の届出）

第百四十条の三十一　認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（改善命令）

第百四十条の三十二　主務大臣は、実施指針に照らし認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第百四十条の三十三　主務大臣は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第百四十条の二十九各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　前条の規定による命令に違反したとき。

三　不正の手段により第百四十条の二十八第一項の認定又は第百四十条の三十第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関協力業務）

第百四十条の三十四　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の依頼に応じて、その行う生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会）

第百四十条の三十五　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村における生活維持物品役務需要減等の状況その他の地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、次に掲げる者により構成される協議会（以下この条及び次条において「生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会」という。）を組織することができる。

一　商工会又は商工会議所

二　認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関

三　認定支援機関

四　その他当該都道府県又は市町村が必要と認める者

2　生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、生活維持物品役務需要減等事業適応の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、地域の実情に応じた適切かつ効果的な生活維持物品役務需要減等事業適応に対する支援の実施その他の地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に関する方針（次条において「支援方針」という。）の作成について協議を行うものとする。

3　生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の事務に従事する者又は生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4　前三項に定めるもののほか、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会が定める。

（支援方針）

第百四十条の三十六　生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、前条第二項の協議が調ったときは、実施指針に即して、支援方針を策定するものとする。

2　支援方針においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に関する基本的な事項

二　地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の実施主体に関する事項

三　地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の実施時期

四　地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の達成状況の評価に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に関し当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会が必要と認める事項

3　生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、支援方針を作成するときは、あらかじめ、関係地方公共団体及び関係のある認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4　生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、支援方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、経済産業大臣並びに関係地方公共団体及び関係のある認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関（当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の構成員であるものを除く。）に送付しなければならない。

5　経済産業大臣は、前項の規定により支援方針の送付を受けたときは、当該支援方針を策定した生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の構成員である関係地方公共団体に対し、必要な助言をすることができる。

6　前三項の規定は、支援方針の変更について準用する。

（調査等）

第百四十条の三十七　政府は、事業者による生活維持物品役務需要減等事業適応の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、生活の維持に必要な物品若しくは物品の輸送、旅客輸送その他の役務の需給の動向又はこれらの物品若しくは役務を供給する事業の属する各事業分野が過少供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第百四十一条第一項中「認定事業適応事業者」の下に「、認定事業費上昇事業適応事業者」を加え、「若しくは認定連携創業支援等事業者」を「、認定連携創業支援等事業者若しくは認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者」に、「若しくは認定創業支援等事業計画」を「、認定事業費上昇事業適応計画、認定創業支援等事業計画若しくは認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画」に、「若しくは創業支援等事業」を「、事業費上昇事業適応、創業支援等事業若しくは生活維持物品役務需要減等事業適応」に改める。

第百四十四条第一項中「認定事業適応事業者」の下に「、認定事業費上昇事業適応事業者」を、「認定事業適応計画」の下に「、認定事業費上昇事業適応計画」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に対し、認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施状況について報告を求めることができる。

5　主務大臣は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関に対し、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

第百四十六条の次に次の一条を加える。

（所管行政庁等）

第百四十六条の二　この法律における行政庁は、次の各号に掲げる生活維持物品役務需要減等事業適応計画の区分に応じ、当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は大臣とする。

一　生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を申請しようとする者（次号及び第三号において「認定申請予定事業者」という。）であって、当該認定に係る全ての事業場が一の市町村の区域に所在するものが作成する生活維持物品役務需要減等事業適応計画　当該市町村の長

二　前号に掲げる認定申請予定事業者以外の認定申請予定事業者であって、当該認定に係る全ての事業場が一の都道府県の区域に所在するものが作成する生活維持物品役務需要減等事業適応計画　当該都道府県の知事

三　前二号に掲げる認定申請予定事業者以外の認定申請予定事業者が作成する生活維持物品役務需要減等事業適応計画　主務大臣

2　都道府県知事及び市町村長は、第百四十条の三第一項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の意見を聴かなければならない。

3　都道府県知事及び市町村長は、第百四十条の三第一項の認定又は第百四十条の四第二項若しくは第三項の規定による認定の取消しをしたときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を通知しなければならない。

第百四十七条第一項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　事業費上昇事業適応計画に関する事項　事業費上昇事業適応計画に係る事業を所管する大臣

第百四十七条第一項に次の二号を加える。

十六　生活維持物品役務需要減等事業適応計画に関する事項　生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る事業を所管する大臣及び経済産業大臣

十七　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務に関する事項　経済産業大臣

第百四十七条に次の一項を加える。

4　第二項の規定にかかわらず、第百四十条の十五第五項第十一号、第百四十条の十九及び第百四十条の二十二における主務省令は、経済産業大臣及び厚生労働大臣の発する命令とする。

第百四十九条中「事業適応計画の認定」の下に「、第二十一条の二十三の二第一項の事業費上昇事業適応計画の認定」を加える。

第百五十三条の次に次の三条を加える。

第百五十三条の二　認定労働者協同組合の役員が、第百四十条の十五第一項の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百五十三条の三　次に掲げる事項に関し不正の請託を受けて財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一　第百四十条の十五第一項の総会における発言又は議決権の行使

二　第百四十条の二十三に規定する訴えの提起

2　前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第百五十三条の四　前条第一項の場合において、収受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百五十四条の次に次の一条を加える。

第百五十四条の二　第百四十条の三十五第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百五十六条第三号中「、第三項又は第四項」を「又は第三項から第六項まで」に改める。

第百六十条の次に次の一条を加える。

第百六十条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定労働者協同組合の役員又は株式会社の取締役若しくは執行役（会社法第三百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百十七条のその職務を代行する者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一　第百四十条の十五の規定に違反して、組織変更の手続をしたとき。

二　第百四十条の十六第一項若しくは第三項の規定による公告若しくは同項の規定による催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三　第百四十条の二十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第百四十条の二十二第一項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかったとき。

五　第百四十条の二十二第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

六　第百四十条の二十四第一項の規定による登記をすることを怠ったとき。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正）

第三条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の七」に改める。

第二条第六項第三号中「第七百五十八条第一項第一号」を「第七百五十八条第一号」に改める。

第三条第二項第一号ヘ中「次条第二項第九号」を「次条第二項第十二号」に改める。

第四条第二項中第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。

七　地域経済牽引事業の用に供するための土地の整備（以下「地域経済牽引事業用地整備」という。）を行う場合にあっては、その地域経済牽引事業用地整備に関する事項

八　地域経済牽引事業の促進に当たって地域経済牽引事業用工場等（地域経済牽引事業の用に供する施設のうち、製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。第九条及び第十八条の二第二項において同じ。）に係る工場又は事業場をいう。第十三条第三項第三号及び第十八条の二第一項において同じ。）の新増設（既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。第九条第一項及び第十八条の二第二項において同じ。）を促進する場合にあっては、その促進に際し配慮すべき事項

九　地域経済牽引事業の促進に当たって地域経済牽引事業用情報処理施設（地域経済牽引事業の用に供する施設のうち、業として大量の情報につき高速度での処理を行うために運営される施設をいう。以下同じ。）に対する工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第二項に規定する工業用水をいう。第十八条の四において同じ。）の供給を行う場合にあっては、その供給に関する事項

第九条第一項中「（既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。）」、「この条及び次条第一項において」及び「（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。次項において同じ。）」を削り、「緑地（同法」を「緑地（工場立地法」に、「環境施設（同法第四条第一項第一号」を「環境施設（同号」に、「環境施設をいう。次項」を「環境施設をいう。同項」に改め、「（同項」の下に「及び第十八条の二」を加え、同条第三項中「する場合」の下に「（当該勧告の対象となる者の同法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る同法第六条第一項に規定する特定工場（次条において単に「特定工場」という。）が第十八条の二第一項の規定により準則を定める条例の適用を受けている場合を除く。）」を加え、「同項第一号」を「同法第九条第二項第一号」に改める。

第十条第一項中「工場立地法第六条第一項に規定する」及び「（次項において単に「特定工場」という。）」を削る。

第二章第二節に次の六条を加える。

（地域経済牽引事業用地整備計画の承認）

第十二条の二　重点促進区域において地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者は、市町村及び都道府県にあっては単独で又は共同して、これら以外の者にあっては市町村又は都道府県と共同して、経済産業省令で定めるところにより、地域経済牽引事業用地整備に関する計画（以下「地域経済牽引事業用地整備計画」という。）を作成し、当該重点促進区域を管轄する都道府県知事（地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者に都道府県を含むときは、経済産業大臣。以下この項、次条第一項及び第二項並びに第十二条の六において同じ。）の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者が共同して地域経済牽引事業用地整備計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2　地域経済牽引事業用地整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　地域経済牽引事業用地整備の内容及び実施期間

二　地域経済牽引事業用地整備に必要な資金の額及びその調達方法

三　地域経済牽引事業用地整備を行う土地の所在、地番及び面積

四　前号の土地を第十八条に規定する承認地域経済牽引事業の用に供するためとるべき措置

3　都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業用地整備計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

4　都道府県知事は、前項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5　経済産業大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業用地整備計画が基本方針に適合するものであって、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

6　経済産業大臣は、前項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（地域経済牽引事業用地整備計画の変更等）

第十二条の三　前条第三項又は第五項の規定による承認を受けた者（以下「承認地域経済牽引事業用地整備者」という。）は、当該承認に係る地域経済牽引事業用地整備計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2　都道府県知事は、承認地域経済牽引事業用地整備者が前条第三項又は第五項の承認に係る地域経済牽引事業用地整備計画（前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業用地整備計画」という。）に従って地域経済牽引事業用地整備を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3　前条第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

（課税の特例）

第十二条の四　承認地域経済牽引事業用地整備（承認地域経済牽引事業用地整備計画に従って行われる地域経済牽引事業用地整備をいう。以下同じ。）（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者（地方公共団体、土地開発公社、独立行政法人都市再生機構その他経済産業省令で定める法人を除く。）に対し、当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供するために土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域経済牽引事業用地整備促進業務）

第十二条の五　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、地域経済牽引事業用地整備計画を作成しようとする者及び承認地域経済牽引事業用地整備者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）の依頼に応じて、地域経済牽引事業用地整備計画の作成及び承認地域経済牽引事業用地整備の実施に関し必要な助言を行う。

２　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引事業用地整備者（市町村、都道府県及び土地開発公社に限る。）に対し、承認地域経済牽引事業用地整備を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

（実施状況等の報告）

第十二条の六　承認地域経済牽引事業用地整備者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年、承認地域経済牽引事業用地整備計画の実施状況その他経済産業省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による報告のほか、承認地域経済牽引事業用地整備計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要があると認めるときは、承認地域経済牽引事業用地整備者に対して、同項に規定する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

３　都道府県知事は、前二項の規定による報告に基づき、承認地域経済牽引事業用地整備者が第十二条の二第二項第四号の措置を講じていないと認めるときその他承認地域経済牽引事業用地整備計画に従って承認地域経済牽引事業用地整備を適切に行っていないと認めるときは、当該承認地域経済牽引事業用地整備者に対し、相当の期限を定めて、適切に承認地域経済牽引事業用地整備を行うために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（大規模な地域経済牽引事業用地整備の円滑化）

第十二条の七　国及び地方公共団体は、同種の地域経済牽引事業又はこれと関連性が高い地域経済牽引事業の相互の有機的な連携が図られるよう、これらの地域経済牽引事業の用に供する大規模な一団の土地の整備を行う地域経済牽引事業用地整備が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十三条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項第一号中「内容」の下に「（承認地域経済牽引事業用地整備計画に従って整備された土地において地域経済牽引事業を行う場合には、その旨及び当該土地の所在を含む。）」を加え、同条第三項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　地域経済牽引事業の実施に当たって、地域経済牽引事業用工場等（工場立地特例対象区域に設置されるものに限る。）が第十八条の二第三項に規定する承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例の適用を受ける場合の次に掲げる事項

イ　当該地域経済牽引事業用工場等の所在地

ロ　当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項

四　地域経済牽引事業の実施に当たって、地域経済牽引事業用情報処理施設に水を供給する工業用水道事業者（工業用水道事業法第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。以下同じ。）が第十八条の四の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項

イ　当該地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地

ロ　当該地域経済牽引事業用情報処理施設に対する当該工業用水道事業者による水の供給の見込みに関する事項

第十三条第五項中「前条第一項」を「第十二条第一項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、「都道府県知事」の下に「並びに当該承認に係る地域経済牽引事業計画（第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）における地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地をその給水区域に含む工業用水道事業者」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第二号中「第三項第五号」を「第三項第七号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第三項第三号に掲げる事項　当該事項に関係する重点促進市町村の長

第十三条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「関係市町村長」の下に「及び当該承認に係る地域経済牽引事業計画（第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）における地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地をその給水区域（工業用水道事業法第四条第一項第二号に規定する給水区域をいう。以下同じ。）に含む工業用水道事業者」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　都道府県知事は、第四項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に第三項第三号に掲げる事項の記載があるときは、当該地域経済牽引事業計画（同号に係る部分に限る。）について、あらかじめ、当該事項に関係する重点促進市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。

第十四条第一項及び第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　都道府県知事は、前項の規定により承認地域経済牽引事業計画（前条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）の承認を取り消したときは、当該承認地域経済牽引事業計画における地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地をその給水区域に含む工業用水道事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第十八条中「第九項」を「第十項」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（工場立地法の特例）

第十八条の二　第四条第二項第八号に掲げる事項の記載がある同意基本計画に係る重点促進市町村は、承認地域経済牽引事業計画において第十三条第三項第三号イに掲げる事項として所在地が記載された地域経済牽引事業用工場等（次項及び第三項において「承認地域経済牽引事業用工場等」という。）の工場立地特例対象区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、工場立地法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（第九条第一項の規定により準則が定められた場合又は第十条第一項の規定により条例が定められた場合にあっては、その準則又はその条例を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

２　経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、承認地域経済牽引事業用工場等の新増設の必要性及びその周辺の地域の生活環境の保持の状況を踏まえ、承認地域経済牽引事業用工場等についての基準を公表するものとする。

３　第一項の規定により準則を定める条例（以下この項及び次条において「承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、当該承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例に係る承認地域経済牽引事業用工場等に対する工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条の二第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第十八条の三　第十条の規定は、承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例について準用する。この場合において、同条第二項中「第十条第一項」とあるのは、「第十八条の三において準用する同法第十条第一項」と読み替えるものとする。

（工業用水道事業法の特例）

第十八条の四　承認地域経済牽引事業計画において第十三条第三項第四号イに掲げる事項として所在地が記載された地域経済牽引事業用情報処理施設（以下この条において「承認地域経済牽引事業用情報処理施設」という。）の所在地を給水区域に含む工業用水道事業者については、当該承認地域経済牽引事業用情報処理施設に対する水の供給を工業用水道事業法第二条第四項に規定する工業用水道事業として行う工業用水の供給とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「及び熱供給業」とあるのは、「、熱供給業及び業として行う地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条の四に規定する承認地域経済牽引事業用情報処理施設の運営」とする。

第十九条第三項中「第十三条第三項第三号」を「第十三条第三項第五号」に改める。

第二十三条第一項中「第十三条第三項第四号ハ」を「第十三条第三項第六号ハ」に改め、同条第二項中「第七項」を「第八項」に改める。

第二十五条中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第二十六条中「若しくは当該施設の用に供する」の下に「機械及び装置、」を加える。

第二十七条中「第十三条第三項第五号」を「第十三条第三項第七号」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二十八条及び第二十九条第一項中「第十三条第三項第三号」を「第十三条第三項第五号」に改める。

第三十条第一項中「（平成十四年法律第百四十七号）」を削る。

第四十条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国及び都道府県は、地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者又は承認地域経済牽引事業用地整備者に対し、地域経済牽引事業用地整備の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四十三条第二項中「同条第七項、第八項及び第十項」を「同条第八項、第九項及び第十一項」に、「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

第四十四条第一項中「第四十一条第一項又は第二項」を「第十二条の六第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」に改める。

（貿易保険法の一部改正）

第四条　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の四」に、「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3　会社は、第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第十二条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十二第五項（同法第二十一条の二十三第五項において準用する場合を含む。）の規定により意見を求められたときは、意見を述べること。

第十六条第一項中「引受けを行おう」を「引受け（次条第一項に規定する特定引受けを除く。以下この条において同じ。）を行おう」に改め、第二章第三節に次の三条を加える。

（特定引受業務指針）

第十六条の二　経済産業大臣は、会社が特定引受け（我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓又は我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けをいう。以下同じ。）に係る第十二条第一項及び第二項の業務（以下「特定引受業務」という。）を行うに当たつて従うべき指針（以下「特定引受業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2　特定引受業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　特定引受業務の実施に関する基本的な事項（当該特定引受業務の実施に関し留意すべき事項を含む。）

二　特定引受業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三　経済産業大臣に対する特定引受業務の実施状況の報告に関する事項

四　その他特定引受業務の適確な実施を確保するために必要な事項

（特定引受基準）

第十六条の三　経済産業大臣は、特定引受業務指針を勘案して、会社が特定引受けを決定するに当たつて従うべき基準（以下「特定引受基準」という。）を定めるものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により特定引受基準を定めたときは、これを公表するものとする。

（特定引受決定）

第十六条の四　会社は、特定引受けを行おうとするときは、特定引受基準に従つて、特定引受けを決定しなければならない。

2　会社は、特定引受けを行うかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3　経済産業大臣は、前項の認可の申請が特定引受基準に適合すると認めるときは、その認可をするものとする。

第二十条の次に次の二条を加える。

（区分経理）

第二十条の二　会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　特定引受業務

二　特定引受業務以外の業務

（区分経理に係る会社法の準用等）

第二十条の三　会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百五十四条までの規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社の」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百五十条第一項及び第三項、第四百五十一条第一項及び第三項、第四百五十三条並びに第四百五十四条第一項、第二項及び第五項中「剰余金」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する剰余金」と、同法第四百五十条第一項中「資本金の額を」とあるのは「同条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を」と、同項第二号中「資本金」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同法第四百五十一条第一項中「準備金の額を」とあるのは「同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を」と、同項第二号中「準備金」と、同法第四百五十二条中「損失」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する損失」と、「及び剰余金」とあるのは「及び同条の規定により設けられた勘定に属する剰余金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百五十一条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第二十二条中「次条並びに第三十七条第一項及び第四項において」を「以下」に改める。

第二十三条中「この条において」を削る。

第二十四条に次の一項を加える。

3　会社がこの条の規定により社債を発行し、又は資金を借り入れることによつて調達した資金は、第二十条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第三十五条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　第十六条の二第一項の取決めを定めようとするとき。

三　特定引受業務指針を定めようとするとき。

第二章第五節に次の一条を加える。

（特定引受業務の廃止等）

第三十八条の二　特定引受業務及び第二十条の二第二号に掲げる業務に係る勘定（以下「特別勘定」という。）の廃止については、別に法律で定める。

2　会社は、特別勘定の廃止の際、特別勘定に残余があるときは、別に法律で定めるところにより、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の五条を加える。

（区分経理等）

第二条　令和七年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から会社に対し出資があつたものとされた金額に係る経理は、特別勘定において行うものとする。

2　会社は、毎事業年度末において、前項に規定する金額のうち会社が特別勘定の健全性を確保するために必要がないと認められるものに相当する金額として経済産業大臣が定める金額があるときは、同項に規定する金額に相当する金額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

3　経済産業大臣は、前項の規定により会社が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4　会社が第二項の規定による国庫への納付をした場合には、会社の資本金又は準備金のうち当該納付に係る金額については、会社に対する政府からの出資はなかつたものとし、会社は、その額により資本金又は準備金を減少するものとする。この場合において、第二十条の三第二項の規定は適用しない。

（国債の交付）

第三条　政府は、令和十一年三月三十一日までの間、会社が特別勘定の健全性を確保し、特定引受業務に係る保険金等を支払うために必要となる資金の確保に用いるため、三兆円を限り、国債を発行し、これを会社に交付することができる。

2　政府は、前項の規定により交付することができるものとされている国債の額に相当する金額のうち、予算で定める範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

3　第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の償還等）

第四条　会社は、第二十四条第一項の規定により社債を発行し、又は資金を借り入れることによつて調達する資金の額の見込みに照らし、特定引受業務に係る保険金等を支払うために必要となる額を限り、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2　政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第五条　会社は、毎事業年度末において、附則第三条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがある場合において、特定引受けに係る保険契約等の締結の見込み及び特定引受けに係る保険契約等に基づく保険金等の支払義務の発生の見込みに照らし、特定引受業務に係る保険金等を支払うために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う必要が生ずることがないと認めるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、附則第三条第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国庫納付金）

第六条　会社は、特別勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、附則第四条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの条の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、政令で定めるところにより、当該剰余金の額を国庫に納付しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二条第六項第三号の改正規定及び第四条中貿易保険法第二十二条の改正規定並びに附則第六条の規定　公布の日

二　第二条及び第三条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第八条、第九条（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第六条第九項の改正規定に限る。）、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の二第一項の改正規定に限る。）の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下この条において「改正後地域経済牽引事業促進法」という。）第二十六条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に改正後地域経済牽引事業促進法第十三条第四項若しくは第八項の規定による承認又は改正後地域経済牽引事業促進法第十四条第一項の規定による変更の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる改正後地域経済牽引事業促進法第十八条に規定する承認地域経済牽引事業について適用する。

（区分経理に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の日前にされた貿易保険又は再保険の引受けに係る第四条の規定による改正前の貿易保険法第十二条第一項及び第二項の業務であって、第四条の規定による改正後の貿易保険法（以下この条において「改正後貿易保険法」という。）第十六条の二第一項に規定する特定引受業務に相当するものに係る経理は、改正後貿易保険法第三十八条の二第一項に規定する特別勘定において行うものとする。この場合において、改正後貿易保険法の規定の適用については、改正後貿易保険法附則第三条第一項中「特定引受業務」とあるのは「特定引受業務並びに経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）第四条の規定による改正前の貿易保険法（以下「旧貿易保険法」という。）第十二条第一項及び第二項の業務であって特定引受業務に相当するもの」と、改正後貿易保険法附則第四条第一項中「特定引受業務」とあるのは「特定引受業務並びに旧貿易保険法第十二条第一項及び第二項の業務であって特定引受業務に相当するもの」と、改正後貿易保険法附則第五条第一項中「及び特定引受けに係る保険契約等に基づく保険金等」とあるのは「並びに特定引受けに係る保険契約等に基づく保険金等並びに旧貿易保険法第十二条第一項及び第二項の業務であって特定引受業務に相当するものに係る保険金等」と、「特定引受業務」とあるのは「特定引受業務並びに同条第一項及び第二項の業務であって特定引受業務に相当するもの」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十条第三項中「第二条第三十三項」を「第二条第三十四項」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第八条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第十一号、第十三号、第十六号並びに第十七号（業務の範囲）に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第七号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）、第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号（改正前中小強化法等に係る業務の特例）に掲げる業務に関する文書の項中「並びに第十七号」を「、第十七号並びに第二十二号（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十二条の五第一項（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域経済牽引事業用地整備促進業務）の規定による助言及び同条第二項の規定による貸付けの業務に限る。）」に改める。

（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の一部改正）

第九条　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第九項中「第百四十七条第一項第九号」を「第百四十七条第一項第十号」に改める。

第十七条第三項中「第二十一条の二十二第五項」を「第二十一条の二十二第六項」に、「第一項第二号を除く」を「第一項第一号に係る部分に限る」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十四号中「第二十一条の五」の下に「、第二十一条の二十三の二」を加える。

第十一条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十四号中「第二十一条の二十三の二」を「第二十一条の二十三の六」に、「及び第五十一条」を「、第五十一条及び第百四十条の九」に改め、「第六十五条の六」の下に「及び第百四十条の二十七第一項」を加え、「及び第百三十一条第一項」を「、第百三十一条第一項、第百四十条の二十七第二項及び第百四十条の三十四」に改め、同項第二十二号中「平成十九年法律第四十号」の下に「第十二条の五第一項及び」を、「助言」の下に「、同法第十二条の五第二項の規定による貸付け」を加え、「同条第二項及び同法」を「同法第三十条第二項及び」に改める。

第十八条第一項第一号中「産業競争力強化法第六十五条の六に規定する助言、同法第七十八条及び第百三十一条第一項に規定する協力並びに同法第百四十条に規定する出資その他の業務に限る」を「次号に掲げるものを除く」に、「第十五条第一項第十八号」を「同項第十八号」に改め、同項第二号中「前号に掲げるものを除く」を「産業競争力強化法第十八条、第二十一条の五、第二十一条の二十三の六、第三十四条、第五十一条及び第百四十条の九に規定するものに限る」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第十二条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第十七号中「第四条第二項第七号」を「第四条第二項第十号」に改める。

（株式会社地域経済活性化支援機構法及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第十三条　次に掲げる法律の規定中「第二条第二十一項」を「第二条第二十二項」に改める。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第六十三条

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第六十一条

（総合特別区域法及び東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「第九条第一項」の下に「若しくは第十八条の二第一項」を、「第十条第一項」の下に「（同法第十八条の三において準用する場合を含む。）」を加える。

一　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十三条第一項

二　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二十八条第一項

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十五条　国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第二条第三十一項第二号」を「第二条第三十二項第二号」に改める。

第二十条の二第一項中「第九条第一項」の下に「若しくは第十八条の二第一項」を、「第十条第一項」の下に「（同法第十八条の三において準用する場合を含む。）」を加える。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年六月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三十号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九条の五」を「第六十九条の六」に、「第六十九条の六」を「第六十九条の七」に改める。

第十七条中「を確認した」を「の確認をした」に改め、同条第一号中「支払等」の下に「（同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等にあつては、同条第一項若しくは第二項若しくは第二十一条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく命令の規定の確実な実施を図るために許可を受ける義務が課されたもの以外のものとして政令で定める支払等を除く。）」を加え、同条第二号中「資本取引」の下に「（以下この号において「資本取引」という。）」を、「支払等」の下に「（銀行等が当該確認をしなくても当該義務の履行が確保されるよう必要な態勢が整備されている者が行う資本取引に係るものとして政令で定める支払等を除く。）」を加える。

第二十条中「該当する行為」の下に「（同項第九号及び第十号に掲げる行為並びに同項第十一号に掲げる行為のうち同項第九号及び第十号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為を除く。）」を加える。

第二十六条第一項第四号中「この号及び次条第十三項において」を削り、同項第五号中「この号」の下に「及び次項第十号」を加え、同条第二項第一号中「この条において」を削り、同項第三号中「株式の数、」を「所有等株式（自己が所有する株式及び投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、政令で定める要件を満たすものに限る。）をする場合における委任を受けて政令で定める要件を満たす株式の運用又はその指図をする場合におけるその対象となる株式をいう。以下この条及び第二十九条第九項において同じ。）の数及び」に、「株式の数並びに当該株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、政令で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した株式の数（これらの株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの」を「所有等株式の数を合計した純株式数（その数を合計する株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による株式の合計の数をいう。第九号ロ及び第十号ロにおいて同じ。」に改め、同項第四号中「この号及び次号」を「この条及び第二十九条第九項」に、「議決権のうち」を「その数を合計する議決権に」に、「もの。同号」を「議決権の合計の数をいう。以下この項」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九　外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権（外国の法令に基づく権利であつて前項第三号に規定する議決権に相当するものをいう。以下この号及び次号において同じ。）の取得であつて、当該取得をしたものが直接に保有する次のいずれかに該当する直接保有法人等の議決権（当該取得をしたものが当該直接保有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあつては、投資一任契約その他の契約に基づき当該取得をしたものが行使することができる議決権として政令で定めるものを含む。）の数と、当該取得をしたものによりその議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の当該取得をしたものと株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有するものとして政令で定めるものが直接に保有する当該直接保有法人等の議決権（当該取得をしたものが当該直接保有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあつては、投資一任契約その他の契約に基づき当該取得をしたものが行使することができる議決権として政令で定めるものを含む。）の数とを合計した議決権の数（その数を合計する議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による議決権の合計の数）の当該直接保有法人等の議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるもの

イ　会社（上場会社等を除く。）の株式又は持分を所有している直接保有法人等

ロ　当該取得をしたもの及びその密接関係者が所有する上場会社等の所有等株式の数並びに当該上場会社等の所有等株式を所有している直接保有法人等及びその密接関係者が所有する当該上場会社等の所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合における当該直接保有法人等

ハ　当該取得をしたもの及びその密接関係者が保有する上場会社等の保有等議決権の数並びに当該上場会社等の保有等議決権を保有している直接保有法人等及びその密接関係者が保有する当該上場会社等の保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合における当該直接保有法人等

十　次のいずれかに該当する直接保有法人等又は当該直接保有法人等の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の直接保有法人等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有するものとして政令で定める外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に係る議決権の行使であつて、当該選任により、当該行使をしたもの及び当該行使をしたものの役員その他の関係者として政令で定める者が新たに当該選任に係る法人その他の団体の役員又は役員で代表する権限を有するものの過半数を占めることとなるもの

イ　会社（上場会社等を除く。）の株式又は持分を所有している直接保有法人等

ロ　当該行使をしたもの及びその密接関係者が所有する上場会社等の所有等株式の数並びに当該上場会社等の所有等株式を所有している直接保有法人等及びその密接関係者が所有する当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合における当該直接保有法人等

ハ　当該行使をしたもの及びその密接関係者が保有する上場会社等の保有等議決権の数並びに当該上場会社等の保有等議決権を保有している直接保有法人等及びその密接関係者が保有する当該上場会社等の保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合における当該直接保有法人等

第二十六条第四項中「まで」を「まで、第九号ロ及びハ並びに第十号ロ及びハ」に、「又は同意者」を「、同意者、第二項第九号に規定する取得をしたもの、同項第十号に規定する行使をしたもの又は直接保有法人等」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二項第九号及び第十号並びに前項に規定する直接保有法人等とは、会社（上場会社等を除く。）の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権を所有し、又は保有する外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の財産として当該株式若しくは持分又は当該所有等株式若しくは保有等議決権を所有し、又は保有する場合は、当該特定組合類似団体）をいう。

第二十七条第一項中「以下この条、第二十八条、第二十九条第一項から第四項まで及び第五十五条の五において」を「次条、第二十八条の二及び第二十九条第七項を除き、以下」に、「以下この条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五、第六十九条の二第二項及び第七十条第一項において」を「次条、第二十九条第七項、第二十九条の二及び第六十九条の四を除き、以下」に、「事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項」を「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては当該外国投資家が行おうとする対内直接投資等が前条第二項各号に掲げる行為のうち当該行為に係る金額を算定することができるものとして政令で定める行為に該当する場合に、第四号に掲げる事項にあつては当該外国投資家が同号に規定する国の安全等に係る措置を講ずる場合に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次のイからホまでに掲げる対内直接投資等の区分に応じ、当該イからホまでに定める事業の目的

イ　前条第二項第一号から第五号までに掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為（同項第一号から第五号までに掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このイにおいて同じ。）　同項第一号から第五号までに規定する会社（上場会社等を除く。）又は上場会社等（同項第十一号に掲げる行為にあつては、これらに相当するもの）の事業

ロ　前条第二項第六号に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為（同項第六号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このロにおいて同じ。）同項第六号に規定する支店等（同項第十一号に掲げる行為にあつては、これに相当するもの）の事業

ハ　前条第二項第七号に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為（同項第七号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このハにおいて同じ。）同項第七号に規定する本邦に主たる事務所を有する法人（同項第十一号に掲げる行為にあつては、これに相当するもの）の事業

ニ　前条第二項第八号に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為（同項第八号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このニにおいて同じ。）同項第八号に規定する事業の承継（同項第十一号に掲げる行為にあつては、これに相当するもの）により承継する事業

ホ　前条第二項第九号及び第十号に掲げる行為並びに同項第十一号に掲げる行為（同項第九号及び第十号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このホにおいて同じ。）同項第九号イからハまで又は第十号イからハまでに規定する会社（上場会社等を除く。）又は上場会社等（同項第十一号に掲げる行為にあつては、これらに相当するもの）の事業

二　当該対内直接投資等の金額

三　当該対内直接投資等の実行の時期

四　当該外国投資家による当該対内直接投資等に係る会社の経営への関与の制限その他の当該対内直接投資等が第三項第一号イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそれをなくするための措置（以下「国の安全等に係る措置」という。）

五　その他政令で定める事項

第二十七条第二項中「まで」を「までの期間」に改め、同項ただし書中「その事業目的」を「同項第一号に規定する事業の目的」に改め、同条第三項中「ときは」を「ときは、政令で定めるところにより」に、「対内直接投資等を行つてはならない期間」を「前項本文に規定する期間（以下この条及び第二十七条の三において「禁止期間」という。）」に、「四月間」を「四月を経過する日までの間」に改め、同条第四項中「対内直接投資等を行つてはならない期間」を「禁止期間」に、「延長された期間」を「延長された禁止期間」に改め、同条第五項本文中「対内直接投資等を行つてはならない期間」を「禁止期間」に改め、「、政令で定めるところにより」を削り、「又は」を「、国の安全等に係る措置に関する修正（当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る修正の届出を財務大臣及び事業所管大臣にすることをいう。以下同じ。）又は当該対内直接投資等の」に改め、同項ただし書中「又は中止」を「、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止」に、「当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間」を「第三項若しくは次項又は第二十七条の三第二項の規定により延長された禁止期間」に改め、同条第六項中「第三項に規定する四月の期間」を「第一項の規定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間（第二十七条の三第二項の規定により当該期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日までの期間）」に、「同項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月」を「禁止期間は、第三項又は同条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による届出が受理された日から起算して五月を経過する日までの期間（同条第二項の規定により第一項の規定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日の翌日から起算して一月を経過する日までの期間）」に改め、同条第八項中「対内直接投資等」の下に「又は国の安全等に係る措置に関する修正」を加え、同条第九項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は第二十七条の三第二項」に、「当該対内直接投資等に係る届出を行つた日から起算して四月（同項の規定により延長された場合にあつては、五月）を経過しなくても」を「これらの規定により延長された禁止期間の満了前であつても」に改め、同条第十項本文中「又は中止」を「、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該対内直接投資等の中止」に改め、同項ただし書中「又は中止」を「、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止」に、「当該届出を受理した日から起算して第三項又は第六項の規定により延長された期間」を「第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により延長された禁止期間」に改め、同条第十一項中「変更」を「変更若しくは国の安全等に係る措置に関する修正」に改め、同条第十二項中「ほか」の下に「これらの規定による」を加え、「又は中止の勧告」を「、国の安全等に係る措置に関する修正又は対内直接投資等の中止の勧告及び命令」に、「に関し」を「及び命令に関し」に改め、同条第十三項中「及び第二十九条第一項から第四項まで」を「、第二十七条の三、第二十七条の四並びに第二十九条第一項から第六項まで及び第九項」に改め、同条第十四項中「外国投資家のために当該外国投資家」を「前条第一項各号に掲げるもの（以下「非居住者等」という。）のために当該非居住者等」に、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に、「及び第二十九条第一項から第四項まで」を「、第二十七条の三、第二十七条の四並びに第二十九条第一項から第六項まで及び第九項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該非居住者等の計算において行われるもの

二　契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの（政令で定めるものに限り、前号に掲げるものを除く。）

三　当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限り、前二号に掲げるものを除く。）

第二十七条の二第一項中「及び第九号（第一号」を「に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為（同項第一号」に、「に限る。）に掲げる行為」を「として政令で定める行為に限る。）」に、「第二十九条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第五項中「第三項」を「これら」に、「の手続その他当該勧告」を「及び命令の手続その他これらの勧告及び命令」に改め、同条第六項中「第二十九条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第七項中「外国投資家のために当該外国投資家」を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に、「第二十九条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該非居住者等の計算において行われるもの

二　契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの（政令で定めるものに限り、前号に掲げるものを除く。）

三　当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限り、前二号に掲げるものを除く。）

第二十七条の二の次に次の二条を加える。

（禁止期間中の国の安全等に係る措置に関する自発的な修正の届出）

第二十七条の三　第二十七条第一項の規定による届出をした外国投資家は、禁止期間（禁止期間が同条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間）において、当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る修正をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を財務大臣及び事業所管大臣に届け出ることができる。

2　前項の規定による届出があつた場合において、禁止期間（禁止期間が第二十七条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間）の満了する日が前項の規定による届出が受理された日から起算して十四日を経過する日より前であるときは、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、禁止期間は、当該十四日を経過する日までの期間とする。

（禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出）

第二十七条の四　第二十七条第一項の規定による届出をした外国投資家は、第二十九条第八項に規定する禁止期間の満了後に当該届出に係る第二十七条第一項第四号に掲げる事項（同条第五項（次項において準用する場合を含む。）の勧告に従い、若しくは同条第十項（次項において準用する場合を含む。）の命令に基づき、若しくは前条第一項（次項において準用する場合を含む。）の規定により、又はこの項の規定により、修正又は変更の届出がされた場合には、これらの修正又は変更後のもの）に係る変更をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

２　第二十七条第二項から第十四項まで及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第二十七条第二項中「対内直接投資等を」とあるのは「前項第四号に掲げる事項に係る変更を」と、同条第三項中「次に」とあるのは「、第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更によつて、次に」と、同条第五項中「対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更」とあるのは「対し」と、「当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更の」と、「当該対内直接投資等の中止」とあるのは「同条第一項の規定による届出に係る同号に掲げる事項に係る変更の中止」と、同項ただし書中「ただし、当該変更」とあるのは「ただし」と、同条第八項中「係る対内直接投資等又は」とあるのは「係る」と、「行わなければ」とあるのは「行い、又は第一項第四号に掲げる事項に係る変更を中止しなければ」と、同条第九項中「対内直接投資等」とあるのは「第一項第四号に掲げる事項に係る変更」と、同条第十項中「対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更」とあるのは「対し」と、「当該対内直接投資等の」とあるのは「第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更の」と、同項ただし書中「ただし、当該変更」とあるのは「ただし」と、同条第十一項中「対内直接投資等に係る内容の変更若しくは国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全等に係る措置に関する修正」と、同条第十二項中「よる対内直接投資等に係る内容の変更」とあるのは「よる」と、「対内直接投資等の」とあるのは「第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更の」と、前条第一項中「当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「次条第一項の規定による変更の届出に係る第二十七条第一項第四号に掲げる事項に係る変更について」と、「当該修正」とあるのは「当該変更の修正」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条第一項中「以下」を「第二十九条の二及び第六十九条の四を除き、以下」に、「事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項」を「次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、当該外国投資家が同号に規定する国の安全に係る措置を講ずる場合に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二十六条第三項に規定する会社の事業の目的

二　当該特定取得の金額

三　当該特定取得の実行の時期

四　当該外国投資家による当該特定取得に係る会社の経営への関与の制限その他の当該特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれをなくするための措置（以下「国の安全に係る措置」という。）

五　その他政令で定める事項

第二十八条第二項中「まで」を「までの期間」に改め、同項ただし書中「その事業目的」を「同項第一号に規定する事業の目的」に改め、同条第三項中「ときは」を「ときは、政令で定めるところにより」に、「特定取得を行つてはならない期間」を「前項本文に規定する期間（以下この条及び第二十八条の三において「禁止期間」という。）」に、「四月間」を「四月を経過する日までの間」に改め、同条第四項中「特定取得を行つてはならない期間」を「禁止期間」に、「延長された期間」を「延長された禁止期間」に改め、同条第五項本文中「特定取得を行つてはならない期間」を「禁止期間」に改め、「、政令で定めるところにより」を削り、「又は」を「、国の安全に係る措置に関する修正（当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る修正の届出を財務大臣及び事業所管大臣にすることをいう。以下同じ。）又は当該特定取得の」に改め、同項ただし書中「又は中止」を「、国の安全に係る措置に関する修正又は当該中止」に、「当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間」を「第三項若しくは次項又は第二十八条の三第二項の規定により延長された禁止期間」に改め、同条第六項中「第三項に規定する四月の期間」を「第一項の規定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間（第二十八条の三第二項の規定により当該期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日までの期間）」に、「同項に規定する特定取得を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月」を「禁止期間は、第三項又は同条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による届出が受理された日から起算して五月を経過する日までの期間（同条第二項の規定により第一項の規定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日の翌日から起算して一月を経過する日までの期間）」に改め、同条第七項中「において」の下に「、同条第八項中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「第二十八条第五項に規定する国の安全に係る措置に関する修正（以下この条において「国の安全に係る措置に関する修正」という。）」と、同条第十項から第十二項までの規定中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と読み替えるものとするほか」を加え、同条第八項中「及び第二十九条第一項から第四項」を「、第二十八条の三、第二十八条の四及び第二十九条第一項から第六項」に改め、同条第九項中「外国投資家のために当該外国投資家」を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に、「及び第二十九条第一項から第四項」を「、第二十八条の三、第二十八条の四及び第二十九条第一項から第六項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該非居住者等の計算において行われるもの

二　契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの（政令で定めるものに限り、前号に掲げるものを除く。）

三　当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限り、前二号に掲げるものを除く。）

第二十八条の二第五項中「第三項」を「これら」に、「の手続その他当該勧告」を「及び命令の手続その他これらの勧告及び命令」に改め、同条第六項中「次条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第七項中「外国投資家のために当該外国投資家」を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に、「次条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該非居住者等の計算において行われるもの

二　契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの（政令で定めるものに限り、前号に掲げるものを除く。）

三　当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限り、前二号に掲げるものを除く。）

第二十八条の二の次に次の二条を加える。

（禁止期間中の国の安全に係る措置に関する自発的な修正の届出）

第二十八条の三　第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、禁止期間（禁止期間が同条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間）において、当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る修正をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を財務大臣及び事業所管大臣に届け出ることができる。

２　前項の規定による届出があつた場合において、禁止期間（禁止期間が第二十八条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間）の満了する日が前項の規定による届出が受理された日から起算して十四日を経過する日より前であるときは、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、禁止期間は、当該十四日を経過する日までの期間とする。

（禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出）

第二十八条の四　第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、次条第八項に規定する禁止期間の満了後に当該届出に係る第二十八条第一項第四号に掲げる事項（同条第五項（次項において準用する場合を含む。）の勧告に従い、若しくは同条第七項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第二十七条第十項の命令に基づき、若しくは前条第一項（次項において準用する場合を含む。）の規定により、又はこの項の規定により、修正又は変更の届出がされた場合には、これらの修正又は変更後のもの）に係る変更をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2　第二十八条第二項から第九項まで及び前条の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第二十八条第二項中「特定取得を」とあるのは「前項第四号に掲げる事項に係る変更を」と、同条第三項中「国の安全を」とあるのは「、第二十八条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更によつて、国の安全を」と、同条第五項中「対し、当該特定取得に係る内容の変更」とあるのは「対し」と、「当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「第二十八条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更の」と、「当該特定取得の中止」とあるのは「同条第一項の規定による届出に係る同号に掲げる事項に係る変更の中止」と、同項ただし書中「ただし、当該変更」とあるのは「ただし」と、同条第七項中「第二十七条第七項」とあるのは「前条第二項において準用する第二十七条第七項」と、前条第一項中「当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「次条第一項の規定による変更の届出に係る第二十八条第一項第四号に掲げる事項に係る変更について」と、「当該修正」とあるのは「当該変更の修正」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　第二十九条第一項に次の一号を加える。

一項の規定による届出に係る同項第四号に掲げる事項（同条第五項（第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の勧告に従い、若しくは第二十七条第十項（第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の命令に基づき、若しくは第二十七条の三第一項（第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、又は第二十七条の四第一項の規定により、当該事項に係る修正又は変更の届出がされた場合には、これらの修正又は変更後のもの）に係る国の安全等に係る措置又は第二十八条第一項の規定による届出に係る同項第四号に掲げる事項（同条第五項（前条第二項において準用する場合を含む。）の勧告に従い、若しくは第二十八条第七項（前条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第二十七条第十項の命令に基づき、若しくは前条第一項の規定により、又は同条第七項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、当該事項に係る修正又は変更の届出がされた場合には、これらの修正又は変更後のもの）に係る国の安全等に係る措置を講じていない場合

第二十九条第六項中「第二十七条第二項本文に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書」を「第二十七条第三項に規定する禁止期間（同項若しくは同条第六項若しくは第二十七条の三第二項の規定により延長され、又は第二十七条第二項ただし書」に、「第二十八条第二項本文に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書」を「第二十八条第三項に規定する禁止期間（同項若しくは同条第六項若しくは第二十八条の三第二項の規定により延長され、又は第二十八条第二項ただし書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前条第一項」を「第二十八条の二第一項」に、「前条第四項」を「第二十八条の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項、第二十七条の四第一項、第二十八条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条の四第二項又は第二十八条第七項（前条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、又はこの項の規定により、修正又は変更の届出がされた場合には、これらの修正又は変更後のもの）に係る変更をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

6　財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条の四第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第七項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により応諾する旨の通知をしたこれらの届出に係る変更の中止の勧告に従わず、又は第二十七条の四第二項において準用する第二十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの届出に係る変更の中止の命令に違反した場合には、当該外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

9　財務大臣及び事業所管大臣は、第一項及び第三項から第六項までに規定する場合において、対内直接投資等（第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は同項第十一号に掲げる行為（同項第九号及び第十号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。）に係る同条第五項に規定する直接保有法人等による会社（上場会社等を除く。以下この項において同じ。）の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権の所有又は保有により、第二十七条第三項第一号イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそれが現に生じており、当該対内直接投資等を行つた外国投資家に対する命令によつては、当該おそれをなくすることが著しく困難であるときは、当該直接保有法人等に対し、政令で定めるところにより、当該直接保有法人等が所有し、又は保有する会社の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。この場合において、当該直接保有法人等が特定組合類似団体であるときは、当該特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の財産として所有し、又は保有する財産又は権利については、当該特定組合類似団体が所有し、又は保有するものとみなす。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（報告の徴収等）

第二十九条の二　財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が行つた対内直接投資等（第二十七条第一項に規定する対内直接投資等をいい、第二十六条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号に掲げる行為又は同項第十一号に掲げる行為（同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。）に該当するものに限り、当該対内直接投資等を行うに当たつて第二十七条第一項の規定により届け出た、若しくは届け出るべきであつたもの又は第二十七条の二第一項の規定により届出をすることを要しなかつたものを除く。以下この条において同じ。）又は特定取得（第二十八条第一項に規定する特定取得をいい、当該特定取得を行うに当たつて同項の規定により届け出た、若しくは届け出るべきであつたもの又は第二十八条の二第一項の規定により届出をすることを要しなかつたものを除く。以下この条において同じ。）であつて、将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全に係る対内直接投資等（国の安全等に係る対内直接投資等のうち第二十七条第三項第一号イに掲げる事態（国の安全を損なう事態に限る。）を生ずるおそれが大きいものをいう。以下この条及び第六十九条の四第三号において同じ。）又は国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれが大きいものとして政令で定める対内直接投資等又は特定取得に該当するものについて、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該外国投資家に対し、当該対内直接投資等又は特定取得について、第二十七条第一項第一号又は第二十八条第一項第一号に規定する事業の目的、その所有する当該対内直接投資等又は特定取得に係る株式の数その他の政令で定める事項の報告を求めることができる。

2　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得が、国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該報告をしたものに対し、当該報告に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を勧告することができる。

3　財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による報告の求めに対し、外国投資家が正当な理由なく当該求めに応じない場合又は虚偽の報告をした場合には、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該外国投資家に対し、当該求めに係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を勧告することができる。

4　前二項の勧告を受けたものは、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、財務大臣及び事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

5　前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、当該勧告をされたところに従い、当該勧告に係る措置をとらなければならない。

6　第二項又は第三項の規定による勧告を受けたものが、第四項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該勧告を受けたものに対し、当該勧告に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

7　財務大臣及び事業所管大臣は、国際情勢の変化その他の事由により、第一項の規定による報告の求めに係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当しなくなつたと認めるとき、又は該当しないことが明らかになつたと認めるときは、第四項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は前項の規定による命令を受けたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すことができる。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、これらの規定による対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置の勧告及び命令の手続その他これらの勧告及び命令に関し必要な事項は、政令で定める。

9　財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定により外国投資家に報告を求めた場合において、その求めに係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれが著しく大きいため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、第二項から前項までの規定にかかわらず、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、当該外国投資家に対し、新たに対内直接投資等又は特定取得を行わないことその他の国の安全を損なう事態の発生を防止するために必要な措置として政令で定める措置をとるべきことを命ずることができる。

10　財務大臣及び事業所管大臣は、国際情勢の変化その他の事由により、前項の規定により命じた措置をとる必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、同項の規定による命令を受けたものに対し、当該命令の全部又は一部を取り消すことができる。

11　第一項の規定により対内直接投資等又は特定取得について報告を求めることができる期間は、当該対内直接投資等又は特定取得が行われた日から起算して五年を経過する日までとする。

12　特定組合等が行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前各項の規定を適用する。

13　外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。）が非居住者等のために当該非居住者等の名義によらないで行う対内直接投資等又は特定取得に相当するもののうち次に掲げるものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、第一項から第十一項までの規定を適用する。

一　当該非居住者等の計算において行われるもの

二　契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの（政令で定めるものに限り、前号に掲げるものを除く。）

三　当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限り、前二号に掲げるものを除く。）

第五十五条の五第三項中「外国投資家のために当該外国投資家」を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該非居住者等の計算において行われるもの

二　契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの（政令で定めるものに限り、前二号に掲げるものを除く。）

三　当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限り、前二号に掲げるものを除く。）

第六十九条の三第一項第四号中「第二十七条第三項」の下に「（第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第二十八条の二第三項」を「（第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条の二第三項又は第二十九条の二第一項、第二項若しくは第九項」に改め、同条第二項中「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「同号に定める大臣に、意見」を「それぞれ第六号及び第七号に定める大臣に、意見」に改め、同項第五号中「第二十七条第三項」の下に「（第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第六号中「第二十八条第三項」の下に「（第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

七　第二十九条の二第一項、第二項又は第九項　財務大臣及び事業所管大臣

第六十九条の七を第六十九条の八とし、第六十九条の六を第六十九条の七とし、第八章中第六十九条の五を第六十九条の六とし、第六十九条の四を第六十九条の五とし、第六十九条の三の次に次の一条を加える。

第六十九条の四　財務大臣及び事業所管大臣は、次の各号に掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該対内直接投資等又は特定取得が当該各号に定めるものに該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣、外務大臣その他の関係行政機関の長の意見を求めなければならない。

一　第二十七条第三項（第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査をする第二十七条第一項に規定する対内直接投資等　国の安全等に係る対内直接投資等

二　第二十八条第三項（第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査をする第二十八条第一項に規定する特定取得　国の安全に係る特定取得

三　第二十九条の二第一項の規定による報告の求めに係る同項に規定する対内直接投資等又は同項に規定する特定取得　国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得

第七十条第一項第二十三号中「第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改め、同項第二十五号中「又は中止」を「、国の安全等に係る措置に関する修正（第二十八条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による場合にあつては、国の安全に係る措置に関する修正）又は中止」に改め、同項第三十六号を同項第四十二号とし、同項第二十七号から第三十五号までを六号ずつ繰り下げ、同項第二十六号中「第四項」を「第六項」に、「又は第二十九条第五項」を「、第二十九条第七項」に、「とき。」を「とき、又は第二十九条第九項（第二十七条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。」に改め、同号の次に次の四号を加える。

二十九　第二十九条の二第一項（同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十　第二十九条の二第五項（同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十一　第二十九条の二第六項（同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

三十二　第二十九条の二第九項（同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第七十条第一項第二十五号の次に次の二号を加える。

二十六　第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第八項（第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第二十八条の四第二項において読み替えて準用する第二十八条第七項（第二十八条の四第二項にお

いて準用する第二十八条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十項（第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第二十八条の四第二項において読み替えて準用する第二十八条第七項において準用する第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十項の規定による国の安全等に係る措置に関する修正若しくは国の安全に係る措置に関する修正又は変更の中止の命令に違反したとき。

二十七　第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十項（第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第二十八条の四第二項において読み替えて準用する第二十八条第七項において準用する第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十項の規定による国の安全等に係る措置に関する修正若しくは国の安全に係る措置に関する修正又は変更の中止の命令に違反したとき。

第七十二条第一項中「並びに」を「、第二十九条の二第十三項並びに」に改め、同項第一号中「第六十九条の六第二項」を「第六十九条の七第二項」に改め、同項第二号中「第六十九条の六第一項」を「第六十九条の七第一項」に改め、同項第三号中「第六十九条の七」を「第六十九条の八」に改め、同条第二項中「第六十九条の六又は第六十九条の七」を「第六十九条の七又は第六十九条の八」に改め、同条第三項中「並びに」を「、第二十九条の二第十三項並びに」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第六十九条の七を第六十九条の八とし、第六十九条の六を第六十九条の七とし、第八章中第六十九条の五を第六十九条の六とし、第六十九条の四を第六十九条の五とし、第六十九条の三の次に一条を加える改正規定（第六十九条の四第三号に係る部分を除く。）及び第七十二条の改正規定（同条第一項第一号から第三号まで及び第二項に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定、附則第五条中動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十二条第一項第六号の改正規定（「第七十条第一項第三十六号」を「第七十条第一項第四十二号」に改める部分を除く。）並びに附則第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（銀行等の確認義務等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの法律による改正前の外国為替及び外国貿易法（次条第八項において「旧法」という。）第十七条（外国為替及び外国貿易法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反する為替取引（同項において準用する場合にあっては、外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等）に係る外国為替及び外国貿易法第十七条の二第一項（同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令又は同法第十七条の二第二項（同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく業務の停止若しくは業務の内容の制限の処分については、なお従前の例による。

2　外国為替及び外国貿易法第十七条の二第二項（同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に基づく業務の停止又は業務の内容の制限の処分に違反して施行日前にした行為並びに施行日前に行われた同法第十七条の二第二項の規定に基づく業務の停止又は業務の内容の制限の処分及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる業務の停止又は業務の内容の制限の処分に違反して施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（対内直接投資等に関する経過措置）

第三条　この法律による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「新法」という。）第二十六条第二項第九号及び第十号の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日（次項から第五項までにおいて「適用日」という。）以後に行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（次項、第三項及び第五項において「対内直接投資等」という。）について適用する。

2　新法第二十七条（第十三項及び第十四項を除く。）及び第二十八条（第八項及び第九項を除く。）並びに第二十九条の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下第五項までにおいて「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

3　新法第二十七条第十三項及び第十四項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについて適用し、適用日前に行った対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

4　新法第二十七条の二第七項及び第二十八条の二第七項の規定は、適用日以後に行う新法第二十七条の二第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについて適用し、適用日前に行った同項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

5　新法第二十七条の三、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等に係る新法第二十七条第一項の規定による届出又は適用日以後に行う特定取得に係る新法第二十八条第一項の規定による届出について適用する。

6　新法第二十九条の二（第十二項及び第十三項を除く。）の規定は、施行日以後に行う同条第一項に規定する対内直接投資等又は同項に規定する特定取得について適用する。

7　新法第二十九条の二第十二項及び第十三項の規定は、施行日以後に行う同条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は同項に規定する特定取得に相当するものについて適用する。

8　新法第五十五条の五第三項の規定は、施行日以後に行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得に相当するものについて適用し、施行日前に行った旧法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は旧法第二十八条第一項に規定する特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

（関係行政機関の長の意見の求めに関する経過措置）

第四条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における新法第六十九条の四第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の」とあるのは「の」と、「第二十七条第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第二号中「（第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）の」とあるのは「の」と、「第二十八条第一項」とあるのは「同条第一項」とする。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

第五条　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中「第六十九条の七第一項第四号」を「第六十九条の八第一項第四号」に、「第七十条第一項第三十六号」を「第七十条第一項第四十二号」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第六条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十六号中「第六十九条の六第一項」を「第六十九条の七第一項」に、「第六十九条の七第一項」を「第六十九条の八第一項」に改める。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から第四条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三十一号

健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「の承認を受けた」を「に対し、健康保険の被保険者とならないことにより国民健康保険の被保険者となる旨の申出をした」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（協会の実施する保健事業）

第七条の二の二　協会は、前条第二項第二号に掲げる業務（第六章の規定による保健事業に関するものに限る。第七条の二十九の二において「保健事業業務」という。）を行うに当たっては、被保険者及びその被扶養者の年齢、性別、健康状態その他の事情を考慮し、適切かつ有効に行わなければならない。

第七条の二十九の次に次の一条を加える。

（保健事業業務の実施状況に係る報告）

第七条の二十九の二　協会は、保健事業業務の実施状況について、毎事業年度、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第五十八条第三項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第六十三条第二項に次の一号を加える。

六　要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「一部保険外療養」という。）

第六十三条に次の一項を加える。

8　厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たっては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

第六十五条第三項第二号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第七十条第二項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　保険医療機関は、国民が受ける医療の質の向上とその適正かつ効率的な提供を図るため、当該保険医療機関における業務の効率化及びその従業者の勤務環境の改善のための措置を講ずるように努めるものとする。

第七十二条第二項、第八十条第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十一条第一号及び第三号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第八十二条第一項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に、「若しくは第五号」を「、第五号若しくは第六号」に改める。

第八十六条第一項中「又は選定療養」を「、選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費」に改め、同条第五項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び選定療養」を「、選定療養及び一部保険外療養」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号又は前項第一号イ若しくはロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合算額）とする。

一　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ロ　医療費の動向及び医療保険の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して保険給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額

二　前号に掲げる額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）

第八十七条第二項中「）について算定した費用の額」の下に「（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあっては、当該費用の額から前条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額）」を加え、同条第三項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第百十条第二項第一号中「額）」を「額。以下この号において同じ。）（保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあっては、当該費用の額から第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額）」に改め、同条第三項中「及び選定療養」を「、選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。）」を加え、「前項第二号」を「保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあっては同条第三項第一号の費用の額の算定、前項第二号」に改める。

第百十五条第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第百三十一条第一項中「又は選定療養」を「、選定療養又は一部保険外療養」に改める。

第百四十九条の表第八十六条第二項及び第五項の項中「及び第五項」を「、第三項及び第六項」に改める。

第百五十四条第一項中「承認を受けた」を「申出をした」に改める。

第百六十条第三項第三号中「第百六十条の三」を「第百六十条の三第一項」に改め、同条第五項中「二年ごとに」を「毎事業年度」に改める。

第百六十条の三に次の一項を加える。

2　協会は、第百六十条第五項に規定する健康保険事業の収支の見通しを踏まえ、少なくとも、当該収支の見通しを公表したときから二年以内に前項の規定による準備金の積立ての状況から健康保険事業の運営に支障が生ずると見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第百七十九条中「承認を受けた」を「申出をした」に改める。

第二百四条第一項第一号中「承認」を「申出の受理」に改める。

第二百五条の四第一項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

附則第五条の三中「令和二年度以降の一の事業年度」を「令和八年度」に、「（第三号に掲げる額」を「（第三号に掲げる累計額」に、「第三号に掲げる額を」を「当該累計額を」に改め、「乗じて得た額」の下に「に五百億八百五十九万七千円を加えて得た額」を加え、同条第一号中「平成二十七年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、」を削り、「次号ロにおいて」を「以下」に、「当該一の事業年度の前事業年度末」を「令和七年度末」に改め、同条第二号ロ中「平成二十七年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、」を削り、「当該一の事業年度の前々事業年度までの間の」を「令和六年度までの間の」に、「次号において」を「以下」に改め、同条第三号中「当該一の事業年度の前事業年度」を「令和七年度」に改める。

附則中第五条の四を第五条の九とし、第五条の三の次に次の五条を加える。

第五条の四　令和九年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第四条の二の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額に五百億八百五十九万七千円を加えて得た額を控除して得た額を補助する。

一　平成二十七年度から令和七年度までの間における協会の準備金の額（平成二十七年度から令和七年度までの間の各事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

二　次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ　前条第二号イに掲げる額

ロ　国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和八年度末における協会の準備金の額

第五条の五　令和十年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額に五百億八百五十九万七千円を加えて得た額を控除して得た額を補助する。

一　平成二十七年度から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、前二条の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和九年度末における協会の準備金の額

二　次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ　附則第五条の三第二号イに掲げる額

ロ　平成二十七年度から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から令和八年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三　平成二十七年度から令和九年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の六　令和十一年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一　平成二十七年度から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、前三条の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和十年度末における協会の準備金の額

二　次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ　附則第五条の三第二号イに掲げる額

ロ　平成二十七年度から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から令和八年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三　平成二十七年度から令和九年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の七　令和十二年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を補助する。

一　平成二十七年度から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三から前条までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和十一年度末における協会の準備金の額

二　次に掲げる額のうちいずれか高い額
イ　附則第五条の三第二号イに掲げる額
ロ　平成二十七年度から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三から第五条の五までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から令和十年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額
三　平成二十七年度から令和十一年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の八　令和十三年度以降の一の事業年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一　平成二十七年度から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三からこの条までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる当該一の事業年度の前事業年度末における協会の準備金の額
二　次に掲げる額のうちいずれか高い額
イ　附則第五条の三第二号イに掲げる額
ロ　平成二十七年度から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三からこの条までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額
三　平成二十七年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第二条　健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給（第九十九条―第百九条）」を「第二節の二　分娩費の支給（第九十八条の二―第九十八条の二十四）　第三節　傷病手当金、埋葬料、出産時一時金及び出産手当金の支給（第九十九条―第百九条）」に改め、「家族移送費」の下に「、家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第三条第十三項中「又は第八十八条第一項」を「、第八十八条第一項」に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。）若しくは第九十八条の二第一項に規定する指定助産所等から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「又は指定訪問看護事業者」を「、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等」に改める。

第五条第一項中「第六十三条第三項第二号」の下に「、第九十八条の二第一項第二号」を加える。

第七条の二第三項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第五十一条の三第二項中「又は第八十八条第三項」を「、第八十八条第三項」に、「の確認」を「、第九十八条の二第一項又は第百十二条の二第一項の確認」に改める。

第五十二条中第九号を第十一号とし、同条第八号中「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　家族分娩費の支給

第五十二条中第五号を第六号とし、同条第四号中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　分娩費の支給

第五十四条中「家族移送費」の下に「、家族分娩費（第百十二条の二第三項において準用する第九十八条の二第十項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次条第四項及び第六十条第二項において同じ。）」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金（第百十四条第二項において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。第五十六条第一項において同じ。）」に改め、「、移送費」の下に「、分娩費（第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」を加え、「若しくは出産育児一時金」を「若しくは出産時一時金（第百四十九条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。）」に改める。

第五十五条第四項中「、移送費」の下に「、分娩費（第九十八条の二第十項（第九十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第六十条第二項において同じ。）」を加え、「若しくは家族移送費」を「、家族移送費若しくは家族分娩費」に、「又は負傷」を「若しくは負傷又は出産」に、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は分娩の手当」に改める。

第五十六条第一項中「、移送費」の下に「、分娩費」を加え、「、出産育児一時金（第百一条第三項（第百六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により支給される差額を含む。）」に改め、「家族移送費」の下に「、家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に、「第百条第二項」を「第九十八条の二第十項（第九十八条の二十四第二項及び第百十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額及び第百条第二項」に改める。

第五十八条第三項中「又は第八十八条第一項」を「、第八十八条第一項」に改め、「規定する指定訪問看護事業者」の下に「又は同号に規定する保険医療機関（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。）若しくは第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所」を加え、「又は第八十五条第五項」を「若しくは第八十五条第五項」に、「の」を「）若しくは第百十条第四項の規定による支払」に、「若しくは第百十条第四項」を「の規定による支払又は第九十八条の二第三項（第九十八条の二十四第二項及び第百十二条の二第三項において準用する場合を含む。）若しくは第百一条第二項（第百六条第二項及び第百十四条第二項において準用する場合を含む。）」に、「又は指定訪問看護事業者」を「、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第六十条第一項中「薬剤師」の下に「、助産師」を加え、「又は手当」を「若しくは手当又は分娩の手当」に改め、「診療録」の下に「、助産録」を加え、同条第二項中「、訪問看護療養費」の下に「、分娩費」を加え、「若しくは家族訪問看護療養費」を「、家族訪問看護療養費若しくは家族分娩費」に、「又は第八十八条第一項」を「、第八十八条第一項」に改め、「指定訪問看護」の下に「又は分娩の手当」を加える。

第六十五条第三項中第六号を第七号とし、同項第五号中「（第八十九条第四項第七号」の下に「及び第九十八条の六第二項第五号」を加え、「以下この号、第八十九条第四項第七号及び第百九十九条第二項において」を「以下」に改め、「。第八十九条第四項第七号」の下に「及び第九十八条の六第二項第五号」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該申請に係る病院又は診療所（分娩を取り扱うものに限る。）が、保険給付に関し分娩の手当の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第九十八条の十九第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。

第八十条第一号中「従事する保険医」の下に「（分娩の手当に従事する保険医を含む。）」を加え、「第百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第百十条第七項、第百十二条の二第三項」に改め、同条第二号中「第七十条の二第二項」の下に「（第九十八条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第百十条第七項、第百十二条の二第三項」に改め、同条中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号の次に次の六号を加える。

八　分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する第九十八条の四に規定する登録助産師が、第九十八条の十三第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該分娩取扱保険医療機関が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

九　分娩取扱保険医療機関について、第九十八条の二第三項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）又は第百一条第二項（第百六条第二項、第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があったとき。

十　分娩取扱保険医療機関が第九十八条の二十第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一　分娩取扱保険医療機関の開設者又は従業者が、第九十八条の二十第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該分娩取扱保険医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該分娩取扱保険医療機関が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

十二　分娩取扱保険医療機関の開設者が第九十八条の二十三第三項（第九十八条の二十四第二項、第百六条第二項、第百十二条の二第三項、第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十三　この法律以外の医療保険各法による被保険者又は被扶養者の分娩の手当に関し、第一号から第三号まで又は第八号から前号までのいずれかに相当する事由があったとき。

第八十一条第一号中「第百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第百十条第七項、第百十二条の二第三項」に改め、同条第二号中「第七十条の二第二項」の下に「（第九十八条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　保険医（分娩の手当に従事する医師に限る。次号において同じ。）が、第九十八条の二十第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第九十八条の二十第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六　保険医について、この法律以外の医療保険各法による分娩の手当に関し、第一号、第二号又は前号のいずれかに相当する事由があったとき。

第八十二条第一項中「第百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第百十条第七項、第百十二条の二第三項」に改め、「第七十条の二」の下に「（第九十八条の五において準用する場合を含む。）」を加える。

第四章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　分娩費の支給

（分娩費）

第九十八条の二　被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は次に掲げる助産所（以下「指定助産所等」という。）のうち、自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

一　厚生労働大臣の指定を受けた助産所（以下「指定助産所」という。）

二　特定の保険者が管掌する被保険者に対して分娩の手当を行う助産所であって、当該保険者が指定したもの

三　健康保険組合である保険者が開設する助産所

2　分娩費の額は、当該分娩の手当につき分娩の手当に要する標準的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額とする。

3　被保険者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から分娩の手当を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該病院若しくは診療所又は当該助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について、分娩費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院若しくは当該助産所に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し分娩費の支給があったものとみなす。

5　被保険者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第三号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合において、保険者がその被保険者の支払うべき分娩の手当に要した費用のうち分娩費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、分娩費の支給があったものとみなす。

6　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

7　保険者は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から分娩の手当に要した費用（分娩費として被保険者に対し支給すべき額を限度とする。第九項において同じ。）の請求があったときは、第二項の定め並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令並びに第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の厚生労働省令に照らして審査の上、支払うものとする。

8　保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

9　前各項に定めるもののほか、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の分娩の手当に要した費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

10　保険者は、被保険者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において保険者がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の定めの例により算定した費用の額を基準として保険者が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

（分娩費の額の定めに関する厚生労働大臣の調査）

第九十八条の三　厚生労働大臣は、前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

２　分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、前項の調査に資するため、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において提供する分娩の手当の内容その他の厚生労働大臣が定める情報を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（保険医又は登録助産師）

第九十八条の四　分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において健康保険の分娩の手当に従事する医師又は助産師は、保険医（医師であるものに限る。）又は厚生労働大臣の登録を受けた助産師（以下「登録助産師」という。）でなければならない。

（準用）

第九十八条の五　第七十条第一項及び第二項の規定は分娩取扱保険医療機関について、第七十条の二第二項の規定は分娩取扱保険医療機関の管理者について、第七十二条の規定は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医（医師であるものに限る。）について、それぞれ準用する。

（指定助産所の指定）

第九十八条の六　第九十八条の二第一項第一号の指定は、政令で定めるところにより、助産所の開設者の申請により行う。

２　厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十八条の二第一項第一号の指定をしないことができる。

一　当該申請に係る助産所が、この法律の規定により指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないものであるとき。

二　当該申請に係る助産所が、保険給付に関し分娩の手当の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第九十八条の十九第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。

三　当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六　前各号のほか、当該申請に係る助産所が、指定助産所として著しく不適当と認められるものであるとき。

（地方社会保険医療協議会への諮問）

第九十八条の七　厚生労働大臣は、指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定をしようとするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

（指定助産所の指定の更新）

第九十八条の八　第九十八条の二第一項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

２　指定助産所であって厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、第九十八条の六第一項の申請があったものとみなす。

（指定助産所のみなし指定）

第九十八条の九　助産所が助産師の開設したものであり、かつ、当該開設者である助産師のみが分娩の手当に従事している場合において、当該助産師について第九十八条の四の登録があったときは、当該助産所について、第九十八条の二第一項第一号の指定があったものとみなす。ただし、当該助産所が、第九十八条の六第二項に規定する要件に該当する場合であって厚生労働大臣が同号の指定があったものとみなすことが不適当と認められるときは、この限りでない。

（指定助産所の責務）

第九十八条の十　指定助産所は、当該指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師に、第九十八条の十三第一項の厚生労働省令で定めるところにより、分娩の手当に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、分娩費に係る分娩の手当を担当しなければならない。

２　指定助産所は、前項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による分娩費に係る分娩の手当を担当するものとする。

（指定助産所の管理者の責務）

第九十八条の十一　指定助産所の管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　登録助産師であること。

二　分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において登録助産師として三年以上分娩の手当に従事した経験その他の厚生労働省令で定める要件を備える者であること。

２　指定助産所の管理者は、適正な分娩の手当の効率的な提供を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督するとともに、当該指定助産所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

（登録助産師の登録）

第九十八条の十二　第九十八条の四の登録は、助産師の申請により行う。

２　厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十八条の四の登録をしないことができる。

一　申請者が、この法律の規定により第九十八条の四の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二　申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三　申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　前三号のほか、申請者が、登録助産師として著しく不適当と認められる者であるとき。

３　厚生労働大臣は、第九十八条の四の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

４　第一項又は第二項に規定するもののほか、第九十八条の四の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

（登録助産師の責務）

第九十八条の十三　分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の分娩の手当に当たらなければならない。

２　分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師は、前項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による分娩の手当に当たるものとする。

（指定助産所の指定の辞退又は登録助産師の登録の抹消）

第九十八条の十四　指定助産所は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

２　登録助産師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。

（指定助産所の指定の取消し）

第九十八条の十五　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定を取り消すことができる。

一　指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師が、第九十八条の十三第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該指定助産所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

二　指定助産所の管理者が、第九十八条の十一第二項の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該指定助産所の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

三　前二号のほか、指定助産所が、第九十八条の十第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第九十八条の二第三項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）又は第百一条第二項（第百六条第二項、第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があったとき。

五　指定助産所が、第九十八条の二十第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　指定助産所の開設者又は従業者が、第九十八条の二十第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定助産所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定助産所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

七　指定助産所の開設者が第九十八条の二十三第三項（第九十八条の二十四第二項、第百六条第二項、第百十二条の二第三項、第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

八　この法律以外の医療保険各法による分娩費に係る分娩の手当に関し、前各号のいずれかに相当する事由があったとき。

九　指定助産所の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

十　指定助産所の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

十一　前各号に掲げる場合のほか、指定助産所の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

（登録助産師の登録の取消し）

第九十八条の十六　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録助産師に係る第九十八条の四の登録（第二号に掲げる場合にあっては、当該指定助産所の管理者の登録助産師に係る同条の登録）を取り消すことができる。

一　登録助産師が、第九十八条の十三第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　指定助産所の管理者が、第九十八条の十一第二項の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該指定助産所の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

三　登録助産師が、第九十八条の二十第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第九十八条の二十第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四　この法律以外の医療保険各法による分娩の手当に関し、前三号のいずれかに相当する事由があったとき。

五　登録助産師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

六　登録助産師が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

七　前各号に掲げる場合のほか、登録助産師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

（社会保険医療協議会への諮問）

第九十八条の十七　厚生労働大臣は、第九十八条の十第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、第九十八条の十一若しくは第九十八条の十三第一項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第九十八条の二第二項（第百四十九条において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2　厚生労働大臣は、第九十八条の二第一項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は第九十八条の四の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

（処分に対する弁明の機会の付与）

第九十八条の十八　厚生労働大臣は、第九十八条の二第一項第一号の指定をしないこととするとき、又は第九十八条の四の登録をしないこととするときは、当該指定を受けようとする助産所の開設者又は当該登録を受けようとする助産師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその事由を通知しなければならない。

（厚生労働大臣の指導）

第九十八条の十九　分娩取扱保険医療機関及び指定助産所並びにこれらにおいて分娩の手当に従事する保険医（分娩の手当に従事する医師に限る。次条第一項において同じ。）及び登録助産師は、健康保険の分娩の手当に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、分娩の手当に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

（分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の報告等）

第九十八条の二十　厚生労働大臣は、分娩費に係る分娩の手当に関して必要があると認めるときは、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第七条の三十八第二項及び前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（保険医等における分娩の手当）

第九十八条の二十一　第六十三条第三項第二号及び第三号に掲げる病院又は診療所（分娩を取り扱うものに限る。）において行われる健康保険の分娩の手当に関する準則については、第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令の例による。

２　第九十八条の二第一項第二号及び第三号に掲げる助産所において行われる健康保険の分娩の手当に関する準則については、第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の厚生労働省令の例による。

（分娩の手当の内容等に関する情報の提供）

第九十八条の二十二　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする被保険者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

（分娩の手当の内容等に関する情報の報告及び公表）

第九十八条の二十三　分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において行われる分娩費及び出産時一時金の支給並びにこれらに相当するこの法律以外の医療保険各法による給付に係る分娩の手当の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を厚生労働大臣に報告しなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めなければならない。

３　厚生労働大臣は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者が第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

（資格喪失後の分娩費の支給）

第九十八条の二十四　被保険者の資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあっては、その資格を取得した日）の前日まで引き続き一年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者（以下この条、第百四条及び第百六条第一項において「一年以上被保険者であった者」という。）が、被保険者の資格を喪失した日後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから当該資格を喪失したことを証する書類の提示その他の厚生労働省令で定める方法により一年以上被保険者であった者であることの確認を受け、かつ、分娩の手当を受けたときは、被保険者として受けることができるはずであった分娩費として、当該分娩の手当につき第九十八条の二第二項の定めの例により算定した費用の額の支給を最後の保険者から受けることができる。ただし、被保険者であった者が船員保険の被保険者となったときは、この限りでない。

２　第九十八条の二第三項から第九項までの規定は前項の資格喪失後の分娩費の支給について、同条第十項の規定は一年以上被保険者であった者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十第一項、第九十八条の十三及び第九十八条の十九から前条までの規定並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定は前項の資格喪失後の分娩費に係る分娩の手当について、それぞれ準用する。

第四章第三節の節名中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改める。

第百一条の見出しを「（出産時一時金）」に改め、同条中「被保険者が」の下に「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から健康保険の分娩の手当を受け、」を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改め、同条に次の六項を加える。

２　被保険者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第九十八条の二第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、保険者は、被保険者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金（その被保険者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用（同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する額に限る。次項及び第五項において同じ。）を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その被保険者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

３　保険者は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者に支給するものとする。

４　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

５　保険者は、第二項の規定による出産時一時金の支払をするときは、当該支払に関する事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

６　保険者は、被保険者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、保険者がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

７　前各項に定めるもののほか、出産時一時金の支給に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百四条中「被保険者の資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあっては、その資格を取得した日）の前日まで引き続き一年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者（第百六条において「一年以上被保険者であった者」という。）」を「一年以上被保険者であった者」に改める。

第百六条の見出し中「出産育児一時金の給付」を「出産時一時金の支給」に改め、同条中「以内に」の下に「、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、」を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金として、第百一条第一項の政令で定める金額」に改め、同条に次の一項を加える。

２　第九十八条の二十二及び第九十八条の二十三の規定は前項の資格喪失後の出産時一時金に係る分娩の手当について、第百一条第二項から第七項までの規定は前項の資格喪失後の出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「第九十八条の二第一項」とあるのは「第九十八条の二十四第一項本文」と、「同条第三項」とあるのは「第九十八条の二十四第二項において準用する第九十八条の二第三項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第百六条第一項」と読み替えるものとする。

第四章第四節の節名中「家族移送費」の下に「、家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第百十二条の次に次の一条を加える。

（家族分娩費）

第百十二条の二　被保険者の被扶養者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被扶養者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、被保険者に対し、その分娩の手当に要した費用について、家族分娩費を支給する。

２　家族分娩費の額は、当該分娩の手当につき第九十八条の二第二項の定めの例により算定した費用の額とする。

３　第九十八条の二第三項から第九項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第十項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十第一項、第九十八条の十三及び第九十八条の十九から第九十八条の二十三までの規定並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定は家族分娩費に係る分娩の手当について、それぞれ準用する。

第百十四条の見出しを「（家族出産時一時金）」に改め、同条中「被扶養者が」の下に「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から健康保険の分娩の手当を受け、」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に、「第百一条」を「第百一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　第九十八条の二十二及び第九十八条の二十三の規定は家族出産時一時金に係る分娩の手当について、第百一条第二項から第七項までの規定は家族出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。

第百二十七条中第十号を第十三号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　特別分娩費の支給

第百二十七条第八号中「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　家族分娩費の支給

第百二十七条中第五号を第六号とし、同条第四号中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　分娩費の支給

第百二十八条第一項中「移送費」の下に「、分娩費（第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金（第百四十九条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。第三項及び第四項において同じ。）」に改め、同条第三項中「、移送費」の下に「、分娩費」を加え、「若しくは出産時一時金」を「若しくは出産育児一時金」に改め、「家族移送費」の下に「、家族分娩費（第百四十二条の二第三項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項、第六項及び第七項において同じ。）」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金（第百四十九条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第四項中「家族移送費」の下に「、家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、「、移送費」の下に「、分娩費」を加え、「若しくは出産育児一時金」を「若しくは特別分娩費」に、「又は負傷」を「若しくは負傷又は出産」に、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は分娩の手当」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　特別分娩費（第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項において同じ。）の支給は、同一の出産について、前章の規定又はこの法律以外の医療保険各法の規定によりこの章の規定による分娩費又は家族分娩費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第百三十四条の次に次の一条を加える。

（分娩費）

第百三十四条の二　日雇特例被保険者が、受給資格者票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。第六項及び第七項、第百三十七条第一項、第百四十二条の二第一項、第百四十四条第一項並びに第百四十五条の二第一項において同じ。）又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

２　日雇特例被保険者が分娩費の支給を受けるには、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）の属する月の前四月間に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されていなければならない。

３　保険者は、日雇特例被保険者が、前項に該当することを、日雇特例被保険者手帳によって証明して申請したときは、これを確認したことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した受給資格者票にこれを確認したことを表示しなければならない。

４　第一項の受給資格者票は、前項の規定による確認を受けたものでなければならない。

５　受給資格者票の様式、第三項の規定による確認その他受給資格者票に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

６　保険者は、日雇特例被保険者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を受けることが困難であると認めるとき、又は日雇特例被保険者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所以外の者から分娩の手当を受けた場合において保険者がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、同条第二項の定めの例により算定した費用の額を基準として保険者が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

７　日雇特例被保険者が、第三項の規定による確認を受けないで、第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合において、保険者が、その確認を受けなかったことを緊急やむを得ない理由によるものと認めるときも、前項と同様とする。

第百三十七条の見出しを「（出産時一時金）」に改め、同条中「出産した場合において、その出産の日の属する月の前四月間に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されている」を「第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から健康保険の分娩の手当を受け、出産した」に、「出産育児一時金」を「出産時一時金」に、「第百一条」を「第百一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　第百三十四条の二第二項の規定は、出産時一時金の支給について準用する。

第百三十八条第一項中「出産育児一時金の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）を「日雇特例被保険者が出産した場合において、その出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）の属する月の前四月間に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されているときは、当該出産の日」に改める。

第百四十二条の次に次の一条を加える。

（家族分娩費）

第百四十二条の二　日雇特例被保険者の被扶養者が、受給資格者票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その分娩の手当に要した費用について、家族分娩費を支給する。

２　日雇特例被保険者が家族分娩費の支給を受けるには、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）の属する月の前二月間に通算して二十六日分以上又は当該月の前六月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

３　第百三十四条の二第三項から第五項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第六項及び第七項の規定は日雇特例被保険者の被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百四十二条の二第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第百四十二条の二第一項」と読み替えるものとする。

第百四十四条の見出しを「（家族出産時一時金）」に改め、同条第一項中「被扶養者が」の下に「第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から健康保険の分娩の手当を受け、」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金として、第百一条第一項の政令で定める金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　第百四十二条の二第二項の規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

第百四十四条第三項を削る。

第百四十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（特別療養費）」を付し、同条第一項第二号中「一月間」を「一月間に」に、「三月ないし六月間」を「三月から六月までの間」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同項第三号中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別分娩費）

第百四十五条の二　次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して五月（月の初日に該当するに至った者については、四月。次項において同じ。）を経過しないもの又はその被扶養者が、特別分娩費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その分娩の手当に要した費用について、特別分娩費を支給する。ただし、当該分娩の手当につき、分娩費（第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）又は家族分娩費（第百四十二条の二第三項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一　初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

二　継続する四月間に通算して二十六日分以上（被扶養者の出産に係るものであるときは一月に若しくは継続する二月間に通算して二十六日分以上又は継続する三月から六月までの間に通算して七十八日分以上）の保険料が納付されるに至った月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

三　前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳（前に二回以上にわたり日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳）に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなった日又は第百二十六条第三項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

2　特別分娩費受給票は、前項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して五月を経過していないものの申請により、保険者が交付する。

3　特別分娩費受給票の様式及び交付その他特別分娩費受給票に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4　第百三十四条の二第六項及び第七項の規定は、第一項の日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項の規定による確認」とあり、及び「その確認」とあるのは、「特別分娩費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第百四十六条に見出しとして「（日雇特例被保険者とならないこととなった場合）」を付し、同条中「特別療養費」の下に「又は特別分娩費（前条第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第百四十八条において同じ。）」を加える。

第百四十八条中「、移送費」の下に「、分娩費（第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」を加え、「、出産育児一時金」を「、出産時一時金（次条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。）」に改め、「家族移送費」の下に「、家族分娩費（第百四十二条の二第三項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」を加え、「家族出産育児一時金又は特別療養費」を「家族出産時一時金（次条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。）、特別療養費又は特別分娩費」に改める。

第百四十九条の表第九十七条第二項の項の次に次のように加える。

第九十八条の二第二項	分娩費及び特別分娩費の支給
第九十八条の二第三項、第四項及び第六項から第九項まで	分娩費、家族分娩費及び特別分娩費の支給
第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十、第九十八条の十三、第九十八条の十八から第九十八条の二十一まで並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項	分娩費、家族分娩費及び特別分娩費に係る分娩の手当
第九十八条の二十二及び第九十八条の二十三	分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金に係る分娩の手当
第百一条第二項から第七項まで	出産時一時金及び家族出産時一時金の支給

第百四十九条の表第百十一条第二項の項の次に次のように加える。

第百十二条の二第二項	家族分娩費の支給

第百五十二条の二の見出しを「（出産交付金）」に改め、同条中「出産育児一時金及び家族出産育児一時金」を「分娩費（第九十八条の二第十項（第九十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。）及び第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）、出産時一時金（第百一条第三項（第百六条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定により支給される差額を含む。以下この条及び第百五十二条の五において同じ。）、家族分娩費（第百十二条の二第三項において準用する第九十八条の二第十項及び第百四十二条の二第三項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）、家族出産時一時金（第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。第百五十二条の五において同じ。）及び特別分娩費（第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」に、「出産育児一時金等」を「分娩費等」に、「第百一条」を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第百一条第一項及び第六項（第百六条第二項、第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。第百五十二条の五において同じ。）」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百五十二条の三の見出しを「（出産交付金の額）」に改め、同条第一項中「規定する出産育児交付金」を「規定する出産交付金」に、「概算出産育児交付金の額と」を「概算出産交付金の額と」に改め、同項ただし書中「概算出産育児交付金」を「概算出産交付金」に、「確定出産育児交付金」を「確定出産交付金」に、「出産育児交付調整金額」を「出産交付調整金額」に、「概算出産育児交付金」を「概算出産交付金」に、「確定出産育児交付金」を「確定出産交付金」に改める。

第百五十二条の四の見出しを「（概算出産交付金）」に改め、同条中「概算出産育児交付金」を「概算出産交付金」に、「出産育児一時金等」を「分娩費等」に、「出産育児支援金率」を「出産支援金率」に改める。

第百五十二条の五の見出しを「（確定出産交付金」に改め、同条中「確定出産育児交付金」を「確定出産交付金」に、「出産育児一時金等」を「分娩費等」に、「第百一条」を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要した費用については、第百一条第一項及び第六項」に、「出産育児支援金率」を「出産支援金率」に改める。

第百五十二条の六及び第百六十条第三項第二号中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百九十四条の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に「、指定助産所等」を加える。

第百九十九条第二項中「又は第八十八条第一項」を「、第八十八条第一項又は第九十八条の二第一項第一号」に改める。

第二百五条の四第一項中「）及び第八十八条第十一項」を「）、第八十八条第十一項」に改め、「同号において同じ。）」の下に「、第九十八条の二第八項（第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。）及び第百一条第五項（第百六条第二項、第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。）」を加え、同項第一号中「及び第八十八条第十一項」を「、第八十八条第十一項、第九十八条の二第八項及び第百一条第五項」に改める。

第二百十五条中「薬剤師」の下に「、助産師」を、「診療録」の下に「、助産録」を加える。

附則第四条の二中「附則第五条」を「次条」に改める。

附則第四条の三を削る。

附則第十条中「又は指定訪問看護事業者」を「、指定訪問看護事業者又は指定助産所」に改め、同条の表第六十五条第三項第五号の項中「第六十五条第三項第五号」を「第六十五条第三項第六号」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第三条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第三項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第五十三条第二項に次の一号を加える。

六　一部保険外療養（健康保険法第六十三条第二項第六号に規定する一部保険外療養をいう。以下同じ。）

第六十三条第一項中「又は選定療養」を「、選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費の」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養に係る費用の額を控除した額）の」に、「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養、選定療養又は保険外併用療養費」に改め、同項第一号中「。次項において「保険外併用療養費算定額」という。」を削り、同条第五項中「算定費用額」を「保険外併用療養費算定額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額。第六十六条第四号において「算定費用額」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び選定療養」を「、選定療養及び一部保険外療養」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「保険外併用療養費算定額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額。以下「算定費用額」という。）」を「健康保険法第八十六条第二項第一号又は第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）（保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあっては、保険外併用療養費算定額から同号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額とし、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額とする。

第六十三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額

二　前号に掲げる額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）

第六十四条第二項中「）について算定した費用の額」の下に「（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあっては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額）」を加え、同条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第七十六条第二項第一号中「額）」を「額。以下この号において同じ。）（保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあっては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額）」に改め、同条第三項中「及び選定療養」を「、選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。）」を加え、「前項第二号」を「保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあっては同条第三項第一号の費用の額の算定、前項第二号」に改め、同条第六項中「、第六項及び第八項」を「及び第六項」に改める。

第八十三条第二項中「家計」の下に「（とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第百五十三条の十第一項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第四条　船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第一款　療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第五十三条―第六十八条）」を「第一款　療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第五十三条―第六十八条の四）」に、「出産育児一時金及び」を「出産時一時金及び」に改め、「家族移送費」の下に「、家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第二条第十二項中「又は指定訪問看護事業者（」を「、指定訪問看護事業者（」に改め、「）を受けようとする者」の下に「又は分娩（べん）取扱保険医療機関（同法第五十八条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下同じ。）若しくは指定助産所（同法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。）から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「保険薬局、指定訪問看護事業者」を「保険薬局、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第二十八条の二第二項中「又は第六十五条第三項」を「、第六十五条第三項」に、「の確認」を「、第六十八条の二第一項又は第七十九条の二第一項の確認」に改める。

第二十九条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　分娩費の支給

第二十九条第一項第四号中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　家族分娩費の支給

第二十九条第一項第八号中「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第三十三条第一項中「移送費」の下に「、分娩費（第六十八条の二第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第五項、第四十九条第二項、第百六条第一項、第百十二条の二第一項及び第百四十二条第一項において同じ。）」を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金（第七十三条第三項の規定により支給される差額を含む。第百六条第一項、第百十二条の二第一項及び第百四十二条第一項において同じ。）」に改め、同条第五項中「、移送費」の下に「、分娩費」を加え、「若しくは家族移送費」を「、家族移送費若しくは家族分娩費（第七十九条の二第三項において準用する第六十八条の二第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項、第四十九条第二項、第百十二条の二第一項及び第百四十二条第一項において同じ。）」に、「又は負傷」を「若しくは負傷又は出産」に、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は分娩の手当」に改め、同条第六項中「家族移送費」の下に「、家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金（第八十一条第二項において準用する第七十三条第三項の規定により支給される差額を含む。第百十二条の二第一項及び第百四十二条第一項において同じ。）」に改め、「、移送費」の下に「、分娩費（同法第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」を加え、「若しくは出産育児一時金」を「若しくは出産時一時金（同法第百四十九条において準用する同法第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。）」に改める。

第四十七条第三項中「又は指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所が」に、「又は第六十一条第四項」を「若しくは第六十一条第四項」に、「、」を「）若しくは第七十六条第四項の規定による支払」に、「若しくは第七十六条第四項」を「の規定による支払又は第六十八条の二第三項（第七十九条の二第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十三条第二項（第八十一条第二項において準用する場合を含む。）」に、「又は指定訪問看護事業者に」を「、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に」に改める。

第四十九条第一項中「薬剤師」の下に「、助産師」を加え、「又は手当」を「若しくは手当又は分娩の手当」に改め、「診療録」の下に「、助産録」を加え、同条第二項中「、訪問看護療養費」の下に「、分娩費」を加え、「若しくは家族訪問看護療養費」を「、家族訪問看護療養費若しくは家族分娩費」に、「又は指定訪問看護」を「、指定訪問看護又は分娩の手当」に改める。

第四章第二節第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二　分娩費の支給

（分娩費）

第六十八条の二　被保険者又は被保険者であった者（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条、第六十八条の四、第七十三条及び第七十四条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、第五十三条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。）又は次に掲げる助産所（以下「指定助産所等」という。）のうち、自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

一　指定助産所

二　船員保険の被保険者に対して分娩の手当を行う助産所であって、協会が指定したもの

2　分娩費の額は、当該分娩の手当につき健康保険法第九十八条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額とする。

3　被保険者又は被保険者であった者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、協会は、その被保険者又は被保険者であった者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき分娩の手当に要した費用について、分娩費として被保険者又は被保険者であった者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であった者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があったときは、被保険者又は被保険者であった者に対し分娩費の支給があったものとみなす。

5　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であった者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

6　健康保険法第九十八条の二第七項から第九項まで、第九十八条の四、第九十八条の十九及び第九十八条の二十の規定は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から受けた分娩の手当及びこれに伴う分娩費の支給について準用する。

7　協会は、被保険者若しくは被保険者であった者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者若しくは被保険者であった者が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において協会がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として協会が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

8　被保険者であった者がその資格を喪失した日後に出産したことにより第一項の規定による分娩費の支給（前項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給を含む。）を受けるには、被保険者であった者がその資格を喪失した日から六月以内に出産したこと及び被保険者の資格を喪失した日（疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあっては、その資格を取得した日。以下この項において同じ。）前における被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）であった期間（第六十九条第六項、第七十三条第七項及び第七十四条第二項において「被保険者であった期間」という。）が、その資格を喪失した日前一年間において三月以上又はその日前三年間において一年以上（第六十九条第六項、第七十三条第七項及び第七十四条第二項において「支給要件期間」という。）であることを要する。

（分娩取扱保険医療機関等及び指定助産所等の責務）

第六十八条の三　指定助産所又は健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師が船員保険の分娩の手当を担当し、又は当該分娩の手当に当たる場合の準則については、同法第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2　前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

3　第六十八条の二第一項第二号に掲げる助産所において行われる船員保険の分娩の手当に関する準則については、健康保険法第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、前項の規定による厚生労働省令の例による。

4　第五十四条の規定は、分娩取扱保険医療機関及び保険医（医師であるものに限る。）が行う船員保険の分娩の手当について準用する。この場合において、同条第一項中「同法」とあるのは、「健康保険法第九十八条の五において準用する同法」と読み替えるものとする。

5　第五十三条第六項第二号に掲げる病院又は診療所（分娩を取り扱うものに限る。）において行われる船員保険の分娩の手当に関する準則については、健康保険法第九十八条の五において準用する同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、前項において準用する第五十四条第二項の規定による厚生労働省令の例による。

（分娩の手当の内容等に関する情報の提供）

第六十八条の四　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする被保険者又は被保険者であった者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

第六十九条第六項中「被保険者の資格を喪失した日（疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあっては、その資格を取得した日）前における被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）であった期間が、その日前一年間において三月以上又はその日前三年間において一年以上（第七十三条第二項及び第七十四条第二項において「支給要件期間」という。）を「被保険者であった期間が支給要件期間」に改める。

第四章第二節第三款の款名中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改める。

第七十三条の見出しを「（出産時一時金）」に改め、同条第一項中「（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が」を「が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から船員保険の分娩の手当を受け、」に、「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に、「出産育児一時金」を「出産時一時金」に、「日から」を「日より」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　被保険者又は被保険者であった者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十八条の二第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、協会は、被保険者又は被保険者であった者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金（その被保険者又は被保険者であった者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用（同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する額に限る。次項及び第五項において同じ。）を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その被保険者又は被保険者であった者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3　協会は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者又は被保険者であった者に支給するものとする。

4　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であった者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

5　協会は、第二項の規定による出産時一時金の支払をするときは、当該支払に関する事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（第百十二条の二第一項及び第百五十三条の十第一項において「基盤機構」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（第百五十三条の十第一項において「国保連合会」という。）に委託することができる。

6　協会は、被保険者又は被保険者であった者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、協会がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

第七十三条に次の一項を加える。

8　前各項に定めるもののほか、出産時一時金の支給に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章第二節第四款の款名中「家族移送費」の下に「、家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

（家族分娩費）

第七十九条の二　被扶養者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被扶養者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、被保険者に対し、その分娩の手当に要した費用について、家族分娩費を支給する。

2　家族分娩費の額は、当該分娩の手当につき第六十八条の二第二項の算定の例により算定した費用の額とする。

3　第六十八条の二第三項から第六項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、第六十八条の三及び第六十八条の四の規定は家族分娩費に係る分娩の手当について、それぞれ準用する。

第八十一条の見出しを「（家族出産時一時金）」に改め、同条中「被扶養者が」の下に「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から船員保険の分娩の手当を受け、」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第六十八条の四の規定は家族出産時一時金に係る分娩の手当について、第七十三条第二項から第六項まで及び第八項の規定は家族出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。

第百六条第一項中「、移送費」の下に「、分娩費」を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改める。

第百十二条第二項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第百十二条の二の見出しを「（出産交付金）」に改め、同条第一項中「出産育児一時金及び家族出産育児一時金」を「分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金」に、「第七十三条第一項」を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第七十三条第一項及び第六項（第八十一条第二項において準用する場合を含む。）」に、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（第百五十三条の十第一項において「基盤機構」という。）」を「基盤機構」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同条第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百二十一条第二項第一号中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百四十二条第一項中「、移送費」の下に「、分娩費」を加え、「、出産育児一時金」に改め、「家族移送費」の下に「、家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第百四十三条の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に「、指定助産所等」を加える。

第百五十三条の十第一項中「並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務の」を「、第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項、第六十八条の二第六項（第七十九条の二第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三条第五項（第八十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する事務の」に、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を「国保連合会」に改め、同項第一号中「並びに第六十五条第十二項」を「、第六十五条第十二項」に改め、「第八十八条第十一項」の下に「、第六十八条の二第六項において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三条第五項」を加える。

第百六十一条第三項中「薬剤師」の下に「、助産師」を、「診療録」の下に「、助産録」を加える。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

（国民健康保険法の一部改正）

第五条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第四項」を「第五項」に、「第十一項第二号」を「第十一項第二号」に改める。

第八条第一項中「第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれか」を「第六条第十一号」に改め、同条第二項中「第六条第九号又は第十号」を「第六条第一号から第十号までのいずれか」に改める。

第九条第三項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

第二十一条第一項中「第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれか」を「第六条第十一号」に改め、同条第二項中「第六条第九号」を「第六条第一号から第九号までのいずれか」に改める。

第三十六条第二項に次の一号を加える。

六　一部保険外療養（健康保険法第六十三条第二項第六号に規定する一部保険外療養をいう。以下同じ。）

第五十三条第一項中「又は選定療養」を「、選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「健康保険法第六十四条並びに本法」を削り、「第五項まで」の下に「並びに健康保険法第六十四条」を加え、「及び選定療養」を「、選定療養及び一部保険外療養」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に規定する額から第二号に規定する額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該控除した額及び前項第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該控除した額及び同項第三号に規定する額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額

二　前号に掲げる額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）

第五十四条第三項中「」について算定した費用の額」の下に「（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあっては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額）」を加え、同条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第五十四条の三第一項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「健康保険法第六十四条並びに本法」を削り、「第五十二条第五項、第五十三条第二項」を「第五十二条第五項」に改め、「前条」の下に「並びに健康保険法第六十四条」を加え、「第五十三条第二項中「保険外併用療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは「、療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により、訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十八条第四項」と読み替えるほか、その他」を「これら」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　特別療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該額及び第三号に規定する額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）を控除した額

イ　療養の給付を受けることができる場合　健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）

ロ　第五十三条第二項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合　健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）

ハ　第五十三条第三項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合　健康保険法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額

ニ　訪問看護療養費の支給を受けることができる場合　健康保険法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）

二　当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）から、食事療養標準負担額を控除した額

三　当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。）から、生活療養標準負担額を控除した額

第五十七条の二第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第六十五条第三項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第六十六条の二第一項中「第四項、第七項及び第八項」を「第五項、第八項及び第九項」に改め、同条第二項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

第七十二条の三の二第一項中「六歳」を「十八歳」に改める。

第七十三条第一項中「納付に要する費用に」を「納付に要する費用（第六項において「療養の給付等に要する費用等」という。）に」に改め、同項第一号イ中「第三条第一項第八号」の下に「の申出をして」を加え、同条に次の二項を加える。

6　国は、組合が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該組合に対し、療養の給付等に要する費用等について、同項第一号イに掲げる額及び同号ロに掲げる額の合算額に当該組合の財政力を勘案して百分の十以上百分の十三未満の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額並びに特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額の合算額を補助することができる。

一　組合の財政力が政令で定める基準に該当すること。

二　組合の財政運営の状況が政令で定める基準に該当すること。

三　組合の被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療費適正化等の取組の状況が政令で定める基準に該当すること。

７　第二項から第五項までの規定は、前項の規定による補助をする場合について準用する。この場合において、第二項中「前項第二号」とあるのは「第六項」と、「百分の三十二」とあるのは「百分の十三」と、第三項中「対する第一項」とあるのは「対する第六項」と、「同項第一号イ」とあるのは「第一項第一号イ」と、第四項中「第一項」とあるのは「第六項」と、第五項中「前項」とあるのは「第七項において読み替えて準用する前項」と、「第三項」とあるのは「第七項において読み替えて準用する第三項」と読み替えるものとする。

第七十五条の三中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第八十一条の二第十項第四号中「第三項」を「第四項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項第五号中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「に規定する」を「又は第三項の規定による取崩し及び繰入れを行う」に改め、「国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　都道府県は、前項の規定による取崩し及び繰入れに支障のない範囲内において、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために特に必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとする。

第八十二条第十四項第一号、第八十五条の三第一項及び第百十三条の三第一項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第百十九条及び第百十九条の二中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

第百二十一条第二項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

附則第七条中「及び第二項」を「及び同条第二項（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第八十一条の二第十項第四号」を「第八十一条の二第十一項第四号」に改める。

第六条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「又は第五十四条の二第三項」を「、第五十四条の二第三項」に、「の確認」を「又は第五十四条の五第一項の確認」に改める。

第三十六条第三項中「保険医療機関等（」の下に「保険医療機関（」を、「規定する保険医療機関」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、「保険薬局」を「同号に規定する保険薬局」に、「又は第五十四条の二第一項」を「、第五十四条の二第一項」に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は分娩（べん）取扱保険医療機関（同法第五十八条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下同じ。）若しくは指定助産所（同法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。）から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「又は指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第五十四条の四の次に次の七条を加える。

（分娩費）

第五十四条の五　市町村及び組合は、被保険者が、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、自己の選定する分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

２　分娩費の額は、当該分娩の手当につき健康保険法第九十八条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額とする。

３　被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について、分娩費として当該世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うことができる。

４　前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し分娩費の支給があつたものとみなす。

５　分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、分娩の手当に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生労働省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

６　市町村及び組合は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から分娩の手当に要した費用（分娩費として世帯主又は組合員に対し支給すべき額を限度とする。第八項において同じ。）の請求があつたときは、第二項に規定する額の算定方法並びに次条第一項及び第二項に規定する準則並びに同条第三項において準用する第四十条に規定する準則に照らして審査した上、支払うものとする。

７　第四十五条第五項から第七項までの規定は、前項の規定による審査及び支払について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

８　前各項に規定するもののほか、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の分娩の手当に要した費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

９　市町村及び組合は、被保険者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所以外の者について分娩の手当を受けた場合において市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として市町村又は組合が定めるその分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

10　被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けた場合において、市町村及び組合が、当該確認を受けなかつたことを、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときも、前項と同様とする。

（分娩取扱保険医療機関等及び指定助産所等の責務）

第五十四条の六　指定助産所又は登録助産師（健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。以下同じ。）が、国民健康保険の分娩の手当を担当し、又は当該分娩の手当に当たる場合の準則については、同法第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令の例による。

２　前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

３　第四十条の規定は、分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医（分娩の手当に従事する医師であるものに限る。次条及び第五十四条の八において同じ。）が、国民健康保険の分娩の手当を担当し、又は当該分娩の手当に当たる場合の準則について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）

第五十四条の七　分娩取扱保険医療機関及び指定助産所並びにこれらにおいて分娩の手当に従事する保険医及び登録助産師は、国民健康保険の分娩の手当に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、分娩の手当に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

（分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の報告等）

第五十四条の八　厚生労働大臣又は都道府県知事は、分娩費に係る分娩の手当に関して必要があると認めるときは、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第四十五条の二第二項及び前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第四十五条の二第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3　都道府県知事は、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につきこの法律による分娩の手当に関し健康保険法第八十条若しくは第九十八条の十五の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医若しくは登録助産師につきこの法律による分娩の手当に関し健康保険法第八十一条若しくは第九十八条の十六の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（分娩の手当の内容等に関する情報の提供）

第五十四条の九　分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けようとする被保険者に対し、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において行われる分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

（健康保険法の準用）

第五十四条の十　健康保険法第九十八条の四及び第九十八条の十七第一項の規定は、国民健康保険の分娩の手当について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（出産時一時金）

第五十四条の十一　市町村及び組合は、被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について国民健康保険の分娩の手当を受け、出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、出産時一時金として、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額を支給する。

2　被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について第五十四条の五第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に対し、前項の出産時一時金（当該世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき出産に要した費用（同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する額に限る。次項及び第六項において同じ。）を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、当該世帯の世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3　市町村及び組合は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に支給するものとする。

4　分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生労働省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

5　市町村及び組合は、被保険者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、市町村及び組合がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額を支給することができる。

6　第四十五条第五項の規定は、第二項の規定による出産時一時金の支払について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による審査及び支払」とあるのは、「第五十四条の十一第二項の規定による支払」と読み替えるものとする。

7　前各項に規定するもののほか、出産時一時金の支給に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十六条の見出し中「給付」の下に「等」を加え、同条第一項中「よる場合を含む。」の下に「第五項において同じ。」を加え、同条に次の四項を加える。

5　分娩費（第五十四条の五第九項又は第十項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第七十五条の五第一項、第八十五条の三第一項、第八十七条、第八十九条及び第百二十一条第二項を除き、以下同じ。）又は出産時一時金（第五十四条の十一第三項の規定により支給される差額を含む。第八十五条の三第一項を除き、以下同じ。）の支給は、被保険者の当該出産につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合（健康保険法第九十八条の二十四第一項に規定する分娩費又は同法第百六条第一項に規定する出産時一時金については、これらの給付を受けた場合に限る。）には、行わない。これらの法令以外の法令により国又は地方公共団体の負担においてそれぞれの給付に相当する給付が行われたときも、同様とする。

6　市町村及び組合は、前項に規定する法令による給付が分娩費又は出産時一時金に相当する額の支給である場合において、これらの支給額が、当該出産につきこの法律による分娩費又は出産時一時金の支給をすべきものとした場合における分娩費又は出産時一時金の額に満たないときは、その差額を当該被保険者に支給しなければならない。

7　前項の場合において、被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について当該分娩の手当を受けたときは、市町村及び組合は、同項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき当該出産に要した費用を、当該被保険者に代わつて分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うことができる。

8　前項の規定により分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に対して費用が支払われたときは、その限度において、被保険者に対し第六項の規定による支給が行われたものとみなす。

第五十七条中「前条第二項」の下に「若しくは第六項」を加え、「及び療養費の支給」を「、療養費の支給、第五十四条の五第九項又は第十項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給及び第五十四条の十一第五項の規定による出産時一時金の支給」に、「又は負傷」を「、負傷又は出産」に、「又は療養費」を「、療養費又は第五十四条の五第九項若しくは第十項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額」に改める。

第五十八条第一項中「出産及び」及び「出産育児一時金の支給又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第五十九条中「又は入院時食事療養費」を「若しくは入院時食事療養費」に改め、「。」の下に「又は分娩費若しくは出産時一時金の支給」を加える。

第六十三条の二第一項中「第五十六条第二項」の下に「若しくは第六項」を加える。

第六十五条第三項中「又は指定訪問看護事業者が」を「、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所が」に、「又は第五十二条第三項」を「若しくは第五十二条第三項」に、「若しくは第五十四条の二第五項」を「の規定による支払、第五十四条の二第五項の規定による支払又は第五十四条の五第三項若しくは第五十四条の十一第二項」に、「又は指定訪問看護事業者に」を「、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に」に改め、同条第四項中「又は指定訪問看護事業者」を「、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第六十六条の二第一項中「第五十四条の四第一項」の下に「、第五十四条の五第一項、第九項及び第十項、第五十四条の十一第一項、第三項及び第五項」を、「第五十六条第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第六十九条中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第七十三条の二の見出しを「（出産交付金）」に改め、同条第一項中「出産育児一時金」を「分娩費及び出産時一時金」に改め、「費用（」の下に「出産時一時金の支給に要する費用については、」を加え、「第百一条」を「第百一条第一項」に、「第五十八条第一項」を「第五十四条の十一第一項」に改め、「する。）」の下に「及び同条第六項の政令で定める金額（第五十四条の十一第五項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第百一条第六項の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）」を加え、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同条第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第七十五条の二第一項中「等に要する費用」の下に「並びに分娩費及び出産時一時金の支給に要する費用」を加える。

第七十五条の三中「及び指定訪問看護事業者」を「、指定訪問看護事業者」に、「その他」を「及び分娩取扱保険医療機関又は指定助産所が第五十四条の五第六項の規定により行つた請求その他」に改める。

第七十五条の五第一項中「第四十五条第六項」の下に「又は第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第六項」を、「の審査」の下に「又は分娩費に係る請求書の審査」を加え、「同項」を「第四十五条第六項」に改める。

第七十六条第二項中「等に要する費用」の下に「並びに分娩費及び出産時一時金の支給に要する費用」を加える。

第八十一条の二第十一項第四号中「移送費」の下に「、分娩費、出産時一時金」を加える。

第八十二条第十四項第一号中「及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求」を「、指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求及び分娩取扱保険医療機関又は指定助産所が第五十四条の五第六項の規定により行つた請求」に改める。

第八十五条の三第一項中「及び第五十四条の二第十二項」を「、第五十四条の二第十二項、第五十四条の五第七項及び第五十四条の十一第六項」に、「及び訪問看護療養費」を「、訪問看護療養費及び分娩費」に、「支払の」を「支払並びに出産時一時金の支払に関する」に改める。

第八十七条第一項中「審査を」の下に「行い、又は第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第五項の規定による委託を受けて分娩費に係る請求書の審査を」を加え、同条第二項中「の審査」の下に「又は同法第九十八条の二第八項の規定による委託を受けて行う分娩費に係る請求書の審査」を加える。

第八十九条第一項中「の審査」の下に「又は分娩費に係る請求書の審査」を加え、「若しくは指定訪問看護」を「、指定訪問看護」に改め、「事業所」の下に「若しくは指定助産所」を、「診療録」の下に「、助産録」を加え、「若しくは当該保険医療機関等」を「、当該指定助産所の開設者若しくは管理者、当該保険医療機関等」に改め、「保険薬剤師」の下に「若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の手当を担当する保険医（医師であるものに限る。）若しくは登録助産師」を加え、同条第二項ただし書中「又は指定訪問看護」を「、指定訪問看護」に改め、「事業所」の下に「又は指定助産所」を、「診療報酬請求書」の下に「若しくは分娩費に係る請求書」を、「診療録」の下に「、助産録」を加える。

第百十一条の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に「、指定助産所」を加える。

第百十三条の三第一項中「及び第五十四条の二第十二項」を「、第五十四条の二第十二項、第五十四条の五第七項及び第五十四条の十一第六項」に改める。

第百十四条第一項中「薬剤師」の下に「、助産師」を加え、「又は手当」を「若しくは手当又は分娩の手当」に改め、「診療録」の下に「、助産録」を加え、同条第二項中「若しくは特別療養費」を「、特別療養費若しくは分娩費」に、「又は指定訪問看護」を「、指定訪問看護又は分娩の手当」に改める。

第百十九条中「並びに」を「、第五十四条の七第一項、同条第二項（第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第一項並びに」に改める。

第百十九条の二中「第八十条第一項」を「第五十四条の七第一項、同条第二項（第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第一項、同条第二項、第八十条第一項」に改める。

第百二十一条第二項中「行う者」の下に「若しくは第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第七項の規定により厚生労働大臣の定める分娩費に係る請求書の審査を行う者」を加え、「これを」を「これらを」に改める。

第百二十四条中「薬剤師」の下に「、助産師」を、「診療録」の下に「、助産録」を加え、「同条同項」を「同項」に改める。

附則第七条中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

附則第十条を削る。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第一項第一号中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改め、同条第三項第一号イ中「移送費」の下に「、分娩費（同法第五十四条の五第九項又は第十項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する額を含む。）、出産時一時金（同法第五十四条の十一第三項の規定により支給される差額を含む。）」を加え、同号ニ中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十一項第二号」に改め、同項第二号ニ中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第七百三条の五第二項中「六歳」を「十八歳」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第八条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「出産育児支援金等」を「出産支援金等」に改める。

第七条第三項中「又は健康保険法」を「又は同法」に、「規定による承認を受けて」を「申出をして」に改める。

第二十条ただし書中「相当する健康診査」を「相当する診査」に改め、「受け、」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「を証明する書面の提出」を「の記録の写しの提供」に改める。

第二十二条中「の結果を証明する書面の提出」を「に相当する診査の結果の記録の写しの提供」に改める。

第三十八条第三項及び第三十九条第三項中「合計額」の下に「を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額」を加える。

第五十四条第四項中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に、「第八十二条第六項」を「第八十二条第七項」に改める。

第五十九条第三項中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に改める。

第六十四条第二項に次の一号を加える。

六　要指導医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な後期高齢者医療給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を後期高齢者医療給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「一部保険外療養」という。）

第六十四条に次の一項を加える。

8　厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たつては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

第七十六条第一項中「又は選定療養」を「、選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費」に改め、同条第七項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「健康保険法第六十四条並びに本法」を削り、「の規定は」を「並びに健康保険法第六十四条の規定は」に、「及び選定療養」を「、選定療養及び一部保険外療養」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「選定療養」の下に「、一部保険外療養」を、「第二項第一号」の下に「並びに第三項第一号イ及びロ」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合計額）とする。

一　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ロ　医療費の動向及び後期高齢者医療の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して後期高齢者医療給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した額

二　前号に掲げる額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）

第七十七条第三項中「」について算定した費用の額」の下に「（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から前条第三項第一号ロの規定による基準により算定した額を控除した額）」を加え、同条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第八十二条第一項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「健康保険法第六十四条並びに本法」及び「、第七十六条第二項」を削り、「前条」の下に「並びに健康保険法第六十四条」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　特別療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

イ　療養の給付を受けることができる場合　第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ロ　第七十六条第二項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合　同項第一号の規定による基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ハ　第七十六条第三項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合　同項第一号イの規定による基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、同号ロの規定による基準により算定した額を控除した額

ニ　訪問看護療養費の支給を受けることができる場合　第七十八条第四項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

二　当該食事療養につき第七十四条第二項の規定による基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三　当該生活療養につき第七十五条第二項の規定による基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

第八十四条第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第百四条第一項及び第三項並びに第百十六条第二項第一号から第四号までの規定中「出産育児支援金」を「出産支援金」に改める。

第四章第四節第五款の款名中「出産育児支援金等」を「出産支援金等」に改める。

第百二十四条の二（見出しを含む。）中「出産育児支援金」を「出産支援金」に改める。

第百二十四条の三の見出しを「（出産支援金の額）」に改め、同条第一項中「出産育児支援金の」を「出産支援金の」に、「出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給」を「分娩費の支給（健康保険法第九十八条の二第十項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給及び医療保険各法によるこれに相当する給付を含む。）、出産時一時金の支給（健康保険法第百一条第三項の規定による差額の支給及び医療保険各法によるこれに相当する給付を含む。）、家族出産時一時金の支給（健康保険法第百十二条の二第三項において準用する同法第九十八条の二第十項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給及び医療保険各法（国民健康保険法を除く。）によるこれに相当する給付を含む。）、家族出産時一時金の支給（健康保険法第百十四条第二項において準用する同法第百一条第三項の規定による差額の支給及び医療保険各法（国民健康保険法を除く。）によるこれに相当する給付を含む。）及び特別分娩費の支給（健康保険法第百四十五条の二第四項において準用する同法第百三十四条の二第六項又は第七項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給を含む。）」に、「出産育児一時金等」を「分娩費等」に、「出産育児支援金率」を「出産支援金率」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第一項」を「前項」に、「出産育児支援金率」を「出産支援金率」に改め、同項を同条第二項とする。

第百二十四条の四の見出しを「（出産交付金）」に改め、同条第一項中「出産育児一時金等」を「分娩費等」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同条第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に、「出産育児支援金」を「出産支援金」に改め、同条第三項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百二十四条の五（見出しを含む。）及び第百二十四条の六（見出しを含む。）中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第百二十四条の七第一項中「出産育児一時金等」を「分娩費等」に改める。

第百二十四条の八中「出産育児支援金」を「出産支援金」に、「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第百二十四条の九第一項中「出産育児支援金」を「出産支援金」に改め、同条第二項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百三十四条第二項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第百三十九条第一項第三号中「出産育児支援金」を「出産支援金」に、「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百四十二条第一項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改め、同条第二項中「出産育児支援金」を「出産支援金」に改める。

第百四十六条第三項及び第百四十八条中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百五十五条第一項中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に改める。

第百六十五条中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に、「第八十二条第六項」を「第八十二条第七項」に改める。

第百六十五条の二第一項並びに第百六十七条第二項第三号及び第四号中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に改める。

附則第十五条を削る。

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十八条」を「第百三十八条の六」に改める。

第四章第九節中第百三十八条の次に次の五条を加える。

（報告書等に関する事項の報告）

第百三十八条の二　前条第一項の規定によるもののほか、次の表の上欄に掲げる者（他の法令の規定により当該者とみなされた者がある場合にあつては、当該みなされた者。次項において「提出義務者」という。）は、同表の中欄に掲げる規定に基づき同表の下欄に掲げる書類（以下この条において「報告書等」という。）を税務署長に提出するときは、当該報告書等に記載すべきものとされる事項（被保険者その他の厚生労働省令で定める者に係る厚生労働省令で定める事項に限る。以下この条及び次条第一項において「報告事項」という。）を、同表の中欄に掲げる規定に規定する期日までに、厚生労働省令で定める電子情報処理組織を使用する方法その他厚生労働省令で定める方法により、厚生労働省令で定める後期高齢者医療広域連合に報告しなければならない。

租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項	所得税法第二百二十五条第一項	金融商品取引業者等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等をいう。）
租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書	所得税法第二百二十七条	信託の受託者（所得税法第二百二十七条に規定する信託の受託者をいう。）
所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書（同項第一号及び第二号に規定する支払に関するものであつて租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この表において「上場株式等の配当等」という。）に係るものに限る。）	所得税法第二百二十七条に規定する計算書（上場株式等の配当等に係るものに限る。）	所得税法第二百二十八条第一項に規定する調書（上場株式等の配当等に係るものに限る。）

（報告書等の提出）

2　提出義務者（提出すべき報告書等の枚数が少ないと見込まれる者として厚生労働省令で定める者に限る。）が、前項の表の中欄に掲げる規定に基づき税務署長に対し報告書等の提出（租税特別措置法第四十二条の二の二第一項第一号に掲げる方法であつて厚生労働省令で定めるものをもつて行われたものに限る。）をしたときは、当該提出を受けた税務署長は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告書等に係る報告事項を前項の後期高齢者医療広域連合に提供するものとする。この場合においては、その提出の日において、同項の規定による報告がされたものとみなす。

3　前二項に定めるもののほか、後期高齢者医療広域連合に対する報告事項の報告に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定法人への委託）

第百三十八条の三　後期高齢者医療広域連合は、前条第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による提供の受理に関する事務並びに報告事項に係る情報の収集又は整理に関する事務を指定法人に委託することができる。

2　前項の規定により後期高齢者医療広域連合から事務の委託を受けた指定法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（関係者の協力）

第百三十八条の四　後期高齢者医療広域連合及び指定法人並びに税務署長は、第百三十八条の二の規定により行われる事務及び前条第一項の規定による委託により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（報告の徴収等）

第百三十八条の五　厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定法人について、第百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務に関し必要があると認めるときは、その事務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2　第十六条の十第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、指定法人の第百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務が法令に違反していると認めるとき又は当該事務が著しく適正な執行を欠くと認めるときは、期間を定めて、指定法人又はその役員に対し、当該事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

4　都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第百三十八条の六　前三条に定めるもののほか、指定法人の第百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百六十五条中「（附則第十条において準用する場合を含む。）」の下に「、第百三十八条の五第一項、第三項及び第四項」を加える。

第百六十七条第一項中「又は第百二十五条の四第三項」を「、第百二十五条の四第三項又は第百三十八条の三第二項」に改める。

第百六十七条の三を次のように改める。

第百六十七条の三　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十八条の二第一項の規定による報告（同条第二項の規定により当該報告がされたとみなされる税務署長への提出を含む。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第百六十一条の二第六項の規定による命令に違反したとき。

第百七十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　指定法人が、第百三十八条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。

附則第十三条の二中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第十条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第四十六条第三項中「又は第五十六条の二第一項」を「、第五十六条の二第一項」に改め、「規定する指定訪問看護事業者」の下に「又は同号に掲げる保険医療機関（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。）若しくは第六十一条第一項第三号に掲げる指定助産所」を加え、「又は被扶養者」を「若しくは被扶養者」に改め、「療養」の下に「若しくは分娩の手当」を、「費用の支払」の下に「又は第六十二条第二項（第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による支払」を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を「、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第五十条第一項第三号から第五号までを次のように改める。

三　分娩費

四　家族分娩費

五　出産時一時金

第五十条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　家族出産時一時金

第五十三条の二第二項中「又は第五十六条の二第一項」を「、第五十六条の二第一項」に、「の確認」を「又は第六十一条第一項（第六十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の確認」に改める。

第五十四条第二項に次の一号を加える。

六　健康保険法第六十三条第二項第六号に掲げる療養（以下「一部保険外療養」という。）

第五十五条第一項中「者又は」を「者」に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は次に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。）若しくは第六十一条第一項に規定する指定助産所等から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を「、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等」に改める。

第五十五条の五第一項中「又は選定療養」を「、選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費」に、「金額と」を「金額」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した金額及び前項第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した金額及び同項第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第八十六条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から同号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した金額

二　前号に掲げる金額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た金額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の金額）

第五十六条第三項中「現に療養（食事療養又は生活療養を除く。）」を「現に当該療養」に改め、「現に療養に要した費用の額」の下に「（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から健康保険法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額）を加え、「その額が現に当該食事療養」を「その額が現に当該食事療養」に改め、同条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第五十七条第二項第一号中「額）」の下に「（保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から健康保険法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額）」を加え、同条第三項中「及び選定療養」を「、選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。）」を加え、「前項第二号」を「保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあつては同条第三項の療養についての費用の額の算定、前項第二号」に改める。

第五十八条第一項中「従事する保険医」の下に「（健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。第六十一条の三第二項及び第百十七条において同じ。）」を加え、「健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう」を「同法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。第百十七条第一項において同じ」に改める。

第五十九条第三項第二号中「第六十一条第二項ただし書」を「第六十一条第八項ただし書、第六十二条第六項ただし書」に改める。

第六十条の二第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第六十一条を次のように改める。

（分娩費）

第六十一条　組合員が、財務省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等（次に掲げる助産所をいう。以下同じ。）から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について分娩費を支給する。

一　組合又は連合会の経営する助産所

二　組合員（地方の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を含む。）に対し分娩の手当を行う助産所で組合員の分娩の手当について組合が契約しているもの

三　指定助産所（健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。）

２　分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

３　組合員が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第一号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき分娩の手当に要した費用のうち分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

４　組合員が第五十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第二号若しくは第三号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合には、組合は、その組合員が当該医療機関又は助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について分娩費として組合員に支給すべき金額を、組合員に代わり、当該医療機関又は助産所に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

6　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7　組合は、組合員が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において組合がやむを得ないと認めるときは、財務省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として組合が定めるその分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

8　前各項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職後六月以内に分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けた場合について準用する。ただし、退職後分娩の手当を受けるまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十一条の次に次の四条を加える。

（家族分娩費）

第六十一条の二　被扶養者（前条第八項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について組合員に対し家族分娩費を支給する。

2　家族分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3　前条第一項及び第三項から第六項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。

（指定助産所の分娩の手当担当等）

第六十一条の三　指定助産所又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師（健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。第百十七条第三項において同じ。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらなければならない。

2　分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医（医師であるものに限る。）は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらなければならない。

（分娩の手当の内容等に関する情報の提供）

第六十一条の四　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする組合員又は被扶養者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金又は家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の健康保険法第九十八条の二十二に規定する厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

（他の法令による分娩の手当との調整）

第六十一条の五　他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において分娩の手当を受けたときは、その受けた限度において、分娩費（第六十一条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第九十九条の二第一項において同じ。）又は家族分娩費（第六十一条の二第三項において準用する第六十一条第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第六十五条及び第九十九条の二第一項において同じ。）の支給は、行わない。

第六十二条を次のように改める。

（出産時一時金）

第六十二条　組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、出産時一時金として、政令で定める金額を支給する。

2　組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十一条第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、組合は、組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金（その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用（同条第四項の規定により支払われる金額に相当する金額を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する金額に限る。次項において同じ。）を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3　組合は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、財務省令で定めるところにより、その差額を組合員に支給するものとする。

4　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

5　組合は、組合員が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、組合がやむを得ない事情があると認めるときは、財務省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

6　前各項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十二条の次に次の一条を加える。

（家族出産時一時金）

第六十二条の二　被扶養者（前条第六項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、家族出産時一時金として、組合員に対し同条第一項の政令で定める金額を支給する。

2　前条第二項から第五項までの規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

第六十五条中「家族出産費」を「家族分娩費、家族出産時一時金（第六十二条の二第二項において準用する第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。）」に、「出産育児一時金」を「分娩費（同法第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）、出産時一時金（同法第百四十九条において準用する同法第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。）」に改める。

第九十九条第一項第一号中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第九十九条の二の見出しを「（出産交付金）」に改め、同条第一項中「出産費及び家族出産費」を「分娩費、家族分娩費、出産時一時金（第六十二条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。）及び家族出産時一時金（第六十二条の二第二項において準用する第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。）」に、「第六十一条第一項（同条第二項」を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第六十二条第一項（同条第六項」に、「第三項」を「第五項（同条第六項及び第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同条第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百十二条の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に「、指定助産所等」を加える。

第百十七条第一項中「当該給付」を「当該短期給付」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　財務大臣は、組合の分娩の手当に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師若しくは助産師若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた分娩の手当に関し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該短期給付に係る分娩の手当を行つた分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医（医師であるものに限る。）、登録助産師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につき設備若しくは診療録、助産録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

第百二十八条第二号中「第百十七条第三項」を「第百十七条第四項」に改める。

第百三十一条中「薬剤師」の下に「、助産師」を、「第百十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を「診療録」の下に「、助産録」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十一条の三を削る。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十一条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第三項中「又は第五十八条の二第一項」を「、第五十八条の二第一項」に改め、「規定する指定訪問看護事業者」の下に「又は同号に掲げる保険医療機関（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。）若しくは第六十三条第一項第三号に掲げる指定助産所」を加え、「又は被扶養者」を「若しくは被扶養者」に改め、「療養」の下に「若しくは分娩の手当」を、「費用の支払」の下に「又は第六十四条第二項（第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による支払」を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を「、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第五十三条第一項第三号から第五号までを次のように改める。

三　分娩費

四　家族分娩費

五　出産時一時金

第五十三条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　家族出産時一時金

第五十五条の二第二項中「又は第五十八条の二第一項」を「、第五十八条の二第一項」に、「の確認」を「又は第六十三条第一項（第六十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の確認」に改める。

第五十六条第二項に次の一号を加える。

六　健康保険法第六十三条第二項第六号に掲げる療養（以下「一部保険外療養」という。）

第五十七条第一項中「者又は」を「者」に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は次に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。）若しくは第六十三条第一項に規定する指定助産所等から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を「、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等」に改める。

第五十七条の五第一項中「又は選定療養」を「、選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した金額及び前項第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した金額及び同項第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第八十六条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から同号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した金額

二　前号に掲げる金額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た金額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の金額）

第五十八条第三項中「現に療養に要した費用の額）」の下に「（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から健康保険法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額）」を加え、同条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第五十九条第二項第一号中「額）」の下に「（保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から健康保険法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額）」を加え、同条第三項中「及び選定療養」を「、選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。）」を加え、「前項第二号」を「保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあつては同条第三項の療養についての費用の額の算定、前項第二号」に改める。

第六十条第一項中「従事する保険医」の下に「（健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。第六十三条の三第二項及び第百四十四条の二十八において同じ。）」を加え、「健康保険法第六十四条に規定する保険医又は」を「同法第六十四条に規定する」に改める。

第六十一条第三項第二号中「第六十三条第八項ただし書」を「第六十三条第十四条第六項ただし書」に改める。

第六十二条の二第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第六十三条を次のように改める。

（分娩費）

第六十三条　組合員が、主務省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等（次に掲げる助産所をいう。以下同じ。）から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について分娩費を支給する。

一　組合の経営する助産所

二　組合員（国の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を含む。）に対し分娩の手当を行う助産所で組合員の分娩の手当について組合が契約しているもの

三　指定助産所（健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。）

２　分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

３　組合員が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第一号に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものに限る。）の手当を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき分娩の手当に要した費用のうち分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

４　組合員が第五十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第二号若しくは第三号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合は、組合は、その組合員が当該医療機関又は助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関又は助産所に支払うことができる。

５　前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

６　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

７　組合は、組合員が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において組合がやむを得ないと認めるときは、主務省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として組合が定めるその分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

８　前各項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職後六月以内に分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けた場合について準用する。ただし、退職後分娩の手当を受けるまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十三条の次に次の四条を加える。

（家族分娩費）

第六十三条の二　被扶養者（前条第八項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について組合員に家族分娩費を支給する。

２　家族分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

３　前条第一項及び第三項から第六項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。

（指定助産所の分娩の手当担当等）

第六十三条の三　指定助産所又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師（健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。第百四十四条の二十八第三項において同じ。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらなければならない。

２　分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医（医師であるものに限る。）は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらなければならない。

（分娩の手当の内容等に関する情報の提供）

第六十三条の四　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする組合員又は被扶養者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金又は家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の健康保険法第九十八条の二十二に規定する厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

（他の法令による分娩の手当との調整）

第六十三条の五　他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において分娩の手当を受けたときは、その受けた限度において、分娩費（第六十三条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第百十三条の二第一項において同じ。）又は家族分娩費（第六十三条の二第三項において準用する第六十三条第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第六十七条及び第百十三条の二第一項において同じ。）の支給は、行わない。

第六十四条を次のように改める。

（出産時一時金）

第六十四条　組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、出産時一時金として、政令で定める金額を支給する。

２　組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十三条第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、組合は、組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金（その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用（同条第四項の規定により支払われる金額に相当する金額を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する金額に限る。次項において同じ。）を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

３　組合は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、主務省令で定めるところにより、その差額を組合員に支給するものとする。

４　分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

５　組合は、組合員が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、組合がやむを得ない事情があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

６　前各項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、主務省令で定めるところにより、その差額を組合員に支給するものとする。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（家族出産時一時金）

第六十四条の二　被扶養者（前条第六項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、家族出産時一時金として、組合員に同条第一項の政令で定める金額を支給する。

２　前条第二項から第五項までの規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

第六十七条中「家族出産費」を「家族分娩費、家族出産時一時金（第六十四条の二第二項において準用する第六十四条第三項の規定により支給される差額を含む。）」に、「出産育児一時金」を「分娩費（同法第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）、出産時一時金（同法第百四十九条において準用する同法第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。）」に改める。

第百十三条第一項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百十三条の二の見出しを「（出産交付金）」に改め、同条第一項中「出産費及び家族出産費」を「分娩費、家族分娩費、出産時一時金（第六十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。）及び家族出産時一時金（第六十四条の二第二項において準用する第六十四条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項

において同じ。）」に、「第六十三条第一項（同条第二項」を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第六十四条第一項（同条第六項」に、「第三項」を「第五項（同条第六項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百四十四条の二十四の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に「、指定助産所等」を加える。

第百四十四条の二十八第一項及び第二項中「当該給付」を「当該短期給付」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　主務大臣は、組合の分娩の手当に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師若しくは助産師若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた分娩の手当に関し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又は当該短期給付に係る分娩の手当を行つた分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医（医師であるものに限る。）、登録助産師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につき設備若しくは診療録、助産録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

第百四十七条第二号中「第百四十四条の二十八第三項」を「第百四十四条の二十八第四項」に改める。

第百五十条中「薬剤師」の下に「、助産師」を、「第百四十四条の二十八第一項」の下に「若しくは第三項」を、「診療録」の下に「、助産録」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十七条の三を削る。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第十二条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四　分娩（べん）費

五　家族分娩費

第二十条第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二　出産時一時金

五の三　家族出産時一時金

第二十二条第二項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第二十五条中「、第六十一条第二項」を「、第六十一条第一項第一号及び第二号並びに第八項、第六十二条第六項」に改め、同条の表第六十条第二項の項の次に次のように加える。

第六十一条第一項第一号	組合又は連合会	事業団
第六十一条第一項第二号	組合員（地方の組合の組合員及び私学共済制度の加入者	組合員の組合が	加入者（他の法律に基づく共済組合の組合員	加入者の事業団が

第二十五条の表第六十一条第二項の項中「第六十一条第二項」を「第六十一条第八項」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十二条第六項	組合員で	加入者で

第三十四条の二の見出しを「（出産交付金）」に改め、同条第一項中「出産費及び家族出産費」を「分娩費（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第七項（第二十五条において準用する同法第六十一条第八項において準用する場合を含む。）の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）、家族分娩費（第二十五条において準用する同法第六十一条第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）、出産時一時金（第二十五条において準用する同法第六十二条第三項（第二十五条において準用する同法第六十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。）及び家族出産時一時金（第二十五条において準用する同法第六十二条の二第二項において準用する同法第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。）」に改め、「費用（」の下に「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、」を加え、「国家公務員共済組合法第六十一条第一項」を「同法第六十二条第一項」に、「第六十一条第二項」を「第六十二条第六項」に、「第三項」を「第五項（第二十五条において準用する同法第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第四十五条第一項中「第三項において同じ」を「第四項において同じ。）、指定助産所等（第二十五条において準用する同法第六十一条第一項に規定する指定助産所等をいう」に改める。

第四十六条第一項中「当該給付」を「当該短期給付」に、「保険医、保険薬剤師」を「保険医（第二十五条において準用する同法第五十八条第一項に規定する保険医をいう。第三項において同じ。）、保険薬剤師（第二十五条において準用する同法第五十八条第一項に規定する保険薬剤師をいう。）」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「若しくは保険薬局」を「、保険薬局、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に、「その」を「これらの」に、「前二項」を「前三項」に、「又は指定訪問看護事業者に」を「、分娩取扱保険医療機関、指定助産所又は指定訪問看護事業者に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　文部科学大臣は、事業団の分娩の手当に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該短期給付に係る分娩の手当を行つた分娩取扱保険医療機関（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第四十六条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは指定助産所（第二十五条において準用する同法第六十一条第一項第三号に規定する指定助産所をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医（医師であるものに限る。）、登録助産師（第二十五条において準用する同法第六十一条の三第一項に規定する登録助産師をいう。）その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第五十二条中「第四十六条第四項」を「第四十六条第五項」に改める。

附則第二十五項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

附則第二十九項を削る。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正）

第十三条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の四　再編計画の認定（第十三条―第十三条の九）」を「第三章の四　再編計画の認定（第十三条―第十三条の九）　第三章の五　病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する認定等（第十三条の十―第十三条の十三）」に、「第十三条の十」を「第十三条の十四」に改める。

第三条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　地域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する基本的な方向に関する事項

第四条第二項第二号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト　医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業

第十三条の十を第十三条の十四とし、第三章の四の次に次の一章を加える。

第三章の五　病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する認定等

（業務効率化及び勤務環境改善に関する認定等）

第十三条の十　病院の管理者は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院が次に掲げる要件に適合するものである旨の認定を申請することができる。

一　当該病院の管理者が、総合確保方針（第三条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即して、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組に関する計画（以下「業務効率化・勤務環境改善計画」という。）を作成していること。

二　厚生労働省令で定めるところにより、業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組の進捗及び実施の効果に関する評価を行う委員会を設置し、その評価の結果を勘案し、当該業務効率化・勤務環境改善計画に検討を加え、又は変更し、これを踏まえ、業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組を円滑に実施するための体制を確保しているものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　業務効率化・勤務環境改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　計画期間

二　当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組により達成しようとする目標

三　当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の内容及びその実施時期

四　その他厚生労働省令で定める事項

3　第一項の認定の申請は、当該申請に係る病院の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

4　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る病院が同項各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

5　厚生労働大臣は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を第三項の都道府県知事に通知しなければならない。

6　第一項の認定を受けた病院の管理者は、業務効率化・勤務環境改善計画を変更したときは、速やかに、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7　第一項の認定を受けた病院の管理者は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

8　第三項から第五項までの規定は、第六項の変更の認定について準用する。

9　第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。第十三条の十二において同じ。）を受けた病院（次条、第十三条の十二第一項及び第十三条の十三において「認定病院」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の実施状況を公表しなければならない。

（報告の徴収）

第十三条の十一　厚生労働大臣は、認定病院の開設者又は管理者に対し、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の実施状況に関し報告をさせることができる。

（認定の取消し）

第十三条の十二　厚生労働大臣は、認定病院が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一　第十三条の十第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二　認定病院の管理者が当該認定に係る業務効率化・勤務環境改善計画に従って当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を実施しないとき。

三　第十三条の十第九項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

2　第十三条の十第五項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

（認定病院の表示等）

第十三条の十三　認定病院は、第十三条の十第一項の認定から六年に限り、同項の認定を受けた者として厚生労働省令で定める表示をすることができる。

2　認定病院でないものは、前項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二　第十三条の十三第二項の規定に違反して同条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしたときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項中「第十三条の六」の下に「、第十三条の十一」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

（医療法の一部改正）

第十四条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十九中「当該病院又は診療所に勤務する」を「良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、当該病院又は診療所における業務の効率化及びその」に改める。

第三十条の二十一第一項中「都道府県は、」の下に「病院又は診療所における業務の効率化及びその」を加え、同項第一号及び第二号中「勤務する」を「おける業務の効率化及びその」に改め、同項第三号中「ほか、」の下に「病院又は診療所における業務の効率化及びその」を加え、同条第三項中「よる委託」の下に「（第一項各号に掲げる事務であつて医療従事者の勤務環境の改善に係るもの（以下「勤務環境改善関連事務」という。）に係る委託に限る。）」を加え、「第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「係る事務」を「係る勤務環境改善関連事務」に改め、同条第四項中「第二項の規定による委託」の下に「（勤務環境改善関連事務に係る委託に限る。）」を加え、「第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に改める。

第三十条の二十五第五項中「第三十条の二十一第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「同条第二項」を「第三十条の二十一第二項」に、「事務を実施する者」を「勤務環境改善関連事務を実施する者」に改める。

附則第百三十四条第三項中「よる委託」の下に「（勤務環境改善関連事務に係る委託に限る。）」を加え、「同条第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「係る事務」を「係る勤務環境改善関連事務」に改める。

（母子保健法の一部改正）

第十五条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「若しくは第十三条第一項」を「、第十三条第一項若しくは第十三条の二」に改める。

第十三条第一項中「妊産婦又は乳児若しくは幼児」を「妊婦」に改め、同条第二項中「による妊婦に対する健康診査」を「により市町村が行い、及び勧奨する健康診査（第四項及び第五項並びに第十三条の三において「市町村妊婦健診」という。）」に改め、「基準」の下に「並びに当該基準に基づく健康診査の実施に係る標準的な費用の額（次項及び第四項において「標準額」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

3　標準額は、健康保険の診療報酬その他内閣府令で定める事項を勘案して定めるものとする。

4　市町村並びに病院、診療所及び助産所は、市町村妊婦健診の実施に当たっては、第二項の基準及び標準額を勘案するよう努めるものとする。

5　市町村は、妊婦が市町村妊婦健診を受けるために、市町村妊婦健診に関する情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第十三条の二　前二条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

第十三条の三　内閣総理大臣は、妊婦による市町村妊婦健診の適切な選択に資するよう、市町村妊婦健診の内容、費用その他内閣府令で定める情報を収集し、及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十八条の二十三第二項の規定により厚生労働大臣が行う公表と一体として、内閣府令で定めるところにより、これを妊婦に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めるものとする。

2　市町村妊婦健診を行う病院、診療所及び助産所（第八条の二の規定により市町村妊婦健診の実施の委託を受けた者を含む。）の管理者は、前項の情報について内閣総理大臣から求めがあった場合には、これを提供するよう努めなければならない。

第十七条第一項中「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の二」を加える。

第十九条の二第一項中「若しくは第十三条第一項」を「、第十三条第一項若しくは第十三条の二」に改める。

第二十一条中「第十二条第一項」の下に「及び第十三条第一項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正）

第十六条　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第十八条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　第九号及び第十号に準じ、分娩（べん）費又は家族分娩費の支払及び審査を行うこと。

第十八条第六項中「第一項第十四号」を「第一項第十五号」に改める。

第十九条第一項中「及び第十一号」を「から第十二号まで」に改め、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加える。

第二十一条第一項中「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を、「診療担当者」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る分娩の手当を担当する者（以下この条及び次条において「分娩の手当担当者」という。）」を、「診療録」の下に「、助産録」を加え、同条第二項中「診療担当者」の下に「又は分娩の手当担当者」を、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を、「診療録」の下に「、助産録」を加え、同条第三項中「診療担当者」の下に「又は分娩の手当担当者」を加える。

第二十二条中「診療担当者」の下に「又は分娩の手当担当者」を、「診療録」の下に「、助産録」を、「診療報酬」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費」を加える。

第二十四条第一項中「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加え、「及び第十一号」を「から第十二号まで」に改める。

第二十八条第一項中「第十三号」を「第十四号」に、「第十四号」を「第十五号」に改める。

第三十五条中「第十一号」を「第十二号」に改め、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加える。

（社会保険医療協議会法の一部改正）

第十七条　社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第八十六条第二項第一号」の下に「並びに第三項第一号イ及びロ」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項第三号中「及び第五号」を「、第五号及び第六号」に改める。

第十八条　社会保険医療協議会法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「限る。）」の下に「、同法第九十八条の十第一項、第九十八条の十一及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令」を、「第六十五条第十項の規定による厚生労働省令」の下に「、同法第六十八条の三第二項の規定による厚生労働省令」を加え、「並びに同法第五十四条の二第十項」を「、同法第五十四条の二第十項」に、「に関する事項」を「並びに同法第五十四条の六第二項の規定による厚生労働省令に関する事項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　健康保険法第九十八条の二第二項の規定による定めに関する事項

第二条第二項中「及び保険薬局」を「、保険薬局及び指定助産所」に、「及び保険薬剤師」を「、保険薬剤師及び登録助産師」に改める。

第八条第二項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中健康保険法第七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第七条の二十九の次に一条を加える改正規定並びに同法第百六十条第三項第三号及び第五項並びに第百六十条の三の改正規定並びに同法附則第五条の三の改正規定及び同法附則第五条の四を附則第五条の九とし、附則第五条の三の次に五条を加える改正規定、第三条中船員保険法第七十六条第六項の改正規定並びに第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第二十条ただし書及び第二十二条の改正規定並びに次条から附則第十条まで並びに附則第十六条及び第三十八条の規定　公布の日

二　第一条中健康保険法第百十五条第二項の改正規定、第三条中船員保険法第八十三条第二項の改正規定、第五条中国民健康保険法第五十七条の二第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第六十条の二第二項の改正規定及び第十一条中地方公務員等共済組合法第六十二条の二第二項の改正規定　令和八年八月一日

三　第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第二項第二号の改正規定　令和九年一月一日

四　第一条中健康保険法第五十八条第三項、第六十三条、第六十五条第三項第二号、第七十条第二項、第七十二条第二項、第八十条第一号及び第三号から第五号まで、第八十一条第一号及び第三号、第八十二条第一項、第八十六条、第八十七条第二項及び第三項、第百十条第二項第一号及び第三項、第百三十一条第一項、第百四十九条の表並びに第二百五条の四第一項の改正規定、第三条中船員保険法第四十七条第三項、第五十三条第二項、第六十三条、第六十四条第二項及び第四項、第七十六条第二項第一号及び第三項並びに第百五十三条の十第一項の改正規定、第五条中国民健康保険法第四条第三項の改正規定（「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。）並びに同法第九条第三項、第三十六条第二項、第五十三条、第五十四条第三項及び第四項、第五十四条の三、第六十五条第三項、第六十六条の二、第七十五条の三、第八十二条第十四項第一号、第八十五条の三第一項、第百十三条の三第一項、第百十九条、第百十九条の二並びに第百二十一条第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第四項、第五十九条第三項、第

六十四条、第七十六条、第七十七条第三項及び第四項、第八十二条、第百五十五条第一項、第百六十五条、第百六十五条の二第一項並びに第百六十七条第二項第三号及び第四号の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第五十四条第二項、第五十五条の五、第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条第二項第一号及び第三項の改正規定、第十一条中地方公務員等共済組合法第五十六条第二項、第五十七条の五、第五十八条第三項及び第四項並びに第五十九条第二項第一号及び第三項の改正規定並びに第十七条の規定並びに附則第十一条、第十七条、第二十条、第二十五条、第二十八条及び第三十一条の規定、附則第三十九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の項の改正規定（「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める部分に限る。）及び同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の項の改正規定（「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に、「第八十二条第六項」を「第八十二条第七項」に改める部分に限る。）並びに附則第四十七条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五　第五条中国民健康保険法第八条及び第二十一条の改正規定並びに附則第二十一条の規定　令和十年四月一日

六　第二条、第四条及び第六条の規定、第七条中地方税法第七百三条の四第一項第一号並びに第三項第一号イ及び第二号ニの改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律の目次の改正規定、同法第百四条第一項及び第三項、第百十六条第二項第一号から第四号まで、第四章第四節第五款の款名、第百二十四条の二（見出しを含む。）、第百二十四条の三（見出しを含む。）、第百二十四条の四（見出しを含む。）、第百二十四条の五（見出しを含む。）、第百二十四条の六（見出しを含む。）、第百二十四条の七第一項、第百二十四条の八、第百二十四条の九、第百三十四条第二項、第百三十九条第一項第三号、第百四十二条、第百四十六条第三項並びに第百四十八条の改正規定並びに同法附則第十五条を削る改正規定、第十条の規定（第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）並びに第十二条、第十五条、第十六条及び第十八条の規定並びに附則第十三条から第十五条まで、第十八条、第十九条、第二十二条、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十二条から第三十五条まで及び第三十七条の規定、附則第三十九条中地方自治法別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、附則第四十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十二の三の項の改正規定並びに同法別表第二及び別表第四の改正規定、附則第四十二条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十八条中医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）第六条の改正規定（「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。）並びに同法第十条及び第十一条の改正規定並びに附則第四十九条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七　第九条の規定並びに附則第二十七条の規定、附則第三十九条の規定（第四号及び前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第四十一条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を実現する観点から、社会経済情勢の変化及び社会の要請に対応し、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内の負担の公平性の確保を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

２　政府は、第一条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。次条第一項及び附則第十一条において同じ。）による改正後の健康保険法第六十三条第二項第六号及び第八十六条第三項第一号の規定並びに第八条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。次条第二項及び附則第二十五条において同じ。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第六号及び第七十六条第三項第一号の規定について、軽度の疾病等に係る要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下この項において同じ。）及び一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）（以下この項において「要指導医薬品等」という。）の服用に関する国民の理解並びに要指導医薬品等に関する医師、歯科医師及び薬剤師の理解を深めるための取組の状況、医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方箋の交付を受けて使用すべき医薬品に係る要指導医薬品への転用に係る状況等を勘案し、これらの規定に係る厚生労働大臣の定めの在り方等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

３　前項に定める事項のほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（中央社会保険医療協議会への諮問等に係る準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の健康保険法第六十三条第二項第六号又は第八十六条第三項第一号イ若しくはロの定めをしようとするときは、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の同法第八十二条第一項及び第八十六条第四項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

２　厚生労働大臣は、第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第六号の定めをしようとするとき、又は第八条の規定による改正後の同法第七十六条第三項第一号イ若しくはロの規定による基準を定めようとするときは、第四号施行日前においても、同条第五項の規定の例により、中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

３　厚生労働大臣は、第二条の規定による改正後の健康保険法（以下「第六号新健康保険法」という。）第九十八条の十第一項（第六号新健康保険法第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、第九十八条の十一若しくは第九十八条の十三第一項（第六号新健康保険法第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六号新健康保険法第九十八条の二第二項（第六号新健康保険法第百四十九条において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）前においても、第六号新健康保険法第九十八条の十七第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。第四条の規定による改正後の船員保険法（以下「第六号新船員保険法」という。）第六十八条の三第二項（第六号新船員保険法第七十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令及び第六条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「第六号新国民健康保険法」という。）第五十四条の六第二項の厚生労働省令を定めようとするときも、同様とする。

４　厚生労働大臣は、第六号新健康保険法第九十八条の五において準用する第六号新健康保険法第七十条第一項、第七十条の二第二項又は第七十二条第一項の厚生労働省令（分娩の手当に係る事項に限る。）を定めようとするときは、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第八十二条第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。第六号新船員保険法第六十八条の三第四項において準用する第六号新船員保険法第五十四条第二項の厚生労働省令（分娩の手当に係る事項に限る。）及び第六号新国民健康保険法第五十四条の六第三項において準用する第六号新国民健康保険法第四十条第二項の厚生労働省令（分娩の手当に係る事項に限る。）を定めようとするときも、同様とする。

（指定助産所の指定に係る準備行為）

第四条　第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けようとする助産所は、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の六第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

２　厚生労働大臣は、前項の規定により申請があった場合には、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号、第九十八条の六第二項、第九十八条の七、第九十八条の十七第二項及び第九十八条の十八の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第六号施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

３　前項の規定による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

４　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（登録助産師の登録に係る準備行為）

第五条　第六号新健康保険法第九十八条の四の登録を受けようとする助産師は、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の四の登録を受けることができる。

２　厚生労働大臣は、前項の規定により申請があった場合には、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の四、第九十八条の十二第二項及び第三項並びに第九十八条の十八の規定の例により、登録をすることができる。この場合において、当該登録は、第六号施行日において第六号新健康保険法第九十八条の四の規定によりされたものとみなす。

３　前項の規定による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

４　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（国民健康保険法の一部改正に伴う準備行為）

第六条　国民健康保険団体連合会は、第六号施行日前においても、第六号新国民健康保険法第八十五条の三第一項に規定する分娩費の請求に関する審査及び支払並びに出産時一時金の支払に関する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

第七条　市町村（特別区を含む。附則第二十一条において同じ。）又は国民健康保険組合は、第六号新国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例又は規約の制定又は改正その他の行為については、第六号施行日前においても行うことができる。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正に伴う準備行為）

第八条　病院の管理者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第十三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（次項及び附則第三十六条において「新総確法」という。）第十三条の十の規定の例により、同条第一項の認定の申請を行うことができる。

２　厚生労働大臣は、前項の規定により認定の申請があった場合には、施行日前においても、新総確法第十三条の十の規定の例により、当該認定を行うことができる。この場合において、当該認定を受けた病院は、施行日において同条第四項の規定により厚生労働大臣の認定を受けたものとみなす。

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正に伴う準備行為）

第九条　社会保険診療報酬支払基金は、第六号施行日前においても、第十六条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第十二号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の健康保険法附則第五条の三から第五条の七までの規定は、令和八年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、令和七年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

第十一条　第四号施行日前に行われた療養（薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。）に係る第一条の規定による改正前の健康保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第十二条　第一条の規定（附則第一条第一号、第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の健康保険法第三条第一項（第八号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）及び第二百四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申出をする場合について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の健康保険法第三条第一項の承認に係る申請を行う場合については、なお従前の例による。

第十三条　第六号施行日から起算して三年が経過する日までの間に指定助産所（第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下この条において同じ。）の管理者となる登録助産師（第六号新健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。以下この条において同じ。）については、第六号新健康保険法第九十八条の十一第一項第二号の規定は、当該登録助産師が当該指定助産所の管理者となる日から三年が経過する日までの間（当該者が引き続き当該指定助産所の管理者である間に限る。）は、適用しない。

第十四条　健康保険の被保険者若しくは被保険者の資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあっては、その資格を取得した日）の前日まで引き続き一年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者（次条第一項において「一年以上被保険者であった者」という。）又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第六号新健康保険法の規定（分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金及び特別分娩費の支給に関するものに限る。）は適用せず、第二条の規定による改正前の健康保険法の規定（出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に関するものに限る。）の例による。

第十五条　健康保険の被保険者若しくは一年以上被保険者であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設（第二条の規定の施行の際現に存する病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限り、第二条の規定の施行の際現に存する健康保険法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所を除く。）又は現に存する助産所であって、当該病院若しくは診療所の開設者又は当該助産所の開設者が、第六号施行日以後に、厚生労働大臣に対し、この法律による改正前の医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。）に規定する出産育児一時金の支給（これらに相当する給付を含む。）に関し厚生労働省令で定める事項の届出をしたものをいう。以下同じ。）又は第二条の規定の施行の際現に存する健康保険法第六十三条第三項第二号若しくは第三号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものであって、第二条の規定による改正前の同法第百一条、第百六条、第百十四条、第百三十七条及び第百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金（第四項において「旧出産育児一時金等」という。）に係る分娩の手当を行うものとして健康保険組合の規約の分娩の手当に係る事項において定めるものに限る。）においてした出産については、当分の間、第六号新健康保険法の規定（分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金及び特別分娩費の支給に関するものに限る。）は適用せず、第二条の規定による改正前の健康保険法第百一条、第百六条、第百十四条、第百三十七条及び第百四十四条の規定は、なおその効力を有する。

２　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第二条の規定による改正前の健康保険法第百一条、第百六条、第百十四条、第百三十七条及び第百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、第六号新健康保険法による保険給付とみなす。この場合において、第六号新健康保険法第百五十二条の二及び第百五十二条の五の規定の適用については、第六号新健康保険法第百五十二条の二中「特別分娩費（第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」とあるのは「特別分娩費（第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第百一条、第百六条、第百十四条、第百三十七条及び第百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下この条及び第百五十二条の五において「出産育児一時金等」という。）」と、「に限る」とあるのは「に限り、出産育児一時金等の支給に要する費用については、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた同法第二条の規定による改正前の第百一条の政令で定める金額に係る部分に限る」と、第六号新健康保険法第百五十二条の五中「に限る」とあるのは「に限り、出産育児一時金等の支給に要した費用については、健康保険法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第百一条の政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　特例分娩取扱施設が特例分娩取扱施設でなくなることを希望するときは、当該特例分娩取扱施設の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨の届出をするものとする。ただし、特例分娩取扱施設である助産所が第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けたときは、当該届出をしたものとみなす。

4　第一項に規定する健康保険法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所において、これらが行う旧出産育児一時金等に係る分娩の手当に関し、健康保険組合の規約の分娩の手当に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産育児一時金等に係る分娩の手当を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその病院又は診療所においてした出産については、第六号新健康保険法の規定を適用する。

第十六条　前条第一項の届出は、第六号施行日前においても、同項の規定の例により、行うことができる。この場合において、当該届出は、第六号施行日においてされたものとみなす。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第四号施行日前に行われた療養（薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。）に係る第三条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の船員保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第十八条　船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第六号新船員保険法の規定（分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第四条の規定による改正前の船員保険法の規定（出産育児一時金及び家族出産育児一時金に関するものに限る。）の例による。

第十九条　船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設においてした出産については、当分の間、第六号新船員保険法の規定（分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第四条の規定による改正前の船員保険法第七十三条及び第八十一条の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条の規定による改正前の船員保険法第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金」と、「に限る」とあるのは「に限り、同法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条第一項の政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第四号施行日前に行われた療養（薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。）に係る第五条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の国民健康保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第二十一条　第五条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険法第八条及び第二十一条の規定は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険又は国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者が国民健康保険法第六条第一号から第八号までのいずれかに該当するに至った日（以下この条において「資格喪失に係る事由が生じた日」という。）が附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第五号施行日」という。）以後である場合について適用し、資格喪失に係る事由が生じた日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

第二十二条　国民健康保険の被保険者が第六号施行日前にした出産については、第六号新国民健康保険法の規定（分娩費及び出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第六条の規定による改正前の国民健康保険法の規定（出産育児一時金の支給に関するものに限る。）の例による。

第二十三条　国民健康保険の被保険者が特例分娩取扱施設においてした出産については、当分の間、第六号新国民健康保険法の規定（分娩費及び出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第六条の規定による改正前の国民健康保険法第五十八条第一項の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第六条の規定による改正前の国民健康保険法第五十八条第一項に規定する出産育児一時金は、第六号新国民健康保険法第七十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「分娩費及び出産時一時金」とあるのは「分娩費及び出産時一時金並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金」と、「に限る」とあるのは「に限り、健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用については、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の健康保険法第百一条の政令で定める金額（健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の健康保険法第百一条の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第七条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の地方税法第七百三条の四及び第七百三条の五の規定は、令和九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　第四号施行日前に行われた療養（薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。）に係る第八条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付については、なお従前の例による。

第二十六条　附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定の適用がある場合における第八条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の三第一項の規定の適用については、同項中「支給を含む。）」とあるのは、「支給を含む。）並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給」とする。

第二十七条　第九条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百三十八条の二の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に第九条の規定による改正後の同法第百三十八条の二第一項の表の中欄に掲げる規定により同表の下欄に掲げる書類を提出すべき場合に該当することとなる場合について適用する。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　第四号施行日前に行われた療養（薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。）に係る第十条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第二十九条　国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であった者（次条第一項において「一年以上組合員であった者」という。）又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）による改正後の国家公務員共済組合法（次条及び附則第三十四条において「第六号新国共済法」という。）の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第十条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次条第一項及び第二項並びに附則第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項において「旧国共済法」という。）の規定（出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。）の例による。

第三十条　国家公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十条の規定の施行の際現に存する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものであって、旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費（第三項において「旧出産費等」という。）に係る分娩の手当を行うものとして国家公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項において定めるものに限る。）においてした出産については、当分の間、第六号新国共済法の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、旧国共済法第六十一条の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費は、第六号新国共済法による短期給付とみなす。この場合において、第六号新国共済法第九十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用（」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十条の規定（同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（」と、「に限る」とあるのは「に限り、同法附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十条の規定による改正前の第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用については、同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　第一項に規定する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の手当に関し、国家公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の手当を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、第六号新国共済法の規定を適用する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　第四号施行日前に行われた療養（薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。）に係る第十一条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第三十二条　地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であった者（次条第一項において「一年以上組合員であった者」という。）又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）による改正後の地方公務員等共済組合法（次条及び次条第一項において「第六号新地共済法」という。）の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第十一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（次条第一項及び第二項において「旧地共済法」という。）の規定（出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。）の例による。

第三十三条　地方公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十一条の規定の施行の際現に存する地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものであって、旧地共済法第六十三条に規定する出産費及び家族出産費（第三項において「旧出産費等」という。）に係る分娩の手当を行うものとして地方公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項において定めるものに限る。）においてした出産については、当分の間、第六号新地共済法の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、旧地共済法第六十三条の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧地共済法第六十三条に規定する出産費及び家族出産費は、第六号新地共済法による短期給付とみなす。この場合において、第六号新地共済法第百十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用（」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十一条の規定（同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の第六十三条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（」と、「に限る」とあるのは「に限り、同法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十一条の規定による改正前の第六十三条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用については、同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　第一項に規定する地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の手当に関し、地方公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の手当を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、第六号新地共済法の規定を適用する。

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上加入者であった者（次条第一項において「一年以上加入者であった者」という。）又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（次条において「新私学共済法」という。）第二十五条において準用する第六号新国共済法の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第十二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（次条第一項及び第二項において「旧私学共済法」という。）第二十五条において準用する旧国共済法の規定（出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。）の例による。

第三十五条　私立学校教職員共済制度の加入者若しくは一年以上加入者であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十二条の規定の施行の際現に存する私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものであって、旧私学共済法第二十五条において読み替えて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費（第三項において「旧出産費等」という。）に係る分娩の手当を行うものとして共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。第三項において同じ。）の分娩の手当に

係る事項において定めるものに限る。）においてした出産については、当分の間、新私学共済法の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、旧私学共済法第二十五条において読み替えて準用する旧国共済法第六十一条の規定は、なおその効力を有する。

２　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧私学共済法第二十五条において読み替えて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費は、新私学共済法による短期給付とみなす。この場合において、新私学共済法第三十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用（」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）附則第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十二条の規定による改正前の第二十五条（以下この項において「なお効力を有する第二十五条」という。）において読み替えて準用する同法第十条の規定（同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の国家公務員共済組合法（以下この項において「旧国共済法」という。）第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（」と、「同法第六十二条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法第六十二条第一項」と、「に限る」とあるのは「に限り、なお効力を有する第二十五条において読み替えて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用については、同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

３　第一項に規定する私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の手当に関し、共済運営規則の分娩の手当に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の手当を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、新私学共済法の規定を適用する。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　この法律の施行の際現に新総確法第十三条の十三第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしているものについては、同条第二項の規定は、施行日後六月間は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十七条　附則第一条第六号に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における第六号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十八条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第三十九条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に、「第八十条第一項」を「第五十四条の七第一項、同条第二項（第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第一項及び第三項、第八十条第一項」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の項中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に、「第八十二条第六項」を「第八十二条第七項」に改め、「（附則第十条において準用する場合を含む。）」の下に「、第百三十八条の五第一項、第三項及び第四項」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第四十条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「六歳」を「十八歳」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四十一条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の三の項中「第六十四条」の下に「又は第九十八条の四」を加え、同表中七十三の七の項を七十三の八の項とし、七十三の六の項の次に次のように加える。

七十三の七　高齢者の医療の確保に関する法律による同法第百三十八条の二第一項の報告、同条第二項の提供又は同法第百三十八条の三第一項の情報の収集若しくは整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項に規定する指定法人

別表第二の五の十二の項及び別表第四の四の十二の項中「若しくは第十三条」を「から第十三条の二まで」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第四十二条　日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号並びに附則第十三条の二中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

（発達障害者支援法の一部改正）

第四十三条　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第四十四条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の二第三項中「承認を受けて」を「申出をして」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「若しくは保険薬剤師」を「、保険薬剤師若しくは登録助産師」に改める。

（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十六条　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十七条第四項第三号中「第八条の規定による改正後の」及び「（以下この号において「新国民健康保険法」という。）」を削り、「、新国民健康保険法」を「、同法」に、「及び新国民健康保険法」を「及び同法」に、「並びに新国民健康保険法」を「並びに同法」に改め、「第七十三条第一項」の下に「及び第六項」を加える。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十七条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「第十項」の下に「、第十六条の二」を、「第十七条」の下に「、第二十一条の二」を加える。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（健康保険法の一部改正）

第十六条の二　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項第六号中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第二十一条の二　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項第六号中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める。

（医療法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十八条　医療法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第六条のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三条第二項の改正規定中「第六号を第七号」を「第七号を第八号」に、「第五号を第六号とし」を「第六号を第七号とし、第五号を第六号とし」に改め、同法第十条の次に十三条を加える改正規定中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同法第四十二条第二項を削り、同条の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第四十二条の二を次のように改める。

第四十二条の二　第四十条の二の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

第四十二条の三　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十条の二、第四十条の三、第四十一条の二又は第四十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九条のうち国民健康保険法第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十一条の二第十項第四号及び第五号の改正規定中「第八十一条の二第十項第四号」を「第八十一条の二第十一項第四号」に改める。

第十条のうち地方税法附則第三十八条の表第一項第一号の項の改正規定中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第十一条のうち高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第一項及び第三項並びに第百十六条第二項第一号から第四号までの改正規定中「出産育児支援金」を「出産支援金」に改める。

附則第一条第九号中「第八十一条の二第十項」を「第八十一条の二第十一項」に改める。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等の一部改正に伴う調整規定）

第四十九条　医療法等の一部を改正する法律附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日が第六号施行日前である場合には、前条（同法第六条の改正規定（「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。）並びに同法第十条及び第十一条の改正規定に限る。）の規定は適用しない。

2　前項の場合においては、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条中地方税法第七百三条の五第二項の改正規定	第七百三条の五第二項中「六歳」を「十八歳」に改める。
	第七百三条の五第二項中「六歳」を「十八歳」に改める。 附則第三十八条の表第一項第一号の項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。
第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第二項第二号の改正規定	第四条第二項第二号中トをチとし、への次に次のように加える。 ト　医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業
	第四条第二項第二号中トをチとし、への次に次のように加える。 ト　医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業 第十条の十四第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

附則第一条第二号ニ　第二号ニの改正規定並びに同法附則第三十八条の表第一項第一号の項、第十二条の規定、第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十条の十四第二項の改正規定並びに

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三十二号

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」の下に「・第四条」を加え、「第四条―」を「第五条・」に、「第九条の二」を「第九条」に改める。

第二条の四第二項第四号中「第七条の二第三項」を「第七条の三第三項」に改める。

第三条の見出しを「（入国の禁止）」に改め、同条第一項に次の二号を加える。

三　本邦に上陸することなく本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする者（乗員、第十七条第一項に規定する船舶等に乗つている者で同項に規定する外国人以外のもの、第十八条第一項に規定する外国人その他法務省令で定める者を除く。次条において「直行通過者」という。）であつて、次条の認証を受けていないもの

四　本邦に上陸しようとする者（乗員並びに第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する外国人を除く。）であつて、次のイからハまでのいずれにも該当しないもの

イ　その所持する旅券に日本国領事官等の査証（以下「査証」という。）を受けた者

ロ　第七条の二又は第十五条の二の認証を受けた者

ハ　第七条第一項第五号イからハまでに掲げる者、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）、第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者その他これらに準ずるものとして法務省令で定める者

第二章第二節の節名を削る。

第四条を次のように改める。

（直行通過者の入国の認証）

第四条　出入国在留管理庁長官は、直行通過者から、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一　有効な旅券を所持していること。

二　本邦に上陸することなく本邦外の地域に赴く目的をもつて本邦に入ろうとするものであること。

第四条の次に次の節名を付する。

第二節　外国人の上陸

第六条第一項中「で日本国領事官等の査証」を「で査証」に改め、同項ただし書中「日本国領事官等の」を削り、「外国人」の下に「（次条第一項第五号及び第七条の二において「査証免除対象者」という。）」を加え、「（第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）」を削る。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（入国審査官の審査）」を付し、同条第一項第三号中「規定に基づく」を削り、「の規定に適合するもの」を「で定める在留期間を超えない範囲内」に改め、同項に次の一号を加える。

五　査証免除対象者であつて、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするもの（次に掲げる者を除く。）にあつては、次条の認証を受けたこと。ただし、同条の認証を受けることができなかつた場合において、その所持する旅券に与えられた査証が有効であるときは、この限りでない。

イ　第九条第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けた者

ロ　国の行政機関の長が招へいする者

ハ　イ又はロに掲げる者に準ずるものとして法務省令で定める者

第七条第二項中「次条第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

第七条の二第一項中「前条第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に改め、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二　出入国在留管理庁長官は、査証免除対象者であつて、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものから、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一　有効な旅券を所持していること。

二　本邦において行おうとする活動が虚偽のものでないこと。

三　在留しようとする期間が第二条の二第三項の法務省令で定める在留期間を超えない範囲内であること。

四　当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第九条第四項中「その他の」を「、在留資格及び在留期間（次項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間が決定された場合に限る。）その他」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次のイからハまでのいずれかに該当する者（イ又はハに該当する者にあつては、その者の写真、氏名、国籍の属する国又は第二条第五号ロの政令で定める地域、生年月日、性別その他の法務省令で定める事項が電磁的方式により記録された旅券を所持しているものに限る。）であること。

イ　第七条の二の認証を受けた者

ロ　第八項の登録を受けた者

ハ　第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者

第九条第五項中「次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持する」を「第七条の二の認証を受けた外国人又は第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けた」に、「当該特定登録者カードにその旨を明示しなければ」を「法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、当該在留資格及び在留期間を通知しなければ」に改め、同条第六項中「第十条」を「次条」に改め、同条第七項及び第八項第一号ハ(2)中「第十条第八項」を「次条第八項」に改める。

第九条の二を削る。

第十条第一項中「第九条第六項」を「前条第六項」に改め、同条第九項中「第九条第三項」を「前条第三項」に改める。

第十四条第一項中「除く。）」を「除き、第十五条の二の認証を受けた者に限る。）」に、「を許可する」を「の許可をする」に改める。

第十四条の二第一項中「除く」を「除き、第十五条の二の認証を受けた者に限る」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第二項中「除く」を「除き、第十五条の二の認証を受けた者に限る」に改める。

第十五条第一項中「除く」を「除き、次条の認証を受けた者に限る」に、「ある間」を「ある間法務省令で定める期間を超えない範囲内で」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第二項中「除く」を「除き、次条の認証を受けた者に限る」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（上陸の特例の認証）

第十五条の二　出入国在留管理庁長官は、第十四条第一項、第十四条の二第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の許可を受けて上陸しようとする外国人から、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一　有効な旅券を所持していること。

二　次のイからホまでに掲げる許可の区分に応じ、当該イからホまでに定める期間を経過して本邦に残留するおそれがないこと。

イ　第十四条第一項の許可　七十二時間

ロ　第十四条の二第一項の許可　三十日（当該許可に係る指定旅客船が本邦内の寄港地の数が一である航路に就航するものである場合にあつては、七日）

ハ　第十四条の二第二項の許可　三十日

ニ　前条第一項の許可　同項の法務省令で定める期間

ホ　前条第二項の許可　三日

三　当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第十八条の見出し中「遭難」を「遭難等」に改め、同条第一項中「、遭難船舶等」を「、遭難その他航行上の支障（以下「遭難等」という。）により航行することができなくなつた船舶等（以下この項において「遭難等船舶等」という。）に、「当該船舶等」及び「当該遭難船舶等」を「当該遭難等船舶等」に、「遭難に」を「遭難等に」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に、「遭難」を「遭難等」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第四項中「遭難」を「遭難等」に改める。

第十九条の四第一項第一号中「に規定する」を「の政令で定める」に改める。

第二十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号中「遭難」を「遭難等」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十四条第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第四号及び第六号中「遭難」を「遭難等」に改める。

第二十六条第一項中「から」を「から第十五条まで又は第十六条から」に改める。

第四十六条中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第一号」に、「を除く」を「に限る」に、「その号」を「これらの規定」に改める。

第五十六条の二中「運送業者がないときは、当該船舶等の長」を削り、同条を第五十六条の三とし、第五十六条の次に次の一条を加える。

（本邦に入る船舶等に係る予約者に関する報告の義務等）

第五十六条の二　本邦に入る船舶等を運航する運送業者（運送業者がないときは、当該船舶等の長。以下この条及び次条において同じ。）は、当該船舶等に係る予約者（乗船券又は航空券の予約をした者をいう。）に係る乗船券又は航空券を発行する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時までに、出入国在留管理庁長官に対し、当該予約者の氏名その他の法務省令で定める事項を報告しなければならない。

一　乗船券を発行する場合　本邦に入る船舶に係る乗客の数、当該事項の報告に必要な設備の整備の状況その他の事情を勘案して法務省令で定める時

二　航空券を発行する場合　当該航空券を発行する時

2　出入国在留管理庁長官は、前項の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告をした運送業者に対し、当該報告に係る者を本邦に入らせることが相当であるかどうかを通知しなければならない。

3　出入国在留管理庁長官は、前項の規定により、第一項の規定による報告に係る者を本邦に入らせることが相当である旨の通知をした後において、当該通知に係る者を本邦に入らせることが相当でないことが判明したときは、当該通知を受けた運送業者に対し、その旨を通知することができる。

4　運送業者は、前二項の規定により第一項の規定による報告に係る者を本邦に入らせることが相当でない旨の通知を受けたときは、当該通知に係る者を当該船舶等に乗せて本邦に入らせてはならない。ただし、当該船舶等が本邦外の地域から本邦に向けて出発した後に当該運送業者が当該通知を受けたときは、この限りでない。

5　前項ただし書に規定する場合において、当該運送業者は、同項に規定する通知に係る者を当該船舶等に乗せて本邦に入るときは、出入国在留管理庁長官に対し、当該通知を受けた後速やかに、その旨、当該船舶等が本邦外の地域から本邦に向けて出発した年月日時その他法務省令で定める事項を報告しなければならない。

第五十七条の見出しを「（本邦に入る船舶等に係る乗客等に関する報告の義務）」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「規定による」を削り、同条第七項中「の規定による通過上陸」を削り、同条第八項中「出入国管理及び難民認定法」を「この法律」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、同条第九項後段を削る。

第五十九条第一項第三号中「とき」を「時」に改め、同条第三項中「有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　有効な旅券で査証を受けたものを所持する者

二　前号に掲げる者のほか、有効な旅券を所持する者で第七条の二の認証を受けたもの

第五十九条の二第一項中「出入国在留管理庁長官は」の下に「、第四条、第七条の二若しくは第十五条の二の認証」を加える。

第六十一条の二の四第一項第二号中「遭難」を「遭難等」に改める。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　外国人は、次の各号に掲げる許可を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一　第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可　十万円

二　第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可　十万円

三　第二十二条第二項の規定による永住許可　三十万円

四　第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同条第五項の規定による有効期間の延長の許可を含む。）　一万円

2　前項の政令で定める額は、実費並びに外国人の適正な在留の確保に関する事務に要する費用、本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援に関する事務に要する費用その他の外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めるものとする。

3　法務大臣は、第一項第一号から第三号までに掲げる許可を受ける者（同号に掲げる許可を受ける者にあつては、第二十二条第二項ただし書又は第六十一条の二の十四に規定する場合に該当する者に限る。）が経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第六十七条の二中「、第九条の二第一項若しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け」及び「別に」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十七条の三　外国人は、第四条、第七条の二又は第十五条の二の認証を受けようとする場合には、これらの規定により情報を提供する時に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2　外国人は、第七条の二若しくは第十五条の二の認証を受け、又は第九条第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けるときは、実費並びにこれらの認証又は登録を受ける外国人に係る出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額その他の事情を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十九条の二第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「この法律」に改め、同項ただし書中「第七条の二第三項」を「第七条の三第三項」に改め、同条第二項中「出入国管理及び難民認定法」を「この法律」に改める。

第七十条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改め、同項第七号中「遭難」を「遭難等」に改める。

第七十七条第一号の二中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改め、同号を同条第一号の四とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

一の二　第五十六条の二第一項又は第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一の三　第五十六条の二第四項の規定に違反して当該通知に係る者を当該船舶等に乗せて本邦に入らせた者

第七十七条第二号中「第九項前段」を「第九項」に改める。

別表第一中「、第七条、第七条の二」を「―第七条の三」に改める。

（出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律（平成十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十六年政令第三百十九号」の下に「。以下「入管法」という。」を、「除く」の下に「。以下同じ」を加え、「、同法」を「、入管法」に、「日本国領事官等（同法第二条第四号」を「入管法第三条第一項第四号イ」に、「日本国領事官等をいう。）の査証」を「査証（以下「査証」という。）」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　前項の規定により査証を要しないとされる外国人は、入管法第七条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第七条の二の規定の適用については、入管法第六条第一項に規定する査証免除対象者とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日

二　第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第六十七条の改正規定及び附則第五条の規定　令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日

三　次条の規定　令和十年十月三十一日までの間において政令で定める日

（認証に関する準備行為）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本邦に入ろうとし、又は上陸しようとする外国人であって、第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第四条、第七条の二（第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律（次条第二項第二号において「新特例法」という。）第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第十五条の二の認証を受けようとするものは、施行日前においても、新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二の規定の例により情報の提供を行うことができる。

2　出入国在留管理庁長官は、前項の規定による情報の提供があった場合には、施行日前においても、新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二及び第五十九条の二の規定の例により認証をすることができる。この場合において、当該認証は、施行日以後は、それぞれ新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二の認証とみなす。

3　第一項の規定により新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二の規定の例による情報の提供を行う外国人及び前項の規定により新入管法第七条の二又は第十五条の二の規定の例による認証を受ける外国人は、新入管法第六十七条の三の規定の例により手数料を納付しなければならない。

（認証等に関する経過措置）

第三条　新入管法第三条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、出入国及び在留の公正な管理を害するおそれが少ないと認められるものとして法務省令で定める外国人については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2　新入管法第七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、前項の法務省令で定める外国人であって次の各号のいずれかに該当するものについては、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

一　新入管法第六条第一項に規定する査証免除対象者であって、本邦において入管法別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするもの

二　新特例法第一項の政令で定める者

3　第一項の法務省令で定める外国人に係る寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可及び通過上陸の許可については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新入管法第十四条第一項、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　第一項の法務省令を定めるに当たっては、本邦において在留し、又は在留していた外国人の国籍の属する国又は入管法第二条第五号ロの政令で定める地域、当該国又は地域に属する国籍を有する外国人のうち入管法第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ぜられた外国人で遅滞なく本邦から退去しないもの及び在留期間を経過して本邦に残留する外国人の数その他の事情を考慮するものとする。

第四条　新入管法第七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にする入管法第六条第二項の上陸の申請について適用し、施行日前にした同項の上陸の申請に係る上陸のための条件については、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

第五条　次に掲げる許可に係る手数料の納付については、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の入管法第六十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）前にされた入管法第二十条第二項の規定による申請に対する在留資格の変更の許可

二　第二号施行日前にされた入管法第二十一条第二項の規定による申請に対する在留期間の更新の許可

三　第二号施行日前にされた入管法第二十二条第一項の規定による申請に対する永住許可

四　第二号施行日前にされた入管法第二十六条第一項の申請に対する再入国（数次再入国を含む。以下この号において同じ。）の許可及び同条第五項の申請に対する再入国の許可の有効期間の延長の許可

（罰則に関する経過措置）

第六条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（住民基本台帳法等の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「第七条の二第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十の項

二　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロ

三　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第十六条の六第一項及び第十六条の七第一項

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月五日

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三十三号

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第六条）
第三章　事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置（第七条―第十条）
第四章　太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置（第十一条―第十七条）
第五章　製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置（第十八条・第十九条）
第六章　雑則（第二十条―第二十五条）
第七章　罰則（第二十六条―第二十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、太陽電池廃棄物の排出量の著しい増加に対処する上で太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等による減量がより重要となることに鑑み、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置、太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置等を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「太陽電池」とは、太陽光を電気に変換する機器（板状であり、かつ、ガラスを材料として使用した部品を含む機器であって、その重量が政令で定める重量以上のものに限る。）であって、当該機器が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次項及び附則第四条において同じ。）となった場合にその再資源化等を実施することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、有効なものとして政令で定める種類のものをいい、「事業用太陽電池」とは、太陽電池であって、収益事業において使用されているもの又は使用されていたものをいう。

2　この法律において「太陽電池廃棄物」とは、太陽電池が廃棄物となったものをいい、「事業用太陽電池廃棄物」とは、事業用太陽電池が廃棄物となったものをいう。

3　この法律において「太陽電池の廃棄」とは、太陽電池を太陽電池廃棄物とするとともに、太陽電池廃棄物の処分（再生を含む。第十二条第三項第三号ロ及びハを除き、以下同じ。）の方法を選択し、自ら当該太陽電池廃棄物を排出すること、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該太陽電池廃棄物を排出させることをいい、「事業用太陽電池の廃棄」とは、事業用太陽電池について行う太陽電池の廃棄をいう。

4　この法律において「太陽電池廃棄者」とは、太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいい、「事業用太陽電池廃棄者」とは、事業用太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいう。

5　この法律において「再資源化」とは、太陽電池廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいい、「再資源化等」とは、再資源化及び太陽電池廃棄物の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすることをいう。

6　この法律において「太陽電池廃棄物再資源化等事業」とは、再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集及び運搬並びに処分の事業をいう。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第三条　主務大臣は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進の意義及び目標に関する事項

二　太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する基本的な事項

三　太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進のための次に掲げる方策の実施に関する事項

イ　太陽電池廃棄物とする太陽電池の量を抑制するための方策

ロ　太陽電池の廃棄における太陽電池廃棄物の処分の方法として再資源化等の選択を促進するための方策

ハ　太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する太陽電池の製造及び販売を促進するための方策

ニ　太陽電池廃棄物の再資源化により得られた物の利用を促進するための方策（当該利用の意義に関する知識を普及するための方策を含む。）

四　再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集、運搬又は処分の事業及びその実施体制の整備を促進するための方策の実施に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する重要事項

3　基本方針は、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第十五条第一項に規定する循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針並びにエネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画と整合性のとれたものでなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に関する情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　国は、教育活動、広報活動等を通じて、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進並びに太陽電池廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

3　国は、地方公共団体が太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に必要な措置を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、情報提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るために必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（太陽電池廃棄者の責務）

第六条　太陽電池廃棄者は、太陽電池の長期間の使用及び再使用その他の太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、太陽電池廃棄物の再資源化等を含む太陽電池廃棄物の処分の方法を適切に選択すること（当該処分が他の者によって行われる場合には、当該処分に係る契約においてその選択した方法により当該処分が行われることを定めることを含む。）に努めなければならない。

2　太陽電池廃棄者（太陽電池廃棄者が他の者に工事又は作業を行わせて太陽電池廃棄物を排出させる場合には、当該他の者）は、排出する太陽電池廃棄物の処分において再資源化等を行うこと等により太陽電池廃棄物の減量に努めるとともに、太陽電池廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該処理を適正に行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章　事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置

（事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項）

第七条　主務大臣は、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施を図るため、主務省令で、事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、当該事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項として次に掲げる事項を定めるものとする。

一　事業用太陽電池の長期間の使用及び再使用その他の事業用太陽電池廃棄物とする事業用太陽電池の量の抑制のための措置に関する事項

二　排出される事業用太陽電池廃棄物の処分の方法の選択に関する次に掲げる事項
イ　事業用太陽電池廃棄物の処分の方法を適切に選択するための検討並びにこれに必要な情報の収集、整理、分析及び評価に関する事項
ロ　事業用太陽電池廃棄物の適切な処分の方法の選択に当たり考慮すべき事項
三　事業用太陽電池廃棄物の排出（当該事業用太陽電池廃棄物を排出する工事又は作業を含む。第九条第九項及び第二十一条第一項において同じ。）に関する事項
四　排出された事業用太陽電池廃棄物の処分の適切な実施の確保に関する事項
五　第九条第一項に規定する多量事業用太陽電池廃棄者にあっては、同項又は同条第二項の規定による届出に当たり特に考慮すべき事項
六　その他事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な事項

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の状況、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等に関する技術水準、太陽電池廃棄物の再資源化等に要する費用の推移その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（指導及び助言）

第八条　主務大臣は、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施を図るため必要があると認めるときは、事業用太陽電池廃棄者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

（多量事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画）

第九条　事業用太陽電池廃棄者であって、その事業用太陽電池の廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するもの（以下「多量事業用太陽電池廃棄者」という。）は、当該事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した当該事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画（以下「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」という。）を主務大臣に届け出なければならない。

一　当該多量事業用太陽電池廃棄者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　事業用太陽電池廃棄物とする予定の事業用太陽電池の数量及び重量
三　事業用太陽電池廃棄物の排出を予定する時期及び場所（他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合には、その旨並びに当該工事又は作業による当該事業用太陽電池廃棄物の排出を予定する時期及び場所）
四　前号の他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
五　当該事業用太陽電池廃棄物の処分の方法
六　排出される事業用太陽電池廃棄物の全部又は一部の処分の方法が再資源化等のためのものでない場合には、その理由
七　当該事業用太陽電池廃棄物の処分を当該多量事業用太陽電池廃棄者（第四号に規定する者を含む。以下この号において同じ。）が行う場合にあってはその旨、当該事業用太陽電池廃棄物の処分を他の者に委託する場合にあっては当該多量事業用太陽電池廃棄者からの委託により当該処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
八　その他主務省令で定める事項

2　前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更をしようとするものは、主務省令で定めるところにより、その変更後の多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3　第一項の規定による届出（前項の規定による届出をした場合には、同項の届出。以下この条において同じ。）をした者は、当該届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
一　自ら事業用太陽電池廃棄物を排出すること。
二　他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させること。

4　主務大臣は、第一項の規定による届出のあった多量事業用太陽電池廃棄実施計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
一　第一項第二号に規定する事業用太陽電池の数量の全部について選択される処分の方法が再資源化等のためのものであること。
二　第一項第七号に規定する事業用太陽電池廃棄物の処分を行う者が、第十三条第一項に規定する認定事業者又は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十七条第一項に規定する認定高度分離・回収事業者（当該認定高度分離・回収事業者がその同条第三項に規定する認定高度分離・回収事業計画に記載する同法第十六条第二項第四号に掲げる内容として太陽電池廃棄物の再資源化について同条第一項の認定を受けているものに限る。）であること。
三　災害その他の事由により当該届出に係る再資源化等の実施が困難であると認められる特段の事情がないこと。

5　主務大臣は、第一項の規定による届出のあった多量事業用太陽電池廃棄実施計画が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項（同項第二号から第五号までに掲げる事項に限る。）に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出を受理した日から第三項に規定する期間（第七項の規定により当該期間が延長された場合には、その延長後の期間。次項において同じ。）内に限り、当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

6　主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に対し、その届出を受理した日から第三項に規定する期間内に限り、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

7　主務大臣は、第一項の規定による届出（第四項の規定により当該届出に係る第三項に規定する期間が短縮されたものを除く。）をした者に対して第五項の規定による勧告又は前項の規定による命令をする必要があるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、その審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、主務大臣は、当該届出をした者又は当該勧告を受けた者に対し、遅滞なく、その延長後の期間及びその延長の理由を通知しなければならない。

8　第一項の規定による届出をした者は、第二項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をする場合は、その多量事業用太陽電池廃棄実施計画を変更した後、遅滞なく、その変更後の多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

9　第一項の規定による届出（同項第四号の記載があるものに限る。）又は当該届出に係る前項の規定による届出をした者は、これらの届出後遅滞なく、当該記載をされた同号に規定する者に対し、当該届出がされた多量事業用太陽電池廃棄実施計画（事業用太陽電池廃棄物の排出に係る事項に限る。）の内容を通知しなければならない。

（多量事業用太陽電池廃棄実施計画の届出に係る情報提供）

第十条　多量事業用太陽電池廃棄者は、前条第一項、第二項又は第八項の規定による届出をするに当たって、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画において同条第一項第七号に規定する事業用太陽電池廃棄物の処分を行う者として記載しようとする者に対し、当該者が行うことができる太陽電池廃棄物の処分の方法に関する情報その他の当該届出に必要な情報の提供を求めることができる。

第四章　太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

（太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者の講ずる措置）

第十一条　太陽電池廃棄物再資源化等事業（再資源化等のための太陽電池廃棄物の処分のみを行う事業を含む。次項において同じ。）を行う者は、当該太陽電池廃棄物再資源化等事業の円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者は、当該者に太陽電池廃棄物の処分の委託をしようとする者に対し、その求めに応じ太陽電池廃棄物の処分の方法として再資源化等のための処分を含む太陽電池廃棄物の処分の方法を提示すること等により、太陽電池廃棄物の再資源化等のための処分の方法が適切に選択されるよう努めなければならない。

（太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定）

第十二条　太陽電池廃棄物再資源化等事業を行おうとする者（当該太陽電池廃棄物再資源化等事業に係る太陽電池廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該太陽電池廃棄物再資源化等事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施に関する計画（以下「太陽電池廃棄物再資源化等事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2　太陽電池廃棄物再資源化等事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第三号ハからホまでにおいて同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三　申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四　太陽電池廃棄物の収集を行おうとする区域

五　太陽電池廃棄物再資源化等事業の内容

六　太陽電池廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集若しくは運搬又は処分の別

七　太陽電池廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設

八　太陽電池廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

九　太陽電池廃棄物の再資源化等に関する研究開発を行おうとする場合には、その内容

十　その他主務省令で定める事項

3　主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る太陽電池廃棄物再資源化等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　太陽電池廃棄物再資源化等事業の内容が、基本方針に照らして適切なものであり、かつ、太陽電池廃棄物の適正な処理及び太陽電池に係る資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請者（前項第六号に規定する者がある場合には、当該者を含む。次号において同じ。）の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、太陽電池廃棄物再資源化等事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　次条第四項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ　法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ　個人であって、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト　廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者

（太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更等）

第十三条　前条第三項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　認定事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定に係る太陽電池廃棄物再資源化等事業計画（第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）の変更を指示し、又は同条第三項の認定を取り消すことができる。

一　認定事業者（認定計画に前条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次号及び次条を除き、以下同じ。）が、認定計画に従って太陽電池廃棄物再資源化等事業を実施していないとき。

二　認定事業者が、認定計画に記載された前条第二項第六号に規定する者以外の者に対して、当該認定計画に係る太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為を委託したとき。

三　認定事業者の能力又は前条第二項第七号に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第三項第二号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四　認定事業者が前条第三項第三号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

5　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（廃棄物処理法の特例）

第十四条　認定事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第八項において同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。

2　認定事業者は、前項に規定する行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定計画に記載された第十二条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

３　認定事業者の委託を受けて太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為を業として実施する者（認定計画に記載された第十二条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為を業として実施することができる。

４　認定事業者又は前項に規定する者は、政令で定める基準に従い、認定計画に従って行う太陽電池廃棄物（産業廃棄物であるものに限る。次条第一項第二号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十二条第一項、第十六条の二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、廃棄物処理法第十二条第一項中「政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）」とあるのは「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第三十三号）第十四条第四項の政令で定める基準」と、同号中「産業廃棄物処理基準又は」とあるのは「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律第十四条第四項の政令で定める基準又は」と、廃棄物処理法第十九条の五第一項中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律第十四条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。

５　認定事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。次項及び第七項において同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。次項及び第七項において同じ。）とみなす。

６　第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

７　前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。この場合において、同条第二号中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第三十三号）第十四条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。

８　一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。）に適合しない太陽電池廃棄物（一般廃棄物であるものに限る。）の収集、運搬又は処分（保管を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合において、認定事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分を行うことを助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第十九条の四（廃棄物処理法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例）

第十五条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（次項において「振興財団」という。）は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認定事業者が認定計画に従って行う太陽電池廃棄物の再資源化等（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　認定事業者が認定計画に従って行う研究開発（太陽電池廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

２　前項の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第三十三号。以下「太陽電池廃棄物再資源化等推進法」という。）第十五条第一項第一号に掲げる業務」と、同法第十九条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項各号に掲げる業務及び太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項第一号に掲げる業務及び」と、同法第二十一条第二号中「掲げる業務及び」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「掲げる業務及びこれに」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに」と、同法第二十二条第一項、第二十三条及び第二十四条第一項第一号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務又は太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十三条中「この章」とあるのは「この章又は太陽電池廃棄物再資源化等推進法」と、同法第二十四条第一項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは太陽電池廃棄物再資源化等推進法」と、同法第三十条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第二十二条第一項」とする。

（認定事業者の責務）

第十六条　認定事業者は、太陽電池廃棄物の再資源化により得られる物の質の向上及び量の増加に資するため必要な設備の導入その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第十七条　主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る太陽電池廃棄物再資源化等事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第五章　製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

第十八条　太陽電池の製造又は輸入を業として行う者（次条第一項、第三項及び第四項において「製造業者等」という。）は、設計及び原材料等（太陽電池の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品をいう。）の種類について工夫をした太陽電池を製造し、又は当該工夫がされた太陽電池を輸入することにより、当該工夫がされた太陽電池の長期間の使用等を通じて太陽電池の廃棄の抑制に寄与するとともに、太陽電池廃棄物の再資源化等の実施の容易化及びその実施に要する費用の低減に努めなければならない。

２　太陽電池の販売を業として行う者（次条第二項から第四項までにおいて「販売業者」という。）は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資するため、前項に規定する工夫がされた太陽電池を販売するよう努めなければならない。

（太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する情報の提供等）

第十九条　製造業者等は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資するため、その製造し、又は輸入する太陽電池について、その部品の材質及び成分並びにその重量の表示等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　販売業者は、太陽電池廃棄者に対し、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資するため、太陽電池の長期間の使用及び再使用並びに太陽電池廃棄物の再資源化等に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

3　主務大臣は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施のため必要があると認めるときは、製造業者等又は販売業者に対し、その製造し、若しくは輸入し、又は販売する太陽電池に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

4　製造業者等又は販売業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

第六章　雑則

（財政上の措置等）

第二十条　国は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二十一条　主務大臣は、第九条の規定の施行に必要な限度において、多量事業用太陽電池廃棄者に対し、事業用太陽電池廃棄物とする予定の事業用太陽電池の数量及び重量に関する事項、当該事業用太陽電池廃棄物の処分の方法の選択及び当該事業用太陽電池廃棄物の排出に関する事項その他の必要な事項を報告させ、又はその職員に、多量事業用太陽電池廃棄者の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　主務大臣は、第九条の規定の施行に必要な限度において、多量事業用太陽電池廃棄者が他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合における当該他の者に対し、同条第一項、第二項又は第八項の規定による届出に係る排出される事業用太陽電池廃棄物の数量及び重量、同条第一項第五号に掲げる処分の方法その他の必要な事項を報告させ、又はその職員に、当該者の事務所、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　主務大臣は、第九条の規定の施行に必要な限度において、事業用太陽電池廃棄物の処分を行う者に対し、同条第一項、第二項又は第八項の規定による届出に係る処分を行おうとする事業用太陽電池廃棄物の数量及び重量、同条第一項第五号に掲げる処分の方法、当該処分に係る施設の処理能力その他の必要な事項を報告させ、又はその職員に、当該者の事務所、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定計画に従って行う太陽電池廃棄物再資源化等事業の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6　第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（関係行政機関への照会等）

第二十二条　主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

（主務大臣等）

第二十三条　この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。

2　この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第二十四条　この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（経過措置）

第二十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章　罰則

第二十六条　第九条第六項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第三項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。

二　第九条第三項の規定に違反して同項に規定する期間（同条第四項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、その短縮又は延長後の期間）中に同条第三項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。

三　第二十一条第一項から第四項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十九条　第九条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第五条から第七条までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　主務大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、関係行政機関の長に協議することができる。

2　第十二条第三項の認定を受けようとする者は、施行日前においても、同条第一項及び第二項の規定の例により、その申請をすることができる。

3　主務大臣は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、第十二条第三項の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた者は、施行日において同項の認定を受けた者とみなす。

4　前項の認定を受けた者であって、第十三条第一項の認定を受けようとするものは、施行日前においても、同項の規定の例により、その認定を受けることができる。この場合において、その認定を受けた者は、施行日において同項の認定を受けたものとみなす。

5　第三項の認定を受けた者であって、第十三条第二項又は第三項の規定による変更に係る届出をしようとするものは、施行日前においても、これらの規定の例により、その届出をすることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日においてこれらの規定による届出をしたものとみなす。

（経過措置）

第三条　第九条第一項の規定は、施行日から起算して三十日を経過する日以後に自ら事業用太陽電池廃棄物を排出する事業用太陽電池の廃棄（他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合には、同日以後に当該他の者に当該工事又は作業に着手させる事業用太陽電池の廃棄）について適用する。

（検討）

第四条　政府は、太陽電池廃棄物の排出量の見込み、太陽電池廃棄物の再資源化等の選択の状況、廃棄物の最終処分場における処理量の見込み、太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者における太陽電池廃棄物の再資源化等の実施の状況、太陽電池廃棄物の再資源化等に要する費用の推移その他の事情を勘案し、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、多量事業用太陽電池廃棄者に係る第九条第一項の政令で定める要件の見直し、太陽電池の廃棄に関係する者における太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制及び太陽電池廃棄物の処分の方法としての再資源化等の選択に係る義務付け等所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十六号の五の次に次のように加える。

百五十六の六　太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定		
㈠　太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第三十三号）第十二条第三項（太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定）の太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定	認定件数	一件につき十五万円
㈡　太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律第十三条第一項（太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更等）の太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更の認定（同法第十二条第二項第四号の太陽電池廃棄物の収集を行おうとする区域の増加に係るものに限る。）	認定件数	一件につき三万円

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第百五十六号の六に掲げる認定に係る同法の規定の適用については、同号㈠中「第十二条第三項（太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定）の太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定」とあるのは「附則第二条第三項（準備行為）の認定」と、同号㈡中「第十三条第一項（太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更等）の太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更の認定」とあるのは「附則第二条第四項の認定」とする。

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

農林中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百九十三号

農林中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農林中央金庫法の一部を改正する法律（令和八年法律第十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農林中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年七月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百九十四号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第一条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第六十九条の六第二項第二号」を「第六十九条の七第二項第二号」に改める。

（外国為替令の一部改正）

第二条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第六十九条の六第二項第一号」を「第六十九条の七第二項第一号」に改める。

（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正）

第三条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第五号中「第六十九条の六、第六十九条の七第一項」を「第六十九条の七、第六十九条の八第一項」に改め、同表第二十八号中「第六十九条の七第一項に」を「第六十九条の八第一項に」に、「第六十九条の七第一項第五号」を「第六十九条の八第一項第五号」に改める。

附　則

この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
国土交通大臣　金子　恭之

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一（第二条関係）

案内標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［略］			

警戒標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［略］			

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［略］			
		交通法第二十二条の道路標識により、車両（原動機付自転車、自動車（緊急自動車を除く。以下この項において同じ。）が他の車両を牽引している場合（牽引するための構造及び装置を有する自動車（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「交通法施行令」という。）第十二条第一項に規定する普通自動二輪車を除く。）によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除く。）に	車両（原動機付自転車、他の車両を牽引している自動車及び緊急自動車を除く。）及び路面電車の最高速度を指定し、原動機付自転車及び他の車両を牽引している自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以下の速度とする場合における当該最高速度を指定

改正前

別表第一（第二条関係）

案内標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［同上］			

警戒標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［同上］			

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［同上］			
		交通法第二十二条の道路標識により、車両（原動機付自転車、自動車（緊急自動車を除く。以下この項において同じ。）が他の車両を牽引している場合（牽引するための構造及び装置を有する自動車（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「交通法施行令」という。）第十二条第一項に規定する普通自動二輪車を除く。）によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除く。）に	車両（原動機付自転車、他の車両を牽引している自動車及び緊急自動車を除く。）及び路面電車の最高速度を指定し、原動機付自転車及び他の車両を牽引している自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以下の速度とする場合における当該最高速度を指定

最高速度	(323)	おける当該自動車（以下「他の車両を牽引している自動車」という。）及び緊急自動車を除く。）及び路面電車の最高速度を指定し、原動機付自転車及び他の車両を牽引している自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以下（交通法施行令第十一条第二号に掲げる一般道路における交通法施行令第十二条第一項第一号に掲げる場合における当該自動車（以下「特定牽引自動車」という。）にあつては、四十キロメートル毎時以下。以下同じ。）の速度とする場合における当該最高速度を指定し、並びに緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定すること。
［略］		し、並びに緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
指示標識		
［略］		
補助標識		
［略］		
備考		
［一・二　略］		
三　「最高速度」を表示する規制標識であつて標示板に示される速度が四十キロメートル毎時を超えるものの特定牽引自動車に対して表示する意味については、最高速度につき四十キロメートル毎時を指定することを示すものとする。		
四　［略］		
別表第五（第九条関係）		
規制標示		
［略］		

最高速度	(323)	おける当該自動車（以下「他の車両を牽引している自動車」という。）及び緊急自動車を除く。）及び路面電車の最高速度を指定し、原動機付自転車及び他の車両を牽引している自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以下の速度とする場合における当該最高速度を指定し、並びに緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定すること。
［同上］		し、並びに緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
指示標識		
［同上］		
補助標識		
［同上］		
備考		
［一・二　同上］		
［加える。］		
三　［同上］		
別表第五（第九条関係）		
規制標示		
［同上］		

改正後	改正前
指示標示 ［略］ 備考 一　「最高速度」を表示する規制標示であつて当該規制標示によつて示される速度が四十キロメートル毎時を超えるものの特定牽引自動車に対して表示する意味については、最高速度につき四十キロメートル毎時を指定することを示すものとする。 二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	指示標示 ［同上］ 備考 ［加える。］ ［一］　［同上］

附　則

1　この命令は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から施行する。

2　この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（次項において「旧令」という。）の規定により設置されている「最高速度」を表示する規制標識は、当分の間、改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（次項において「新令」という。）の規定による「最高速度」を表示する規制標識とみなす。

3　この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている「最高速度」を表示する規制標示は、当分の間、新令の規定による「最高速度」を表示する規制標示とみなす。

省　令

○厚生労働省令第九十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定健康診査に相当する診査の結果の記録の写しの提供） **第一条の二**　法第二十条の規定により特定健康診査に相当する診査を受け、その結果の記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成された当該結果の記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。 （特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存） **第十条**　保険者は、法第二十二条及び法第二十五条の規定により、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から五年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、当該記録を保存しなければならない。 2　（略）	（新設） （特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存） **第十条**　保険者は、法第二十二条及び法第二十五条の規定により、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から五年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、当該記録を保存しなければならない。 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第七十三号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（救援の程度及び方法） **第一条**　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十四条までに定めるところによる。 ［２・３　略］ （収容施設の供与） **第二条**　法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　避難所 イ　避難住民（法第五十二条第三項に規定するものをいう。以下同じ。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定するものをいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容するものであること。 ロ　［略］ ハ　避難所の設置のため、支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百七十円以内とする。 ニ　［略］ 二　長期避難住宅 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することとし、建設して供与するもの（以下「長期避難建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。 イ　長期避難建設型応急住宅 (1)　長期避難建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これらの適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。	（救援の程度及び方法） **第一条**　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十四条までに定めるところによる。 ［２・３　同上］ （収容施設の供与） **第二条**　法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　避難所 イ　避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。 ロ　［同上］ ハ　避難所の設置のため、支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百六十円以内とする。 ニ　［同上］ 二　長期避難住宅 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することとし、建設して供与するもの（以下「長期避難建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。 イ　長期避難建設型応急住宅 (1)　長期避難建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これらを適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2)　一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百二十五万九千円以内とすること。

(3)　［略］

(4)　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設をいう。）を長期避難建設型応急住宅として設置できること。

(5)　長期避難建設型応急住宅は、速やかに設置しなければならないこと。

(6)　法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項から第五項まで並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第八条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

(7)　［略］

ロ　長期避難賃貸型応急住宅

(1)　［略］

(2)　長期避難賃貸型応急住宅は、速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3)　［略］

三　応急仮設住宅

法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ　建設型応急住宅

前号イ(1)から(7)までの規定は、建設型応急住宅に準用する。

ロ　［略］

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条　法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　炊き出しその他による食品の給与

イ　避難所に収容された者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づく避難又は武力攻撃災害により住家に被害を受けたことにより現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ　［略］

ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千四百八十円以内とすること。

二　［略］

(2)　一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。

(3)　［同上］

(4)　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設をいう。）を長期避難建設型応急住宅として設置できること。

(5)　長期避難建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6)　法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項から第五項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第八条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

(7)　［同上］

ロ　長期避難賃貸型応急住宅

(1)　［同上］

(2)　長期避難賃貸型応急住宅は、救援の指示を受けた日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(3)　［同上］

三　応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ　建設型応急住宅

前号イ(1)から(6)までの規定は、建設型応急住宅に準用する。

ロ　［同上］

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条　法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　炊き出しその他による食品の給与

イ　避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ　［同上］

ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

二　［同上］

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条　法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	二万九百円	二万六千九百円	三万九千九百円	四万七千六百円	六万三百円	八千八百円
冬季	三万四千七百円	四万四千八百円	六万二千五百円	七万三千百円	九万二千百円	一万二千七百円

四　［略］

（被災者の捜索及び救出）

第六条　法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二　［略］

（埋葬及び火葬）

第七条　法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二　［略］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万九千四百円以内、小人十九万千五百円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第八条　法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［略］

二　電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民及び武力攻撃災害による被災者（以下「避難住民等」という。）に利用させることにより行うものであること。

三　［略］

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条　法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	二万三百円	二万六千百円	三万八千七百円	四万六千二百円	五万八千五百円	八千五百円
冬季	三万三千七百円	四万三千五百円	六万六百円	七万九百円	八万九千三百円	一万二千三百円

四　［同上］

（被災者の捜索及び救出）

第六条　法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二　［同上］

（埋葬及び火葬）

第七条　法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二　［同上］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第八条　法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［同上］

二　電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三　［同上］

（福祉サービスの提供）

第九条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の福祉サービスの提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難住民等のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「武力攻撃災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。

［二・三　略］

四　福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからハまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ニの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第十条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　七十五万七千円

ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十六万七千円

（学用品の給与）

第十一条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ　［略］

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　五千八百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　六千百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　六千六百円

四　［略］

（死体の捜索及び処理）

第十二条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　死体の捜索

イ　法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ　［略］

（福祉サービスの提供）

第九条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の福祉サービスの提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難住民及び武力攻撃災害による被災者のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「武力攻撃災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。

［二・三　同上］

四　福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからハまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ニの場合は消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第十条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　七十三万九千円

ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十五万八千円

（学用品の給与）

第十一条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ　［同上］

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　五千五百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　五千八百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　六千三百円

四　［同上］

（死体の捜索及び処理）

第十二条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　死体の捜索

イ　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ　［同上］

二　死体の処理

イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

［ロ・ハ　略］

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千八百円以内とすること。

(2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり六千百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3)　［略］

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十三条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第五号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十四万八千六百円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十四条　法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ　避難住民等の避難所間の移動に係る支援

ロ～ト　［略］

二　［略］

二　死体の処理

イ　武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

［ロ・ハ　同上］

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。

(2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3)　［同上］

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十三条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第五号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十四万三千九百円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十四条　法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

［号の細分を加える。］

イ～ヘ　［同上］

二　［略］

（救援事務費）

第十五条　法第七十五条第一項の救援の事務を行うのに必要な費用（以下「救援事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一　救援事務費に支出できる範囲は、救援の事務を行うのに要した経費（救援の実施期間内のものに限る。）及び法第百六十八条第一項第二号に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ　時間外勤務手当

ロ　賃金職員等雇上費

ハ　旅費

ニ　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ　使用料及び賃借料

ヘ　通信運搬費

ト　委託費

二　各年度において、前号の救援事務費に支出できる費用は、前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、当該合算した額の合計額が、当該年度に支出した救援事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ　三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ　三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ　六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ　一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ　二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ　三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト　五億円を超える部分の金額については百分の四

三　前号の「救援事務費以外の費用の額」とは、第二条から前条までに規定する救援の実施のために支出した費用、法第百五十九条第一項に規定する損失の補償に要した費用の額（法第八十一条第二項及び第三項並びに第八十二条の規定による処分に係るものに限る。）、法第百五十九条第二項に規定する実費の弁償に要した費用の額並びに法第百六十条第一項に規定する損害の補償に要した費用の額（法第八十条第一項の規定による要請を受けて救援に必要な援助について協力をした者に係るものに限る。）及び法第百六十条第二項に規定する損害の補償に要した費用の額の合計額（救援事務費の額を除く。）をいう。

［条を加える。］

（準用）

第十六条　第一条から前条までの規定は、法第百七十二条第一項の緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第五十二条において準用する令第十条第一項

［条を加える。］

第一条		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第百八十三条において準用する法第七十五条第一項各号	
第一条		
令第九条各号	令第五十二条において準用する令第九条各号	
第二条		
法第七十五条第一項第一号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第一号	
第二条第一号イ		
避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。以下同じ。）	避難住民（法第百八十三条において準用する法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。以下同じ。）	
第二条第一号イ		
武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）	緊急対処事態における災害（武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。以下同じ。）	
第二条第二号イ(6)		
法第八十九条第三項	法第百八十三条において準用する法第八十九条第三項	
第二条第三号、第六条第一号、第十条、第十二条第一号イ及び第十三条第一号		
法第五十五条第一項又は第二項	法第百八十三条において準用する法第五十五条第一項又は第二項	
第二条第三号、第三条第一号イ及び第二号イ、第四条第一号イ及び第四号、第五条第一号イ及び第二号イ、第六条第一号、第七条第一号、第八条第一号、第九条第一号、第十条の見出し、第一項柱書及び同項第一号、第十一条第一号及び第四号、第十二条第一号イ及び第二号イ並びに第十三条の見出し、第一項柱書及び同項第一号		
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害	

第三条柱書	法第七十五条第一項第二号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第二号
第三条第一号イ	避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）	避難の指示（法第百八十三条において準用する法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）
第四条	法第七十五条第一項第三号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第三号
第五条	法第七十五条第一項第四号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第四号
第六条	法第七十五条第一項第五号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第五号
第七条	法第七十五条第一項第六号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第六号
第八条	法第七十五条第一項第七号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第七号
第九条、第十条、第十一条、第十二条及び第十三条	法第七十五条第一項第八号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第八号
第九条	令第九条第一号	令第五十二条において準用する令第九条第一号
第十条	令第九条第二号	令第五十二条において準用する令第九条第二号
第十一条	令第九条第三号	令第五十二条において準用する令第九条第三号
第十二条	令第九条第四号	令第五十二条において準用する令第九条第四号
第十三条	令第九条第五号	令第五十二条において準用する令第九条第五号
第十四条	法第七十五条第一項各号	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項各号
第十五条	法第七十五条第一項	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項

第十五条第一号	法第百六十八条第一項第二号	法第百八十三条において準用する法第百六十八条第一項第二号
第十五条第三号	法第百五十九条第一項	法第百八十三条において準用する法第百五十九条第一項
第十五条第三号	法第八十一条第二項及び第三項並びに第八十二条	法第百八十三条において準用する法第八十一条第二項及び第三項並びに第八十二条
第十五条第三号	法第百五十九条第二項	法第百八十三条において準用する法第百五十九条第二項
第十五条第三号	法第百六十条第一項	法第百八十三条において準用する法第百六十条第一項
第十五条第三号	第八十条第一項	法第百八十三条において準用する第八十条第一項
第十五条第三号	法第百六十条第二項	法第百八十三条において準用する法第百六十条第二項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百三十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組（平成二十八年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定に基づき行われる特定健康診査（同条ただし書の規定により、加入者が特定健康診査に相当する診査を受け、その結果の記録の写しの提供を受けたときにおける当該診査及び同法第二十六条第二項の規定による特定健康診査に関する記録の送付を受けたときにおける当該特定健康診査を含む。）又は同法第二十四条の規定に基づき行われる特定保健指導 五　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定に基づき行われる特定健康診査（同条ただし書の規定により、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたときにおける当該健康診査及び同法第二十六条第二項の規定による特定健康診査に関する記録の送付を受けたときにおける当該特定健康診査を含む。）又は同法第二十四条の規定に基づき行われる特定保健指導 五　（略）

○北海道開発局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道余市郡余市町大川町十二丁目三番一から同町大川町十二丁目一六番一まで	前	四四・七九～五九・一六メートル	○・○六一キロメートル
	後	二一・七○～二一・八七メートル	○・○六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

官報告

国家試験

令和８年度情報処理技術者試験合格者

令和８年度情報処理技術者試験（４月実施分）のうち、ＩＴパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の合格者を令和８年５月25日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和８年６月５日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ＩＴパスポート試験に係るもの

IP25041ERS IP25041TYA IP25042E3S IP25042UU9 IP250433VB IP2504396V IP25043DSV IP25043X6V IP25044M8M IP250458MT IP25045U58 IP250463BY IP25046CRM IP25046HM4 IP25046TNT IP25046X2W IP2504738U IP25047B7H IP25047RF8 IP25047WBF
IP25048GPX IP25049CVU IP25049JW9 IP25049QXH IP2504A6M3 IP2504A9JB IP2504B7D9 IP2504BJV2 IP2504CQ2R IP2504E65V IP2504E8EG IP2504F4WB IP2504JU2E IP2504MJ48 IP2504NVB5 IP2504Q1ET IP2504QFV4 IP2504RV41 IP2504T7B5 IP2504W6ZA
IP2504W6ZS IP2504W9FG IP2504XZE7 IP2504Y3WV IP2504ZEQ3 IP25051FP5 IP250534XV IP25053UTR IP25055HUX IP25055RZ2 IP25056TJ9 IP25057PUX IP25058HB1 IP25058HYT IP25058JQX IP2505ADM3 IP2505B1CV IP2505DGG4 IP2505EE76 IP2505EH74
IP2505EJQ4 IP2505JPM2 IP2505M4QJ IP2505P118 IP2505P6HX IP2505Q89B IP2505RXB8 IP2505T2ZH IP2505V75G IP2505V8ZM IP2505X3T6 IP2505Z2SN IP2505Z5EX IP2505ZT7A IP25061YBC IP250629UB IP25062GYW IP250631V7 IP25063HT9 IP25063MZV
IP25067NGD IP25067Y3X IP250694BT IP25069J57 IP25069Y7G IP2506ECP1 IP2506ET84 IP2506NF8B IP2506PC9C IP2506Q7ZB IP2506T7X3 IP2506U3RN IP2506UFV6 IP2506V5XN IP2506V9FX IP2506X19R IP2506Y6JY IP2506YBN8 IP2506YSY5 IP2506Z7E8
IP25071YFE IP250725VS IP25073VQX IP25074QQZ IP2507533U IP25075HG8 IP25075PMF IP25076C3E IP25076WNE IP25077H8E IP25077MQ6 IP25077X9N IP25079MUW IP2507A5MZ IP2507D3CH IP2507EDD4 IP2507GR1P IP2507H44C IP2507Q7XW IP2507QR73
IP2507R41P IP2507RRY7 IP2507S8T9 IP2507V47T IP2507W1CA IP2507X62Q IP2507X7B9 IP25081HHQ IP25081W7C IP250822SA IP25082FV9 IP25082PPF IP250831BR IP25083XRJ IP25084MGP IP25084P4G IP250859XQ IP25085DYH IP25085NFX IP25085TMF
IP25085ZCF IP25086U7J IP25086U8G IP25086ZVS IP250877RT IP25087P3F IP25087R8V IP250881ZV IP25088R25 IP25088WPE IP25088ZEZ IP250894CS IP25089J3J IP25089T9B IP2508C7YM IP2508D3JJ IP2508DC49 IP2508E4BU IP2508FZ26 IP2508G33M
IP2508N83A IP2508N92U IP2508P26P IP2508P3JJ IP2508QJ23 IP2508RYX6 IP2508S863 IP2508W7D2 IP2508X3ZZ IP2508YFG1 IP2508YS45 IP2508YX82 IP2508ZBG2 IP2508ZD28 IP2508ZJ46 IP2509174C IP25091DTB IP25091PYA IP25091QEN IP25091STB
IP250929PG IP250933UD IP250936X8 IP25093CA3 IP25093PVR IP25093Z76 IP25094B7B IP250957BN IP25095N7P IP25095TUC IP25096UTB IP250972NJ IP250979DR IP25097ABH IP25097UB9 IP25097XCB IP25098DTE IP2509999H IP25099HYQ IP25099UTU
IP2509B3TT IP2509BF61 IP2509BP9A IP2509D4CM IP2509F39P IP2509FX3N IP2509G76Y IP2509MQ6H IP2509N2QJ IP2509PW27 IP2509QZ6V IP2509R3BC IP2509SD71 IP2509SW3B IP2509T9HS IP2509U1BU IP2509U6VC IP2509UEQ2 IP2509W68Y IP2509W7R4
IP2509WR9N IP2509X9YG IP2509Y146 IP2509Y574 IP2509Y5U4 IP2509Y7PJ IP2509Z3E7 IP2509Z5SR IP2509Z8AJ IP251018SD IP25101PYB IP25101T6W IP25101Y5C IP251028YE IP25102NW1 IP2510325Z IP251035HQ IP25103AX7 IP25103JQP IP25103X7B
IP25103YVT IP25104PY6 IP25105A8Q IP25105MJE IP25105TA8 IP251061M1 IP251061T4 IP25107FYC IP25107HJC IP251091RJ IP25109FN3 IP2510A9JH IP2510AZ5U IP2510B9ER IP2510C1MB IP2510C2RE IP2510CZ7X IP2510DZ8F IP2510F3AX IP2510F7R6
IP2510FJA9 IP2510FN2B IP2510FR5A IP2510GCF3 IP2510H11U IP2510HS6E IP2510J9Z9 IP2510MXM4 IP2510N475 IP2510P17Z IP2510PJ2X IP2510PV16 IP2510Q3G8 IP2510RF2B IP2510T1S9 IP2510TJA6 IP2510V7G1 IP2510X2SD IP2510X2VB IP2510Y2WU
IP2510Z4N3 IP251117TE IP25111J76 IP25111T1J IP25111X3Q IP25112BX4 IP25112NS2 IP25112T1M IP25112UFE IP25112UVC IP25112V1F IP251131YW IP251132MA IP251136EU IP251137UU IP251137WZ IP25113UVM IP25113ZN1 IP25114NY9 IP25114TPW
IP25114TUN IP25114UUR IP251159WA IP25115F8E IP25115GHD IP25115M2V IP25115SN5 IP25115U89 IP251163Y1 IP251166MN IP25116EU5 IP25116SA8 IP25116TBC IP25116X5N IP25117PC4 IP25117R3P IP251181NH IP251185GF IP25118MBM IP251195H5
IP25119FPN IP25119JTG IP25119P1R IP25119SDS IP25119SNY IP25119Y3D IP2511AB52 IP2511AS7U IP2511B3FF IP2511BC35 IP2511BQ1T IP2511CNR6 IP2511EP5R IP2511F9TJ IP2511G2FH IP2511G2HS IP2511GN9C IP2511GS9E IP2511H4VZ IP2511H85P
IP2511H86M IP2511H8GH IP2511HAP9 IP2511HZU9 IP2511JH28 IP2511JSW3 IP2511MC13 IP2511MH2U IP2511N7TZ IP2511P7ZW IP2511PE72 IP2511PW2N IP2511PY7H IP2511QDS4 IP2511R556 IP2511R924 IP2511RE2J IP2511S3EH IP2511S7Y8 IP2511SR3Q
IP2511T592 IP2511U35X IP2511V1AD IP2511W4N6 IP2511X8GZ IP2511Y6E9 IP2511Y6Z3 IP2511ZA4T IP251214EY IP25121EFS IP25121G4Z IP25121GMR IP25121JCS IP25121NYS IP25121R5P IP25121RA9 IP25121RJ2 IP25121ZYA IP251223WD IP25122DT9
IP25122TH7 IP25122ZR4 IP251232RU IP251239PM IP25123AQT IP25123HQR IP25123P2S IP25123QUM IP25123UPJ IP25124D6N IP25124F92 IP25124S91 IP251252PG IP251252V1 IP251253MV IP251255XR IP251259C7 IP25125EF9 IP25125F6W IP25125QUT
IP25125VJM IP25125WXW IP2512693R IP251269SM IP25126MP5 IP25126S5D IP25126ZPB IP251272SB IP251274FH IP25127BU6 IP25127FR2 IP25127M6E IP25127NU3 IP25127NYJ IP25127PSU IP25127RER IP25127S3E IP251281FF IP2512834E IP251283BX
IP25128PG3 IP25128YYA IP251295CX IP251299D7 IP25129FG8 IP25129J5E IP25129N93 IP25129PTU IP25129RWH IP2512A1VU IP2512A1W7 IP2512A2VW IP2512A59D IP2512AAW9 IP2512AJW3 IP2512AS23 IP2512B34W IP2512B6ZW IP2512B9WH IP2512C6N9
IP2512CV27 IP2512D48Q IP2512DM4A IP2512E3GW IP2512E5EA IP2512F472 IP2512F493 IP2512F8G2 IP2512G23Q IP2512J2B2 IP2512J38N IP2512J5SB IP2512JEX1 IP2512JT8P IP2512M4DB IP2512MQA1 IP2512MXY7 IP2512N69J IP2512NFA7 IP2512NXB3
IP2512P5AP IP2512Q3Z1 IP2512Q9QX IP2512R8Y9 IP2512RFD5 IP2512RS1G IP2512S8UC IP2512T159 IP2512T55U IP2512T64N IP2512U2B3 IP2512U48A IP2512U8JR IP2512UU7Q IP2512UVV3 IP2512UZ38 IP2512V11T IP2512V21D IP2512V33D IP2512V33X
IP2512V7MU IP2512V8TN IP2512VBE4 IP2512VMC5 IP2512VPT3 IP2512VS6C IP2512W2D3 IP2512W75Q IP2512W7R1 IP2512W8C7 IP2512WQN4 IP2512XQ73 IP2512XXU7 IP2512Y1UR IP2512Y534 IP2512Y7A9 IP2512YHX3 IP2512Z18F IP2512Z2GH IP2512Z43Y
IP2512Z9TY IP2512ZM3F IP260111E9 IP260112D7 IP260112M2 IP260112MP IP260114AF IP260114AT IP2601177J IP260117UU IP260118GD IP260118JN IP260118M1 IP260119SQ IP26011A6C IP26011BNQ IP26011BTE IP26011DEM IP26011F67 IP26011FU3
IP26011HE9 IP26011HTG IP26011J3Y IP26011J6H IP26011JHS IP26011JPS IP26011M3V IP26011MPV IP26011NNN IP26011PSN IP26011QPT IP26011R6E IP26011TTY IP26011V2Q IP26011VE9 IP26011VJU IP26011VTQ IP26011ZMU IP260125HR IP2601263S
IP260127A1 IP260127NN IP26012A2Z IP26012AH2 IP26012BYU IP26012D2X IP26012E2Y IP26012ESP IP26012EU5 IP26012G6Z IP26012GF2 IP26012HE1 IP26012J5X IP26012M7S IP26012PU7 IP26012UHU IP26012V2U IP26012VUZ IP26012ZDR IP26012ZJ9
IP2601326G IP2601328C IP260132PS IP260132Y3 IP260133DX IP260137B1 IP260137JT IP260138UC IP260139QR IP260139WF IP26013A1Y IP26013BH3 IP26013DZC IP26013ENV IP26013H1H IP26013HBA IP26013J22 IP26013J3B IP26013J3Q IP26013JM4
IP26013N2Y IP26013NMM IP26013NS7 IP26013R1A IP26013RVE IP26013RZX IP26013S2R IP26013TC7 IP26013UQF IP26013V6X IP26013WGT IP26013WXN IP26013X6A IP26013X9Z IP26013YUV IP26013Z92 IP260142CY IP2601435C IP2601449E IP260144CV
IP260144NM IP260145EH IP260145SX IP260146FX IP260146H2 IP260149W8 IP26014A6T IP26014B4P IP26014BN5 IP26014CAA IP26014CNC IP26014DC8 IP26014ERF IP26014H7V IP26014JAX IP26014JD1 IP26014M3B IP26014M6V IP26014NPG IP26014P95
IP26014PED IP26014TQE IP26014U7F IP26014V52 IP26014WTY IP26014WXB IP260151HH IP260152G1 IP2601536S IP260153VE IP2601583S IP260158QM IP260159RV IP26015AWC IP26015DGD IP26015DT9 IP26015F1F IP26015FA6 IP26015GAM IP26015HNQ
IP26015J6H IP26015MNH IP26015NM6 IP26015NPH IP26015NZQ IP26015QAT IP26015SBN IP26015SEQ IP26015TBM IP26015U64 IP26015UWQ IP26015V83 IP26015V9M IP26015W5P IP26015WXD IP26015YVX IP26015ZRF IP260161G4 IP260161ND IP2601637J
IP260163EE IP2601661E IP260169A2 IP260169BD IP26016AHF IP26016AW2 IP26016F5C IP26016F5Y IP26016FAZ IP26016GNM IP26016HUZ IP26016J8X IP26016JPB IP26016NG9 IP26016PMB IP26016PUX IP26016Q8Z IP26016QMP IP26016QZW IP26016RMZ
IP26016S8W IP26016XFS IP26016XWE IP26016YSA IP26016YU9 IP26016ZCW IP260171GS IP260174DF IP260174E8 IP260174TX IP260175BY IP260175UH IP260176R2 IP260176Y6 IP26017SH1 IP260179FB IP26017C2E IP26017CBD IP26017D76 IP26017DR1
IP26017DY2 IP26017ER2 IP26017FRW IP26017G82 IP26017NDF IP26017PXT IP26017QJJ IP26017R9H IP26017STR IP26017SXS IP26017YRX IP26017YWE IP260184XV IP260186NY IP260186XN IP26018AFB IP26018BTF IP26018CA7 IP26018CS5 IP26018DP6
IP26018EPF IP26018FHA IP26018H2W IP26018HAJ IP26018JBV IP26018MW1 IP26018NMY IP26018NSR IP26018NSV IP26018PAM IP26018RGA IP26018SMV IP26018TEJ IP26018VJ8 IP26018VYX IP26018W3Q IP26018YAV IP26018YV5 IP260192S5 IP260194V4
IP260195SA IP2601967B IP260196VD IP260197SR IP260197SS IP2601988R IP2601999J IP260199EJ IP26019A23 IP26019BB7 IP26019CGA IP26019D64 IP26019FP3 IP26019HYU IP26019MF6 IP26019Q53 IP26019QGB IP26019RPZ IP26019SG5 IP26019UBD
IP26019UPN IP26019UV1 IP26019VJB IP26019W75 IP26019WBD IP26019WGX IP26019WHW IP26019YRR IP26019ZMB IP2601A36X IP2601A3WP IP2601A59U IP2601A7AU IP2601A88R IP2601A8D4 IP2601A8TB IP2601A9U1 IP2601AD5J IP2601AE9V IP2601AF81
IP2601AH8B IP2601AME3 IP2601AS2Y IP2601B2Z4 IP2601B4PW IP2601B82F IP2601B9FH IP2601B9XP IP2601BA74 IP2601BB9Y IP2601BF3E IP2601BG2Q IP2601BM87 IP2601BT67 IP2601C27Z IP2601C33G IP2601C44Y IP2601C4QG IP2601C5V8 IP2601C71N
IP2601C75S IP2601C8FT IP2601C9F9 IP2601CE9F IP2601CMX7 IP2601CPC7 IP2601D11N IP2601D17H IP2601D2JQ IP2601D3DR IP2601D3DV IP2601D3XV IP2601D454 IP2601D4U6 IP2601D5P2 IP2601D683 IP2601D9TM IP2601DE62 IP2601DG1E IP2601DR8G
IP2601DSD8 IP2601DX1F IP2601DX4P IP2601DXV3 IP2601E1RP IP2601E6Z9 IP2601E9ZU IP2601ED1N IP2601ED1Z IP2601EN4A IP2601EP55 IP2601ER6W IP2601EVB7 IP2601EX54 IP2601F1NE IP2601F29N IP2601F3F8 IP2601F58Y IP2601F769 IP2601F985

IP2601FF15 IP2601FFB2 IP2601FSQ2 IP2601G1PY IP2601G1RE IP2601G3G5 IP2601G3JD IP2601G75T IP2601G8ZJ IP2601GD14 IP2601GFP1 IP2601GMG1 IP2601GMM4 IP2601GU4X IP2601GUF3 IP2601GX4H IP2601H1MQ IP2601H1WM IP2601H2ST IP2601H5RX
IP2601H62Q IP2601HB7J IP2601HHR7 IP2601HJ12 IP2601HND8 IP2601HPS3 IP2601HQ4M IP2601HX1G IP2601J1FH IP2601J4RC IP2601J681 IP2601J7D6 IP2601J7XJ IP2601J8QF IP2601JB9V IP2601JP8H IP2601JQD7 IP2601JR31 IP2601JS4U IP2601JSE8
IP2601JVB9 IP2601JXH7 IP2601JZR3 IP2601M1B4 IP2601M38Z IP2601M5EP IP2601M85R IP2601MJH3 IP2601MM65 IP2601MR78 IP2601MTZ9 IP2601MUM6 IP2601MV2N IP2601MW26 IP2601MYD1 IP2601MZJ8 IP2601N1ER IP2601N1FQ IP2601N3SZ IP2601N4QD
IP2601N6H2 IP2601N6WG IP2601N8BF IP2601NAD9 IP2601NE5S IP2601NH82 IP2601NN4A IP2601NP8S IP2601NQT1 IP2601NVB7 IP2601NXZ1 IP2601P1X7 IP2601P262 IP2601P2SB IP2601P3V6 IP2601P6FD IP2601P6H8 IP2601P7SS IP2601P8YF IP2601P9UR
IP2601PDU2 IP2601PJ74 IP2601PM7N IP2601PN7P IP2601PQW5 IP2601PR21 IP2601PTW9 IP2601Q1SN IP2601Q3AQ IP2601Q3V6 IP2601Q431 IP2601Q59X IP2601Q6VB IP2601Q7N9 IP2601QDG8 IP2601QES7 IP2601QH8W IP2601QJB1 IP2601QM71 IP2601QME4
IP2601QY96 IP2601QYZ1 IP2601R3D1 IP2601R4YS IP2601R53Z IP2601R69V IP2601R7RP IP2601R9G9 IP2601R9GY IP2601R9X5 IP2601RD3W IP2601RH41 IP2601RHF5 IP2601RM96 IP2601RNS7 IP2601RP4Y IP2601RT5W IP2601RY17 IP2601S3AW IP2601S6NQ
IP2601S89B IP2601S9NR IP2601SFA5 IP2601SPH2 IP2601SRY1 IP2601SST6 IP2601T3WR IP2601T551 IP2601T7HB IP2601T7PH IP2601T85N IP2601T87Y IP2601T9FB IP2601TCD4 IP2601TFA9 IP2601TGT5 IP2601TM5E IP2601TP6E IP2601TS4Z IP2601TTE1
IP2601TW4A IP2601TXX9 IP2601U1PM IP2601U3A8 IP2601U4M8 IP2601U51S IP2601U54C IP2601U64F IP2601U6N9 IP2601U6Z4 IP2601U77J IP2601U8CX IP2601U9UB IP2601UA3H IP2601UH89 IP2601UM5F IP2601UMW4 IP2601UVA2 IP2601UVY8 IP2601UW6Z
IP2601UW75 IP2601UZ83 IP2601V13B IP2601V1BD IP2601V1HN IP2601V1ZD IP2601V3WT IP2601V4CE IP2601V4JJ IP2601V4S8 IP2601V4W5 IP2601V6ZY IP2601V7DU IP2601V7V8 IP2601VAU2 IP2601VFR6 IP2601VG2V IP2601VJ87 IP2601VT53 IP2601W1CP
IP2601W1GN IP2601W2JD IP2601W48Z IP2601W62Q IP2601W6YW IP2601W9UU IP2601WM52 IP2601WMT1 IP2601WNP3 IP2601WRX5 IP2601WUG2 IP2601WX85 IP2601X15X IP2601X17T IP2601X3FF IP2601X5YE IP2601X98P IP2601XFH2 IP2601XNN8 IP2601XR1E
IP2601XR51 IP2601XT6P IP2601XWR5 IP2601XZ5H IP2601XZU2 IP2601Y13Y IP2601Y1EP IP2601Y3H2 IP2601Y5VX IP2601Y64E IP2601Y6QZ IP2601Y73X IP2601Y83N IP2601Y8UC IP2601Y9E6 IP2601YAD4 IP2601YD8C IP2601YE5M IP2601YG8M IP2601YGQ4
IP2601YN9J IP2601YQ1M IP2601YR84 IP2601YT14 IP2601YYS4 IP2601YZ6V IP2601Z25Z IP2601Z4JP IP2601Z658 IP2601ZA14 IP2601ZF9V IP2601ZGE6 IP2601ZPB4 IP2601ZPF4 IP2601ZZ6V IP260211JA IP260211RD IP260211Y6 IP2602129J IP260212Y6
IP2602132H IP260213B1 IP260213DQ IP260213J9 IP260213R1 IP260213UV IP260214C9 IP260214NJ IP260214XH IP260215BJ IP260215DY IP260215HU IP2602166V IP260216C4 IP260216DV IP260216GN IP260217BA IP260217EA IP260217G8 IP260217NU
IP260217US IP260217W8 IP260218DA IP260218FD IP260218FE IP260218T7 IP260218TC IP2602193M IP260219BM IP260219P5 IP26021A5W IP26021B7S IP26021BEE IP26021BHR IP26021BJJ IP26021BXY IP26021CEC IP26021CHR IP26021CUV IP26021DCE
IP26021DSB IP26021DSR IP26021FGX IP26021FMY IP26021FRQ IP26021G8C IP26021G8T IP26021GA6 IP26021GCQ IP26021GH7 IP26021GJ8 IP26021HQA IP26021HU1 IP26021J4S IP26021JGH IP26021JQA IP26021JW4 IP26021M5Q IP26021MVC IP26021MVF
IP26021MZP IP26021N4S IP26021NPD IP26021P88 IP26021Q4F IP26021QRF IP26021QTA IP26021R4E IP26021RGS IP26021RHV IP26021RYR IP26021S1F IP26021S5U IP26021S8F IP26021SAV IP26021SBD IP26021SV8 IP26021T2V IP26021T5S IP26021TJ9
IP26021TXJ IP26021TZY IP26021U5C IP26021UQ2 IP26021V3M IP26021W11 IP26021W7U IP26021WCV IP26021WQ1 IP26021WTY IP26021X1A IP26021X9E IP26021XEX IP26021XT2 IP26021XYT IP26021Y3P IP26021YDP IP26021YEJ IP26021YEW IP26021Z4M
IP26021ZBC IP26021ZBS IP26021ZD7 IP26021ZF7 IP26021ZRV IP26021ZY4 IP260222B2 IP260222UT IP260222ZR IP2602236R IP260223FE IP260223QA IP260223SC IP260223TN IP2602242Y IP2602243B IP260224NF IP260224V5 IP260224ZG IP2602252Z
IP260225WT IP260226RE IP260226UM IP260227DW IP260227FN IP260227X4 IP260228HF IP260228Q5 IP260228R8 IP260229BX IP260229DG IP260229F6 IP260229FT IP260229UA IP260229XQ IP26022AFA IP26022AGS IP26022AM9 IP26022AQC IP26022AR4
IP26022AVB IP26022B3H IP26022BD3 IP26022BEN IP26022BP5 IP26022BTU IP26022BU1 IP26022BZC IP26022C11 IP26022D6R IP26022DJ5 IP26022DU6 IP26022DVV IP26022DZE IP26022E4F IP26022E5A IP26022E6D IP26022E8G IP26022ETD IP26022FQY
IP26022FQZ IP26022FR6 IP26022GSJ IP26022H16 IP26022H2T IP26022HGR IP26022HX4 IP26022JCC IP26022JRP IP26022JT2 IP26022JVN IP26022MF4 IP26022MFZ IP26022MZ5 IP26022NAJ IP26022NR2 IP26022NV9 IP26022P67 IP26022PG6 IP26022PGB
IP26022PS5 IP26022Q76 IP26022QQS IP26022QUR IP26022R3R IP26022S19 IP26022S6S IP26022SEE IP26022SPH IP26022SQ2 IP26022T1S IP26022TTA IP26022TUX IP26022TXD IP26022UG5 IP26022UTH IP26022VDV IP26022VNR IP26022VPE IP26022VVT
IP26022W1W IP26022W7P IP26022WMF IP26022X6T IP26022XYC IP26022Y24 IP26022Z9T IP26022ZPY IP26022ZY4 IP260231FQ IP2602328G IP2602329C IP260232G7 IP260232P8 IP260232W6 IP260232X4 IP260233CQ IP260233YP IP260234TG IP260235H4
IP260235T8 IP260236AG IP260238Q3 IP260238VT IP260239E4 IP260239TJ IP260239WC IP26023A1H IP26023AEC IP26023AEZ IP26023AF1 IP26023B2G IP26023B7S IP26023BB2 IP26023BBJ IP26023BFY IP26023C41 IP26023C5T IP26023C5V IP26023C9V
IP26023CYH IP26023DAM IP26023DC9 IP26023DV1 IP26023ED7 IP26023EUJ IP26023EWT IP26023F25 IP26023F89 IP26023FBT IP26023FFV IP26023FVR IP26023FWQ IP26023G23 IP26023G9A IP26023GJC IP26023GTQ IP26023GWD IP26023GZS IP26023H8T
IP26023M6Y IP26023M8S IP26023MVZ IP26023MZ9 IP26023NCG IP26023NGG IP26023PM1 IP26023PTU IP26023PVM IP26023Q64 IP26023Q6W IP26023Q79 IP26023Q87 IP26023Q8Z IP26023QNH IP26023QY2 IP26023R49 IP26023R6E IP26023RAW IP26023RQ7
IP26023RZB IP26023RZV IP26023S2Y IP26023SD7 IP26023SVW IP26023T7W IP26023TE9 IP26023U81 IP26023U92 IP26023UTN IP26023UUW IP26023UY3 IP26023V5Y IP26023V7D IP26023VDN IP26023VUY IP26023W76 IP26023WD7 IP26023WJ1 IP26023WWG
IP26023WZX IP26023X61 IP26023XBU IP26023XEZ IP26023XFP IP26023XJ2 IP26023XQW IP26023XZU IP26023Y3A IP26023Y3S IP26023Y8G IP26023YMC IP26023YMF IP26023Z59 IP26023ZAG IP26023ZAT IP26023ZFC IP26023ZGB IP26023ZW8 IP26023ZZ8
IP26023ZZN IP260241XW IP260242BM IP260242FM IP2602435T IP260243AZ IP260244A3 IP260244AA IP260244PX IP260245YV IP2602461C IP260246ST IP260247C3 IP260247TP IP260247Z9 IP260248C7 IP260248UT IP260248ZF IP2602498B IP260249C4
IP260249D3 IP260249JE IP260249PX IP260249QP IP26024A3H IP26024A8J IP26024AJR IP26024ASH IP26024BCH IP26024BEB IP26024BPC IP26024BT2 IP26024CB4 IP26024CE7 IP26024CW6 IP26024CWN IP26024CYX IP26024D65 IP26024DGN IP26024DQ1
IP26024DTG IP26024DXM IP26024DYQ IP26024E4E IP26024E7D IP26024EFH IP26024F63 IP26024FDJ IP26024FHH IP26024G7V IP26024GCN IP26024GNU IP26024GUA IP26024GW3 IP26024HHA IP26024HR9 IP26024HTF IP26024HVM IP26024HZ7 IP26024JA3
IP26024JAA IP26024JGJ IP26024JU7 IP26024JU8 IP26024JYT IP26024MBG IP26024MCG IP26024MP6 IP26024MP9 IP26024MSH IP26024MXY IP26024N6J IP26024N7C IP26024NXV IP26024PDE IP26024PDM IP26024PEC IP26024Q7Q IP26024QBG IP26024QCH
IP26024QHD IP26024QUF IP26024QXA IP26024R5U IP26024RSQ IP26024RT4 IP26024RV6 IP26024S2N IP26024S9U IP26024SDF IP26024SE9 IP26024SFU IP26024SH1 IP26024TFP IP26024TSA IP26024TTS IP26024TXE IP26024TZA IP26024UD9 IP26024USJ
IP26024V19 IP26024VET IP26024VT9 IP26024W1T IP26024WB8 IP26024WYY IP26024X95 IP26024YBV IP26024YRD IP26024ZM9 IP26024ZN7 IP26024ZRZ IP2602513J IP260251B5 IP2602528V IP260252CV IP260252E9 IP260252JD IP260252TH IP260252YX
IP2602535W IP260253PF IP260253Z7 IP2602544B IP2602545Y IP2602548Y IP260254BR IP260254MQ IP260254QX IP260254T3 IP260254TE IP260255PX IP260255VS IP2602563T IP2602569M IP260256Q9 IP260256ZX IP260257GQ IP2602586C IP260258CJ
IP260258JR IP260258MQ IP2602597D IP260259X6 IP260259ZR IP26025A2C IP26025AGN IP26025BCR IP26025BN1 IP26025BSB IP26025CPH IP26025CYZ IP26025D3J IP26025D7G IP26025DUG IP26025DXJ IP26025E6A IP26025ED2 IP26025EET IP26025EMF
IP26025ESQ IP26025EYJ IP26025FGS IP26025FJ3 IP26025G9Q IP26025GB1 IP26025GMY IP26025GSY IP26025GUU IP26025GV1 IP26025HBA IP26025HCP IP26025HR5 IP26025HT2 IP26025JF8 IP26025JMQ IP26025JSS IP26025M5F IP26025M66 IP26025MJ2
IP26025MU3 IP26025N2M IP26025N8S IP26025N9V IP26025NCX IP26025NTJ IP26025NYT IP26025P5R IP26025PCA IP26025PWU IP26025QDS IP26025QWC IP26025QXR IP26025RFA IP26025RJT IP26025RMA IP26025RTY IP26025S3E IP26025T5U IP26025T9C
IP26025TFS IP26025TYF IP26025U4T IP26025UJQ IP26025UWM IP26025UY1 IP26025VFS IP26025VR3 IP26025VV8 IP26025W88 IP26025W8N IP26025WDT IP26025WMU IP26025WNV IP26025WX6 IP26025XH5 IP26025XS8 IP26025Y2Z IP26025Y4C IP26025Y8B
IP26025YA7 IP26025YG4 IP26025ZDY IP26025ZF1 IP26025ZQ6 IP2602614Z IP260261HP IP2602625Z IP260262DU IP260262PJ IP260262PR IP2602631V IP2602636N IP2602636V IP260263A7 IP260263AD IP260263GU IP260264P8 IP260265CD IP260265YC
IP260266SC IP260267CQ IP260267MC IP260267UJ IP260268R5 IP260268U7 IP260268XG IP260268YX IP260269EE IP260269HH IP260269PM IP26026A9Q IP26026AC9 IP26026AF4 IP26026AT2 IP26026B3Z IP26026BB5 IP26026BG7 IP26026BGY IP26026C48
IP26026C6S IP26026C6Z IP26026CPZ IP26026D87 IP26026DQV IP26026E6Z IP26026ECS IP26026ETD IP26026EYW IP26026F6B IP26026FH7 IP26026FPA IP26026FR1 IP26026FSZ IP26026FZ9 IP26026G5R IP26026GU6 IP26026HPE IP26026J2B IP26026JQ5
IP26026JTD IP26026JWZ IP26026JYD IP26026M2R IP26026MB2 IP26026MYV IP26026N3P IP26026N5W IP26026N8Z IP26026NFM IP26026NHD IP26026NJE IP26026PG9 IP26026PWQ IP26026Q3D IP26026Q5W IP26026R1H IP26026RHQ IP26026RJ3 IP26026RVW
IP26026SE6 IP26026T1V IP26026T8Z IP26026UAF IP26026UAX IP26026VC8 IP26026VHU IP26026VPC IP26026VZQ IP26026WFH IP26026WMV IP26026X73 IP26026XQB IP26026XS5 IP26026XTZ IP26026Y5D IP26026Y8U IP26026Y9J IP26026YA3 IP26026Z57
IP26026ZN7 IP26026ZNB IP26026ZPT IP2602712F IP2602715Y IP260271BJ IP260271F5 IP260271GM IP260271QX IP260272WS IP2602739R IP2602743F IP260274BS IP260274GC IP2602752H IP260275WN IP260275XU IP260275YR IP260276E8 IP2602774P

IP260277E6 IP260277MQ IP260277NW IP2602784C IP260278D6 IP260278DY IP260278NN IP2602798T IP260279BA IP260279EU IP260279JN IP26027A1X IP26027A7P IP26027AG9 IP26027B4D IP26027BNQ IP26027CET IP26027CPQ IP26027CQQ IP26027DFH
IP26027DFT IP26027DJU IP26027DVQ IP26027E4Z IP26027EAS IP26027ESY IP26027F93 IP26027FFW IP26027FGS IP26027FJW IP26027FWR IP26027G9N IP26027GEX IP26027GMQ IP26027GY6 IP26027H7R IP26027HBR IP26027HS9 IP26027JB1 IP26027JEW
IP26027JG4 IP26027MB3 IP26027MY8 IP26027NGJ IP26027NRB IP26027NY1 IP26027PEA IP26027PUD IP26027PV9 IP26027PVU IP26027Q1A IP26027Q2V IP26027QD7 IP26027QFD IP26027QPD IP26027QS4 IP26027R3R IP26027RH5 IP26027RXW IP26027S2J
IP26027S8H IP26027TCJ IP26027U8T IP26027UFF IP26027UFN IP26027VFU IP26027W2Q IP26027WNM IP26027WUJ IP26027X7Q IP26027X9S IP26027XBF IP26027XFP IP26027XMR IP26027Y1W IP26027Y2W IP26027YQS IP26027YR2 IP26027ZM8 IP260281TV
IP260282WV IP2602835A IP260283B6 IP260283B7 IP260283HQ IP260283QW IP260283UP IP260284D7 IP260284HB IP260284PT IP260284QY IP260284SN IP260285M1 IP2602861M IP2602866A IP260286DS IP260286VU IP260287C3 IP2602889V IP260288UV
IP260289AA IP260289FF IP26028A7J IP26028A81 IP26028B55 IP26028BDV IP26028BZG IP26028CCU IP26028D8T IP26028DA6 IP26028DAD IP26028DSE IP26028EJA IP26028EM7 IP26028ETA IP26028ETP IP26028ETS IP26028FFE IP26028FSF IP26028G3M
IP26028G4Y IP26028G9C IP26028GFJ IP26028GQ7 IP26028GV5 IP26028GVG IP26028GVW IP26028H2R IP26028H8R IP26028HDW IP26028J1B IP26028JFP IP26028MGH IP26028MYM IP26028N41 IP26028NB6 IP26028NCV IP26028NE4 IP26028NHW IP26028PND
IP26028PQS IP26028PZ5 IP26028Q1Z IP26028Q5B IP26028Q8H IP26028QAE IP26028QZ3 IP26028R6P IP26028R7E IP26028RCX IP26028RXB IP26028S1P IP26028S29 IP26028S53 IP26028SA8 IP26028T8F IP26028THT IP26028TT8 IP26028TWN IP26028U1C
IP26028U2A IP26028U53 IP26028U6H IP26028U6R IP26028UMF IP26028UQ8 IP26028UTZ IP26028UUD IP26028UVR IP26028V2D IP26028V48 IP26028V9G IP26028VAY IP26028VZJ IP26028VZW IP26028W3R IP26028WCV IP26028WU8 IP26028WXD IP26028X1Q
IP26028X1S IP26028X8C IP26028YC6 IP26028Z72 IP26028Z83 IP26028ZEY IP26028ZGB IP26028ZHS IP26028ZQW IP26028ZYM IP2602912F IP260291QU IP260291T1 IP260291VC IP260291WQ IP260291XU IP260291ZA IP260292FA IP260292MQ IP260293AT
IP260293DV IP260293JH IP260293PZ IP260293SQ IP260293UC IP260293VR IP2602946U IP260295PN IP260296CR IP260296QM IP2602977E IP260297NV IP260297S9 IP260298B2 IP260299CU IP260299MU IP260299VN IP26029AMQ IP26029ARE IP26029AWB
IP26029AZM IP26029B2D IP26029BE5 IP26029BMX IP26029BVQ IP26029DUQ IP26029EVS IP26029EYT IP26029F2R IP26029F4T IP26029FNJ IP26029FWQ IP26029FZJ IP26029GVT IP26029H5H IP26029H8V IP26029HGW IP26029HNV IP26029HW7 IP26029J1G
IP26029J83 IP26029JBJ IP26029JDF IP26029JG5 IP26029JPD IP26029M5M IP26029N3S IP26029N8F IP26029ND7 IP26029NJP IP26029NQT IP26029NU9 IP26029NZN IP26029P7J IP26029PC9 IP26029PEX IP26029PTG IP26029PVT IP26029PZR IP26029Q1W
IP26029QHG IP26029QHW IP26029S2N IP26029S6W IP26029SRF IP26029SV9 IP26029SXU IP26029T2D IP26029T5Z IP26029TSX IP26029U4F IP26029U5H IP26029U6Z IP26029UEJ IP26029V4B IP26029VE9 IP26029VMJ IP26029VN8 IP26029VPW IP26029VQ2
IP26029VRQ IP26029W6T IP26029WQ9 IP26029WSP IP26029WUM IP26029WX7 IP26029WXX IP26029X3J IP26029X64 IP26029XDP IP26029XHF IP26029XZP IP26029Y6F IP26029Y8U IP26029Z71 IP26029Z73 IP26029ZAC IP26029ZPA IP26029ZR9 IP2602A12T
IP2602A138 IP2602A13B IP2602A1BZ IP2602A1RS IP2602A1SW IP2602A1Y7 IP2602A1YT IP2602A27S IP2602A2BG IP2602A2FR IP2602A2PF IP2602A2S7 IP2602A2XW IP2602A2Y1 IP2602A446 IP2602A4AF IP2602A53B IP2602A5B1 IP2602A5XS IP2602A635
IP2602A65X IP2602A6A6 IP2602A6BM IP2602A6BV IP2602A7A8 IP2602A7B8 IP2602A7CA IP2602A7UM IP2602A87Y IP2602A89S IP2602A8C2 IP2602A8EP IP2602A8S9 IP2602A91E IP2602A997 IP2602A9C1 IP2602AAF8 IP2602AC3Z IP2602AD9S IP2602AEM7
IP2602AFM9 IP2602AFR3 IP2602AFS4 IP2602AH3T IP2602AH55 IP2602AH95 IP2602AM45 IP2602AN5W IP2602AP18 IP2602APH6 IP2602AQ6F IP2602AQ7V IP2602AR8A IP2602AT92 IP2602AU3T IP2602AU81 IP2602AWT5 IP2602AWX8 IP2602AY7Q IP2602AZ3G
IP2602B13Q IP2602B1AQ IP2602B1FR IP2602B2FG IP2602B32M IP2602B32Z IP2602B3BU IP2602B3N8 IP2602B3XX IP2602B4BA IP2602B4W6 IP2602B5CF IP2602B7B7 IP2602B7DU IP2602B7FB IP2602B7G7 IP2602B7PN IP2602B7R2 IP2602B7SX IP2602B86Q
IP2602B8F1 IP2602B8JH IP2602B8QP IP2602B8Y2 IP2602B94B IP2602B9PF IP2602B9TR IP2602BB1H IP2602BC55 IP2602BCU3 IP2602BD4F IP2602BE6S IP2602BEB4 IP2602BER1 IP2602BG7Q IP2602BHN7 IP2602BJ4G IP2602BJH5 IP2602BM5M IP2602BPQ3
IP2602BQ6F IP2602BQ7U IP2602BQ8G IP2602BR4A IP2602BR5U IP2602BRB1 IP2602BS12 IP2602BS6H IP2602BT1U IP2602BU9S IP2602BZ2V IP2602BZ5V IP2602C1E3 IP2602C1E6 IP2602C1RH IP2602C1UQ IP2602C2ND IP2602C2SP IP2602C3C7 IP2602C3EW
IP2602C42A IP2602C42C IP2602C42E IP2602C434 IP2602C44M IP2602C4MV IP2602C595 IP2602C5GC IP2602C5GJ IP2602C5M9 IP2602C63C IP2602C6BP IP2602C74X IP2602C7X3 IP2602C86J IP2602C8CY IP2602C8UH IP2602C9TN IP2602CA5C IP2602CB2M
IP2602CBN2 IP2602CBT1 IP2602CD2V IP2602CDA6 IP2602CH1B IP2602CH57 IP2602CHN1 IP2602CHX4 IP2602CMH4 IP2602CN2Z IP2602CND2 IP2602CR5Z IP2602CRW9 IP2602CST4 IP2602CT84 IP2602CW8E IP2602CX1M IP2602CXP5 IP2602CZ1U IP2602CZ39
IP2602D11T IP2602D14G IP2602D2EH IP2602D2XM IP2602D2XX IP2602D31Z IP2602D35R IP2602D3MN IP2602D4U1 IP2602D577 IP2602D589 IP2602D5P1 IP2602D5P8 IP2602D5Q3 IP2602D6A2 IP2602D6J9 IP2602D83B IP2602D8UQ IP2602D92Y IP2602D97D
IP2602D9F4 IP2602D9QE IP2602D9U3 IP2602D9YF IP2602DDV2 IP2602DE2G IP2602DE7R IP2602DFA7 IP2602DG57 IP2602DH8D IP2602DJP3 IP2602DM48 IP2602DN43 IP2602DNX5 IP2602DQ7R IP2602DT72 IP2602DT8P IP2602DTQ9 IP2602DU7W IP2602DUM3
IP2602DV49 IP2602DV9J IP2602DW7C IP2602DWD7 IP2602DX76 IP2602DY3G IP2602DYJ5 IP2602DZ56 IP2602E173 IP2602E1SM IP2602E2AV IP2602E2D3 IP2602E32C IP2602E3UT IP2602E3WX IP2602E4PF IP2602E4VT IP2602E5DA IP2602E5UW IP2602E5VD
IP2602E63F IP2602E656 IP2602E68C IP2602E6Y2 IP2602E732 IP2602E74R IP2602E778 IP2602E7QD IP2602E7QV IP2602E873 IP2602E887 IP2602ECN1 IP2602EE9C IP2602EEH5 IP2602EF12 IP2602EF21 IP2602EF37 IP2602EFP5 IP2602EG1J IP2602EH19
IP2602EHZ2 IP2602EJ8D IP2602EM7R IP2602EN36 IP2602EN8J IP2602EP84 IP2602EP93 IP2602EQ5H IP2602EQ7P IP2602ER5Y IP2602ER91 IP2602ER9X IP2602EV6Q IP2602EV9X IP2602EVC7 IP2602EW1P IP2602EW9R IP2602EX9S IP2602EXC8 IP2602EZ25
IP2602EZ3J IP2602F11Q IP2602F138 IP2602F1AB IP2602F1EA IP2602F3DM IP2602F3NB IP2602F4DT IP2602F4E7 IP2602F4RC IP2602F4TX IP2602F4ZW IP2602F541 IP2602F5T7 IP2602F64S IP2602F7XZ IP2602F899 IP2602F8GM IP2602F8RZ IP2602F98F
IP2602F9A6 IP2602F9BE IP2602F9HX IP2602F9NA IP2602F9RW IP2602F9TC IP2602F9W9 IP2602FA3E IP2602FAU6 IP2602FC6N IP2602FCR6 IP2602FF1X IP2602FG2G IP2602FH45 IP2602FJ27 IP2602FJ51 IP2602FJP2 IP2602FJY9 IP2602FM43 IP2602FMG7
IP2602FN16 IP2602FN4Q IP2602FNP8 IP2602FRT2 IP2602FS48 IP2602FUC5 IP2602FV8M IP2602FWS2 IP2602FZ1C IP2602FZX4 IP2602G149 IP2602G17X IP2602G1HY IP2602G1NB IP2602G28P IP2602G2T7 IP2602G36P IP2602G3DF IP2602G4H3 IP2602G4R4
IP2602G4XX IP2602G52S IP2602G55H IP2602G55P IP2602G5S6 IP2602G67J IP2602G69D IP2602G6SM IP2602G6VT IP2602G6Y8 IP2602G6Z1 IP2602G7DE IP2602G7W7 IP2602G895 IP2602G8BQ IP2602G91J IP2602G976 IP2602G99M IP2602G9F4 IP2602GA7Q
IP2602GB5Z IP2602GD66 IP2602GDG9 IP2602GDJ1 IP2602GG78 IP2602GGH7 IP2602GJ78 IP2602GJB9 IP2602GJU8 IP2602GMF6 IP2602GP5P IP2602GS5P IP2602GS5Q IP2602GTS2 IP2602GUH5 IP2602GW9M IP2602GY9E IP2602GYS2 IP2602GZ81 IP2602GZB4
IP2602GZN6 IP2602H1EY IP2602H2BQ IP2602H2TN IP2602H2W8 IP2602H38T IP2602H3CS IP2602H3MH IP2602H3S7 IP2602H3TG IP2602H411 IP2602H42S IP2602H4U6 IP2602H4ZG IP2602H5T9 IP2602H5VG IP2602H67E IP2602H69P IP2602H6XJ IP2602H756
IP2602H7EY IP2602H7S3 IP2602H7U1 IP2602H89G IP2602H8FM IP2602H948 IP2602H9R5 IP2602H9T3 IP2602HAN6 IP2602HC3P IP2602HD45 IP2602HE4S IP2602HE6T IP2602HEA1 IP2602HER7 IP2602HFW7 IP2602HFY2 IP2602HGF2 IP2602HH1M IP2602HHP4
IP2602HJ71 IP2602HM5U IP2602HM9H IP2602HP6E IP2602HS67 IP2602HSH8 IP2602HT2N IP2602HT8H IP2602HU9D IP2602HUB6 IP2602HUC1 IP2602HW3E IP2602HWV1 IP2602HXR6 IP2602HY8W IP2602HYS5 IP2602HZ4B IP2602HZ4R IP2602J1NB IP2602J1P1
IP2602J27N IP2602J29F IP2602J2S5 IP2602J2W3 IP2602J4CD IP2602J4GQ IP2602J524 IP2602J5GX IP2602J5U2 IP2602J5ZJ IP2602J6G4 IP2602J6ZZ IP2602J73C IP2602J7J3 IP2602J7P6 IP2602J82C IP2602J85W IP2602JC42 IP2602JCH5 IP2602JG96
IP2602JGX2 IP2602JGY3 IP2602JH3X IP2602JH9Y IP2602JHE6 IP2602JHR2 IP2602JJ65 IP2602JM98 IP2602JN6X IP2602JNT6 IP2602JNV9 IP2602JP61 IP2602JP92 IP2602JPG4 IP2602JQ7Y IP2602JSU2 IP2602JT9M IP2602JX7J IP2602JXP4 IP2602JXQ6
IP2602JXV4 IP2602JYX5 IP2602JZA8 IP2602JZN6 IP2602M11A IP2602M11B IP2602M183 IP2602M24R IP2602M2PH IP2602M2SF IP2602M33W IP2602M3HQ IP2602M45N IP2602M4A1 IP2602M4BV IP2602M4RP IP2602M4YY IP2602M56Y IP2602M59D IP2602M61A
IP2602M6BU IP2602M76E IP2602M849 IP2602M8SE IP2602M8U7 IP2602M8VA IP2602M93P IP2602M9V4 IP2602M9YS IP2602MA5R IP2602MAD2 IP2602MC57 IP2602ME72 IP2602MJ89 IP2602MJA8 IP2602MJM2 IP2602MN9Y IP2602MP5Q IP2602MQC3 IP2602MR8P
IP2602MRY6 IP2602MT47 IP2602MUY8 IP2602MWD5 IP2602MX1F IP2602MXT3 IP2602MZ12 IP2602N16W IP2602N18Y IP2602N1YG IP2602N2E2 IP2602N2FA IP2602N2TV IP2602N31J IP2602N3WT IP2602N46Z IP2602N48S IP2602N4JR IP2602N4Z1 IP2602N55W
IP2602N56S IP2602N67A IP2602N6XT IP2602N7D5 IP2602N7EC IP2602N7P2 IP2602N82D IP2602N861 IP2602N8E7 IP2602N9BW IP2602N9MQ IP2602N9T6 IP2602N9T7 IP2602N9TM IP2602N9WA IP2602N9YV IP2602NBS8 IP2602NC9D IP2602NCH1 IP2602NDT7
IP2602NF2H IP2602NGY7 IP2602NH4G IP2602NM63 IP2602NMX8 IP2602NN8M IP2602NNG5 IP2602NP16 IP2602NQW5 IP2602NR84 IP2602NRD4 IP2602NS8Y IP2602NTU6 IP2602NU13 IP2602NUT5 IP2602NY3D IP2602NYS3 IP2602NZ6M IP2602P12J IP2602P12Q
IP2602P12Y IP2602P1R3 IP2602P2PH IP2602P35V IP2602P38T IP2602P399 IP2602P3YW IP2602P446 IP2602P49F IP2602P4A8 IP2602P4TM IP2602P4X7 IP2602P5AF IP2602P5DX IP2602P5NB IP2602P6MG IP2602P6QV IP2602P6WD IP2602P736 IP2602P7E8
IP2602P7RB IP2602P89H IP2602P8GR IP2602P8H6 IP2602P8RA IP2602P98N IP2602P9A6 IP2602P9Y3 IP2602P9YN IP2602PAA6 IP2602PAW3 IP2602PDE3 IP2602PE81 IP2602PEB8 IP2602PGQ5 IP2602PGY1 IP2602PH3B IP2602PHX6 IP2602PJV1 IP2602PM1T

IP2602PMZ6 IP2602PS38 IP2602PS49 IP2602PTE6 IP2602PU3W IP2602PU76 IP2602PV64 IP2602PW8G IP2602PW9R IP2602PWW6 IP2602PXX7 IP2602PYE8 IP2602PZ4G IP2602PZP2 IP2602Q15Y IP2602Q18S IP2602Q1AY IP2602Q1J4 IP2602Q1UN IP2602Q2VA
IP2602Q32J IP2602Q349 IP2602Q3HX IP2602Q3PU IP2602Q3Y4 IP2602Q53C IP2602Q55G IP2602Q5D8 IP2602Q5E8 IP2602Q5EC IP2602Q5FH IP2602Q5QD IP2602Q5T5 IP2602Q64R IP2602Q697 IP2602Q6CQ IP2602Q72G IP2602Q7DX IP2602Q7Q3 IP2602Q7ZX
IP2602Q839 IP2602Q87B IP2602Q88E IP2602Q8A6 IP2602Q8DR IP2602Q95C IP2602Q97A IP2602Q9P9 IP2602QA9N IP2602QD4D IP2602QES6 IP2602QF91 IP2602QGE2 IP2602QJ7T IP2602QM34 IP2602QMV3 IP2602QNV1 IP2602QRW4 IP2602QSB8 IP2602QUX3
IP2602QUY3 IP2602QWE8 IP2602QY2F IP2602R11B IP2602R15N IP2602R18B IP2602R1J1 IP2602R1QX IP2602R1WT IP2602R22M IP2602R2HA IP2602R2SP IP2602R2UD IP2602R3XW IP2602R477 IP2602R4M8 IP2602R4SQ IP2602R5FX IP2602R5GR IP2602R5T1
IP2602R5VY IP2602R5YR IP2602R681 IP2602R6D5 IP2602R6TH IP2602R7HT IP2602R7V8 IP2602R7X7 IP2602R82W IP2602R8AM IP2602R8WP IP2602R9XV IP2602RA39 IP2602RA4D IP2602RA9B IP2602RAR7 IP2602RG46 IP2602RG7N IP2602RHR5 IP2602RJ42
IP2602RM3W IP2602RN33 IP2602RPA5 IP2602RQC3 IP2602RQC5 IP2602RRH3 IP2602RS86 IP2602RS9T IP2602RSF4 IP2602RU11 IP2602RUC1 IP2602RW46 IP2602RXB7 IP2602S11T IP2602S14S IP2602S2E8 IP2602S2F5 IP2602S2JE IP2602S2X6 IP2602S3PW
IP2602S3SM IP2602S48J IP2602S4PZ IP2602S4U8 IP2602S4UA IP2602S5HR IP2602S5UV IP2602S6DT IP2602S6RJ IP2602S6SG IP2602S6V3 IP2602S765 IP2602S7CE IP2602S7GX IP2602S7XC IP2602S866 IP2602S8HS IP2602S8YD IP2602S9CH IP2602SB1U
IP2602SB3Y IP2602SBT1 IP2602SDV4 IP2602SG13 IP2602SG1Z IP2602SG82 IP2602SGR1 IP2602SGX4 IP2602SHX4 IP2602SM3J IP2602SN95 IP2602SPY9 IP2602SR4A IP2602SRA1 IP2602SRV6 IP2602ST6P IP2602SUB8 IP2602SVT4 IP2602SW9T IP2602SX2A
IP2602SX8S IP2602SXH2 IP2602SY7D IP2602T11X IP2602T1CR IP2602T1D3 IP2602T1RZ IP2602T1XM IP2602T1YN IP2602T2QS IP2602T2VB IP2602T39F IP2602T3MC IP2602T3NM IP2602T3ZD IP2602T4BB IP2602T5DR IP2602T5FF IP2602T5JJ IP2602T5RX
IP2602T662 IP2602T67D IP2602T6P4 IP2602T6RU IP2602T79D IP2602T7B8 IP2602T7EY IP2602T7G2 IP2602T8VA IP2602T94R IP2602TC4X IP2602TD9P IP2602TDM7 IP2602TDT9 IP2602THM4 IP2602TJB4 IP2602TM3M IP2602TMF2 IP2602TMJ7 IP2602TNR8
IP2602TP8A IP2602TQ4R IP2602TR91 IP2602TRB5 IP2602TRC3 IP2602TS63 IP2602TV79 IP2602TZD8 IP2602U18Q IP2602U1GE IP2602U1RN IP2602U2BY IP2602U2JG IP2602U33Y IP2602U3BG IP2602U3RV IP2602U44U IP2602U477 IP2602U4FU IP2602U5QW
IP2602U5U2 IP2602U6J2 IP2602U7E1 IP2602U7FS IP2602U84A IP2602U88Z IP2602U89A IP2602U9V4 IP2602UA21 IP2602UBA4 IP2602UBR5 IP2602UC6N IP2602UFH4 IP2602UGZ7 IP2602UJ4S IP2602UJ7Y IP2602UM99 IP2602UP68 IP2602UPA5 IP2602UQ8N
IP2602UQU2 IP2602UR7J IP2602USY7 IP2602UT7V IP2602UV4J IP2602UV6Y IP2602UW1N IP2602UW4C IP2602UW9F IP2602UWP6 IP2602UY79 IP2602UYZ6 IP2602UZA3 IP2602UZJ1 IP2602UZS7 IP2602V129 IP2602V192 IP2602V1H7 IP2602V1YC IP2602V1ZS
IP2602V2SF IP2602V2Y1 IP2602V36X IP2602V4DP IP2602V4PN IP2602V6C8 IP2602V6CV IP2602V6EH IP2602V758 IP2602V7AG IP2602V7HB IP2602V7QN IP2602V7UT IP2602V8B7 IP2602V8QU IP2602V8V6 IP2602V8Y4 IP2602V9H3 IP2602V9R8 IP2602V9Z5
IP2602VC4X IP2602VEJ5 IP2602VG4G IP2602VMU2 IP2602VN3Z IP2602VN9R IP2602VP85 IP2602VS91 IP2602VSJ9 IP2602VSM8 IP2602VU7E IP2602VY38 IP2602VY4W IP2602VY6C IP2602VY7G IP2602W11U IP2602W1H2 IP2602W1QF IP2602W21J IP2602W2XW
IP2602W31M IP2602W3CP IP2602W3PG IP2602W3S9 IP2602W3VQ IP2602W46W IP2602W4AE IP2602W57E IP2602W5XR IP2602W681 IP2602W796 IP2602W7S4 IP2602W7WE IP2602W7XJ IP2602W81E IP2602W8HQ IP2602W8HX IP2602W9NR IP2602WAC5 IP2602WD4C
IP2602WES4 IP2602WF5F IP2602WF65 IP2602WG9U IP2602WH4Y IP2602WH9R IP2602WJ2T IP2602WJE6 IP2602WJJ6 IP2602WJN2 IP2602WM3A IP2602WMW6 IP2602WPN8 IP2602WQ14 IP2602WQ1U IP2602WR9W IP2602WV6Y IP2602WV7D IP2602WXX6 IP2602WY3M
IP2602WYB8 IP2602WYU3 IP2602WZF4 IP2602X13Z IP2602X1FQ IP2602X1QT IP2602X2BV IP2602X2FT IP2602X392 IP2602X398 IP2602X46A IP2602X47B IP2602X591 IP2602X5B5 IP2602X5PC IP2602X62R IP2602X6MV IP2602X6UU IP2602X73E IP2602X7SE
IP2602X8VR IP2602X8W4 IP2602X98A IP2602XD21 IP2602XD4Y IP2602XD99 IP2602XF38 IP2602XG2R IP2602XG8Y IP2602XHJ7 IP2602XPE6 IP2602XPU4 IP2602XQ4B IP2602XQ6S IP2602XRH2 IP2602XS2P IP2602XS5Q IP2602XTN6 IP2602XU8U IP2602XUQ9
IP2602XV5U IP2602XVY9 IP2602XXD6 IP2602XXF1 IP2602XY4P IP2602XY8W IP2602XYA6 IP2602XZ6D IP2602Y18U IP2602Y1H8 IP2602Y1S3 IP2602Y1X1 IP2602Y1Z9 IP2602Y25J IP2602Y2G9 IP2602Y2YW IP2602Y36W IP2602Y38Y IP2602Y3AY IP2602Y3CX
IP2602Y3EX IP2602Y3HY IP2602Y3XH IP2602Y4HT IP2602Y5H2 IP2602Y5HF IP2602Y5P7 IP2602Y5TA IP2602Y65M IP2602Y6DJ IP2602Y6HE IP2602Y6QF IP2602Y6QG IP2602Y6U3 IP2602Y75V IP2602Y78J IP2602Y79J IP2602Y7BT IP2602Y7NE IP2602Y7NP
IP2602Y7WF IP2602Y7WG IP2602Y7ZP IP2602Y82R IP2602Y9D7 IP2602Y9E8 IP2602Y9S1 IP2602YA4F IP2602YA7E IP2602YD4N IP2602YE9J IP2602YET7 IP2602YF69 IP2602YF6T IP2602YHP4 IP2602YHQ6 IP2602YHW7 IP2602YHZ9 IP2602YJG6 IP2602YJU3
IP2602YP7X IP2602YQ5S IP2602YQC1 IP2602YS25 IP2602YT74 IP2602YUQ4 IP2602YVR9 IP2602YX7J IP2602YYQ1 IP2602YZ2J IP2602Z16W IP2602Z1F3 IP2602Z1NC IP2602Z24G IP2602Z2VY IP2602Z458 IP2602Z48Z IP2602Z4AQ IP2602Z4C3 IP2602Z52J
IP2602Z6P5 IP2602Z72W IP2602Z7SS IP2602Z87W IP2602Z8QW IP2602Z8ZC IP2602Z93H IP2602Z945 IP2602Z9BS IP2602Z9S2 IP2602Z9VM IP2602ZA43 IP2602ZAR7 IP2602ZB2W IP2602ZE27 IP2602ZF1W IP2602ZF5W IP2602ZF8D IP2602ZFN3 IP2602ZH2M
IP2602ZJA8 IP2602ZM72 IP2602ZNN4 IP2602ZT65 IP2602ZT7J IP2602ZV4S IP2602ZW2V IP2602ZW63 IP2602ZW8B IP2602ZX4Q IP2602ZY44 IP2602ZZ3S IP260311AT IP260311TM IP2603121J IP260312N1 IP260312UF IP260312VP IP2603134D IP260313BF
IP260313EH IP260313HM IP260313TM IP260313V6 IP260313W5 IP260314B4 IP260314MT IP260314UW IP2603152T IP2603158U IP260315A2 IP260315JW IP260315SD IP260315XU IP260316CC IP260316CF IP260316D3 IP260316DP IP260316FU IP260316R3
IP260316V4 IP260316VD IP2603178U IP260317EW IP260317FG IP260317FP IP260317GQ IP260317NP IP260317PR IP260317YC IP2603184G IP260318C7 IP260318DD IP260318FR IP260318ZS IP260319BN IP260319DY IP260319EU IP260319PC IP260319RB
IP26031A3M IP26031ADJ IP26031AGU IP26031AJY IP26031AQW IP26031AWR IP26031AXZ IP26031AZ1 IP26031B2E IP26031B41 IP26031BBQ IP26031BBV IP26031BMU IP26031BP2 IP26031BS7 IP26031C2S IP26031C2U IP26031C3J IP26031C4V IP26031C7S
IP26031CFU IP26031CVG IP26031D3P IP26031DAY IP26031DFW IP26031DPQ IP26031DQ7 IP26031DQR IP26031DSY IP26031E1R IP26031E6Z IP26031E9J IP26031EC1 IP26031EDS IP26031ESU IP26031EV5 IP26031EWR IP26031EXX IP26031EYP IP26031FCP
IP26031FQ5 IP26031FQA IP26031FQM IP26031G7P IP26031G8M IP26031G8N IP26031GTS IP26031H3Q IP26031H3Y IP26031HAH IP26031HDF IP26031HE9 IP26031HFD IP26031HFF IP26031HRQ IP26031HWX IP26031HYZ IP26031J3Y IP26031J7Y IP26031JH7
IP26031JP8 IP26031JYD IP26031M5V IP26031MAT IP26031MG8 IP26031MHF IP26031MN8 IP26031MSC IP26031MX9 IP26031N2Y IP26031N6C IP26031N81 IP26031NET IP26031NEX IP26031NM9 IP26031NX3 IP26031NYN IP26031P7A IP26031P97 IP26031PB9
IP26031PEH IP26031PFC IP26031PVZ IP26031PWW IP26031PXZ IP26031Q2M IP26031QB7 IP26031QDF IP26031QDW IP26031QGV IP26031QJB IP26031QSE IP26031QSM IP26031R1H IP26031R2C IP26031R9A IP26031RGR IP26031RN8 IP26031RSP IP26031RVU
IP26031S4E IP26031S4V IP26031SE8 IP26031SMZ IP26031SQQ IP26031SS4 IP26031STJ IP26031T34 IP26031T7A IP26031T8Q IP26031THQ IP26031TNA IP26031TP7 IP26031TQU IP26031TSM IP26031TST IP26031TWR IP26031U5C IP26031UEF IP26031UJD
IP26031UM1 IP26031UR1 IP26031UU9 IP26031UX8 IP26031V6V IP26031V89 IP26031VC7 IP26031VCM IP26031VN3 IP26031VWB IP26031VYN IP26031W1Q IP26031W94 IP26031WAA IP26031WEU IP26031WM6 IP26031WTJ IP26031WXD IP26031WZ5 IP26031XAJ
IP26031XJ1 IP26031XND IP26031XQ6 IP26031XXE IP26031Y8D IP26031Y8F IP26031Y8T IP26031Y8X IP26031YGA IP26031YJE IP26031YJS IP26031YMG IP26031YMV IP26031YVF IP26031YY5 IP26031Z1E IP26031Z5W IP26031ZDX IP26031ZFN IP26031ZNB
IP26031ZNP IP26031ZWZ IP26031ZYY IP2603217G IP260321HE IP260321UP IP260321X3 IP260321YD IP2603227N IP260322GV IP260322QP IP260322UF IP260322Z1 IP260322ZE IP2603233W IP260323CZ IP260323DV IP2603245X IP260324BF IP260324S1
IP260324VN IP260324YU IP2603256R IP2603257D IP260325RJ IP260325WC IP260326CV IP260326DQ IP260326ED IP260326PM IP260326QX IP260326VM IP2603279U IP260327AE IP260328FX IP260328MD IP260328P6 IP260328TU IP260328V1 IP260329GT
IP260329JG IP260329MV IP260329QB IP26032A1F IP26032A7G IP26032A9M IP26032ADE IP26032AR1 IP26032ARZ IP26032AVF IP26032AX1 IP26032B65 IP26032BBR IP26032BDW IP26032CBW IP26032CDW IP26032CTT IP26032CUQ IP26032CXT IP26032CYN
IP26032D2R IP26032D7X IP26032D84 IP26032DCU IP26032DJH IP26032DS4 IP26032DUC IP26032DVQ IP26032DZQ IP26032E54 IP26032EAG IP26032ECW IP26032EF9 IP26032EHB IP26032EP9 IP26032EU6 IP26032FG6 IP26032FGB IP26032FPR IP26032GHH
IP26032GJS IP26032GMP IP26032GRE IP26032GS9 IP26032GV9 IP26032H6H IP26032H8N IP26032HH7 IP26032HX8 IP26032HXA IP26032HXD IP26032J8B IP26032JC7 IP26032JTQ IP26032JU4 IP26032JYX IP26032M5N IP26032M83 IP26032M9N IP26032MH3
IP26032MV6 IP26032MWU IP26032MZB IP26032MZU IP26032NA4 IP26032NEF IP26032NF6 IP26032NN7 IP26032NPH IP26032NWD IP26032NWQ IP26032NXY IP26032NYD IP26032P64 IP26032PC1 IP26032PC9 IP26032PG5 IP26032PGG IP26032PH6 IP26032PPT
IP26032Q4H IP26032Q5J IP26032QAB IP26032QAM IP26032QAZ IP26032QCF IP26032QFS IP26032QJJ IP26032QN2 IP26032QX3 IP26032R4A IP26032R73 IP26032R8F IP26032REN IP26032RPH IP26032RQ3 IP26032RT5 IP26032RUN IP26032RVZ IP26032RXR
IP26032RYX IP26032S33 IP26032S9T IP26032SCU IP26032SDF IP26032SQZ IP26032T4T IP26032T8J IP26032TC1 IP26032TFP IP26032TUD IP26032TUU IP26032TX9 IP26032TYX IP26032TZP IP26032U8V IP26032UCG IP26032UEB IP26032UEQ IP26032UN2
IP26032UT2 IP26032UUN IP26032V12 IP26032V7F IP26032VQU IP26032VR3 IP26032VT4 IP26032VUS IP26032VVC IP26032VZZ IP26032W4X IP26032W9N IP26032WA7 IP26032WAQ IP26032WD7 IP26032WDH IP26032WH2 IP26032WQN IP26032WTE IP26032X2J
IP26032XE6 IP26032XPM IP26032XTT IP26032XUH IP26032XXC IP26032Y3J IP26032Y4G IP26032Y5S IP26032Y6P IP26032Y8Q IP26032YBV IP26032YCD IP26032YM6 IP26032YVQ IP26032Z1U IP26032Z5X IP26032ZFX IP26032ZGT IP26032ZQM IP26032ZSJ

IP26032ZW6 IP26032ZY6 IP26032ZZW IP2603313A IP2603313R IP2603316M IP260331HJ IP260331JB IP260332CE IP260332G3 IP260332HQ IP260332RR IP260332RW IP260332UA IP260332UB IP260333NG IP260333PJ IP260333U3 IP260333VE IP2603344V
IP260334NS IP260334TG IP260335SJ IP260335VW IP260335ZF IP260336MU IP2603372G IP2603379A IP260337AJ IP260337C7 IP260337EV IP260337ZZ IP2603384R IP260338MQ IP260338NQ IP260338PC IP260338YJ IP2603392V IP260339GU IP260339HV
IP260339N8 IP260339NF IP260339PV IP260339SJ IP260339WP IP26033A16 IP26033A1U IP26033AE5 IP26033AF9 IP26033AXF IP26033B9E IP26033BC8 IP26033BE8 IP26033BWF IP26033BWW IP26033CCY IP26033CDF IP26033CM4 IP26033D1F IP26033D2B
IP26033D9E IP26033DDE IP26033DFF IP26033DG6 IP26033DHZ IP26033DM8 IP26033DMJ IP26033DN1 IP26033DRQ IP26033DRW IP26033DWD IP26033EG5 IP26033EPW IP26033ERQ IP26033ESP IP26033F1D IP26033FCM IP26033FMQ IP26033FNU IP26033FVP
IP26033FW3 IP26033FWA IP26033FXB IP26033G37 IP26033G5E IP26033G7E IP26033GAT IP26033GEU IP26033GF1 IP26033GGM IP26033GGP IP26033GTV IP26033GVF IP26033HE7 IP26033HFQ IP26033HJ1 IP26033HX2 IP26033HZP IP26033J4G IP26033J9G
IP26033JCM IP26033JJV IP26033M3G IP26033MA9 IP26033MAA IP26033MFA IP26033MHP IP26033MJC IP26033MR6 IP26033MU7 IP26033MYH IP26033N2J IP26033N5M IP26033N6N IP26033N8V IP26033NDV IP26033NNP IP26033NRQ IP26033NTN IP26033NVV
IP26033PAS IP26033PB2 IP26033PQP IP26033PZF IP26033Q3H IP26033Q9F IP26033QJ6 IP26033QU1 IP26033QUY IP26033QXH IP26033R2V IP26033R3T IP26033RCZ IP26033RF3 IP26033RJ4 IP26033RPG IP26033RR5 IP26033RRT IP26033RVB IP26033S3Q
IP26033S9Y IP26033SDM IP26033SF7 IP26033SG5 IP26033SPQ IP26033SQ2 IP26033SWB IP26033SY1 IP26033T1P IP26033T4S IP26033T7C IP26033T88 IP26033T8P IP26033TB6 IP26033TCT IP26033TDQ IP26033TGM IP26033TGS IP26033TQ4 IP26033TS9
IP26033TSU IP26033TUM IP26033TYV IP26033U2Y IP26033U9X IP26033UEE IP26033UM6 IP26033UT5 IP26033V1C IP26033VE2 IP26033VWA IP26033W5Q IP26033W5R IP26033W69 IP26033WCQ IP26033WD1 IP26033WWV IP26033WYR IP26033X34 IP26033XN9
IP26033XRN IP26033XS6 IP26033XS7 IP26033XWW IP26033XYB IP26033Y3U IP26033Y8M IP26033YN5 IP26033YW7 IP26033Z1R IP26033Z7U IP26033ZFC IP26033ZRC IP26033ZW4 IP26033ZYG IP26033ZZQ IP2603419D IP260341J2 IP260341NU IP260341PX
IP260341WP IP260342Q7 IP2603433X IP2603438R IP260343AX IP260343FZ IP260343MR IP260343N5 IP260343NN IP260343PN IP260343VJ IP2603442N IP2603443J IP260344XQ IP2603454Q IP2603455S IP260345DW IP260345GN IP260345QE IP260345ZG
IP260345ZW IP2603462Y IP2603465C IP2603466D IP260346E4 IP260346FM IP260346GU IP260346XZ IP260347CF IP260347DD IP260347E7 IP260347GW IP260347RG IP260347V7 IP260347X3 IP2603485B IP260348BH IP260348C1 IP260348GV IP260349BP
IP260349CT IP260349DJ IP260349FR IP260349NV IP260349WH IP26034A13 IP26034A75 IP26034A95 IP26034AA5 IP26034AAH IP26034AFB IP26034AN8 IP26034AP7 IP26034AYU IP26034AZE IP26034B1M IP26034B32 IP26034BA1 IP26034BFD IP26034BG9
IP26034BN5 IP26034BRX IP26034BX1 IP26034BY2 IP26034C6U IP26034CJ1 IP26034CMJ IP26034CT5 IP26034CVP IP26034CWB IP26034CXH IP26034D4Y IP26034DQ2 IP26034DTA IP26034EGV IP26034EHZ IP26034ET5 IP26034ETM IP26034EXE IP26034F8Z
IP26034FAT IP26034FSU IP26034G9C IP26034GER IP26034GHA IP26034GMF IP26034GXD IP26034GXU IP26034HCJ IP26034HFF IP26034HWP IP26034J37 IP26034J47 IP26034J8C IP26034JCN IP26034JSE IP26034JUZ IP26034JX5 IP26034JX6 IP26034JXA
IP26034MA6 IP26034MAB IP26034MY8 IP26034N5G IP26034NMU IP26034NXP IP26034PD3 IP26034PN6 IP26034QJ3 IP26034QYC IP26034QYZ IP26034R1M IP26034R9U IP26034RBV IP26034RMV IP26034RQM IP26034RQX IP26034RQY IP26034RWB IP26034RYR
IP26034RYV IP26034S8X IP26034SEZ IP26034SPS IP26034SRW IP26034ST8 IP26034SZ7 IP26034T1T IP26034T5C IP26034TMW IP26034TND IP26034TT4 IP26034TVV IP26034UCJ IP26034UE2 IP26034UEP IP26034UET IP26034UFJ IP26034UJ6 IP26034URV
IP26034URY IP26034V1E IP26034V68 IP26034VAR IP26034VEH IP26034VGP IP26034VMA IP26034VV8 IP26034VWW IP26034W76 IP26034W8U IP26034WA7 IP26034WB5 IP26034WBT IP26034WGF IP26034WJX IP26034WMY IP26034WTT IP26034WXN IP26034WYS
IP26034WZ1 IP26034X1N IP26034X3A IP26034X8C IP26034XWG IP26034XWM IP26034XWS IP26034XX1 IP26034XXC IP26034XYF IP26034Y2U IP26034Y34 IP26034Y61 IP26034Y7J IP26034YDY IP26034YET IP26034YNV IP26034YNW IP26034YPZ IP26034YRP
IP26034Z1F IP26034Z9P IP26034ZH3 IP26034ZRD IP26034ZUQ IP26034ZUZ IP26034ZV2 IP26034ZW8 IP2603518Z IP260351AE IP260351CE IP260351FS IP260351Q8 IP260351S3 IP260351TC IP260351ZE IP2603521S IP2603523J IP260352M5 IP260352N7
IP260352R3 IP260352WA IP260353AZ IP260353B7 IP260353HX IP260353Z2 IP2603544R IP2603547U IP260354BD IP260354MG IP260354RW IP260354S2 IP260354SP IP260354SU IP260354UJ IP2603554J IP2603556E IP260355BB IP260355BF IP260355C9
IP260355DZ IP260355FF IP260355HA IP260355PE IP260355SX IP260355UY IP260356GE IP260356JB IP260356TM IP2603572E IP2603575R IP260357FE IP260357ME IP260357PW IP2603581V IP260358BN IP260358VE IP260358W8 IP2603591Y IP2603592H
IP2603596X IP260359AW IP260359ZR IP26035A4Y IP26035AB7 IP26035AHE IP26035AU7 IP26035AWS IP26035B68 IP26035B8W IP26035BRW IP26035BTV IP26035C1F IP26035CMT IP26035CNY IP26035CPR IP26035CWJ IP26035D8G IP26035D8Q IP26035DHP
IP26035DNV IP26035DWF IP26035DZA IP26035EDR IP26035EPU IP26035EZV IP26035F7E IP26035F9D IP26035FA4 IP26035FHN IP26035FNV IP26035FQV IP26035G41 IP26035G5B IP26035G6E IP26035GB1 IP26035GCM IP26035GCU IP26035GSE IP26035GUN
IP26035H8W IP26035H9T IP26035HFV IP26035HH5 IP26035HV6 IP26035HWD IP26035JP1 IP26035JP8 IP26035JPJ IP26035JU4 IP26035JUH IP26035M3N IP26035MBQ IP26035MHE IP26035MHJ IP26035MU9 IP26035MVJ IP26035MY3 IP26035NCV IP26035NDC
IP26035NGW IP26035NN1 IP26035NTS IP26035NV6 IP26035NVD IP26035NW2 IP26035P2U IP26035PGG IP26035PSJ IP26035QCV IP26035QEX IP26035QMT IP26035QV7 IP26035RFW IP26035RJ5 IP26035RR4 IP26035RRE IP26035RY4 IP26035S3U IP26035SNA
IP26035SPQ IP26035SRD IP26035SRH IP26035SV9 IP26035T3M IP26035TPN IP26035TTW IP26035TZG IP26035U2A IP26035U7A IP26035U7B IP26035U82 IP26035UCD IP26035UD6 IP26035UJV IP26035UM4 IP26035UMR IP26035V2A IP26035V2J IP26035VPT
IP26035VRA IP26035VST IP26035VZJ IP26035W4N IP26035W8D IP26035WCN IP26035WFB IP26035WGN IP26035WM3 IP26035X1H IP26035X4Y IP26035XC1 IP26035XHP IP26035XJ5 IP26035XRA IP26035XX1 IP26035XX4 IP26035Y3B IP26035Y4W IP26035YA3
IP26035YA5 IP26035YFE IP26035YQV IP26035YRY IP26035YSN IP26035YU3 IP26035YY6 IP26035YZ9 IP26035ZDC IP26035ZEV IP26035ZGZ IP26035ZSS IP26035ZU3 IP26035ZVC IP26035ZWN IP2603611H IP2603614A IP260361DU IP260361FZ IP260361J7
IP2603624F IP260362DC IP260362MX IP260362Q5 IP260362SS IP260362V1 IP260362XB IP260362YY IP2603635Z IP2603636V IP260363A8 IP260363H6 IP260363NZ IP260363TG IP2603642G IP2603647N IP260364JF IP260364MM IP260364NP IP260364QU
IP260364UF IP260364X3 IP2603656P IP260365D3 IP2603662E IP260366BY IP260366EA IP260366T9 IP260366W8 IP260366XM IP2603674W IP2603676C IP2603677W IP260367BA IP260367CG IP2603682R IP2603688V IP260368V8 IP260369YR IP26036A5R
IP26036A6X IP26036A8W IP26036AEB IP26036AJA IP26036APE IP26036ARC IP26036AVD IP26036B6J IP26036B7G IP26036BWA IP26036CC9 IP26036CCB IP26036CUC IP26036D5W IP26036D8U IP26036DBX IP26036DBY IP26036DM8 IP26036DSV IP26036DUW
IP26036DV4 IP26036E5R IP26036EAE IP26036ECX IP26036EMG IP26036ETB IP26036ETZ IP26036EU9 IP26036EW1 IP26036EZB IP26036F2A IP26036F5U IP26036F7J IP26036FQ1 IP26036FZW IP26036GHA IP26036GJ1 IP26036GXB IP26036H4N IP26036HC5
IP26036HES IP26036HPE IP26036HVA IP26036HY1 IP26036JNZ IP26036M1S IP26036MC3 IP26036MEJ IP26036MP2 IP26036MRR IP26036MU4 IP26036MWW IP26036MY7 IP26036MZV IP26036N2G IP26036N3R IP26036N4U IP26036NG9 IP26036NHS IP26036NTU
IP26036P52 IP26036PEV IP26036PX1 IP26036PXE IP26036Q1G IP26036Q1R IP26036Q8A IP26036QBG IP26036QDA IP26036QG3 IP26036QT8 IP26036R5E IP26036R5M IP26036R85 IP26036R9T IP26036RB6 IP26036RC5 IP26036RCC IP26036RHF IP26036RJB
IP26036RWU IP26036RZR IP26036S3Y IP26036S4P IP26036SBV IP26036SFF IP26036SHX IP26036STA IP26036T2G IP26036TQR IP26036TT5 IP26036TYR IP26036TZ2 IP26036U5H IP26036UFC IP26036UNF IP26036UNX IP26036UP4 IP26036USQ IP26036USY
IP26036UTJ IP26036UUS IP26036V1P IP26036V4W IP26036V66 IP26036V7V IP26036WEG IP26036WEU IP26036WFN IP26036WHH IP26036WXC IP26036X2U IP26036X4Y IP26036XCV IP26036XEQ IP26036XNT IP26036XVW IP26036XWD IP26036XZC IP26036Y2Q
IP26036Y5C IP26036Y6M IP26036YAN IP26036YAP IP26036YJY IP26036YMN IP26036YQY IP26036YUT IP26036YYG IP26036YZ2 IP26036YZ3 IP26036Z5V IP26036Z73 IP26036Z75 IP26036ZAZ IP26036ZCE IP26036ZVD IP260371DG IP260371QG IP260371QT
IP260371RR IP260371Z7 IP2603729Q IP260372QU IP260372RD IP260373A8 IP260373DT IP260373NT IP260373PH IP260373T5 IP260373TG IP2603743W IP260374CB IP260374FG IP260374JV IP260374TS IP260374YX IP260374ZG IP2603751E IP260375CP
IP260375GX IP260375JM IP260376ZQ IP260377A2 IP260377EX IP260377FE IP260377GV IP260377RD IP260377UT IP260377VQ IP260377X6 IP2603785W IP2603787E IP260378FB IP260378GF IP260378JH IP260378RM IP260378XD IP260378ZA IP2603793F
IP260379BP IP260379S1 IP260379UC IP26037A1Z IP26037A4E IP26037AAG IP26037AFW IP26037AMC IP26037AP7 IP26037B7H IP26037B9Y IP26037BCW IP26037BG2 IP26037BNB IP26037BS6 IP26037BTP IP26037BTR IP26037BWN IP26037BWT IP26037C9C
IP26037CA1 IP26037CF8 IP26037CFQ IP26037CJC IP26037CPY IP26037CQG IP26037D36 IP26037D6C IP26037D6W IP26037D7J IP26037DD4 IP26037DEA IP26037DH6 IP26037DJC IP26037DS5 IP26037E67 IP26037E6Y IP26037E9J IP26037EAS IP26037EDJ
IP26037EFU IP26037EPD IP26037EW8 IP26037EXZ IP26037FB6 IP26037FE6 IP26037FET IP26037FG3 IP26037FH8 IP26037FMF IP26037FQ7 IP26037G26 IP26037G7P IP26037G9N IP26037GC4 IP26037GEZ IP26037GH2 IP26037GH6 IP26037GHH IP26037GHS
IP26037GNW IP26037GRP IP26037GS4 IP26037GSW IP26037H4M IP26037H5Q IP26037HP3 IP26037HVR IP26037J2B IP26037J5B IP26037J6W IP26037JAU IP26037JCF IP26037JDN IP26037JEH IP26037JMQ IP26037JRD IP26037JTV IP26037JYV IP26037JZB
IP26037MDA IP26037MDB IP26037MT8 IP26037MV1 IP26037NAT IP26037NT1 IP26037NU1 IP26037P2Q IP26037PH2 IP26037PN7 IP26037PQW IP26037PS6 IP26037PSA IP26037PUF IP26037PW2 IP26037PZ6 IP26037QDM IP26037QHP IP26037QSU IP26037QX8

IP26037R3B IP26037RAV IP26037RGN IP26037RH4 IP26037RM3 IP26037RMF IP26037RRN IP26037RSH IP26037RUT IP26037RVJ IP26037S75 IP26037S8X IP26037SCS IP26037SEX IP26037SJY IP26037SNU IP26037T49 IP26037TH6 IP26037TPX IP26037TS2
IP26037U1Q IP26037U4A IP26037U6E IP26037VH6 IP26037VR9 IP26037VSX IP26037W2T IP26037W52 IP26037W6P IP26037WFW IP26037WGF IP26037WH9 IP26037WHS IP26037WPM IP26037WY1 IP26037WYH IP26037X1A IP26037X27 IP26037X3V IP26037XDA
IP26037XQU IP26037YG2 IP26037YRB IP26037YV8 IP26037YXT IP26037Z7M IP26037ZA9 IP26037ZAQ IP26037ZHD IP26037ZR4 IP26037ZRJ IP26037ZRV IP26037ZYZ IP26037ZZA IP260381F4 IP260381SG IP260381V3 IP260381X7 IP260381ZT IP2603821Z
IP2603828J IP260382BU IP260382CD IP260382FY IP2603831B IP2603838P IP2603838R IP260383DD IP260383VW IP2603846C IP260384DR IP260384EY IP260384J4 IP260384JR IP260384UF IP260384ZF IP260385FN IP260385FR IP260385MX IP260385Q4
IP260385VW IP2603868S IP260386BA IP260386CB IP260386GG IP260386UY IP260386YM IP2603874C IP2603876N IP260387BT IP260387BW IP260387FH IP260387Q2 IP260387S9 IP2603881B IP260388BY IP260388TB IP260388UP IP2603898M IP260389AB
IP260389BU IP260389H1 IP260389MU IP26038A5Y IP26038A6E IP26038A6S IP26038A7J IP26038A9U IP26038AJX IP26038ARR IP26038AW8 IP26038AY2 IP26038B1Y IP26038BCM IP26038BQD IP26038BTG IP26038BW7 IP26038C35 IP26038C7J IP26038C7Q
IP26038C8E IP26038CAR IP26038CVN IP26038D2X IP26038D8T IP26038DAC IP26038DB2 IP26038DD5 IP26038DG1 IP26038DG9 IP26038DGC IP26038DGG IP26038DR4 IP26038DRS IP26038DS6 IP26038DUT IP26038DWQ IP26038E5Z IP26038E6M IP26038E8W
IP26038EA8 IP26038EAC IP26038EBD IP26038EP3 IP26038EP4 IP26038EPW IP26038EVC IP26038EXR IP26038FFS IP26038FND IP26038FUV IP26038GFX IP26038GUY IP26038GWW IP26038H2T IP26038H4G IP26038HEM IP26038HFA IP26038HJC IP26038HNE
IP26038HP6 IP26038HSY IP26038HYW IP26038HZ8 IP26038JDR IP26038JEY IP26038JGE IP26038JHW IP26038JTD IP26038JTG IP26038JWB IP26038JY9 IP26038M3G IP26038M4Y IP26038M7U IP26038MJD IP26038MNJ IP26038MSY IP26038MU7 IP26038N3Y
IP26038N52 IP26038N63 IP26038NAQ IP26038NCZ IP26038NDU IP26038NJF IP26038NME IP26038NMF IP26038PBT IP26038PH6 IP26038PJ1 IP26038PJ5 IP26038PT4 IP26038PV8 IP26038PXG IP26038Q4M IP26038QAR IP26038QPY IP26038QQA IP26038QWG
IP26038RN7 IP26038RTT IP26038S13 IP26038S24 IP26038S6E IP26038SDP IP26038SES IP26038SG4 IP26038SQV IP26038SUF IP26038SV3 IP26038SWH IP26038SX4 IP26038SZR IP26038T6F IP26038TAZ IP26038TJB IP26038TPE IP26038TPP IP26038TSW
IP26038TV4 IP26038TYC IP26038TYW IP26038U95 IP26038UBV IP26038UF4 IP26038UNZ IP26038USX IP26038UU9 IP26038UVB IP26038UXP IP26038V55 IP26038V72 IP26038V7B IP26038V83 IP26038V8F IP26038V8Y IP26038VCA IP26038VFR IP26038VHB
IP26038VUX IP26038VX5 IP26038VZC IP26038WN7 IP26038WNP IP26038WTB IP26038WTQ IP26038X5X IP26038X7M IP26038XAP IP26038XC7 IP26038XD6 IP26038XFC IP26038XPS IP26038XV2 IP26038Y15 IP26038Y4A IP26038Y4F IP26038YBV IP26038YCJ
IP26038YCV IP26038YF1 IP26038YN4 IP26038YQM IP26038YR3 IP26038YTN IP26038Z6F IP26038ZA8 IP26038ZEU IP26038ZNB IP2603913D IP260391JD IP260391JW IP260391MT IP260391QH IP260391RF IP260391UY IP2603927T IP2603929J IP260392BN
IP260392BS IP260392EW IP260392RB IP2603935P IP2603938C IP2603939D IP260393AS IP260393RG IP260393TS IP260393ZN IP2603947A IP260394BU IP260394JA IP260394QH IP2603953M IP260395QB IP260395ZT IP260396EA IP260396XP IP260397BB
IP260397EV IP260397GZ IP260397JG IP260397P6 IP260397QN IP260397TA IP2603983J IP260398N2 IP260398NQ IP260399GX IP260399NE IP260399Z4 IP26039A1Z IP26039A5Q IP26039A8G IP26039ADG IP26039AEV IP26039AHB IP26039AJH IP26039APY
IP26039AT7 IP26039ATY IP26039AU1 IP26039AVA IP26039AW4 IP26039B5Z IP26039BBD IP26039BC6 IP26039BDB IP26039BE3 IP26039BNS IP26039BYC IP26039BZH IP26039BZN IP26039C4T IP26039C64 IP26039C9Z IP26039CBA IP26039CBT IP26039CDF
IP26039CJ2 IP26039CN8 IP26039CRQ IP26039CS6 IP26039CWB IP26039CZ4 IP26039D1R IP26039D1W IP26039D4F IP26039D7X IP26039DBW IP26039DTW IP26039E17 IP26039E8G IP26039ET6 IP26039EZA IP26039F1S IP26039F2M IP26039FSD IP26039FVT
IP26039FY1 IP26039FYR IP26039G39 IP26039G5C IP26039G6V IP26039G8H IP26039GG7 IP26039GHH IP26039GM7 IP26039GSR IP26039GTC IP26039GVM IP26039HF4 IP26039HGV IP26039HSN IP26039HY6 IP26039J4A IP26039J58 IP26039J9F IP26039JCA
IP26039JDH IP26039JVZ IP26039M1P IP26039M34 IP26039M68 IP26039M6M IP26039MBS IP26039MDC IP26039MJM IP26039MQH IP26039MTE IP26039N1B IP26039N36 IP26039N77 IP26039N9S IP26039NHM IP26039NJA IP26039NPY IP26039NVM IP26039NZU
IP26039P2Q IP26039P63 IP26039PEF IP26039PEY IP26039PJU IP26039PUV IP26039Q6Y IP26039Q9V IP26039QPM IP26039QPV IP26039QQR IP26039QVS IP26039R5J IP26039RFB IP26039RJ7 IP26039RMG IP26039SCN IP26039SH3 IP26039SV5 IP26039SYE
IP26039T1P IP26039T1W IP26039T2J IP26039T4X IP26039TA1 IP26039TAX IP26039TBJ IP26039TJR IP26039TNT IP26039TV8 IP26039TYR IP26039TZ2 IP26039U4Q IP26039U7F IP26039U82 IP26039U98 IP26039UBB IP26039UHP IP26039UJN IP26039V2A
IP26039V58 IP26039VAS IP26039VCZ IP26039VMH IP26039VS4 IP26039VU2 IP26039W77 IP26039W7F IP26039WF7 IP26039WUY IP26039X3X IP26039X96 IP26039XEG IP26039XM1 IP26039XQ2 IP26039XRD IP26039XTE IP26039XTX IP26039Y4E IP26039YPX
IP26039YW5 IP26039YWE IP26039Z6Z IP26039Z9U IP26039ZDN IP26039ZH7 IP26039ZS4 IP2603A139 IP2603A185 IP2603A1RB IP2603A1U5 IP2603A1ZA IP2603A26Z IP2603A2NV IP2603A2PY IP2603A2SE IP2603A2TQ IP2603A2VF IP2603A34E IP2603A35J
IP2603A3D2 IP2603A3N6 IP2603A3XJ IP2603A42S IP2603A47Y IP2603A4PJ IP2603A4VW IP2603A4ZF IP2603A562 IP2603A5GF IP2603A5W4 IP2603A61Q IP2603A67T IP2603A69N IP2603A6HR IP2603A717 IP2603A74J IP2603A84A IP2603A85Z IP2603A86Y
IP2603A873 IP2603A88B IP2603A8EX IP2603A8P7 IP2603A8P8 IP2603A8XH IP2603A94S IP2603A9G7 IP2603A9MY IP2603A9Q2 IP2603A9QD IP2603A9W6 IP2603A9WH IP2603AA4E IP2603AA8S IP2603AAB7 IP2603AAS6 IP2603AD6U IP2603ADR9 IP2603AE25
IP2603AE8G IP2603AE9Q IP2603AF89 IP2603AG6Y IP2603AG78 IP2603AGC2 IP2603AGU1 IP2603AH1F IP2603AH93 IP2603AJC6 IP2603AM49 IP2603AM88 IP2603AP1A IP2603AP6X IP2603AQ2E IP2603AQG7 IP2603AS6M IP2603AS86 IP2603ASN3 IP2603AT9S
IP2603AU43 IP2603AUF2 IP2603AVH4 IP2603AVX9 IP2603AWS6 IP2603AWX1 IP2603AXF3 IP2603AYP8 IP2603AZB9 IP2603AZR8 IP2603B1EU IP2603B1G1 IP2603B1RD IP2603B1WT IP2603B1YN IP2603B2J6 IP2603B2S2 IP2603B2VM IP2603B2XA IP2603B37P
IP2603B37W IP2603B38U IP2603B3G5 IP2603B3R2 IP2603B3V6 IP2603B3YA IP2603B434 IP2603B47W IP2603B4B6 IP2603B4J9 IP2603B4JT IP2603B4RZ IP2603B4W9 IP2603B4X4 IP2603B4XP IP2603B54G IP2603B553 IP2603B558 IP2603B582 IP2603B5A3
IP2603B5G9 IP2603B5GU IP2603B5QD IP2603B5V7 IP2603B5YZ IP2603B62Q IP2603B6B5 IP2603B6E2 IP2603B6FA IP2603B6WN IP2603B6X8 IP2603B6Y4 IP2603B6YH IP2603B7CQ IP2603B7DE IP2603B7HH IP2603B7JJ IP2603B7JR IP2603B7Q8 IP2603B7RM
IP2603B7S8 IP2603B7V4 IP2603B7YP IP2603B864 IP2603B8FW IP2603B8W3 IP2603B921 IP2603B99Q IP2603B9AZ IP2603B9HW IP2603B9WZ IP2603BAX3 IP2603BBW1 IP2603BC8J IP2603BD2R IP2603BD8M IP2603BE4X IP2603BEZ3 IP2603BF4C IP2603BFQ3
IP2603BH9C IP2603BJ2J IP2603BJ4Y IP2603BMW9 IP2603BN12 IP2603BNU6 IP2603BP7F IP2603BQR1 IP2603BR1Y IP2603BR75 IP2603BR8H IP2603BRC9 IP2603BRS9 IP2603BSB8 IP2603BSQ4 IP2603BTJ7 IP2603BTU5 IP2603BTY6 IP2603BV31 IP2603BW28
IP2603BW9P IP2603BWQ6 IP2603BX24 IP2603BXD9 IP2603BZ1H IP2603BZ2H IP2603BZ68 IP2603BZ81 IP2603BZ8H IP2603C1AQ IP2603C1HA IP2603C1JS IP2603C225 IP2603C22F IP2603C276 IP2603C285 IP2603C2GJ IP2603C2GM IP2603C2NH IP2603C2WR
IP2603C2ZJ IP2603C3XR IP2603C43M IP2603C45B IP2603C4BX IP2603C4E2 IP2603C4UQ IP2603C4Z8 IP2603C54R IP2603C57Q IP2603C59B IP2603C5CB IP2603C5PT IP2603C5XE IP2603C6AE IP2603C6DY IP2603C73A IP2603C73N IP2603C75E IP2603C7MW
IP2603C7NN IP2603C7YY IP2603C7ZV IP2603C8AT IP2603C94Q IP2603C99U IP2603C9CR IP2603C9Q7 IP2603C9X7 IP2603C9ZX IP2603CAX3 IP2603CB6Y IP2603CBX5 IP2603CCA6 IP2603CD9Q IP2603CE4Z IP2603CE9J IP2603CF88 IP2603CG56 IP2603CG5B
IP2603CGB5 IP2603CGB8 IP2603CGD3 IP2603CH18 IP2603CH7Q IP2603CHT5 IP2603CMM5 IP2603CMV7 IP2603CMY6 IP2603CN5J IP2603CN8C IP2603CNQ3 IP2603CNV5 IP2603CP78 IP2603CQ3Q IP2603CQ5N IP2603CQ62 IP2603CQH8 IP2603CR2E IP2603CR2J
IP2603CS4G IP2603CT3D IP2603CTA5 IP2603CU4E IP2603CU7S IP2603CUH6 IP2603CUU9 IP2603CVN8 IP2603CVR4 IP2603CVT4 IP2603CY3G IP2603CYG5 IP2603CYV5 IP2603CZE1 IP2603CZT9 IP2603D1AB IP2603D1F7 IP2603D1G5 IP2603D1H1 IP2603D1H8
IP2603D1HV IP2603D1WU IP2603D22M IP2603D23V IP2603D24C IP2603D2J9 IP2603D322 IP2603D342 IP2603D39Z IP2603D3DB IP2603D3QQ IP2603D4GJ IP2603D4HS IP2603D4SR IP2603D5G9 IP2603D5NF IP2603D5Q8 IP2603D5TU IP2603D5VA IP2603D67U
IP2603D6MJ IP2603D6VN IP2603D6W7 IP2603D6XJ IP2603D78C IP2603D7DD IP2603D7J6 IP2603D7QG IP2603D7SR IP2603D7Z5 IP2603D839 IP2603D88Y IP2603D8HH IP2603D8RN IP2603D8VQ IP2603D912 IP2603D91R IP2603D97E IP2603D9PJ IP2603DDH9
IP2603DE15 IP2603DF19 IP2603DF1B IP2603DG1F IP2603DG3J IP2603DG55 IP2603DGJ2 IP2603DJ6N IP2603DP98 IP2603DPJ4 IP2603DPX7 IP2603DQ25 IP2603DQ2T IP2603DQH3 IP2603DQX9 IP2603DQY3 IP2603DR59 IP2603DRV4 IP2603DU2Q IP2603DU62
IP2603DV84 IP2603DV9B IP2603DVT6 IP2603DW1P IP2603DW3E IP2603DX4B IP2603DX7J IP2603DZ73 IP2603DZ88 IP2603DZ8X IP2603E13V IP2603E1DX IP2603E1GN IP2603E1JB IP2603E1TR IP2603E24H IP2603E284 IP2603E2A6 IP2603E2GZ IP2603E2JP
IP2603E2MY IP2603E2WH IP2603E313 IP2603E31C IP2603E37M IP2603E3BR IP2603E3M8 IP2603E3MN IP2603E43C IP2603E49H IP2603E4AU IP2603E4B9 IP2603E4MX IP2603E54H IP2603E5DZ IP2603E5QH IP2603E64D IP2603E6G1 IP2603E6M7 IP2603E76E
IP2603E76H IP2603E776 IP2603E784 IP2603E7A8 IP2603E7BW IP2603E7CE IP2603E7HF IP2603E887 IP2603E8AD IP2603E8B4 IP2603E8HT IP2603E8J6 IP2603E8JB IP2603E8ZV IP2603E9FD IP2603E9FP IP2603E9M8 IP2603E9RZ IP2603E9VY IP2603EA3C
IP2603EA3H IP2603EA41 IP2603EB3C IP2603EC9Z IP2603ECS4 IP2603ED21 IP2603ED4N IP2603ED6Z IP2603EDV2 IP2603EE5W IP2603EEV7 IP2603EEZ8 IP2603EF4E IP2603EF7Q IP2603EH6N IP2603EJ3C IP2603ENZ7 IP2603EPG9 IP2603EQ5C IP2603ER31
IP2603ER86 IP2603ES78 IP2603ETR6 IP2603EU74 IP2603EW4C IP2603EW9D IP2603EXB7 IP2603EXS8 IP2603EY94 IP2603EZ16 IP2603F125 IP2603F196 IP2603F19R IP2603F1CF IP2603F1ES IP2603F1JV IP2603F1PZ IP2603F1S3 IP2603F272 IP2603F2BC

IP2603F2MZ IP2603F2QV IP2603F2RR IP2603F3MU IP2603F3QB IP2603F3US IP2603F48C IP2603F4AC IP2603F4PE IP2603F58U IP2603F5BW IP2603F5N8 IP2603F5PD IP2603F5QU IP2603F5TJ IP2603F5W2 IP2603F62F IP2603F65V IP2603F6G2 IP2603F6TQ
IP2603F6UU IP2603F6V1 IP2603F73Y IP2603F7J1 IP2603F7RC IP2603F7YF IP2603F819 IP2603F84J IP2603F86Z IP2603F8BS IP2603F8EE IP2603F8FN IP2603F8Q4 IP2603F8YW IP2603F99Q IP2603F9AS IP2603F9F9 IP2603F9M2 IP2603F9VE IP2603F9VQ
IP2603F9XF IP2603FAW9 IP2603FAY5 IP2603FB9H IP2603FC6P IP2603FE9F IP2603FF38 IP2603FF3Y IP2603FG45 IP2603FH19 IP2603FH48 IP2603FHY4 IP2603FJ4N IP2603FJ5E IP2603FNE5 IP2603FNM3 IP2603FNX5 IP2603FQ4T IP2603FQN8 IP2603FSR2
IP2603FSZ7 IP2603FT7A IP2603FT9D IP2603FTH4 IP2603FTX7 IP2603FU52 IP2603FWF9 IP2603FX2U IP2603FXM3 IP2603FY4D IP2603FY8Y IP2603FYV8 IP2603FZ22 IP2603FZ7Z IP2603FZP5 IP2603FZW7 IP2603G12N IP2603G12S IP2603G15B IP2603G1CV
IP2603G1DR IP2603G1FY IP2603G1GJ IP2603G1R8 IP2603G1YD IP2603G23T IP2603G25S IP2603G2CR IP2603G2DS IP2603G2QH IP2603G2WB IP2603G2WY IP2603G2Y5 IP2603G2ZC IP2603G31F IP2603G3BA IP2603G3SW IP2603G3U2 IP2603G4RF IP2603G4SX
IP2603G51D IP2603G5XX IP2603G62T IP2603G63E IP2603G6BE IP2603G6BX IP2603G6HJ IP2603G6MN IP2603G6T5 IP2603G6WG IP2603G753 IP2603G7PF IP2603G85H IP2603G89S IP2603G8CZ IP2603G8G4 IP2603G8GB IP2603G8H7 IP2603G8NN IP2603G8UA
IP2603G952 IP2603G95B IP2603G9A1 IP2603G9NN IP2603G9RF IP2603G9X4 IP2603GA66 IP2603GA94 IP2603GAU5 IP2603GB9J IP2603GBQ9 IP2603GC83 IP2603GCX6 IP2603GD3P IP2603GDG5 IP2603GDS7 IP2603GFB2 IP2603GFS9 IP2603GG19 IP2603GG5Z
IP2603GG7W IP2603GH4M IP2603GH7S IP2603GH9Y IP2603GHD3 IP2603GHM8 IP2603GHY7 IP2603GJ4Z IP2603GJR2 IP2603GJT1 IP2603GM1H IP2603GM7D IP2603GN6Z IP2603GNE1 IP2603GP6H IP2603GPJ5 IP2603GPR9 IP2603GQ9J IP2603GRR4 IP2603GT33
IP2603GTP1 IP2603GV6T IP2603GWD5 IP2603GWX9 IP2603GWY5 IP2603GX3D IP2603GX6P IP2603GX8F IP2603GX94 IP2603GX9S IP2603GY4T IP2603GY5J IP2603GZN4 IP2603H14G IP2603H1BQ IP2603H27M IP2603H2SJ IP2603H2XV IP2603H313 IP2603H33X
IP2603H3AA IP2603H3PB IP2603H3U4 IP2603H45P IP2603H465 IP2603H4GG IP2603H4UH IP2603H4VJ IP2603H4WV IP2603H54M IP2603H5BC IP2603H5F6 IP2603H5P4 IP2603H5WR IP2603H639 IP2603H66M IP2603H66Q IP2603H6CN IP2603H6GT IP2603H6NT
IP2603H6QH IP2603H6VW IP2603H7AQ IP2603H7G2 IP2603H7NF IP2603H7NG IP2603H7SC IP2603H7WX IP2603H7XW IP2603H913 IP2603H939 IP2603H9AJ IP2603H9H1 IP2603H9HA IP2603H9HV IP2603H9X6 IP2603HA9G IP2603HB3Y IP2603HCP5 IP2603HD29
IP2603HD2A IP2603HDC4 IP2603HE2N IP2603HEM7 IP2603HF1R IP2603HF2Y IP2603HF8X IP2603HFQ8 IP2603HG4U IP2603HG85 IP2603HJ38 IP2603HJC9 IP2603HJS4 IP2603HM6W IP2603HM87 IP2603HM99 IP2603HN8A IP2603HNQ7 IP2603HQ6D IP2603HQ97
IP2603HR3C IP2603HR3J IP2603HR57 IP2603HR75 IP2603HRW9 IP2603HS1X IP2603HS3M IP2603HS9F IP2603HSB2 IP2603HTJ7 IP2603HU2W IP2603HV1J IP2603HV3S IP2603HVA1 IP2603HVJ8 IP2603HVP7 IP2603HW24 IP2603HX2G IP2603HY35 IP2603HYC4
IP2603HZU8 IP2603J12F IP2603J14E IP2603J16W IP2603J1CF IP2603J1CG IP2603J1MU IP2603J1ZJ IP2603J22T IP2603J233 IP2603J26Q IP2603J2BM IP2603J2DP IP2603J2E3 IP2603J2EB IP2603J2W4 IP2603J2Z4 IP2603J35T IP2603J367 IP2603J37V
IP2603J3GV IP2603J3T3 IP2603J3WE IP2603J3XD IP2603J3XN IP2603J3ZQ IP2603J417 IP2603J489 IP2603J49X IP2603J4JT IP2603J4YV IP2603J54C IP2603J5AS IP2603J5HF IP2603J5J1 IP2603J5X4 IP2603J5ZX IP2603J648 IP2603J67U IP2603J68V
IP2603J718 IP2603J7AZ IP2603J7B2 IP2603J7C9 IP2603J7H9 IP2603J81D IP2603J82G IP2603J839 IP2603J83C IP2603J83G IP2603J8CT IP2603J8D1 IP2603J8J7 IP2603J8QG IP2603J916 IP2603J96Y IP2603J98B IP2603J9CS IP2603J9HH IP2603J9UJ
IP2603JC2J IP2603JE1M IP2603JE3R IP2603JG7P IP2603JG8X IP2603JG91 IP2603JGM6 IP2603JHW5 IP2603JHX2 IP2603JJB6 IP2603JJG9 IP2603JNY1 IP2603JNY8 IP2603JPP1 IP2603JPR6 IP2603JQ1D IP2603JR39 IP2603JR4Y IP2603JRS6 IP2603JSH1
IP2603JU8E IP2603JUD7 IP2603JUE2 IP2603JW4F IP2603JW6Y IP2603JW8F IP2603JW9H IP2603JX3G IP2603JX3P IP2603JXZ8 IP2603JY36 IP2603JYF3 IP2603JYG5 IP2603JZP6 IP2603JZV4 IP2603M162 IP2603M1GB IP2603M1MD IP2603M1WY IP2603M29U
IP2603M2G3 IP2603M31N IP2603M354 IP2603M37N IP2603M3XD IP2603M45N IP2603M45S IP2603M48E IP2603M4BX IP2603M4BZ IP2603M4M1 IP2603M4QT IP2603M4SY IP2603M4UN IP2603M4V2 IP2603M4YG IP2603M57W IP2603M5JF IP2603M5TP IP2603M5TW
IP2603M5VY IP2603M5X3 IP2603M5ZD IP2603M6NU IP2603M6Q1 IP2603M6TY IP2603M6X8 IP2603M6Z2 IP2603M711 IP2603M7ER IP2603M7P8 IP2603M7T4 IP2603M85S IP2603M8HG IP2603M8JG IP2603M8QB IP2603M8R4 IP2603M8R5 IP2603M8RR IP2603M8YB
IP2603M8ZS IP2603M94J IP2603M9CZ IP2603M9HN IP2603M9MA IP2603M9TR IP2603M9U8 IP2603MA2M IP2603MA72 IP2603MAE5 IP2603MB1P IP2603MB2D IP2603MBE7 IP2603MBU2 IP2603MC7P IP2603MCF5 IP2603ME62 IP2603MEG3 IP2603MF3G IP2603MFA6
IP2603MFN2 IP2603MG32 IP2603MGQ5 IP2603MH28 IP2603MJ7D IP2603MN2B IP2603MN6J IP2603MNM4 IP2603MNU2 IP2603MP56 IP2603MPB9 IP2603MQT8 IP2603MR86 IP2603MRT9 IP2603MS29 IP2603MS9Y IP2603MT43 IP2603MTJ3 IP2603MU11 IP2603MU9V
IP2603MWH6 IP2603MWH8 IP2603MX2N IP2603MZ4A IP2603MZA3 IP2603MZZ3 IP2603N13S IP2603N14H IP2603N1A6 IP2603N1CY IP2603N1G9 IP2603N1SX IP2603N1YX IP2603N21M IP2603N21W IP2603N25R IP2603N2AU IP2603N2E3 IP2603N2HX IP2603N2YJ
IP2603N2ZQ IP2603N37C IP2603N37D IP2603N3NG IP2603N3W6 IP2603N41F IP2603N425 IP2603N43F IP2603N47Z IP2603N4AY IP2603N583 IP2603N5B5 IP2603N5D6 IP2603N5EQ IP2603N5NV IP2603N5QT IP2603N5XA IP2603N5XW IP2603N61V IP2603N626
IP2603N69U IP2603N6HE IP2603N6NG IP2603N6UA IP2603N75E IP2603N75R IP2603N7VQ IP2603N84H IP2603N85V IP2603N8AF IP2603N8P6 IP2603N8RW IP2603N8TH IP2603N8Z4 IP2603N92G IP2603N92Z IP2603N9RS IP2603N9X9 IP2603N9YJ IP2603NA64
IP2603NA74 IP2603NB8V IP2603NB97 IP2603NBE3 IP2603NC6D IP2603NCW9 IP2603NDE7 IP2603NES1 IP2603NG3H IP2603NG42 IP2603NG74 IP2603NG7X IP2603NH5R IP2603NH91 IP2603NHG7 IP2603NJN7 IP2603NM4J IP2603NMM5 IP2603NN9T IP2603NP53
IP2603NP7Y IP2603NPD8 IP2603NQ6C IP2603NQ97 IP2603NQ98 IP2603NQG5 IP2603NR8E IP2603NRF6 IP2603NS2G IP2603NS3H IP2603NS55 IP2603NS61 IP2603NU1E IP2603NU54 IP2603NV6D IP2603NVU3 IP2603NX3Z IP2603NX87 IP2603NYZ3 IP2603NZ5D
IP2603NZ8U IP2603NZF9 IP2603NZM1 IP2603NZS9 IP2603NZT2 IP2603NZY8 IP2603P137 IP2603P173 IP2603P1NZ IP2603P1YQ IP2603P21X IP2603P242 IP2603P25J IP2603P27C IP2603P27R IP2603P282 IP2603P2AX IP2603P2BD IP2603P35N IP2603P37H
IP2603P37R IP2603P3E7 IP2603P3EJ IP2603P3EV IP2603P3FG IP2603P3FJ IP2603P3GS IP2603P3JZ IP2603P3ME IP2603P3PG IP2603P41C IP2603P476 IP2603P49H IP2603P4CE IP2603P4FQ IP2603P4HA IP2603P4J2 IP2603P4R3 IP2603P4V8 IP2603P57F
IP2603P59S IP2603P5E7 IP2603P5PN IP2603P5W4 IP2603P64J IP2603P6EV IP2603P6U2 IP2603P6VY IP2603P6YM IP2603P738 IP2603P7NE IP2603P7P5 IP2603P7V4 IP2603P7V9 IP2603P8E4 IP2603P8RS IP2603P8XV IP2603P945 IP2603P94X IP2603P96E
IP2603P98D IP2603P9P2 IP2603P9QZ IP2603P9WP IP2603P9ZF IP2603PA79 IP2603PA7J IP2603PBC6 IP2603PBX1 IP2603PC32 IP2603PC53 IP2603PD1P IP2603PD4Y IP2603PD9X IP2603PEJ3 IP2603PES4 IP2603PF39 IP2603PF66 IP2603PG99 IP2603PGV6
IP2603PH11 IP2603PH2C IP2603PH4T IP2603PJ1U IP2603PJ75 IP2603PJ85 IP2603PJX8 IP2603PM4Q IP2603PN42 IP2603PNM5 IP2603PNP7 IP2603PPY3 IP2603PQ6G IP2603PQD4 IP2603PR4M IP2603PR4V IP2603PSB9 IP2603PT16 IP2603PT4N IP2603PTG6
IP2603PTQ3 IP2603PTV5 IP2603PUD2 IP2603PV5P IP2603PV6U IP2603PV7J IP2603PV81 IP2603PV97 IP2603PW3R IP2603PZ29 IP2603PZ49 IP2603Q15U IP2603Q18T IP2603Q1B5 IP2603Q1FQ IP2603Q1ZU IP2603Q259 IP2603Q2F8 IP2603Q2UU IP2603Q31D
IP2603Q324 IP2603Q32T IP2603Q39C IP2603Q48H IP2603Q496 IP2603Q4BF IP2603Q4F3 IP2603Q4G5 IP2603Q4GF IP2603Q4J3 IP2603Q4RG IP2603Q4SW IP2603Q53X IP2603Q564 IP2603Q58T IP2603Q5EY IP2603Q5GQ IP2603Q5HD IP2603Q5PW IP2603Q5PX
IP2603Q5RQ IP2603Q612 IP2603Q63E IP2603Q641 IP2603Q67F IP2603Q6F3 IP2603Q6H5 IP2603Q747 IP2603Q7GM IP2603Q7YW IP2603Q8JR IP2603Q8PW IP2603Q8YJ IP2603Q94M IP2603Q97J IP2603QAB4 IP2603QBC1 IP2603QBN3 IP2603QBW8 IP2603QC53
IP2603QC8B IP2603QE6W IP2603QE6X IP2603QE7J IP2603QE91 IP2603QEM1 IP2603QES1 IP2603QEU5 IP2603QF86 IP2603QG2T IP2603QH6E IP2603QH8T IP2603QH94 IP2603QHD5 IP2603QJ7S IP2603QM59 IP2603QM6E IP2603QMP3 IP2603QNH6 IP2603QNS1
IP2603QP2J IP2603QQ4G IP2603QQ8W IP2603QQB2 IP2603QQR4 IP2603QSD9 IP2603QSJ8 IP2603QTD5 IP2603QTZ7 IP2603QU8S IP2603QVG7 IP2603QX1G IP2603QXE8 IP2603QYR6 IP2603QYX6 IP2603QZ5A IP2603QZ96 IP2603QZG7 IP2603QZG9 IP2603R14A
IP2603R1MW IP2603R1R3 IP2603R1SX IP2603R21F IP2603R22W IP2603R26S IP2603R27W IP2603R3ET IP2603R3G7 IP2603R3M8 IP2603R3U4 IP2603R3ZM IP2603R44D IP2603R49W IP2603R4C6 IP2603R4GV IP2603R4RU IP2603R4SZ IP2603R4YN IP2603R5RS
IP2603R61B IP2603R682 IP2603R6HD IP2603R6NF IP2603R6PQ IP2603R6RG IP2603R6RY IP2603R75J IP2603R76D IP2603R79G IP2603R7D7 IP2603R7MT IP2603R7NT IP2603R81C IP2603R83E IP2603R8P6 IP2603R8RE IP2603R8W4 IP2603R93T IP2603R93X
IP2603R9B9 IP2603RB5H IP2603RBA4 IP2603RC2M IP2603RCX5 IP2603RD1R IP2603RD81 IP2603RE26 IP2603RED7 IP2603REW7 IP2603RF2N IP2603RG2Z IP2603RH55 IP2603RH9A IP2603RM47 IP2603RN28 IP2603RPB2 IP2603RPD7 IP2603RRA1 IP2603RRF9
IP2603RRT7 IP2603RS7V IP2603RSX5 IP2603RT6G IP2603RT8Q IP2603RU5R IP2603RU86 IP2603RUB8 IP2603RVS3 IP2603RW2Q IP2603RWH9 IP2603RX1Y IP2603RXX7 IP2603RZ2T IP2603RZ6G IP2603RZ9S IP2603RZV8 IP2603S12E IP2603S1MG IP2603S1N2
IP2603S1U2 IP2603S1VY IP2603S236 IP2603S23N IP2603S2A8 IP2603S2M1 IP2603S2NX IP2603S2TM IP2603S2VB IP2603S2Y9 IP2603S338 IP2603S38S IP2603S3G5 IP2603S42X IP2603S4JH IP2603S4N8 IP2603S4VP IP2603S4ZE IP2603S5GD IP2603S5JM
IP2603S5V7 IP2603S62Z IP2603S6BN IP2603S6DB IP2603S6FD IP2603S6JY IP2603S75X IP2603S7E7 IP2603S7EM IP2603S7Q8 IP2603S7RP IP2603S8E3 IP2603S8ET IP2603S8GB IP2603S8N8 IP2603S8PV IP2603S8S8 IP2603S8UQ IP2603S9BH IP2603S9RW
IP2603SA4M IP2603SAE9 IP2603SBM4 IP2603SC7X IP2603SCN7 IP2603SCR4 IP2603SD3D IP2603SD86 IP2603SDG9 IP2603SE44 IP2603SE6A IP2603SEN1 IP2603SF86 IP2603SFE2 IP2603SG8Y IP2603SH1W IP2603SH85 IP2603SHV6 IP2603SJ55 IP2603SJ6G
IP2603SJ7D IP2603SJ9H IP2603SJD8 IP2603SM2W IP2603SP36 IP2603SR3E IP2603SRF7 IP2603SRH1 IP2603SRT7 IP2603SS5G IP2603SS5N IP2603SS7U IP2603SSV8 IP2603STP9 IP2603STS8 IP2603SU96 IP2603SV8J IP2603SVF6 IP2603SW4V IP2603SW5G

IP2603SW8W IP2603SWC9 IP2603SX9F IP2603SZ46 IP2603T159 IP2603T16V IP2603T1BG IP2603T1W9 IP2603T25C IP2603T268 IP2603T291 IP2603T2H2 IP2603T333 IP2603T34M IP2603T39M IP2603T3BF IP2603T3CY IP2603T3MM IP2603T3UP IP2603T41E
IP2603T42C IP2603T45S IP2603T4M8 IP2603T4MD IP2603T4RE IP2603T4V2 IP2603T53H IP2603T628 IP2603T62T IP2603T64M IP2603T65Y IP2603T6J4 IP2603T6RF IP2603T6SR IP2603T761 IP2603T7H1 IP2603T7MS IP2603T7NE IP2603T7U2 IP2603T7XU
IP2603T81Z IP2603T8BS IP2603T8FY IP2603T8SU IP2603T8SV IP2603T9HA IP2603T9HG IP2603T9VA IP2603TAY5 IP2603TAY9 IP2603TBJ3 IP2603TC9S IP2603TC9X IP2603TCB3 IP2603TD18 IP2603TD2G IP2603TDY9 IP2603TF7B IP2603TFE8 IP2603TGD4
IP2603TH4Z IP2603TH5G IP2603THV2 IP2603TM7H IP2603TMS6 IP2603TMW7 IP2603TN2U IP2603TP6Q IP2603TPQ6 IP2603TPY8 IP2603TQ5D IP2603TQJ3 IP2603TQN9 IP2603TSH5 IP2603TT5C IP2603TT77 IP2603TTY8 IP2603TU3Z IP2603TU4Y IP2603TU7W
IP2603TU8Q IP2603TU8Y IP2603TU9Z IP2603TUM9 IP2603TV36 IP2603TV6T IP2603TVV9 IP2603TW1B IP2603TW37 IP2603TW46 IP2603TWG2 IP2603TX5P IP2603TXD3 IP2603TXH5 IP2603TY14 IP2603TY2C IP2603TY2R IP2603TY79 IP2603TZH2 IP2603U12R
IP2603U169 IP2603U17M IP2603U1F1 IP2603U1P7 IP2603U1S3 IP2603U1T7 IP2603U1YN IP2603U2JC IP2603U2PE IP2603U2Y7 IP2603U36V IP2603U37H IP2603U3RT IP2603U41U IP2603U49M IP2603U4B8 IP2603U4H7 IP2603U568 IP2603U56S IP2603U5A9
IP2603U5JN IP2603U5S4 IP2603U5VP IP2603U65C IP2603U69H IP2603U6CR IP2603U6D6 IP2603U6J5 IP2603U6PA IP2603U6QC IP2603U6RV IP2603U6RW IP2603U6UU IP2603U6YU IP2603U6ZC IP2603U73F IP2603U7D6 IP2603U7J1 IP2603U822 IP2603U87C
IP2603U8D7 IP2603U8EW IP2603U8X1 IP2603U92G IP2603U94F IP2603U94N IP2603U956 IP2603U9EA IP2603U9G8 IP2603U9HF IP2603U9MF IP2603UAP1 IP2603UAQ5 IP2603UB1Q IP2603UB38 IP2603UB41 IP2603UB48 IP2603UB8T IP2603UB94 IP2603UBV8
IP2603UD67 IP2603UE26 IP2603UE2U IP2603UE36 IP2603UEV4 IP2603UH2X IP2603UJ5J IP2603UJD3 IP2603UJW9 IP2603UP1N IP2603UP3G IP2603UPC2 IP2603UPF2 IP2603UQD7 IP2603UR73 IP2603US2N IP2603USD8 IP2603USG4 IP2603USQ1 IP2603UT83
IP2603UTW7 IP2603UTZ8 IP2603UU1M IP2603UV25 IP2603UV71 IP2603UVR4 IP2603UW8E IP2603UXH1 IP2603UYU2 IP2603UYY3 IP2603UZ5F IP2603UZ8G IP2603UZ95 IP2603V135 IP2603V16W IP2603V18R IP2603V1A6 IP2603V1DW IP2603V1G7 IP2603V1JC
IP2603V1T9 IP2603V25T IP2603V29D IP2603V2A2 IP2603V2E9 IP2603V2N5 IP2603V2SR IP2603V2X9 IP2603V2ZX IP2603V32B IP2603V35M IP2603V39Y IP2603V3AM IP2603V3BN IP2603V3CH IP2603V42F IP2603V4DF IP2603V4N2 IP2603V4W4 IP2603V4YD
IP2603V59E IP2603V5AM IP2603V5D6 IP2603V5H7 IP2603V5NP IP2603V5Q8 IP2603V5UD IP2603V5Z9 IP2603V61A IP2603V61F IP2603V63D IP2603V68Y IP2603V6CH IP2603V6J5 IP2603V6M4 IP2603V6MR IP2603V6NM IP2603V6QS IP2603V6VS IP2603V6XV
IP2603V76W IP2603V7H3 IP2603V7MF IP2603V7T4 IP2603V7VS IP2603V7Y6 IP2603V89E IP2603V8PV IP2603V9C5 IP2603V9CP IP2603V9GF IP2603V9JH IP2603V9PT IP2603V9QZ IP2603VA1N IP2603VB15 IP2603VBE8 IP2603VC42 IP2603VCC2 IP2603VCE7
IP2603VCF9 IP2603VD53 IP2603VDW3 IP2603VE6C IP2603VER5 IP2603VF32 IP2603VFH1 IP2603VFW6 IP2603VG1D IP2603VG31 IP2603VGP6 IP2603VJ7G IP2603VM7J IP2603VM9P IP2603VMS3 IP2603VN2J IP2603VP1W IP2603VQ6T IP2603VR4G IP2603VR83
IP2603VRS2 IP2603VS87 IP2603VSX8 IP2603VT4X IP2603VTM4 IP2603VU48 IP2603VUU9 IP2603VVC3 IP2603VVX8 IP2603VW8R IP2603VXM3 IP2603VXS1 IP2603VY8C IP2603W15G IP2603W15S IP2603W15V IP2603W162 IP2603W17C IP2603W18H IP2603W1G2
IP2603W1J4 IP2603W1JA IP2603W1PT IP2603W1RX IP2603W1ZJ IP2603W25U IP2603W299 IP2603W2FH IP2603W2H4 IP2603W2M6 IP2603W2NJ IP2603W2P2 IP2603W2T8 IP2603W2V5 IP2603W2WA IP2603W2WD IP2603W2X2 IP2603W2YN IP2603W39G IP2603W3C1
IP2603W3DQ IP2603W3Q4 IP2603W3RE IP2603W53E IP2603W56M IP2603W5GZ IP2603W6G1 IP2603W6HG IP2603W6MA IP2603W6Q9 IP2603W6QF IP2603W6V5 IP2603W72C IP2603W7SA IP2603W7T7 IP2603W7VD IP2603W7Z6 IP2603W89E IP2603W8DJ IP2603W8M6
IP2603W92C IP2603W973 IP2603W9G2 IP2603W9PF IP2603W9SR IP2603W9T4 IP2603W9UU IP2603W9Y5 IP2603W9Z6 IP2603WA9P IP2603WAN1 IP2603WB25 IP2603WB3E IP2603WBM1 IP2603WC4R IP2603WCB5 IP2603WCQ8 IP2603WCY8 IP2603WD1H IP2603WDB8
IP2603WDF6 IP2603WEU6 IP2603WF3E IP2603WF7J IP2603WFF7 IP2603WG3U IP2603WGX7 IP2603WH13 IP2603WH1H IP2603WH4Z IP2603WH6X IP2603WH8G IP2603WH8U IP2603WM35 IP2603WMD5 IP2603WMN1 IP2603WQ3T IP2603WQ7Z IP2603WRG1 IP2603WS8E
IP2603WS8P IP2603WT4D IP2603WT5U IP2603WT6U IP2603WV12 IP2603WV6A IP2603WW62 IP2603WWN2 IP2603WWS6 IP2603WWZ6 IP2603WX3J IP2603WX46 IP2603WXE4 IP2603WXV7 IP2603WY2Y IP2603WYJ2 IP2603WYR4 IP2603WYZ5 IP2603X11C IP2603X18X
IP2603X1NH IP2603X1QC IP2603X1U6 IP2603X24R IP2603X2PN IP2603X2SS IP2603X31M IP2603X34P IP2603X36E IP2603X3NH IP2603X3NT IP2603X3Z4 IP2603X427 IP2603X4YZ IP2603X59W IP2603X5AZ IP2603X5UJ IP2603X5Y7 IP2603X61M IP2603X649
IP2603X697 IP2603X6D1 IP2603X6DP IP2603X6J6 IP2603X6N2 IP2603X71J IP2603X7GF IP2603X7R2 IP2603X85A IP2603X8HN IP2603X8JN IP2603X8SS IP2603X8ZB IP2603X932 IP2603X97V IP2603X97W IP2603X982 IP2603X98E IP2603X9JM IP2603X9R3
IP2603X9RG IP2603X9TS IP2603X9UW IP2603XA2A IP2603XAE4 IP2603XB1U IP2603XB96 IP2603XBC6 IP2603XBP4 IP2603XC1H IP2603XC6Q IP2603XD2P IP2603XD8M IP2603XEC1 IP2603XF2Q IP2603XF4B IP2603XG4Z IP2603XH7R IP2603XJZ7 IP2603XM15
IP2603XM1M IP2603XM7D IP2603XMM7 IP2603XNQ4 IP2603XQ57 IP2603XQ5Y IP2603XQ95 IP2603XQB3 IP2603XQD6 IP2603XR64 IP2603XR6J IP2603XR9T IP2603XRH1 IP2603XRX5 IP2603XS1Z IP2603XSD2 IP2603XT3A IP2603XT4J IP2603XT88 IP2603XTS2
IP2603XU1Z IP2603XU7D IP2603XV3S IP2603XV96 IP2603XVJ7 IP2603XY62 IP2603XY82 IP2603XZ34 IP2603XZQ8 IP2603Y136 IP2603Y1B1 IP2603Y1FS IP2603Y1R3 IP2603Y1ZM IP2603Y25W IP2603Y2AX IP2603Y2BX IP2603Y2FP IP2603Y2PH IP2603Y2VF
IP2603Y2XR IP2603Y2ZF IP2603Y2ZN IP2603Y31S IP2603Y35T IP2603Y36F IP2603Y383 IP2603Y38U IP2603Y43P IP2603Y47Z IP2603Y4EJ IP2603Y4ET IP2603Y4HB IP2603Y4JB IP2603Y53R IP2603Y56Y IP2603Y5A6 IP2603Y5EA IP2603Y5S9 IP2603Y5SN
IP2603Y5WF IP2603Y65B IP2603Y662 IP2603Y6AX IP2603Y6TD IP2603Y73F IP2603Y79S IP2603Y7GH IP2603Y7XD IP2603Y87U IP2603Y8DU IP2603Y8HQ IP2603Y8HX IP2603Y8UF IP2603Y97G IP2603Y986 IP2603Y9GS IP2603Y9RX IP2603Y9S2 IP2603YA72
IP2603YAA9 IP2603YBY4 IP2603YC53 IP2603YCP8 IP2603YCZ9 IP2603YD4G IP2603YD71 IP2603YE7X IP2603YE9N IP2603YF55 IP2603YG15 IP2603YH2N IP2603YH3M IP2603YH81 IP2603YHT6 IP2603YJ5G IP2603YJ6S IP2603YM4X IP2603YM4Y IP2603YN7P
IP2603YP5P IP2603YP8G IP2603YQ2C IP2603YQ3H IP2603YQ9P IP2603YQD3 IP2603YQX8 IP2603YR8V IP2603YSE4 IP2603YSX3 IP2603YT19 IP2603YT64 IP2603YVU9 IP2603YW2V IP2603YWV8 IP2603YX1G IP2603YZC4 IP2603Z195 IP2603Z1DU IP2603Z1E7
IP2603Z1F3 IP2603Z25F IP2603Z271 IP2603Z2BT IP2603Z2H6 IP2603Z2R6 IP2603Z2SH IP2603Z2WB IP2603Z31Y IP2603Z3CG IP2603Z3J2 IP2603Z3PE IP2603Z3YC IP2603Z467 IP2603Z4J2 IP2603Z4N3 IP2603Z4WM IP2603Z581 IP2603Z59Q IP2603Z5J3
IP2603Z5QR IP2603Z5SN IP2603Z66Q IP2603Z6NG IP2603Z6UY IP2603Z72T IP2603Z7B6 IP2603Z7J6 IP2603Z81H IP2603Z83E IP2603Z88E IP2603Z8NS IP2603Z8S8 IP2603Z8TU IP2603Z8TX IP2603Z961 IP2603Z9QM IP2603Z9SS IP2603Z9ZW IP2603ZAB4
IP2603ZAB6 IP2603ZAH3 IP2603ZB29 IP2603ZC46 IP2603ZC51 IP2603ZDZ7 IP2603ZE28 IP2603ZE77 IP2603ZE83 IP2603ZE96 IP2603ZET8 IP2603ZF1N IP2603ZFR1 IP2603ZG78 IP2603ZG89 IP2603ZG8N IP2603ZGT5 IP2603ZH1C IP2603ZHD4 IP2603ZJ5U
IP2603ZJW5 IP2603ZM1P IP2603ZM52 IP2603ZM6T IP2603ZN1J IP2603ZN3X IP2603ZP4G IP2603ZPC8 IP2603ZQ7U IP2603ZQ8Q IP2603ZR44 IP2603ZS7B IP2603ZT3B IP2603ZT6H IP2603ZUN3 IP2603ZV3N IP2603ZW26 IP2603ZW2P IP2603ZW4W IP2603ZW5A
IP2603ZX7V IP2603ZY61 IP2603ZYE7 IP2603ZZ1X IP2603ZZF9 IP2604115S IP2604116A IP260411G3 IP260411HJ IP260411JQ IP260411UX IP2604137V IP260413P9 IP260413SU IP260413TY IP260414C2 IP260414E6 IP260414MV IP260414R1 IP260414TU
IP260414YC IP260415AA IP260415CQ IP260415CT IP260415FJ IP260415M5 IP260415XW IP260416AQ IP260416D5 IP260416DQ IP260416GP IP260416SP IP2604174B IP260417Q6 IP2604184B IP260418E6 IP260418GE IP260418J4 IP260418QS IP260418QX
IP260418SD IP260418YG IP2604198U IP260419HY IP260419MH IP260419QW IP260419SV IP260419T3 IP26041A5F IP26041ARF IP26041ATY IP26041AYJ IP26041B6Y IP26041B7F IP26041BD3 IP26041BS6 IP26041BT7 IP26041BYT IP26041CMF IP26041CVV
IP26041D1V IP26041D9Y IP26041DCR IP26041DG7 IP26041DRG IP26041DWN IP26041E2N IP26041EAN IP26041EEV IP26041ER2 IP26041F91 IP26041FWW IP26041GDA IP26041GSD IP26041GVJ IP26041GZ6 IP26041H4R IP26041H5J IP26041H8S IP26041HCC
IP26041HE1 IP26041HE4 IP26041HX5 IP26041J9H IP26041JAN IP26041JCC IP26041JHN IP26041JR9 IP26041JWS IP26041M31 IP26041MRM IP26041MYQ IP26041N5R IP26041N72 IP26041NBY IP26041PET IP26041PY6 IP26041Q4Q IP26041QM3 IP26041QQ2
IP26041QT6 IP26041QTT IP26041R1V IP26041R4B IP26041R91 IP26041RH4 IP26041RP6 IP26041RRE IP26041RTX IP26041S6D IP26041SG3 IP26041SHA IP26041SMB IP26041T64 IP26041TB2 IP26041U16 IP26041U8E IP26041UCP IP26041UHY IP26041V9T
IP26041VBC IP26041VH8 IP26041VJP IP26041VPR IP26041VQ1 IP26041VUP IP26041VY2 IP26041W17 IP26041W2B IP26041WAR IP26041WC5 IP26041WE8 IP26041X61 IP26041XEP IP26041XJN IP26041XUG IP26041Y4Q IP26041Y5H IP26041YHT IP26041YXQ
IP26041YYM IP26041Z3Y IP26041Z5A IP26041ZEY IP2604218A IP2604219C IP2604219F IP260421BD IP260421MP IP260421P6 IP260421QE IP260421SF IP260422CE IP260422ES IP260422RU IP260423CR IP260423GN IP260423QQ IP260423XR IP260424D5
IP260424E8 IP260424F5 IP260424JJ IP260424PM IP260424QA IP2604253A IP2604256S IP260425RZ IP260425UP IP260425W6 IP2604261T IP260426CJ IP260427AJ IP260427D5 IP260427GC IP260427GF IP260427T4 IP260427UZ IP260428CY IP260428DC
IP260428HC IP260428XJ IP260428ZU IP260429CU IP260429D8 IP260429M1 IP260429UF IP260429X2 IP26042ABR IP26042ADN IP26042AHG IP26042AJ8 IP26042ARB IP26042AX1 IP26042AYQ IP26042B1T IP26042B8Q IP26042B9P IP26042BN3 IP26042BZY
IP26042CF6 IP26042CMP IP26042CX8 IP26042CYS IP26042D5C IP26042DAB IP26042DPB IP26042DQ2 IP26042DSP IP26042DY6 IP26042E1D IP26042E5F IP26042E92 IP26042ECC IP26042EF5 IP26042EGB IP26042EMW IP26042EQ1 IP26042F3S IP26042F8R
IP26042FMH IP26042FQB IP26042FTC IP26042G5F IP26042G8T IP26042GHF IP26042GJ8 IP26042GS9 IP26042H62 IP26042H9A IP26042HFF IP26042HJ6 IP26042HPJ IP26042HTH IP26042HUB IP26042HVY IP26042HZH IP26042HZM IP26042J61 IP26042JQ9

IP26042JT3 IP26042JXQ IP26042M4W IP26042M7D IP26042MUA IP26042N4T IP26042NC6 IP26042NQ1 IP26042NZ1 IP26042P9N IP26042PAU IP26042PEC IP26042PNJ IP26042PTH IP26042PZZ IP26042QBA IP26042QHQ IP26042QMT IP26042QPA IP26042QRZ
IP26042QSE IP26042QTF IP26042QUC IP26042R22 IP26042R2B IP26042RCC IP26042RR6 IP26042RYH IP26042S72 IP26042S8E IP26042SBB IP26042SDV IP26042SMC IP26042ST6 IP26042SW7 IP26042T88 IP26042TCF IP26042TPG IP26042TZD IP26042U2J
IP26042UMR IP26042UQW IP26042UWJ IP26042V1P IP26042V26 IP26042V7A IP26042V7E IP26042VCV IP26042W5W IP26042WM3 IP26042WU7 IP26042WW7 IP26042XAH IP26042XGG IP26042YHW IP26042YJJ IP26042YVP IP26042YZB IP26042Z5X IP26042ZCP
IP26042ZET IP26042ZNP IP26042ZRC IP26042ZWE IP26042ZXG IP2604313Y IP260431CF IP260431QT IP260431XG IP260432HV IP260432SW IP260432UB IP260432YJ IP2604338M IP260433AB IP260433P5 IP260433ZR IP260433ZS IP2604349Y IP260434YB
IP260434ZX IP2604353F IP2604353R IP2604357X IP260435EV IP260435SC IP260435T5 IP260435WZ IP260435YF IP2604369B IP260436XY IP2604373R IP260437AX IP260438B3 IP260438J1 IP260438PU IP260438TA IP260438Y6 IP260439U2 IP26043A6W
IP26043A9W IP26043AB8 IP26043ABU IP26043AGA IP26043AHT IP26043AP1 IP26043BAE IP26043BB6 IP26043BVV IP26043BWM IP26043BXM IP26043BXV IP26043C1Z IP26043C2Q IP26043C4G IP26043CH5 IP26043CHJ IP26043CN6 IP26043CUQ IP26043DFV
IP26043DN2 IP26043DTU IP26043DUV IP26043EDS IP26043EX4 IP26043F4R IP26043F6Y IP26043FGE IP26043FMV IP26043G1H IP26043G8A IP26043GN8 IP26043GSU IP26043H31 IP26043H3R IP26043H6G IP26043HG4 IP26043HPV IP26043HR7 IP26043HSW
IP26043HT8 IP26043HUY IP26043HX7 IP26043JE3 IP26043JEE IP26043JNQ IP26043JU1 IP26043JXR IP26043M1E IP26043M31 IP26043MGE IP26043MQW IP26043NAS IP26043NBY IP26043NE4 IP26043NF9 IP26043NVE IP26043NYZ IP26043P33 IP26043P4D
IP26043PB9 IP26043PM7 IP26043PS9 IP26043PSF IP26043PTU IP26043QH6 IP26043RJQ IP26043S6E IP26043S9T IP26043SE2 IP26043SGV IP26043SHZ IP26043SJV IP26043SRJ IP26043ST5 IP26043SZ6 IP26043T1R IP26043T6G IP26043TN6 IP26043TQJ
IP26043TY5 IP26043UNU IP26043UQS IP26043V7G IP26043V9M IP26043VCX IP26043VF8 IP26043VF9 IP26043VFE IP26043VFM IP26043VMZ IP26043VQ5 IP26043VTH IP26043VXG IP26043W27 IP26043W5B IP26043W8B IP26043W9H IP26043WDX IP26043WH9
IP26043X6F IP26043X6S IP26043X6T IP26043XDQ IP26043XPC IP26043XQ9 IP26043XZS IP26043Y2H IP26043Y5D IP26043Y7R IP26043Y8Q IP26043YR7 IP26043YZB IP26043Z6N IP26043Z9U IP26043ZFE IP26043ZNH IP26043ZPX IP26043ZRP IP260441AD
IP260441AZ IP260441BC IP260441ES IP260442AC IP260442AR IP260442QQ IP260442T4 IP260442T6 IP260442TE IP260442YA IP260443HX IP260443P6 IP260443R9 IP260443SH IP260444MD IP260444T9 IP260444WD IP260445BW IP260445NT IP260445PN
IP260445Q1 IP260445RT IP260445SW IP260445V1 IP260445XQ IP2604461M IP2604462P IP260446FS IP260446NH IP2604476G IP260447RU IP260448NQ IP260448SJ IP2604498B IP260449C5 IP260449CN IP260449CZ IP260449DG IP260449TJ IP26044A1C
IP26044ABZ IP26044ADY IP26044AGT IP26044AM6 IP26044AN8 IP26044AQ8 IP26044AQE IP26044AR4 IP26044ASC IP26044ASD IP26044ATP IP26044AX8 IP26044B5M IP26044BA5 IP26044BFC IP26044BFJ IP26044BPC IP26044BV5 IP26044CJF IP26044CR6
IP26044CR9 IP26044CRQ IP26044D1T IP26044D8P IP26044DAW IP26044DBY IP26044DE6 IP26044DRG IP26044DUC IP26044DXM IP26044E45 IP26044E8D IP26044EA4 IP26044EAB IP26044EEC IP26044EJM IP26044EQR IP26044ERP IP26044FE5 IP26044FJ1
IP26044FRA IP26044FS6 IP26044FSG IP26044G46 IP26044G4C IP26044G6E IP26044GUJ IP26044H99 IP26044HA2 IP26044HGA IP26044HHC IP26044HMD IP26044HN6 IP26044HNY IP26044HY6 IP26044HZH IP26044J1D IP26044J8T IP26044J8X IP26044JPR
IP26044JV6 IP26044M3W IP26044MH3 IP26044MMW IP26044MR5 IP26044MUP IP26044MWZ IP26044N8X IP26044NMB IP26044NP1 IP26044P6X IP26044P8R IP26044PGJ IP26044PH2 IP26044PNM IP26044PSB IP26044PZ1 IP26044Q4Z IP26044QD3 IP26044QEB
IP26044QRH IP26044R6N IP26044R9R IP26044RHG IP26044RP3 IP26044RZR IP26044S8B IP26044SC1 IP26044SNJ IP26044SV4 IP26044SZH IP26044TEB IP26044TFG IP26044THW IP26044TJX IP26044TRD IP26044TRF IP26044TRG IP26044TS7 IP26044TUJ
IP26044UCZ IP26044V2G IP26044V6W IP26044VGV IP26044VJ9 IP26044VTG IP26044VWU IP26044VXW IP26044W2Q IP26044W8T IP26044WBX IP26044WPD IP26044WRE IP26044WSH IP26044WXC IP26044X3Z IP26044X9D IP26044XF8 IP26044XFF IP26044XJ1
IP26044XMS IP26044XU3 IP26044Y4S IP26044Y7V IP26044YB8 IP26044YBD IP26044YE4 IP26044YTB IP26044ZC2 IP26044ZE9 IP26044ZNW IP26044ZPY IP26044ZS9 IP26044ZT3 IP26044ZUC IP260451SD IP260451WF IP260451WW IP260451ZR IP2604525T
IP260452CU IP260452HU IP260452JX IP260452SD IP260453AW IP260453NV IP260453NY IP260453TU IP2604541Y IP260454JN IP260454QP IP260454Y2 IP2604553D IP260455PA IP260455QD IP260455Y9 IP260456AE IP260456AX IP260456D4 IP260456EJ
IP260456GD IP260456NC IP2604577B IP260457AV IP260457NV IP2604586Y IP2604587A IP260459TV IP260459XD IP26045A8G IP26045AEC IP26045AFX IP26045AT1 IP26045AVE IP26045B1S IP26045B3B IP26045B8G IP26045BN1 IP26045BR5 IP26045BSA
IP26045BU4 IP26045C1C IP26045C8G IP26045CCJ IP26045CES IP26045CP4 IP26045CRH IP26045CUN IP26045CWD IP26045D3A IP26045DD5 IP26045DE1 IP26045DPP IP26045DT6 IP26045DX9 IP26045E6T IP26045E7A IP26045E7H IP26045E7R IP26045E8R
IP26045EC6 IP26045EC9 IP26045ETY IP26045EWS IP26045EXU IP26045F7M IP26045FES IP26045FEU IP26045FNU IP26045FPR IP26045FYH IP26045G53 IP26045G6X IP26045G9U IP26045GDR IP26045GH4 IP26045GP9 IP26045GV8 IP26045H1X IP26045HHC
IP26045HND IP26045HUY IP26045HY3 IP26045HZG IP26045JHV IP26045JJW IP26045JZS IP26045M13 IP26045M5N IP26045MAB IP26045MS2 IP26045N56 IP26045NC1 IP26045NFP IP26045NG6 IP26045NMN IP26045NXC IP26045NXG IP26045P6N IP26045PHG
IP26045PQW IP26045PTA IP26045Q13 IP26045Q5X IP26045QGN IP26045QT9 IP26045QV5 IP26045R5F IP26045RAF IP26045RRR IP26045RXD IP26045S43 IP26045S6M IP26045SBT IP26045SC8 IP26045SD2 IP26045SPW IP26045SYF IP26045T3G IP26045T8C
IP26045T8W IP26045TNS IP26045TUT IP26045U1W IP26045U2B IP26045U4N IP26045UGR IP26045UN2 IP26045UPW IP26045URJ IP26045USR IP26045UV7 IP26045V3G IP26045V52 IP26045V5D IP26045VAG IP26045VCR IP26045VCU IP26045VCV IP26045VD2
IP26045VTC IP26045W2X IP26045WN4 IP26045WPB IP26045WRJ IP26045WRV IP26045WSH IP26045WYG IP26045X6R IP26045X7X IP26045XCZ IP26045XEF IP26045XJ3 IP26045XJ8 IP26045XJN IP26045XV2 IP26045XVG IP26045XZB IP26045XZN IP26045Y9V
IP26045YA6 IP26045YTT IP26045ZGG IP2604626G IP260462DZ IP260462FD IP260462UX IP260462YS IP260463HY IP260464BU IP260464P7 IP260464SG IP2604653X IP2604654P IP2604656V IP260465SJ IP260465YE IP260465YP IP260466B6 IP260466HS
IP260466MU IP260466NR IP260466QC IP260466YY IP2604678Z IP260467BG IP260467FP IP260467H5 IP260467SN IP260468GZ IP260468SM IP260468ZV IP2604697X IP260469D6 IP260469S9 IP26046AG1 IP26046AH1 IP26046AJN IP26046ASD IP26046AU6
IP26046BFM IP26046BH4 IP26046BMF IP26046BPS IP26046BQE IP26046BVF IP26046BYM IP26046C3H IP26046C47 IP26046C55 IP26046C5R IP26046C9F IP26046CE1 IP26046CT6 IP26046CXY IP26046D3M IP26046DFM IP26046DU6 IP26046DU9 IP26046DV6
IP26046E39 IP26046EF8 IP26046EQF IP26046FB3 IP26046FCV IP26046FQ1 IP26046FYB IP26046GFB IP26046GFY IP26046GQ6 IP26046GQE IP26046GV4 IP26046GYF IP26046H47 IP26046H6A IP26046HDV IP26046HMC IP26046HPH IP26046HRT IP26046HSR
IP26046J1Z IP26046J6J IP26046JBY IP26046JMS IP26046JQW IP26046M15 IP26046MGT IP26046MHM IP26046MSX IP26046N4B IP26046N63 IP26046N7F IP26046NBU IP26046NC1 IP26046ND5 IP26046NN7 IP26046NR8 IP26046NWD IP26046NWU IP26046P3A
IP26046PAW IP26046PDX IP26046PFH IP26046PQ6 IP26046PR4 IP26046QR3 IP26046QR8 IP26046QRR IP26046QV2 IP26046QVM IP26046QY8 IP26046R87 IP26046RNF IP26046SEW IP26046SF3 IP26046SSD IP26046SVH IP26046T3F IP26046T3H IP26046T6V
IP26046TG9 IP26046TRC IP26046TXB IP26046UJM IP26046UM9 IP26046UR1 IP26046V7P IP26046V7X IP26046VB5 IP26046VFW IP26046VH1 IP26046VXY IP26046VZB IP26046WBZ IP26046WJP IP26046WPE IP26046WPQ IP26046WQN IP26046WRZ IP26046WV4
IP26046WWS IP26046WZZ IP26046X29 IP26046XCH IP26046XHV IP26046XVJ IP26046XZC IP26046Y5M IP26046Y6V IP26046Y9W IP26046YE4 IP26046Z71 IP26046ZNC IP26046ZS2 IP26046ZU6 IP26046ZVW IP26046ZXU IP2604712C IP2604719Q IP260471G5
IP260471PA IP2604729G IP260472FN IP260472GR IP260472GS IP260472HR IP260472W2 IP260472XQ IP2604735D IP2604736D IP2604739H IP260473NQ IP260473UC IP260473WZ IP260474AM IP260474UV IP260474WU IP260475R7 IP260475UT IP260476MS
IP260476VU IP260477S3 IP260477SJ IP260477Z9 IP260478WA IP260478Z8 IP260479JW IP260479N1 IP260479XT IP260479ZG IP26047A69 IP26047A7B IP26047AAS IP26047AC6 IP26047AF6 IP26047AFD IP26047AGM IP26047AGZ IP26047AR4 IP26047AUM
IP26047B8Y IP26047BRF IP26047BSD IP26047C6C IP26047C6W IP26047CAE IP26047CEJ IP26047CER IP26047CF2 IP26047CN9 IP26047CQ5 IP26047CWV IP26047DDQ IP26047DFW IP26047DHH IP26047DR7 IP26047DSW IP26047DTG IP26047DV2 IP26047DWZ
IP26047E1N IP26047E3Q IP26047E8H IP26047EM2 IP26047EMM IP26047EPB IP26047EQ5 IP26047ER7 IP26047EVB IP26047F1M IP26047F5X IP26047FAG IP26047FF9 IP26047FJU IP26047FPC IP26047FTA IP26047FVB IP26047G6N IP26047G79 IP26047GTT
IP26047GXX IP26047H9H IP26047HG4 IP26047HG6 IP26047HRP IP26047JHG IP26047M35 IP26047M4D IP26047MAR IP26047MB7 IP26047MGQ IP26047MRB IP26047MUG IP26047N5Z IP26047N6F IP26047N71 IP26047NRW IP26047NVV IP26047NX1 IP26047P39
IP26047P51 IP26047P57 IP26047PEM IP26047PRR IP26047Q6Y IP26047QBX IP26047QMD IP26047QQQ IP26047QRT IP26047QTD IP26047QV8 IP26047QVX IP26047QW9 IP26047RA2 IP26047RT8 IP26047S3B IP26047SDC IP26047SE7 IP26047SFD IP26047SMA
IP26047ST6 IP26047T6Q IP26047TAT IP26047THG IP26047TX6 IP26047U9Z IP26047UBH IP26047UQV IP26047UXN IP26047UXW IP26047V4N IP26047VBB IP26047VEJ IP26047VHG IP26047VM4 IP26047VPT IP26047W6C IP26047WA8 IP26047WRA IP26047WZM
IP26047XBW IP26047XGJ IP26047XQJ IP26047XZT IP26047Y8E IP26047YUE IP26047YZY IP26047Z5G IP26047ZJU IP26047ZTQ IP26047ZW8 IP26047ZZF IP260481AT IP260481CX IP260481G2 IP260481VN IP260481YU IP260482PN IP260482ZV IP260483DM
IP260483HW IP260483N2 IP260483RW IP260483WN IP260483XF IP260484HJ IP260484RF IP260484Y6 IP260485D5 IP260485VE IP260485XE IP260486FA IP260486GC IP260486V9 IP260487GB IP2604882N IP260488B8 IP260488HS IP260488XA IP260489H6

IP260489NS IP260489QE IP260489RA IP260489UV IP260489XE IP260489YU IP260489YV IP260489ZE IP26048A1B IP26048A5H IP26048A7P IP26048AB4 IP26048AGS IP26048AJW IP26048ANM IP26048AZB IP26048B3T IP26048BAF IP26048BDY IP26048BFA IP26048BJ8 IP26048BM1 IP26048BNH
IP26048C3U IP26048DH3 IP26048DMM IP26048DQV IP26048DTU IP26048E1S IP26048E4B IP26048EJY IP26048ENA IP26048EQC IP26048FA9 IP26048FQH IP26048FTB IP26048FWD IP26048FWP IP26048FXC IP26048FYE IP26048G9M
IP26048GAG IP26048GCN IP26048GSQ IP26048GU9 IP26048GXF IP26048H2Y IP26048HBQ IP26048HCF IP26048HFX IP26048HT6 IP26048I1E IP26048I4N IP26048IAE IP26048IT9 IP26048IUA IP26048M1A IP26048MJU
IP26048N45 IP26048N5T IP26048N7B IP26048NDG IP26048NF5 IP26048NM3 IP26048NNJ IP26048NSR IP26048P27 IP26048P3G IP26048PBC IP26048PJW IP26048PR9 IP26048PT4 IP26048Q22 IP26048QA4 IP26048QK3 IP26048RJJ IP26048RKQ IP26048RXA IP26048RZT
IP26048S1Q IP26048S1U IP26048SQA IP26048SZ9 IP26048T2Q IP26048T4B IP26048T4Y IP26048TNX IP26048TPS IP26048TWT IP26048U5W IP26048U6Z IP26048UF9 IP26048UL1 IP26048UV4 IP26048UWJ IP26048UXM IP26048V7Z IP26048VDE
IP26048VDV IP26048VE1 IP26048VFZ IP26048VHE IP26048VNX IP26048VWB IP26048W6W IP26048WHE IP26048WTM IP26048XD5 IP26048XS8 IP26048XY7 IP26048YAY IP26048YBR IP26048YTX IP26048YVN IP26048Z3M IP26048Z83
IP26048Z85 IP26048Z9 IP26048ZJM IP26049148T IP26049149Q IP26049151T IP26049191Q IP26049289P IP26049292F IP26049293F IP26049293W IP26049298B IP26049299A IP26049418 IP26049419J IP26049455Q IP26049495D IP26049597
IP26049665D IP26049665D IP26049696F IP26049711W IP26049771U IP26049777R IP26049778P IP26049778T IP26049779A IP26049779V IP26049780U IP26049781E IP26049781F IP26049781G IP26049781I IP26049781J IP26049781K IP26049781L IP26049781M IP26049781N IP26049781O IP26049781P IP26049781Q IP26049781R IP26049781S IP26049781T IP26049781U IP26049781V IP26049781W IP26049781X IP26049781Y IP26049781Z IP26049782A IP26049782B IP26049782C IP26049782D IP26049782E IP26049782F IP26049782G IP26049782H IP26049782I IP26049782J IP26049782K IP26049782L IP26049782M IP26049782N IP26049782O IP26049782P IP26049782Q IP26049782R IP26049782S IP26049782T IP26049782U IP26049782V IP26049782W IP26049782X IP26049782Y IP26049782Z IP26049783A IP26049783B IP26049783C IP26049783D IP26049783E IP26049783F IP26049783G IP26049783H IP26049783I IP26049783J IP26049783K IP26049783L IP26049783M IP26049783N IP26049783O IP26049783P IP26049783Q IP26049783R IP26049783S IP26049783T IP26049783U IP26049783V IP26049783W IP26049783X IP26049783Y IP26049783Z IP26049784A IP26049784B IP26049784C IP26049784D IP26049784E IP26049784F IP26049784G IP26049784H IP26049784I IP26049784J IP26049784K IP26049784L IP26049784M IP26049784N IP26049784O IP26049784P IP26049784Q IP26049784R IP26049784S IP26049784T IP26049784U IP26049784V IP26049784W IP26049784X IP26049784Y IP26049784Z IP26049785A IP26049785B IP26049785C IP26049785D IP26049785E IP26049785F IP26049785G IP26049785H IP26049785I IP26049785J IP26049785K IP26049785L IP26049785M IP26049785N IP26049785O IP26049785P IP26049785Q IP26049785R IP26049785S IP26049785T IP26049785U IP26049785V IP26049785W IP26049785X IP26049785Y IP26049785Z IP26049786A IP26049786B IP26049786C IP26049786D IP26049786E IP26049786F IP26049786G IP26049786H IP26049786I IP26049786J IP26049786K IP26049786L IP26049786M IP26049786N IP26049786O IP26049786P IP26049786Q IP26049786R IP26049786S IP26049786T IP26049786U IP26049786V IP26049786W IP26049786X IP26049786Y IP26049786Z IP26049787A IP26049787B IP26049787C IP26049787D IP26049787E IP26049787F IP26049787G IP26049787H IP26049787I IP26049787J IP26049787K IP26049787L IP26049787M IP26049787N IP26049787O IP26049787P IP26049787Q IP26049787R IP26049787S IP26049787T IP26049787U IP26049787V IP26049787W IP26049787X IP26049787Y IP26049787Z IP26049788A IP26049788B IP26049788C IP26049788D IP26049788E IP26049788F IP26049788G IP26049788H IP26049788I IP26049788J IP26049788K IP26049788L IP26049788M IP26049788N IP26049788O IP26049788P IP26049788Q IP26049788R IP26049788S IP26049788T IP26049788U IP26049788V IP26049788W IP26049788X IP26049788Y IP26049788Z IP26049789A IP26049789B IP26049789C IP26049789D IP26049789E IP26049789F IP26049789G IP26049789H IP26049789I IP26049789J IP26049789K IP26049789L IP26049789M IP26049789N IP26049789O IP26049789P IP26049789Q IP26049789R IP26049789S IP26049789T IP26049789U IP26049789V IP26049789W IP26049789X IP26049789Y IP26049789Z IP2604978A IP2604978B IP2604978C IP2604978D IP2604978E IP2604978F IP2604978G IP2604978H IP2604978I IP2604978J IP2604978K IP2604978L IP2604978M IP2604978N IP2604978O IP2604978P IP2604978Q IP2604978R IP2604978S IP2604978T IP2604978U IP2604978V IP2604978W IP2604978X IP2604978Y IP2604978Z IP2604979A IP2604979B IP2604979C IP2604979D IP2604979E IP2604979F IP2604979G IP2604979H IP2604979I IP2604979J IP2604979K IP2604979L IP2604979M IP2604979N IP2604979O IP2604979P IP2604979Q IP2604979R IP2604979S IP2604979T IP2604979U IP2604979V IP2604979W IP2604979X IP2604979Y IP2604979Z IP260497A1 IP260497A2 IP260497A3 IP260497A4 IP260497A5 IP260497A6 IP260497A7 IP260497A8 IP260497A9 IP260497AA IP260497AB IP260497AC IP260497AD IP260497AE IP260497AF IP260497AG IP260497AH IP260497AI IP260497AJ IP260497AK IP260497AL IP260497AM IP260497AN IP260497AO IP260497AP IP260497AQ IP260497AR IP260497AS IP260497AT IP260497AU IP260497AV IP260497AW IP260497AX IP260497AY IP260497AZ IP260497B1 IP260497B2 IP260497B3 IP260497B4 IP260497B5 IP260497B6 IP260497B7 IP260497B8 IP260497B9 IP260497BA IP260497BB IP260497BC IP260497BD IP260497BE IP260497BF IP260497BG IP260497BH IP260497BI IP260497BJ IP260497BK IP260497BL IP260497BM IP260497BN IP260497BO IP260497BP IP260497BQ IP260497BR IP260497BS IP260497BT IP260497BU IP260497BV IP260497BW IP260497BX IP260497BY IP260497BZ IP260497C1 IP260497C2 IP260497C3 IP260497C4 IP260497C5 IP260497C6 IP260497C7 IP260497C8 IP260497C9 IP260497CA IP260497CB IP260497CC IP260497CD IP260497CE IP260497CF IP260497CG IP260497CH IP260497CI IP260497CJ IP260497CK IP260497CL IP260497CM IP260497CN IP260497CO IP260497CP IP260497CQ IP260497CR IP260497CS IP260497CT IP260497CU IP260497CV IP260497CW IP260497CX IP260497CY IP260497CZ IP260497D1 IP260497D2 IP260497D3 IP260497D4 IP260497D5 IP260497D6 IP260497D7 IP260497D8 IP260497D9 IP260497DA IP260497DB IP260497DC IP260497DD IP260497DE IP260497DF IP260497DG IP260497DH IP260497DI IP260497DJ IP260497DK IP260497DL IP260497DM IP260497DN IP260497DO IP260497DP IP260497DQ IP260497DR IP260497DS IP260497DT IP260497DU IP260497DV IP260497DW IP260497DX IP260497DY IP260497DZ IP260497E1 IP260497E2 IP260497E3 IP260497E4 IP260497E5 IP260497E6 IP260497E7 IP260497E8 IP260497E9 IP260497EA IP260497EB IP260497EC IP260497ED IP260497EE IP260497EF IP260497EG IP260497EH IP260497EI IP260497EJ IP260497EK IP260497EL IP260497EM IP260497EN IP260497EO IP260497EP IP260497EQ IP260497ER IP260497ES IP260497ET IP260497EU IP260497EV IP260497EW IP260497EX IP260497EY IP260497EZ IP260497F1 IP260497F2 IP260497F3 IP260497F4 IP260497F5 IP260497F6 IP260497F7 IP260497F8 IP260497F9 IP260497FA IP260497FB IP260497FC IP260497FD IP260497FE IP260497FF IP260497FG IP260497FH IP260497FI IP260497FJ IP260497FK IP260497FL IP260497FM IP260497FN IP260497FO IP260497FP IP260497FQ IP260497FR IP260497FS IP260497FT IP260497FU IP260497FV IP260497FW IP260497FX IP260497FY IP260497FZ IP260497G1 IP260497G2 IP260497G3 IP260497G4 IP260497G5 IP260497G6 IP260497G7 IP260497G8 IP260497G9 IP260497GA IP260497GB IP260497GC IP260497GD IP260497GE IP260497GF IP260497GG IP260497GH IP260497GI IP260497GJ IP260497GK IP260497GL IP260497GM IP260497GN IP260497GO IP260497GP IP260497GQ IP260497GR IP260497GS IP260497GT IP260497GU IP260497GV IP260497GW IP260497GX IP260497GY IP260497GZ IP260497H1 IP260497H2 IP260497H3 IP260497H4 IP260497H5 IP260497H6 IP260497H7 IP260497H8 IP260497H9 IP260497HA IP260497HB IP260497HC IP260497HD IP260497HE IP260497HF IP260497HG IP260497HH IP260497HI IP260497HJ IP260497HK IP260497HL IP260497HM IP260497HN IP260497HO IP260497HP IP260497HQ IP260497HR IP260497HS IP260497HT IP260497HU IP260497HV IP260497HW IP260497HX IP260497HY IP260497HZ IP260497I1 IP260497I2 IP260497I3 IP260497I4 IP260497I5 IP260497I6 IP260497I7 IP260497I8 IP260497I9 IP260497IA IP260497IB IP260497IC IP260497ID IP260497IE IP260497IF IP260497IG IP260497IH IP260497II IP260497IJ IP260497IK IP260497IL IP260497IM IP260497IN IP260497IO IP260497IP IP260497IQ IP260497IR IP260497IS IP260497IT IP260497IU IP260497IV IP260497IW IP260497IX IP260497IY IP260497IZ IP260497J1 IP260497J2 IP260497J3 IP260497J4 IP260497J5 IP260497J6 IP260497J7 IP260497J8 IP260497J9 IP260497JA IP260497JB IP260497JC IP260497JD IP260497JE IP260497JF IP260497JG IP260497JH IP260497JI IP260497JJ IP260497JK IP260497JL IP260497JM IP260497JN IP260497JO IP260497JP IP260497JQ IP260497JR IP260497JS IP260497JT IP260497JU IP260497JV IP260497JW IP260497JX IP260497JY IP260497JZ IP260497K1 IP260497K2 IP260497K3 IP260497K4 IP260497K5 IP260497K6 IP260497K7 IP260497K8 IP260497K9 IP260497KA IP260497KB IP260497KC IP260497KD IP260497KE IP260497KF IP260497KG IP260497KH IP260497KI IP260497KJ IP260497KK IP260497KL IP260497KM IP260497KN IP260497KO IP260497KP IP260497KQ IP260497KR IP260497KS IP260497KT IP260497KU IP260497KV IP260497KW IP260497KX IP260497KY IP260497KZ IP260497L1 IP260497L2 IP260497L3 IP260497L4 IP260497L5 IP260497L6 IP260497L7 IP260497L8 IP260497L9 IP260497LA IP260497LB IP260497LC IP260497LD IP260497LE IP260497LF IP260497LG IP260497LH IP260497LI IP260497LJ IP260497LK IP260497LL IP260497LM IP260497LN IP260497LO IP260497LP IP260497LQ IP260497LR IP260497LS IP260497LT IP260497LU IP260497LV IP260497LW IP260497LX IP260497LY IP260497LZ IP260497M1 IP260497M2 IP260497M3 IP260497M4 IP260497M5 IP260497M6 IP260497M7 IP260497M8 IP260497M9 IP260497MA IP260497MB IP260497MC IP260497MD IP260497ME IP260497MF IP260497MG IP260497MH IP260497MI IP260497MJ IP260497MK IP260497ML IP260497MM IP260497MN IP260497MO IP260497MP IP260497MQ IP260497MR IP260497MS IP260497MT IP260497MU IP260497MV IP260497MW IP260497MX IP260497MY IP260497MZ

IP2604M86F IP2604M87F IP2604M89H IP2604M8A8 IP2604M8F2 IP2604M8N9 IP2604M8U5 IP2604M8ZZ IP2604M94Z IP2604M95A IP2604M987 IP2604M98F IP2604M9Q4 IP2604M9R5 IP2604M9T7 IP2604M9V7 IP2604MA3A IP2604MB7G IP2604MBQ8 IP2604MBS2
IP2604MC2F IP2604MC9Z IP2604MCH4 IP2604ME5A IP2604MEC2 IP2604MF1E IP2604MF27 IP2604MFG6 IP2604MFJ9 IP2604MGU8 IP2604MGW4 IP2604MHA7 IP2604MJ5F IP2604MJM5 IP2604MJN9 IP2604MN19 IP2604MN2C IP2604MNC5 IP2604MP4Z IP2604MP64
IP2604MPZ4 IP2604MQ23 IP2604MQG6 IP2604MQT5 IP2604MQV1 IP2604MRV2 IP2604MS35 IP2604MS8E IP2604MT12 IP2604MT3H IP2604MV82 IP2604MW7T IP2604MWF9 IP2604MWP3 IP2604MWY1 IP2604MX3T IP2604MZT7 IP2604MZV8 IP2604N12S IP2604N13S
IP2604N1EW IP2604N1JT IP2604N1TQ IP2604N1VY IP2604N1Z3 IP2604N2AD IP2604N2GD IP2604N39G IP2604N3CH IP2604N3ES IP2604N3GS IP2604N3HW IP2604N3Q5 IP2604N41N IP2604N48R IP2604N4A8 IP2604N4CY IP2604N4D3 IP2604N4GJ IP2604N4SU
IP2604N4X9 IP2604N4XM IP2604N5DS IP2604N5FN IP2604N5M1 IP2604N5PU IP2604N6DF IP2604N6EG IP2604N6HU IP2604N7EZ IP2604N7RT IP2604N7VV IP2604N848 IP2604N8PT IP2604N8WM IP2604N91D IP2604N91Q IP2604N922 IP2604N9J8 IP2604N9TF
IP2604N9YE IP2604NA26 IP2604NA3F IP2604NA59 IP2604NC42 IP2604NCM2 IP2604NCX6 IP2604NE8R IP2604NFB3 IP2604NHD4 IP2604NHP4 IP2604NHV8 IP2604NHY8 IP2604NJ79 IP2604NM43 IP2604NM7N IP2604NMG3 IP2604NN28 IP2604NN3A IP2604NNZ9
IP2604NP6R IP2604NQ4Q IP2604NQ5W IP2604NQ83 IP2604NQZ3 IP2604NRN4 IP2604NS7Q IP2604NU17 IP2604NU1Z IP2604NU8T IP2604NUZ7 IP2604NW71 IP2604NWX3 IP2604NXQ3 IP2604NYD6 IP2604P18W IP2604P1A6 IP2604P1FZ IP2604P1HE IP2604P28F
IP2604P28Y IP2604P2DD IP2604P2UH IP2604P3C6 IP2604P3MU IP2604P453 IP2604P4BW IP2604P4PG IP2604P4V5 IP2604P58C IP2604P5ET IP2604P625 IP2604P68S IP2604P69G IP2604P6FD IP2604P6G6 IP2604P6JW IP2604P6M4 IP2604P6MQ IP2604P6SR
IP2604P6YD IP2604P756 IP2604P79W IP2604P7QT IP2604P879 IP2604P8BQ IP2604P8XP IP2604P91V IP2604P9C2 IP2604P9F7 IP2604P9HM IP2604P9MC IP2604P9PG IP2604PA4Y IP2604PB2D IP2604PBA3 IP2604PBZ6 IP2604PC7U IP2604PD3X IP2604PD4J
IP2604PE25 IP2604PF1B IP2604PF71 IP2604PF7M IP2604PG31 IP2604PGX2 IP2604PJE8 IP2604PJH6 IP2604PM1Y IP2604PNZ8 IP2604PP83 IP2604PP9Y IP2604PR24 IP2604PRM1 IP2604PS1U IP2604PS2W IP2604PSN1 IP2604PT3T IP2604PV1W IP2604PV5T
IP2604PV99 IP2604PVD2 IP2604PW5D IP2604PW7Y IP2604PXP4 IP2604PXT1 IP2604Q19G IP2604Q1CX IP2604Q1V5 IP2604Q1W9 IP2604Q22Q IP2604Q2AS IP2604Q2CX IP2604Q2FJ IP2604Q36W IP2604Q37G IP2604Q3D4 IP2604Q3TF IP2604Q3TJ IP2604Q3TU
IP2604Q3XY IP2604Q4SZ IP2604Q52J IP2604Q5CQ IP2604Q5EX IP2604Q6BS IP2604Q6FT IP2604Q6MB IP2604Q6MN IP2604Q72E IP2604Q73A IP2604Q766 IP2604Q7XS IP2604Q84V IP2604Q88G IP2604Q899 IP2604Q8DN IP2604Q8H1 IP2604Q8JR IP2604Q8M8
IP2604Q8R4 IP2604Q8VU IP2604Q8W8 IP2604Q98J IP2604Q9B3 IP2604Q9FU IP2604Q9XA IP2604Q9XC IP2604Q9ZJ IP2604QB7Y IP2604QCD4 IP2604QD7Q IP2604QED4 IP2604QEU2 IP2604QEW6 IP2604QF1H IP2604QF26 IP2604QFN2 IP2604QG28 IP2604QG3P
IP2604QGF9 IP2604QH2P IP2604QJ3P IP2604QMB9 IP2604QN1S IP2604QNE6 IP2604QPN1 IP2604QQ85 IP2604QR2F IP2604QR7X IP2604QRF5 IP2604QRS1 IP2604QV15 IP2604QV3S IP2604QV65 IP2604QV9R IP2604QVC9 IP2604QVR8 IP2604QVW7 IP2604QX1D
IP2604QX79 IP2604QY4B IP2604QY5F IP2604QYZ8 IP2604QZ2U IP2604R1CB IP2604R1FH IP2604R1VJ IP2604R26F IP2604R2GE IP2604R2NT IP2604R2SV IP2604R2TY IP2604R2UZ IP2604R32C IP2604R3D1 IP2604R3G3 IP2604R3NN IP2604R3XF IP2604R3XY
IP2604R3Z5 IP2604R47P IP2604R4BC IP2604R4EF IP2604R4HY IP2604R531 IP2604R57H IP2604R5A7 IP2604R5TU IP2604R5XW IP2604R647 IP2604R69E IP2604R69Q IP2604R6C7 IP2604R6R6 IP2604R6SG IP2604R6UU IP2604R6Y5 IP2604R7DA IP2604R7EC
IP2604R817 IP2604R85B IP2604R8FX IP2604R8RP IP2604R8XT IP2604R8Z7 IP2604R93H IP2604R94B IP2604R95T IP2604R9EN IP2604R9HJ IP2604R9VB IP2604R9X5 IP2604RA26 IP2604RA35 IP2604RA7D IP2604RAB4 IP2604RC91 IP2604RCA5 IP2604REZ7
IP2604RF78 IP2604RFD7 IP2604RG51 IP2604RGY3 IP2604RH8Z IP2604RM7A IP2604RM7D IP2604RMH3 IP2604RN8M IP2604RP32 IP2604RP7X IP2604RR4A IP2604RR6X IP2604RR7N IP2604RRW5 IP2604RS1Q IP2604RS4T IP2604RSE7 IP2604RT7F IP2604RZ2J
IP2604S19F IP2604S1PX IP2604S21T IP2604S25A IP2604S2CU IP2604S2Y7 IP2604S33P IP2604S357 IP2604S35T IP2604S3D3 IP2604S3DX IP2604S3HH IP2604S41F IP2604S42B IP2604S47H IP2604S4BA IP2604S4DF IP2604S4FT IP2604S56X IP2604S5H5
IP2604S5TC IP2604S5VN IP2604S61W IP2604S6A3 IP2604S6AG IP2604S724 IP2604S74Z IP2604S7N7 IP2604S823 IP2604S8DS IP2604S8ME IP2604S8U1 IP2604S8XM IP2604S94P IP2604S9BW IP2604S9HQ IP2604S9P1 IP2604S9QX IP2604SA44 IP2604SB61
IP2604SC4W IP2604SCD8 IP2604SDN3 IP2604SE36 IP2604SE4E IP2604SF16 IP2604SF69 IP2604SF6B IP2604SFE9 IP2604SFJ9 IP2604SG32 IP2604SGC4 IP2604SH8F IP2604SHT6 IP2604SJ89 IP2604SJG7 IP2604SJJ1 IP2604SM7Q IP2604SM85 IP2604SN35
IP2604SNE5 IP2604SNP2 IP2604SP4Z IP2604SP73 IP2604SQ93 IP2604SR4U IP2604SS1F IP2604SS1N IP2604SS1Z IP2604SSE1 IP2604ST38 IP2604STD7 IP2604STW4 IP2604SU42 IP2604SU7G IP2604SUR7 IP2604SV69 IP2604SVJ8 IP2604SVQ6 IP2604SX4A
IP2604SXQ4 IP2604SY5G IP2604SZM8 IP2604T13P IP2604T1RE IP2604T1X1 IP2604T1ZF IP2604T2AG IP2604T2FG IP2604T2FW IP2604T2H3 IP2604T2MB IP2604T2SA IP2604T2VA IP2604T3FM IP2604T3NV IP2604T3PW IP2604T3UU IP2604T3WB IP2604T3ZX
IP2604T43U IP2604T4E8 IP2604T4Y5 IP2604T5B7 IP2604T5YM IP2604T62Y IP2604T64R IP2604T6BY IP2604T6HS IP2604T722 IP2604T785 IP2604T79M IP2604T7VD IP2604T7VF IP2604T7W2 IP2604T7YT IP2604T7YX IP2604T81F IP2604T86M IP2604T8B7
IP2604T8CG IP2604T8P5 IP2604T9CR IP2604T9VB IP2604TA11 IP2604TA3C IP2604TBS5 IP2604TC65 IP2604TC76 IP2604TDP4 IP2604TDT2 IP2604TG6W IP2604TH8W IP2604TH9F IP2604TH9P IP2604THE6 IP2604TJE7 IP2604TJG1 IP2604TJR8 IP2604TP1S
IP2604TQ19 IP2604TQ8X IP2604TQJ1 IP2604TR32 IP2604TRA9 IP2604TS3A IP2604TSP6 IP2604TTR9 IP2604TV1V IP2604TW9P IP2604U12X IP2604U1J9 IP2604U1NX IP2604U1ZE IP2604U21Y IP2604U2GV IP2604U2RE IP2604U32C IP2604U35N IP2604U37Z
IP2604U3FP IP2604U3R8 IP2604U41M IP2604U4B1 IP2604U4HT IP2604U4UN IP2604U4V9 IP2604U544 IP2604U59U IP2604U5A4 IP2604U5F8 IP2604U5GB IP2604U5SW IP2604U5UE IP2604U5UU IP2604U68X IP2604U6XH IP2604U78H IP2604U78M IP2604U7BX
IP2604U7J5 IP2604U7QR IP2604U7Z1 IP2604U8FB IP2604U8MA IP2604U8Y8 IP2604U91Y IP2604U93T IP2604U95S IP2604U976 IP2604U9BB IP2604U9J6 IP2604U9JS IP2604UA3A IP2604UA48 IP2604UAZ8 IP2604UB7H IP2604UBA1 IP2604UBM6 IP2604UCW6
IP2604UE9F IP2604UEA9 IP2604UF36 IP2604UFZ4 IP2604UFZ5 IP2604UG12 IP2604UG2D IP2604UG7T IP2604UGA8 IP2604UHC8 IP2604UHU6 IP2604UJ4U IP2604UJN7 IP2604UME7 IP2604UPR9 IP2604UR1C IP2604URD6 IP2604UTJ3 IP2604UU82 IP2604UV22
IP2604UVR8 IP2604UWA5 IP2604UWP1 IP2604UX1A IP2604UX5N IP2604UXV6 IP2604UY16 IP2604UYT6 IP2604UZ1D IP2604UZG2 IP2604V1A9 IP2604V1E4 IP2604V1GQ IP2604V1X6 IP2604V22G IP2604V2P6 IP2604V36F IP2604V3EM IP2604V3H1 IP2604V3ND
IP2604V3SS IP2604V41M IP2604V4NQ IP2604V4RJ IP2604V4ZT IP2604V564 IP2604V57J IP2604V5FU IP2604V5GE IP2604V64N IP2604V65C IP2604V6BZ IP2604V6EF IP2604V6GP IP2604V6QM IP2604V6V8 IP2604V6VC IP2604V7DQ IP2604V7EZ IP2604V7HN
IP2604V7Q5 IP2604V7TM IP2604V861 IP2604V87G IP2604V88Z IP2604V89N IP2604V8DT IP2604V8FG IP2604V8GV IP2604V8NC IP2604V91G IP2604VA14 IP2604VAR8 IP2604VBC4 IP2604VC12 IP2604VC1S IP2604VC9R IP2604VD29 IP2604VD77 IP2604VGD3
IP2604VGJ3 IP2604VH2T IP2604VJ9W IP2604VM3T IP2604VN83 IP2604VQ7B IP2604VR2Z IP2604VS6A IP2604VV1P IP2604VV4Z IP2604VW6B IP2604VW6G IP2604VW6M IP2604VWC4 IP2604VWH8 IP2604VWS3 IP2604VX4T IP2604VY1D IP2604VZ5C IP2604W1BC
IP2604W1NZ IP2604W1VW IP2604W23F IP2604W2UT IP2604W34C IP2604W3AC IP2604W3AQ IP2604W3H3 IP2604W3NH IP2604W3T2 IP2604W3YC IP2604W45R IP2604W4EC IP2604W4EU IP2604W4PJ IP2604W55H IP2604W5E5 IP2604W5EV IP2604W655 IP2604W6BQ
IP2604W6QD IP2604W745 IP2604W7QQ IP2604W7X8 IP2604W8AB IP2604W8H6 IP2604W8J3 IP2604W8Q1 IP2604W8RQ IP2604W91S IP2604W94U IP2604W9B7 IP2604W9D3 IP2604W9P3 IP2604W9RN IP2604WA2A IP2604WA89 IP2604WB3M IP2604WBV8 IP2604WC92
IP2604WDC8 IP2604WDZ5 IP2604WEF1 IP2604WF82 IP2604WGQ6 IP2604WH41 IP2604WHH8 IP2604WJ52 IP2604WJ77 IP2604WJY1 IP2604WP2G IP2604WP73 IP2604WQ2M IP2604WQ5W IP2604WR37 IP2604WS44 IP2604WUC1 IP2604WW3P IP2604WW5E IP2604WW8E
IP2604WWN6 IP2604WZ6G IP2604X18M IP2604X1J9 IP2604X1P7 IP2604X1X3 IP2604X1ZV IP2604X1ZZ IP2604X2W5 IP2604X39G IP2604X3C9 IP2604X43F IP2604X462 IP2604X47T IP2604X4QZ IP2604X4RR IP2604X4X7 IP2604X52U IP2604X54N IP2604X59J
IP2604X5H6 IP2604X64S IP2604X665 IP2604X6FP IP2604X7CN IP2604X7MX IP2604X7VC IP2604X82Y IP2604X8PJ IP2604X8RE IP2604X96G IP2604X9EG IP2604X9MT IP2604X9VA IP2604X9VE IP2604XA3X IP2604XA4H IP2604XAM3 IP2604XBZ5 IP2604XC4H
IP2604XC8X IP2604XD8S IP2604XDF1 IP2604XE19 IP2604XE5G IP2604XEH8 IP2604XG6W IP2604XH16 IP2604XHC6 IP2604XHQ1 IP2604XJ8N IP2604XN6J IP2604XNY1 IP2604XS84 IP2604XT3C IP2604XTY8 IP2604XUQ1 IP2604XUT2 IP2604XV9U IP2604XVB4
IP2604XVD7 IP2604XW92 IP2604XW95 IP2604XX31 IP2604XXF2 IP2604XXS4 IP2604XY1X IP2604XYW1 IP2604XZ2J IP2604XZ2V IP2604XZJ6 IP2604Y1D3 IP2604Y2BY IP2604Y2DH IP2604Y2F8 IP2604Y2GY IP2604Y2M6 IP2604Y2RH IP2604Y3BV IP2604Y3FC
IP2604Y3G6 IP2604Y4Q8 IP2604Y55Q IP2604Y5UN IP2604Y5WR IP2604Y5YP IP2604Y63Y IP2604Y69D IP2604Y6VR IP2604Y72C IP2604Y77S IP2604Y7X7 IP2604Y81M IP2604Y89D IP2604Y8CS IP2604Y8GU IP2604Y8VJ IP2604Y8X1 IP2604Y9A7 IP2604Y9E3
IP2604Y9EJ IP2604Y9W7 IP2604YA1P IP2604YA73 IP2604YA95 IP2604YA9V IP2604YAP4 IP2604YAS4 IP2604YB55 IP2604YCH5 IP2604YD67 IP2604YE39 IP2604YF34 IP2604YF6M IP2604YFV1 IP2604YG7S IP2604YH5S IP2604YJF9 IP2604YN9H IP2604YP2R
IP2604YP4W IP2604YQ14 IP2604YR2S IP2604YS84 IP2604YS8Z IP2604YU1W IP2604YU42 IP2604YUP7 IP2604YV8Q IP2604YVP3 IP2604YW5X IP2604YX2C IP2604YY3J IP2604YY43 IP2604YYM6 IP2604YZ4X IP2604YZX8 IP2604Z17Y IP2604Z1FB IP2604Z1G8
IP2604Z1M4 IP2604Z1R4 IP2604Z2J1 IP2604Z2UX IP2604Z2WA IP2604Z328 IP2604Z3AJ IP2604Z3E1 IP2604Z5A1 IP2604Z5GU IP2604Z5JZ IP2604Z5PG IP2604Z61G IP2604Z7D5 IP2604Z7NW IP2604Z7ZT IP2604Z83D IP2604Z88C IP2604Z8S1 IP2604Z97X
IP2604Z9CR IP2604Z9EF IP2604Z9FB IP2604Z9TS IP2604ZA4F IP2604ZA95 IP2604ZAS3 IP2604ZB65 IP2604ZBZ2 IP2604ZC18 IP2604ZC4C IP2604ZDM7 IP2604ZEF4 IP2604ZEX6 IP2604ZH3J IP2604ZHT6 IP2604ZM54 IP2604ZNA3 IP2604ZNF1 IP2604ZQ4Q
IP2604ZQG5 IP2604ZR5M IP2604ZRJ2 IP2604ZTV9 IP2604ZU3A IP2604ZU82 IP2604ZUD3 IP2604ZUW4 IP2604ZV6E IP2604ZWF4 IP2604ZXG4 IP2604ZYG8 IP2604ZZ93 IP2604ZZS9

情報セキュリティマネジメント試験に係るもの

SG2604015R SG2604017B SG260401HT SG260402MG SG260403AR SG2604045M SG260404T0 SG2604052Y SG2604055N SG2604056L SG2604057I SG26040595 SG260405JB SG260405NW SG2604069V SG260406K6 SG260407M1 SG260407NX SG26040815 SG2604087K
SG26040ADP SG26040AJF SG26040B6X SG26040BKL SG26040C4Z SG26040C5F SG26040CAP SG26040DG3 SG26040DNO SG26040E2W SG26040FLZ SG26040GAW SG26040GXV SG26040HD8 SG26040IN2 SG26040IUV SG26040J7G SG26040JG0 SG26040JSF SG26040KGT
SG26040KKR SG26040KPX SG26040L72 SG26040LIQ SG26040LTP SG26040M06 SG26040M0C SG26040M99 SG26040NYK SG26040OB5 SG26040OE4 SG26040OXL SG26040PFV SG26040Q75 SG26040R00 SG26040RB1 SG26040RC1 SG26040T3Z SG26040T8R SG26040TQQ
SG26040TYA SG26040UDA SG26040UIV SG26040UV6 SG26040V7C SG26040VHS SG26040WJT SG26040XH6 SG26040YNX SG26040YUK SG26040YYM SG26040ZK0 SG2604101F SG260410C2 SG2604118G SG260411D3 SG260411I6 SG260412W5 SG260413NP SG260413WV
SG260413YU SG260414M2 SG2604151C SG260415HH SG260415KQ SG2604168L SG260416GM SG260417XU SG260419KV SG260419VU SG26041A66 SG26041AJ0 SG26041BSA SG26041CGT SG26041CMM SG26041CSS SG26041D7I SG26041DD2 SG26041DQ8 SG26041F6A
SG26041FPQ SG26041GMQ SG26041GP0 SG26041HH6 SG26041HR3 SG26041I1M SG26041I3S SG26041IG7 SG26041JBS SG26041JF3 SG26041JK7 SG26041JY3 SG26041KD3 SG26041KLJ SG26041M34 SG26041MI8 SG26041MNY SG26041MPD SG26041NHT SG26041NO1
SG26041NP6 SG26041O88 SG26041PT5 SG26041QAY SG26041QP4 SG26041QT4 SG26041RUT SG26041RWA SG26041TKW SG26041TPI SG26041U9K SG26041UJM SG26041UT3 SG26041UZ3 SG26041V4C SG26041VJ8 SG26041VJD SG26041VQ9 SG26041VVD SG26041VY7
SG26041X6H SG26041XCI SG26041XSM SG26041YL8 SG26041YQP SG26041YRQ SG26041Z9C SG26041ZXX SG260421SQ SG2604228W SG260422KN SG260422TW SG2604231Z SG2604234J SG260423DG SG260423M6 SG260423QT SG2604243E SG260424AJ SG260424ZG
SG2604258Y SG260425YN SG26042695 SG260426BD SG2604276G SG26042774 SG260427NW SG26042802 SG260428SK SG260428U2 SG2604294H SG260429MM SG260429U5 SG26042A5Y SG26042AP7 SG26042BDK SG26042C4N SG26042EGA SG26042F7U SG26042F82
SG26042GDM SG26042GHX SG26042HLE SG26042ILA SG26042INE SG26042ISE SG26042K63 SG26042KUO SG26042KYD SG26042LYB SG26042MRV SG26042N6Y SG26042NL0 SG26042NSS SG26042P3H SG26042QIY SG26042R8W SG26042RGX SG26042RML SG26042SGS
SG26042SGV SG26042SKZ SG26042SQM SG26042SY8 SG26042T3S SG26042T5U SG26042TAN SG26042TBV SG26042UC1 SG26042UMX SG26042UXW SG26042V7F SG26042V7L SG26042VIE SG26042WQE SG26042X5W SG26042ZU0 SG260430IQ SG260430XS SG26043196
SG260431MD SG260431MO SG26043107 SG2604329Q SG260432AH SG260432CQ SG260433KZ SG260433R6 SG260433SV SG26043493 SG2604349M SG260434W1 SG260434YK SG2604351E SG260435BY SG260435HN SG260436E4 SG260436ET SG260436XC SG260437DT
SG260437RB SG260438Z7 SG260439CH SG260439X3 SG26043BBU SG26043E0A SG26043E5K SG26043E7A SG26043EOI SG26043EWA SG26043F2A SG26043F8N SG26043FGT SG26043FUE SG26043G0I SG26043GFP SG26043GQH SG26043H4E SG26043IO0 SG26043J63
SG26043J84 SG26043JQA SG26043K5L SG26043KBW SG26043L80 SG26043LOQ SG26043MKG SG26043N8B SG26043NRM SG26043PP7 SG26043PRT SG26043PU5 SG26043Q85 SG26043QEC SG26043QI7 SG26043QYF SG26043RMC SG26043RT6 SG26043RXL SG26043SB6
SG26043SDA SG26043TCT SG26043TS3 SG26043TUL SG26043UVA SG26043VDC SG26043VN1 SG26043W2M SG26043XID SG26043XKS SG26043XON SG26043XVG SG26043XW4 SG26043XZE SG26043Y52 SG26043YOY SG26043ZOR SG26043ZQW SG26043ZUN SG260440CL
SG260441S4 SG260442YR SG260443J9 SG260443MF SG2604440V SG2604455Y SG260445CG SG260445FA SG26044649 SG260448DG SG2604492S SG2604497F SG260449I9 SG260449LG SG26044A0K SG26044A24 SG26044A5G SG26044AC3 SG26044AEA SG26044DJ1
SG26044E5N SG26044EG0 SG26044ETJ SG26044F5Q SG26044FEF SG26044FKV SG26044GDI SG26044GYC SG26044H6V SG26044HBS SG26044HEA SG26044HXS SG26044I49 SG26044IK8 SG26044ISN SG26044K75 SG26044KAG SG26044KY9 SG26044LEU SG26044OIQ
SG26044Q9D SG26044QTX SG26044R32 SG26044S7B SG26044SAP SG26044SMG SG26044T3L SG26044U1S SG26044U4Z SG26044UEU SG26044UG2 SG26044VRU SG26044VRX SG26044WFA SG26044WFP SG26044WOK SG26044X4E SG26044X69 SG26044XBH SG26044XCD
SG26044XFY SG26044XL0 SG26044XY3 SG26044YHL SG26044YTI SG26044YWO SG26044YXW SG26044Z2X SG2604504S SG260450X9 SG260451LM SG260451TK SG260451ZR SG260452Z9 SG260453IT SG26045460 SG26045541 SG26045545 SG260455F3 SG260455M3
SG260457W4 SG260458G4 SG260458MZ SG26045AH2 SG26045B2Q SG26045BBV SG26045BGQ SG26045BM9 SG26045BY2 SG26045D4Q SG26045GFU SG26045GXY SG26045HSX SG26045I9K SG26045JW3 SG26045KMW SG26045LB8 SG26045LLF SG26045M0I SG26045MKZ
SG26045NPM SG2604503V SG260450CF SG260450SA SG26045PJ1 SG26045PPM SG26045PYE SG26045QP5 SG26045QU8 SG26045RYF SG26045SNS SG26045T91 SG26045U7U SG26045U9V SG26045UCH SG26045V29 SG26045V3A SG26045VAK SG26045VFG SG26045WTX
SG26045XX6 SG26045Y1V SG26045Y8S SG26045YLP SG26045Z3K SG26045Z7G SG26045ZEH SG26045ZU7 SG26045ZZC SG260460WQ SG2604610C SG26046167 SG260462EE SG260462JJ SG260462P3 SG260462RH SG260462UL SG260462VB SG2604638C SG260465SS
SG2604692J SG260469BF SG26046A0D SG26046BRD SG26046C69 SG26046F3Z SG26046F7F SG26046F9W SG26046FA9 SG26046FEH SG26046FP4 SG26046FQF SG26046FY2 SG26046HMY SG26046HYO SG26046IM4 SG26046JI1 SG26046JID SG26046JZP SG26046LFF
SG26046M3E SG26046NOP SG2604600P SG260460M0 SG26046P64 SG26046PDS SG26046PRT SG26046QYU SG26046R92 SG26046RJQ SG26046RQE SG26046RSN SG26046RTM SG26046S5Z SG26046SBL SG26046SPL SG26046TD8 SG26046TR5 SG26046TTJ SG26046V5D
SG26046W9T SG26046X30 SG26046X9B SG26046XJL SG26046XWS SG26046YJV SG26046YTP SG26046YUF SG26046Z10 SG260470E5 SG2604716M SG26047174 SG2604724R SG260472E1 SG260472P8 SG2604736I SG260473NK SG260474BP SG260475WW SG26047673
SG260477CU SG260478MA SG26047A8Z SG26047AN6 SG26047B2L SG26047BAB SG26047BEF SG26047BG0 SG26047BIV SG26047BQP SG26047DFI SG26047DQQ SG26047DQR SG26047DWK SG26047EYI SG26047F55 SG26047FDK SG26047FI4 SG26047FTM SG26047FVD
SG26047G6X SG26047GGP SG26047H87 SG26047IBG SG26047IQ5 SG26047JR2 SG26047K0C SG26047KSK SG26047MI9 SG26047NBS SG26047NTB SG2604704B SG26047O84 SG26047ORR SG26047ORZ SG26047PFT SG26047PIX SG26047PR5 SG26047QT0 SG26047R4D
SG26047R50 SG26047RKI SG26047S19 SG26047T93 SG26047TF5 SG26047TZW SG26047VIC SG26047VKU SG26047VMZ SG26047VV6 SG26047VX4 SG26047WV5 SG26047WYV SG26047XCA SG26047XSN SG26047XTJ SG26047YB1 SG26047ZF2 SG26047ZYJ SG26047ZYS
SG2604801V SG2604803G SG2604806Y SG26048083 SG26048090 SG260480CD SG260480J0 SG260480TC SG2604810X SG2604814I SG2604824X SG2604832C SG2604833Q SG260483SI SG260483VM SG260484GN SG2604850A SG2604850Z SG260486BJ SG260486DE
SG260486SC SG26048777 SG26048784 SG260487D0 SG260487HN SG260489J5 SG26048AXL SG26048CAI SG26048CK8 SG26048CT1 SG26048DKC SG26048DX4 SG26048EMY SG26048HHG SG26048I0W SG26048IZQ SG26048JP9 SG26048JWH SG26048KE6 SG26048L22
SG26048L2G SG26048L68 SG26048LWO SG26048LYT SG26048LZF SG26048M1Z SG26048M7S SG26048MKH SG26048NCC SG26048NWX SG26048OG6 SG26048ORP SG26048PI1 SG26048PRH SG26048PSJ SG26048PTF SG26048QHC SG26048QLP SG26048QY6 SG26048RJQ
SG26048RKS SG26048RL5 SG26048SEE SG26048T0L SG26048TZK SG26048USR SG26048V1R SG26048VHY SG26048WED SG26048WKZ SG26048XGM SG26048XTM SG26048Y0K SG26048YU1 SG26048Z40 SG26048ZFX SG26048Z0J SG26048ZRG SG260490D4 SG260490F2
SG2604912M SG2604919M SG260491IG SG260493AB SG260493NM SG2604949C SG260494W1 SG260496QS SG2604974I SG260497G7 SG260497MT SG260497Q8 SG2604985S SG260498KC SG260498YE SG26049A9U SG26049A06 SG26049BWE SG26049CRC SG26049GI1
SG26049GQV SG26049HPI SG26049HXI SG26049IUT SG26049L6T SG26049LNJ SG26049LUS SG26049LZU SG26049M5U SG26049NGB SG26049NKM SG2604901U SG260490PZ SG26049P2S SG26049QE0 SG26049R9Q SG26049SA0 SG26049STZ SG26049T1G SG26049T22
SG26049TR7 SG26049V0N SG26049VAL SG26049VCX SG26049W7T SG26049X1Z SG26049XFI SG26049XIU SG26049XU4 SG26049Y5F SG26049YGF SG26049YOB SG26049YQH SG26049ZR6 SG2604A09N SG2604A0EP SG2604A0GL SG2604A1G7 SG2604A1UV SG2604A25X
SG2604A2QO SG2604A2R0 SG2604A2TZ SG2604A34R SG2604A3JI SG2604A4EG SG2604A4PE SG2604A4RL SG2604A4WE SG2604A56U SG2604A5DF SG2604A5I2 SG2604A5ZG SG2604A60H SG2604A6HB SG2604A7KH SG2604A7M7 SG2604ABAE SG2604ABPB SG2604ACGD
SG2604ACNO SG2604ACPK SG2604ADGL SG2604AEBO SG2604AEYF SG2604AG1X SG2604AGCF SG2604AGKS SG2604AH4F SG2604AHWG SG2604AI4X SG2604AIJY SG2604AIXD SG2604AJ8N SG2604AJJ4 SG2604AJMK SG2604AK0T SG2604AKF4 SG2604AKY8 SG2604AM57
SG2604AM6V SG2604AMF5 SG2604AMQB SG2604AN44 SG2604AOEM SG2604AOGF SG2604AOJE SG2604AOVS SG2604AP01 SG2604AP2J SG2604AQYC SG2604AR90 SG2604ASIH SG2604ATC8 SG2604AUIL SG2604AUJA SG2604AV3W SG2604AVAH SG2604AVSF SG2604AVTV
SG2604AWGZ SG2604AWIT SG2604AWL7 SG2604AWWN SG2604AXE9 SG2604AXF6 SG2604AXFR SG2604AY4H SG2604AYAF SG2604AYKB SG2604AYSO SG2604AZ60 SG2604AZKJ SG2604AZZB SG2604B02C SG2604B0NB SG2604B1NA SG2604B1PQ SG2604B23P SG2604B2ES
SG2604B3V1 SG2604B48A SG2604B4F5 SG2604B4GS SG2604B4M1 SG2604B4N0 SG2604B57N SG2604B5ZD SG2604B60J SG2604B64A SG2604B7MP SG2604B7NA SG2604B8HE SG2604B8L1 SG2604B8PM SG2604B8V8 SG2604B8WX SG2604BAE6 SG2604BAMK SG2604BAVA
SG2604BAVE SG2604BB6W SG2604BCBK SG2604BCFD SG2604BCN4 SG2604BCWN SG2604BCWT SG2604BCZH SG2604BDJ7 SG2604BDZF SG2604BE9H SG2604BEA1 SG2604BEJN SG2604BENC SG2604BF7J SG2604BF98 SG2604BFSN SG2604BGVW SG2604BH7M SG2604BHXP
SG2604BI3X SG2604BI7K SG2604BIZR SG2604BJZX SG2604BLJK SG2604BLZV SG2604BMLX SG2604BMYC SG2604BN5F SG2604BO60 SG2604BO8K SG2604BONF SG2604BOYD SG2604BPDH SG2604BPKF SG2604BQXG SG2604BR68 SG2604BR78 SG2604BRA3 SG2604BRG0

SG2604BRKQ SG2604BRTW SG2604BSI4 SG2604BTGE SG2604BTVW SG2604BTWN SG2604BU99 SG2604BUZ0 SG2604BV19 SG2604BVSN SG2604BWB8 SG2604BXE2 SG2604BXUD SG2604BY8L SG2604BYEJ SG2604BYGZ SG2604BYV0 SG2604BZ2T SG2604BZ5D SG2604BZIK
SG2604BZR4 SG2604C02L SG2604C078 SG2604C0A9 SG2604C0HL SG2604C0M9 SG2604C1DH SG2604C1KT SG2604C24F SG2604C305 SG2604C3IF SG2604C3U4 SG2604C43F SG2604C4B7 SG2604C4H7 SG2604C5WF SG2604C6DY SG2604C6HT SG2604C6I0 SG2604C602
SG2604C76E SG2604C86I SG2604C8B4 SG2604C8KL SG2604C8NP SG2604C8RV SG2604C91S SG2604C99R SG2604C9RC SG2604CA30 SG2604CC0G SG2604CCNX SG2604CD8F SG2604CE3M SG2604CFDM SG2604CFRQ SG2604CG57 SG2604CGJF SG2604CGZN SG2604CH84
SG2604CHDE SG2604CHL3 SG2604CHLK SG2604CHOT SG2604CIGJ SG2604CINA SG2604CIVW SG2604CJKB SG2604CJPF SG2604CJTK SG2604CJU3 SG2604CK20 SG2604CK23 SG2604CK26 SG2604CK8E SG2604CKQ9 SG2604CKWU SG2604CLI8 SG2604CLNK SG2604CM9Y
SG2604CNCB SG2604CNCX SG2604CNDA SG2604CNUE SG2604CNYM SG2604COET SG2604CP9V SG2604CQNF SG2604CQSQ SG2604CRH5 SG2604CSWF SG2604CT0F SG2604CU1A SG2604CUVW SG2604CWOV SG2604CXUU SG2604CY5Q SG2604D050 SG2604D0W7 SG2604D26N
SG2604D2DZ SG2604D2S6 SG2604D35V SG2604D4QY SG2604D5M6 SG2604D69G SG2604D6QB SG2604D7F7 SG2604D82V SG2604D8QH SG2604D9LJ SG2604DAEE SG2604DATD SG2604DB4C SG2604DB6Q SG2604DBDY SG2604DCWU SG2604DE06 SG2604DF30 SG2604DF60
SG2604DFFH SG2604DFGH SG2604DFHK SG2604DGN8 SG2604DGUY SG2604DGVS SG2604DI09 SG2604DIDD SG2604DJI9 SG2604DJNP SG2604DK8P SG2604DLEL SG2604DLP1 SG2604DMLA SG2604DN00 SG2604DNH6 SG2604DNYM SG2604DOEW SG2604DORE SG2604DP3W
SG2604DQ4N SG2604DQ9B SG2604DQ9C SG2604DQ9Y SG2604DQVT SG2604DQWC SG2604DRBS SG2604DRL5 SG2604DRXI SG2604DSED SG2604DT2U SG2604DTNU SG2604DUG0 SG2604DUQD SG2604DUQZ SG2604DVFM SG2604DVKK SG2604DWL7 SG2604DXK1 SG2604DXM9
SG2604DXSG SG2604DXTJ SG2604DYJC SG2604DYN5 SG2604DYSN SG2604DZNX SG2604E116 SG2604E16D SG2604E1HF SG2604E209 SG2604E2ZW SG2604E3G8 SG2604E503 SG2604E56D SG2604E628 SG2604E6C0 SG2604E6H2 SG2604E6W1 SG2604E7BX SG2604E7HU
SG2604E80F SG2604E808 SG2604E8RB SG2604E8RC SG2604E91M SG2604EAE6 SG2604EAM4 SG2604EB1C SG2604ECK1 SG2604ECN7 SG2604ECTA SG2604EDNC SG2604EEJ0 SG2604EFFT SG2604EFN8 SG2604EG9T SG2604EGCC SG2604EGZI SG2604EI1S SG2604EJ4F
SG2604EJC8 SG2604EJIW SG2604EJK9 SG2604EJRH SG2604EKB0 SG2604EKTW SG2604EKX4 SG2604EM4I SG2604EMRZ SG2604EMTN SG2604EN4A SG2604ENHR SG2604ENTP SG2604EOQB SG2604EOXK SG2604EPXA SG2604EQRZ SG2604ERX9 SG2604ESEX SG2604ESMR
SG2604ESQP SG2604ESYR SG2604ET48 SG2604ETNO SG2604EVKP SG2604EW58 SG2604EXD9 SG2604EY0T SG2604EYHO SG2604EYNL SG2604EYSL SG2604EZDT SG2604EZLX SG2604F0D4 SG2604F0YZ SG2604F15C SG2604F16T SG2604F1YZ SG2604F2MN SG2604F2P2
SG2604F2YC SG2604F40T SG2604F454 SG2604F4F6 SG2604F40B SG2604F571 SG2604F5AD SG2604F6QE SG2604F7J3 SG2604F7QY SG2604F7V0 SG2604F8NF SG2604F8TM SG2604F9KW SG2604F9QD SG2604F9X8 SG2604FB5H SG2604FBDS SG2604FCG9 SG2604FCIZ
SG2604FCNZ SG2604FDB7 SG2604FDVH SG2604FFY5 SG2604FGDZ SG2604FI20 SG2604FJEH SG2604FJGL SG2604FJIK SG2604FJTZ SG2604FK3Q SG2604FKDM SG2604FKDV SG2604FKXY SG2604FL06 SG2604FLPR SG2604FMG1 SG2604FMJB SG2604FNJI SG2604FONO
SG2604FOUQ SG2604FP4D SG2604FPWZ SG2604FQK0 SG2604FQQ9 SG2604FR97 SG2604FRBW SG2604FRLA SG2604FRLU SG2604FRZ1 SG2604FSUK SG2604FTOQ SG2604FUED SG2604FUMM SG2604FVFH SG2604FWFF SG2604FXLZ SG2604G075 SG2604G082 SG2604G0BD
SG2604G0EA SG2604G135 SG2604G10F SG2604G230 SG2604G2N6 SG2604G5CO SG2604G5HV SG2604G78X SG2604G7BE SG2604G7E7 SG2604G8R3 SG2604G8ZM SG2604G942 SG2604G9RW SG2604G9T8 SG2604GB99 SG2604GCOW SG2604GCVI SG2604GDFY SG2604GDQD
SG2604GDVN SG2604GE6B SG2604GEFV SG2604GEOU SG2604GEXE SG2604GFEP SG2604GFKO SG2604GGFO SG2604GGLI SG2604GHHT SG2604GHW5 SG2604GI3I SG2604GIHD SG2604GIRI SG2604GJLW SG2604GKDY SG2604GKE2 SG2604GLNQ SG2604GM15 SG2604GMF4
SG2604GNEO SG2604GNMJ SG2604GPKJ SG2604GPNI SG2604GQ9I SG2604GQEJ SG2604GQJE SG2604GQJO SG2604GR8N SG2604GRCA SG2604GTEG SG2604GTPD SG2604GU09 SG2604GU1K SG2604GUKT SG2604GV5V SG2604GVAS SG2604GWH3 SG2604GXLH SG2604GXN9
SG2604GXWP SG2604GYFZ SG2604GZF5 SG2604H0U0 SG2604H0X7 SG2604H13L SG2604H2KS SG2604H3I8 SG2604H43N SG2604H4HX SG2604H50R SG2604H63L SG2604H65G SG2604H6DN SG2604H710 SG2604H7E6 SG2604H7JF SG2604H7P4 SG2604H7VR SG2604H7Z8
SG2604H87H SG2604H8ID SG2604H9YM SG2604HBCA SG2604HBN4 SG2604HC69 SG2604HCMJ SG2604HELJ SG2604HEUL SG2604HF74 SG2604HFCS SG2604HFKH SG2604HFP0 SG2604HFQ8 SG2604HG4J SG2604HGMX SG2604HH61 SG2604HHF4 SG2604HIH7 SG2604HJ1S
SG2604HJQ6 SG2604HL6A SG2604HLAA SG2604HLD5 SG2604HM93 SG2604HMAS SG2604HMBS SG2604HMKN SG2604HMQX SG2604HNY9 SG2604HO2V SG2604HO70 SG2604HOOY SG2604HQ3N SG2604HQGY SG2604HRJF SG2604HRXY SG2604HSKR SG2604HT0Y SG2604HT1B
SG2604HT1W SG2604HUNG SG2604HV0K SG2604HVHW SG2604HVLS SG2604HWBI SG2604HWJ3 SG2604HWUP SG2604HYOK SG2604HZKG SG2604HZN4 SG2604I06W SG2604I0GY SG2604I0U1 SG2604I170 SG2604I1IG SG2604I1XJ SG2604I298 SG2604I2R4 SG2604I2S8
SG2604I2WQ SG2604I3RS SG2604I3SY SG2604I410 SG2604I4HR SG2604I4YA SG2604I5GX SG2604I622 SG2604I63J SG2604I63X SG2604I6JS SG2604I60B SG2604I6ZI SG2604I76N SG2604I7JL SG2604I84W SG2604I86X SG2604I9KV SG2604IA32 SG2604IACW
SG2604IADN SG2604IAHE SG2604IB2N SG2604IBP4 SG2604IC0B SG2604ICZC SG2604IDMS SG2604ID01 SG2604IDOK SG2604IE0S SG2604IEJC SG2604IG14 SG2604IGGN SG2604IGMA SG2604IGYT SG2604II4I SG2604II8Y SG2604IIGO SG2604IIQ8 SG2604IKJD
SG2604IL2C SG2604IM4L SG2604IMKG SG2604IN6A SG2604I08H SG2604IOQA SG2604IQKL SG2604IQOG SG2604IQTW SG2604IQUJ SG2604IR08 SG2604IRM1 SG2604ISLJ SG2604ISNN SG2604ISZE SG2604ITHN SG2604ITRY SG2604IUUD SG2604IUYX SG2604IV4Y
SG2604IVCE SG2604IVIG SG2604IVSR SG2604IWBP SG2604IWQ1 SG2604IXA9 SG2604IYYP SG2604IZBJ SG2604IZEL SG2604IZG9 SG2604IZM7 SG2604IZVQ SG2604J1F9 SG2604J1FX SG2604J1TY SG2604J212 SG2604J2AD SG2604J35T SG2604J3I5 SG2604J3LG
SG2604J662 SG2604J6T6 SG2604J7B8 SG2604J7TW SG2604J7VG SG2604J80E SG2604JA21 SG2604JAM3 SG2604JB20 SG2604JBZB SG2604JCF3 SG2604JD8B SG2604JDAL SG2604JDHZ SG2604JDJG SG2604JEVL SG2604JF2R SG2604JF9F SG2604JG4P SG2604JGS7
SG2604JGVS SG2604JIMK SG2604JIMM SG2604JJWG SG2604JJY3 SG2604JKSA SG2604JLFH SG2604JLR7 SG2604JLS8 SG2604JM8O SG2604JN70 SG2604JNW6 SG2604JOQF SG2604JOYA SG2604JP9U SG2604JPIO SG2604JQ4A SG2604JQ9H SG2604JQFR SG2604JQL6
SG2604JR4S SG2604JRK4 SG2604JSNG SG2604JSWZ SG2604JT13 SG2604JTE9 SG2604JTFW SG2604JTQQ SG2604JTV3 SG2604JUIO SG2604JUI2 SG2604JUSQ SG2604JV24 SG2604JW25 SG2604JX1A SG2604JX2B SG2604JX7K SG2604JYAK SG2604JYYC SG2604K01N
SG2604K08E SG2604K14K SG2604K26W SG2604K2R1 SG2604K36L SG2604K3D3 SG2604K4NY SG2604K54K SG2604K54N SG2604K565 SG2604K5MO SG2604K5R9 SG2604K61F SG2604K61K SG2604K6V0 SG2604K75N SG2604K76S SG2604K771 SG2604K78H SG2604K7BX
SG2604K7DQ SG2604K80M SG2604K884 SG2604K80V SG2604K8RO SG2604K8XL SG2604K90G SG2604K970 SG2604K9S1 SG2604KALF SG2604KAUR SG2604KBK2 SG2604KBRT SG2604KC8L SG2604KCGS SG2604KCS9 SG2604KDDO SG2604KDE3 SG2604KDTH SG2604KGYD
SG2604KH0P SG2604KHNN SG2604KI44 SG2604KIFO SG2604KKQY SG2604KL9N SG2604KM47 SG2604KNI4 SG2604KNU8 SG2604KNZP SG2604KO0W SG2604KO2Q SG2604KO7A SG2604KO9E SG2604KP7G SG2604KQ0C SG2604KRIN SG2604KRKB SG2604KRLP SG2604KROC
SG2604KT00 SG2604KTHZ SG2604KTVE SG2604KTVI SG2604KU30 SG2604KVKM SG2604KX4K SG2604KXAB SG2604KXBN SG2604KXJ0 SG2604KXLS SG2604KYRA SG2604KZ1V SG2604L031 SG2604L05Y SG2604L07V SG2604L0AH SG2604L158 SG2604L1DP SG2604L1LH
SG2604L2IM SG2604L2QW SG2604L3U2 SG2604L5AO SG2604L5V7 SG2604L5XX SG2604L5YR SG2604L65N SG2604L6NF SG2604L734 SG2604L8DM SG2604L9DK SG2604L9F9 SG2604L9KH SG2604LCX9 SG2604LE2C SG2604LFS3 SG2604LG2U SG2604LHLY SG2604LHN3
SG2604LHT2 SG2604LIBF SG2604LJQK SG2604LKK3 SG2604LKZX SG2604LL3L SG2604LM8B SG2604LNK4 SG2604LOJW SG2604LPDJ SG2604LPFH SG2604LPX7 SG2604LQ8B SG2604LQR0 SG2604LR7K SG2604LS2R SG2604LSTI SG2604LSW0 SG2604LT2N SG2604LT7U
SG2604LT7V SG2604LTCL SG2604LU76 SG2604LU7L SG2604LU7Z SG2604LU8N SG2604LV20 SG2604LV3K SG2604LVIH SG2604LVLC SG2604LVM7 SG2604LVV9 SG2604LVWX SG2604LX2G SG2604LXFA SG2604LXNV SG2604LY7C SG2604LYS3 SG2604LYVC SG2604M020
SG2604M06F SG2604M0B4 SG2604M0V1 SG2604M1V6 SG2604M266 SG2604M28W SG2604M2U5 SG2604M3DJ SG2604M3L7 SG2604M30S SG2604M3UB SG2604M6FN SG2604M6YS SG2604M7A0 SG2604M7PX SG2604M7TM SG2604M8H7 SG2604M8J0 SG2604M8TS SG2604M9FP
SG2604MAD9 SG2604MAKC SG2604MB5Z SG2604MB81 SG2604MBXS SG2604MC06 SG2604MCDT SG2604MCK1 SG2604MDTZ SG2604MF9M SG2604MFJ5 SG2604MG2D SG2604MH64 SG2604MHT6 SG2604MHT7 SG2604MHZ4 SG2604MI26 SG2604MIOU SG2604MIZ6 SG2604MJLB
SG2604ML5U SG2604MLFJ SG2604MLMO SG2604MLRO SG2604MM8J SG2604MMU4 SG2604MN76 SG2604MNEO SG2604MNUT SG2604MOBJ SG2604MOO5 SG2604MPA4 SG2604MPJW SG2604MQ2S SG2604MQ6H SG2604MQLZ SG2604MR4Q SG2604MRHA SG2604MRNL SG2604MU66
SG2604MUMO SG2604MVRC SG2604MWMN SG2604MXUW SG2604MY4T SG2604MYAN SG2604MYSJ SG2604MYYK SG2604MZ1T SG2604N0AA SG2604N0EB SG2604N12M SG2604N1XA SG2604N2DD SG2604N2QE SG2604N3B3 SG2604N3OJ SG2604N3T3 SG2604N4T7 SG2604N57Z
SG2604N5HQ SG2604N5KP SG2604N70W SG2604N7L9 SG2604N7Z2 SG2604N80U SG2604N802 SG2604N8Z9 SG2604N97B SG2604N98E SG2604N9FF SG2604N9M9 SG2604N9Q1 SG2604NAGR SG2604NAH8 SG2604NB8B SG2604NCKT SG2604NCW5 SG2604ND8P SG2604NDWX
SG2604NE65 SG2604NELA SG2604NEOM SG2604NEZ7 SG2604NEZF SG2604NF2S SG2604NG3C SG2604NGTG SG2604NHMH SG2604NJ7I SG2604NJGY SG2604NKYD SG2604NKZT SG2604NLFE SG2604NLX5 SG2604NN8S SG2604NNBE SG2604NNF3 SG2604NNWK SG2604NOYC
SG2604NP5M SG2604NPAR SG2604NPE2 SG2604NPZ9 SG2604NQFO SG2604NQGE SG2604NQQE SG2604NQXB SG2604NRZT SG2604NS02 SG2604NSW7 SG2604NSYT SG2604NTTE SG2604NTYH SG2604NU2D SG2604NUT9 SG2604NVBN SG2604NVLP SG2604NWIX SG2604NWLD
SG2604NWSH SG2604NX4Y SG2604NXHG SG2604NXTU SG2604NXUU SG2604NXY5 SG2604NZTF SG2604NZTM SG2604O00J SG2604O0F7 SG2604O0K1 SG2604O0T3 SG2604O1C1 SG2604O3Q3 SG2604O3T5 SG2604O3ZP SG2604O4GJ SG2604O4NG SG2604O6JK SG2604O711
SG2604O7HK SG2604O7IJ SG2604O7IK SG2604O7RK SG2604O8DS SG2604O8I7 SG2604O808 SG2604O8Q2 SG2604O8XV SG2604O90X SG2604OA7P SG2604OAII SG2604OBGI SG2604OBOR SG2604OCTW SG2604OD0L SG2604OE01 SG2604OET2 SG2604OEVT SG2604OF6H

SG2604OFLH SG2604OFNF SG2604OGWC SG2604OH69 SG2604OI2X SG2604OJ1O SG2604OJM1 SG2604OJT3 SG2604OJWX SG2604OK03 SG2604OKW2 SG2604OKYV SG2604OL7T SG2604OLAW SG2604OMCG SG2604ONE9 SG2604ONLB SG2604ONPK
SG2604OO1U SG2604OO0B SG2604OPJO SG2604OQA6 SG2604OQXV SG2604OR19 SG2604ORDU SG2604OS5R SG2604OSCA SG2604OSQ4 SG2604OSTT SG2604OSWZ SG2604OTVS SG2604OUB0 SG2604OUJ1 SG2604OUZF SG2604OWCL SG2604OXBJ SG2604OXI0
SG2604OY4A SG2604OYDG SG2604OYMC SG2604OZT7 SG2604OZ60 SG2604OZXD SG2604OZZ3 SG2604P1B8 SG2604P1CJ SG2604P23N SG2604P2MJ SG2604P3NH SG2604P3QG SG2604P4SM SG2604P59J SG2604P5E4 SG2604P670 SG2604P6TB SG2604P7C5
SG2604P7FK SG2604P7QP SG2604P80L SG2604P8B0 SG2604P91L SG2604P9J5 SG2604PALN SG2604PAVK SG2604PCAT SG2604PCCG SG2604PCF5 SG2604PCUH SG2604PCVE SG2604PCW0 SG2604PD12 SG2604PDJZ SG2604PDMT SG2604PE08 SG2604PE24
SG2604PE68 SG2604PEKG SG2604PEYH SG2604PFRT SG2604PFSI SG2604PHAA SG2604PJ19 SG2604PJOS SG2604PJOV SG2604PJTL SG2604PK8R SG2604PKB7 SG2604PKJ0 SG2604PLEG SG2604PMDG SG2604PMKE SG2604PMOF
SG2604PN0E SG2604POFX SG2604POIS SG2604POPQ SG2604PPLD SG2604PQ8A SG2604PQKP SG2604PQRO SG2604PR7Y SG2604PS87 SG2604PT1J SG2604PTN3 SG2604PU1I SG2604PUT1 SG2604PUEH SG2604PVLJ SG2604PW3S SG2604PX2D
SG2604PXGU SG2604PYXG SG2604PZB3 SG2604PZC0 SG2604PZDY SG2604PZUZ SG2604Q00A SG2604Q00Z SG2604Q23D SG2604Q2NF SG2604Q2UZ SG2604Q31R SG2604Q38G SG2604Q394 SG2604Q3BD SG2604Q532 SG2604Q6ZD SG2604Q6XQ
SG2604Q79T SG2604Q9AX SG2604Q9Y3 SG2604Q9ZB SG2604QAHD SG2604QCPD SG2604QDD3 SG2604QDJ4 SG2604QDZB SG2604QEAH SG2604QEFH SG2604QG35 SG2604QG3U SG2604QG7R SG2604QGR8 SG2604QHDW SG2604QHB9 SG2604QIG9
SG2604QIYA SG2604QLOP SG2604QLX1 SG2604QMB9 SG2604QMLJ SG2604QNOZ SG2604QO4F SG2604QO85 SG2604QOEU SG2604QOPX SG2604QP91 SG2604QPKM SG2604QQ33 SG2604QQ79 SG2604QQS0 SG2604QR9C SG2604QSFG
SG2604QUL5 SG2604QUPQ SG2604QUZH SG2604QW45 SG2604QXP8 SG2604QYUM SG2604QZ60 SG2604RDDW SG2604RGBY SG2604RIDY SG2604RIEX SG2604RIMI SG2604RINO SG2604R215 SG2604R298 SG2604R2G3 SG2604R33T SG2604R3KO
SG2604R3N2 SG2604R4B9 SG2604R4MA SG2604R4MX SG2604R61C SG2604R694 SG2604R678 SG2604R6AX SG2604R7OL SG2604R7VI SG2604R8DR SG2604R8N0 SG2604R8WG SG2604RAVT SG2604RB6R SG2604RBQE SG2604RBTZ SG2604RBUV
SG2604RBUW SG2604RCS8 SG2604RD1P SG2604RDBU SG2604REGI SG2604REQF SG2604RERO SG2604RGXQ SG2604RHU4 SG2604RJLN SG2604RJT4 SG2604RK18 SG2604RME5 SG2604RMME SG2604RMYC SG2604RN66 SG2604RNRR SG2604RONP
SG2604RONR SG2604RQZF SG2604RTFF SG2604RU8V SG2604RWJ0 SG2604RWQD SG2604RXJD SG2604RXNC SG2604RXTE SG2604RYAZ SG2604RZL3 SG2604RZM1 SG2604RZPL SG2604RZT8 SG2604S0NK SG2604S0T4 SG2604S12E SG2604S2SS
SG2604S2XR SG2604S37P SG2604S3P5 SG2604S3SE SG2604S3VT SG2604S4JV SG2604S58F SG2604S5DR SG2604S6D5 SG2604S727 SG2604S79I SG2604S91E SG2604S98S SG2604S927 SG2604SA55 SG2604SB4M SG2604SBAP SG2604SCQB
SG2604SCXX SG2604SDDZ SG2604SDM3 SG2604SFHT SG2604SFJZ SG2604SFKD SG2604SGXQ SG2604SH92 SG2604SHC7 SG2604SHZ4 SG2604SIZF SG2604SJ70 SG2604SJEZ SG2604SLM0 SG2604SLO4 SG2604SLP3 SG2604SM23 SG2604SMBD
SG2604SMSY SG2604SMUU SG2604SNHE SG2604SNQ6 SG2604SNW6 SG2604SPJV SG2604SPWL SG2604SPWG SG2604SQB9 SG2604SQB0 SG2604SR5I SG2604SS5Y SG2604SSM7 SG2604SSUW SG2604ST3U SG2604ST7A SG2604ST69 SG2604STRA SG2604SUET
SG2604SW42 SG2604SXQK SG2604SY1R SG2604SYB5 SG2604SYBA SG2604SYLD SG2604SYV1 SG2604S200 SG2604S211 SG2604SZEA SG2604SZ19 SG2604SZTC SG2604T1EO SG2604T31C SG2604T3S7 SG2604T45V SG2604T62B SG2604T66K SG2604T6TG
SG2604T75E SG2604TA05 SG2604TA3W SG2604TA12 SG2604TAWL SG2604TAYC SG2604TBGJ SG2604TBHW SG2604TBUD SG2604TDVN SG2604TDWS SG2604TFCE7 SG2604TFCJA SG2604TH89 SG2604TJC7 SG2604TJDM SG2604TJDT1 SG2604TJT8 SG2604TPB8 SG2604TQ2K
SG2604TTBL SG2604TTBU SG2604TTLW SG2604TTXR SG2604TTYM SG2604TUTU SG2604TUV6 SG2604TWYA SG2604TX5U SG2604TXAO SG2604TXFI SG2604TXTQ SG2604TYVQ SG2604TZOZ SG2604U0E3 SG2604U0PL SG2604U0TX SG2604U0UM SG2604U0UN SG2604U1FG
SG2604U1GL SG2604U1HF SG2604U237 SG2604U2JE SG2604U2VM SG2604U3CJ SG2604U3JV SG2604U3UE SG2604U47P SG2604U4CF SG2604U4DU SG2604U4ZM SG2604U5GR SG2604U5HI SG2604UGNS SG2604UGPN SG2604UGBA SG2604UI6Q SG2604UI8N
SG2604UI8S SG2604UI8U SG2604U8RD SG2604U941 SG2604U9I4 SG2604U9NS SG2604U9TB SG2604UAQO SG2604UAQZ SG2604UAUL SG2604UBLP SG2604UBWD SG2604UCO5 SG2604UC2D SG2604UCHA SG2604UDDF SG2604UEHD SG2604UEJ1
SG2604UEJI SG2604UFNE SG2604UGUE SG2604UHD8 SG2604UHIK SG2604UJ5G SG2604UJMZ SG2604UJU4 SG2604UK4S SG2604UK5A SG2604UNAH SG2604UNJ9 SG2604UNVF SG2604UNPU SG2604UO1J SG2604UOPQ SG2604UQ29 SG2604UQ70 SG2604UR59
SG2604URTP SG2604URU3 SG2604URW5 SG2604UTGQ SG2604UTJL SG2604UTLP SG2604UTOQ SG2604UTUT SG2604UTUX SG2604UV33 SG2604UV9R SG2604UVCM SG2604UVUW SG2604UW3V SG2604UWRN SG2604UWXP SG2604UXL7 SG2604UYG2
SG2604UYJC SG2604UZCB SG2604UZDS SG2604V0NK SG2604V0R7 SG2604V11R SG2604V10D SG2604V1WI SG2604V2RA SG2604V38Q SG2604V3C SG2604V3H5 SG2604V3IA SG2604V41F SG2604V510 SG2604V5TQ SG2604V638 SG2604V6PM SG2604V7DG SG2604V7H3
SG2604V86V SG2604V8K3 SG2604V9FS SG2604V9F3 SG2604VAEB SG2604VAJJ SG2604VB11 SG2604VBLM SG2604VC1P SG2604VCL7 SG2604VDFZ SG2604VDU2 SG2604VE49 SG2604VELH SG2604VEN6 SG2604VFR1 SG2604VFU2 SG2604VGGW SG2604VGV6
SG2604VHFN SG2604VHU8 SG2604VI00 SG2604VIH2 SG2604VJMB SG2604VKK4 SG2604VKT3 SG2604VL5S SG2604VL9L SG2604VM67 SG2604VMM9 SG2604VMME7 SG2604VN61 SG2604VO3N SG2604VO60 SG2604VOJ7 SG2604VP9A SG2604VQ2P
SG2604VQ8T SG2604VQ96 SG2604VQKJ SG2604VQXH SG2604VRSU SG2604VS1J SG2604VSWP SG2604VTFA SG2604VTI0 SG2604VTOR SG2604VUBC SG2604VUT4 SG2604VV16 SG2604VW71 SG2604VXKN SG2604VY43 SG2604VY4Y SG2604VY80
SG2604VYB3 SG2604VZ1X SG2604VZ9Y SG2604W04Q SG2604W0D1 SG2604W2U1 SG2604W2E8 SG2604W3H2 SG2604W3IC SG2604W3KR SG2604W3SY SG2604W3X0 SG2604W46N SG2604W4SI SG2604W4SP SG2604W4XZ SG2604W510 SG2604W5K9
SG2604W5L2 SG2604W5UX SG2604W62X SG2604W68N SG2604W6A1 SG2604W7JC SG2604W7S4 SG2604W84I SG2604W88X SG2604W936 SG2604W9CD SG2604WA1G SG2604WAPD SG2604WB8F SG2604WD42 SG2604WDJ2 SG2604WDKB SG2604WDLA SG2604WEXR SG2604WF5M
SG2604WFBQ SG2604WG08 SG2604WG4J SG2604WG6B SG2604WGEF SG2604WGHW SG2604WGOF SG2604WHEJ SG2604WHFY SG2604WI11 SG2604WI3N SG2604WI73 SG2604WI7C SG2604WIAW SG2604WIRL SG2604WJLO SG2604WKEH SG2604WL8Q SG2604WLLW
SG2604WNAB SG2604WNJT SG2604WNKC SG2604WOFF SG2604WP3F SG2604WPKN SG2604WQCU SG2604WQSO SG2604WRF2 SG2604WS3U SG2604WSNJ SG2604WTHQ SG2604WTUW SG2604WTX5 SG2604WTXD SG2604WUK4 SG2604WUP2 SG2604WV3S
SG2604WV8E SG2604WVR4 SG2604WWC3 SG2604WWC7 SG2604WWJZ SG2604WX4D SG2604WXH1 SG2604WY54 SG2604WYR5 SG2604WYRA SG2604X06Q SG2604X0PZ SG2604X1DO SG2604X379 SG2604X3EH SG2604X3MA SG2604X4K6 SG2604X5AO
SG2604X5CB SG2604X5FQ SG2604X691 SG2604X6B2 SG2604X6R5 SG2604X7K2 SG2604X8Q5 SG2604X9CE SG2604XAKY SG2604XAZD SG2604XBGG SG2604XBOS SG2604XC53 SG2604XCBG SG2604XCHV SG2604XD45 SG2604XDHT SG2604XDLN
SG2604XEGS SG2604XEP1 SG2604XEZ7 SG2604XFWC SG2604XG8Q SG2604XHQL SG2604XI0U SG2604XJI1 SG2604XJS4 SG2604XJZC SG2604XKVC SG2604XL0Y SG2604XLU8 SG2604XN18 SG2604XN88 SG2604XNES SG2604XNLF SG2604XNTC
SG2604XO0G SG2604XP0A SG2604XPEL SG2604XPLQ SG2604XPQ5 SG2604XPQT SG2604XQ0Y SG2604XQC7 SG2604XQCB SG2604XQL6 SG2604XR0Q SG2604XRQQ SG2604XS1Y SG2604XSC4 SG2604XSR6 SG2604XSX5 SG2604XT3U SG2604XTTN
SG2604XV87 SG2604XVB5 SG2604XVCR SG2604XW8A SG2604XWEX SG2604XWZ9 SG2604XX0J SG2604XXC9 SG2604XXCX SG2604XXIN SG2604XYGF SG2604Y1K2 SG2604Y1XZ SG2604Y273 SG2604Y29P SG2604Y369 SG2604Y450 SG2604Y4YS
SG2604Y5SQ SG2604Y6BK SG2604Y7PF SG2604Y7U9 SG2604Y836 SG2604Y8AL SG2604Y8N7 SG2604Y987 SG2604Y9F5 SG2604Y9PA SG2604YA81 SG2604YBFC SG2604YCSO SG2604YCWO SG2604YDRW SG2604YE3Z SG2604YEC2 SG2604YENA
SG2604YFEM SG2604YFKR SG2604YFN0 SG2604YGDF SG2604YGLV SG2604YGZZ SG2604YHVQ SG2604YIBJ SG2604YKBJ SG2604YLOZ SG2604YNGZ SG2604YNVY SG2604YOOK SG2604YPLD SG2604YQ8X SG2604YRJD SG2604YRX4 SG2604YS9K
SG2604YSD0 SG2604YSMZ SG2604YTD2 SG2604YTD8 SG2604YUQZ SG2604YUXE SG2604YWB SG2604YWN5 SG2604YWV0 SG2604YX59 SG2604YXF6 SG2604YXH9 SG2604YXMQ SG2604YXOW SG2604YY9X SG2604YYU3 SG2604Y29G SG2604Y7J4 SG2604Y11N
SG2604Z1NN SG2604Z1SW SG2604Z2L2 SG2604Z3US SG2604Z3VS SG2604Z44L SG2604Z54Z SG2604Z55G SG2604Z505 SG2604Z66C SG2604Z6B2 SG2604Z6HH SG2604Z6NG SG2604Z6OI SG2604Z7PC SG2604Z8TD SG2604Z8T3 SG2604Z9A54 SG2604ZBKK SG2604ZCXD
SG2604ZCZ5 SG2604ZCZU SG2604ZD45 SG2604ZD04 SG2604ZE91 SG2604ZF7R SG2604ZFSN SG2604ZH0T SG2604ZHLE SG2604ZI5C SG2604ZJNT SG2604ZJWX SG2604ZK1F SG2604ZK22 SG2604ZLMN SG2604ZLRQ SG2604ZM16 SG2604ZM0N SG2604ZMW7 SG2604ZN50
SG2604ZNAH SG2604ZNIK SG2604ZQ1H SG2604ZQMJ SG2604ZQNZ SG2604ZQTD SG2604ZTFR SG2604ZTZM SG2604ZUDI SG2604ZV04 SG2604ZV5V SG2604ZWKK SG2604ZWSL SG2604ZWTA SG2604ZWYM SG2604ZX51 SG2604ZXE7 SG2604ZXEE SG2604ZXL5 SG2604ZXLL
SG2604ZXN2 SG2604Z185 SG2604Z190 SG2604ZZNY

基本情報技術者試験に係るもの

FE26040OTZ FE26040O094 FE26040O0B9 FE26040O0FJ FE26040O0Q4 FE26040O1RY FE26040O2CG FE26040O2HA FE26040O2J4 FE26040O2UM FE26040O4EQ FE26040O4XG FE26040O5MU FE26040O5U8 FE26040O6TL FE26040O6WL FE26040O6YL FE26040O6ZL FE26040O96N FE26040O96R FE26040O7AM FE26040O7KR FE26040O7SI
FE26040O86A FE26040O8DA FE26040O8IQ FE26040O8N8 FE26040O8XA FE26040O94K FE26040O99A FE26040O9CW FE26040O9LO FE26040OA6E FE26040OA6F FE26040OA9G FE26040OA9L9 FE26040OB1K FE26040OBFH FE26040OBVP FE26040OBYB FE26040OC0B FE26040OC1B FE26040OC8T FE26040OCBT FE26040OCDV
FE26040OCC8 FE26040OCK5 FE26040OCPT FE26040OCSK FE26040OCWY FE26040OD7B FE26040OD8Y FE26040OE2G FE26040OE3V FE26040OEF6 FE26040OFB5 FE26040OHT7 FE26040OHB5 FE26040OHD6 FE26040OHV3 FE26040OHZY FE26040OI0F
FE26040OI2X FE26040OI4S FE26040OICG FE26040OILH FE26040OITK FE26040OIU14 FE26040OJPR FE26040OK36 FE26040OK3F FE26040OK9B FE26040OKBR FE26040OKRE FE26040OKYA FE26040OKZW FE26040OL7Y FE26040OLMY FE26040OLQT FE26040OMB8 FE26040ONB4
FE26040ONCW FE26040ONXH FE26040ONYN FE26040OO03J FE26040OPJB FE26040OPZO FE26040OQRQR FE26040OR5O FE26040OSEA FE26040OSPG FE26040OT6H FE26040OTM2 FE26040OTRV FE26040OUCC FE26040OUJA FE26040OUJZ FE26040OUPT FE26040OUW8 FE26040OVWO FE26040OVGD
FE26040OVHS FE26040OVIE FE26040OVNJ FE26040OVQP FE26040OVY6 FE26040OWWX FE26040OWF7 FE26040OWPA FE26040OWTA FE26040OWZO FE26040OXAI FE26040OXFC FE26040OXGG9 FE26040OXJL FE26040OXN4 FE26040OXWO FE26040OY2A FE26040OY54
FE26040OYC6 FE26040OYFM FE26040OYUB FE26040OZ047 FE26040OZAV FE26040OZ50 FE26040OZNT FE26040OZU5 FE26040OZWT FE26040O105E FE26040O10AX FE26040O10OR FE26040O10VS FE26040O11H2 FE26040O11JF FE26040O11OS FE26040O122B FE26040O126D
FE26040O12G2 FE26040O12TU FE26040O13FB FE26040O149N FE26040O14F6 FE26040O155A FE26040O15K1 FE26040O16BW FE26040O16FF FE26040O16GM FE26040O16Y2 FE26040O176K FE26040O17HF FE26040O17VY FE26040O18F1
FE26040O18LG FE26040O18MH FE26040O19QB FE26040O1AHH FE26040O1AL9 FE26040O1AUW FE26040O1BO0 FE26040O1BH6 FE26040O1CJH FE26040O1CKL FE26040O1CPU FE26040O1DO2 FE26040O1DOO FE26040O1EFQ FE26040O1EJV FE26040O1ERC FE26040O1EWK FE26040O1FJ6 FE26040O1FUX
FE26040O1G32 FE26040O1GTB FE26040O1GUW FE26040O1HH3 FE26040O1IWE FE26040O1JAX FE26040O1JDF FE26040O1JQA FE26040O1KAO FE26040O1KLU FE26040O1KQD FE26040O1KQF FE26040O1KRU FE26040O1KUX FE26040O1KZJ FE26040O1L14 FE26040O1L3J FE26040O1L4B FE26040O1L7K
FE26040O1MOC FE26040O1MWO FE26040O1NMP1 FE26040O1NNR FE26040O1OIF FE26040O1OJK FE26040O1OLP FE26040O1P71 FE26040O1PAM FE26040O1PHC FE26040O1PUV FE26040O1QHA FE26040O1R7B FE26040O1RA8 FE26040O1S00 FE26040O1S6J FE26040O1SJN FE26040O1U30 FE26040O1ULP
FE26040O1UOT FE26040O1UP2 FE26040O1V41 FE26040O1VKZ FE26040O1W40 FE26040O1WB0 FE26040O1WJ FE26040O1WVF FE26040O1WWJ FE26040O1XAZ FE26040O1YC2 FE26040O1YZ8 FE26040O207Q FE26040O2095 FE26040O20ER FE26040O20GZ FE26040O20JN FE26040O20LV FE26040O20NE
FE26040O20W4 FE26040O20XI FE26040O2136 FE26040O216X FE26040O21FO FE26040O21VS FE26040O22216 FE26040O223GB FE26040O236D FE26040O237T FE26040O238P FE26040O23GL FE26040O23OL FE26040O25QX FE26040O279G FE26040O282J FE26040O2862 FE26040O28O3
FE26040O29C0 FE26040O29IE FE26040O29JZ FE26040O29MN FE26040O2A7T FE26040O2A98 FE26040O2AF3 FE26040O2ASG FE26040O2AUU FE26040O2BB0 FE26040O2BNP FE26040O2C5K FE26040O2CPC FE26040O2CSP FE26040O2DBA FE26040O2DFZ FE26040O2DJW FE26040O2E72 FE26040O2EAG
FE26040O2EBW FE26040O2ETB FE26040O2F5V FE26040O2F16 FE26040O2GXP FE26040O2GXV FE26040O2HC9 FE26040O2HL6 FE26040O2I7B FE26040O2I82 FE26040O2ITR FE26040O2JJJ FE26040O2KC8 FE26040O2KTB FE26040O2KVF FE26040O2LBD
FE26040O2LEM FE26040O2LHV FE26040O2LN8 FE26040O2LVU FE26040O2M5G FE26040O2MJU FE26040O2MQZ FE26040O2N4E FE26040O2N8Z FE26040O2NXJ FE26040O2O1W FE26040O2O2R FE26040O2O8Z FE26040O2O4J FE26040O2QPT FE26040O2QQA FE26040O2R8X FE26040O2S3N
FE26040O2SAH FE26040O2SKH FE26040O2T4U FE26040O2T74 FE26040O2TP2 FE26040O2TRR FE26040O2TUX FE26040O2TVT FE26040O2VBS FE26040O2VMA FE26040O2VMR FE26040O2WFE FE26040O2WHB FE26040O2WJP FE26040O2XAE FE26040O2XBB
FE26040O2XBW FE26040O2XNW FE26040O2YUO FE26040O2YUQ FE26040O2Z7J FE26040O30HM FE26040O30UT FE26040O31OL FE26040O31R9 FE26040O31UB FE26040O31UR FE26040O31WP FE26040O32RZ FE26040O336W FE26040O339U FE26040O33AZ
FE26040O34AM FE26040O34QQ FE26040O35IU FE26040O35U0 FE26040O35W6 FE26040O35Z6 FE26040O35Z9 FE26040O35ZZ FE26040O36M4 FE26040O37UE FE26040O37WK FE26040O38B7 FE26040O38Y9 FE26040O3822 FE26040O39L2 FE26040O39QZ FE26040O39RZ FE26040O3A40
FE26040O3AEA FE26040O3ACQ FE26040O3ARS FE26040O3AY0 FE26040O3BM3 FE26040O3BQE FE26040O3BZI FE26040O3C2T FE26040O3DPZ FE26040O3DUP FE26040O3E08 FE26040O3EU9 FE26040O3G1G FE26040O3GBU FE26040O3HEJ FE26040O3I2T FE26040O3IFZ FE26040O3IM6
FE26040O3IU8 FE26040O3IZS FE26040O3J04 FE26040O3JLZ FE26040O3JT9 FE26040O3KJ1 FE26040O3KT4 FE26040O3L1P FE26040O3LUQ FE26040O3MDC FE26040O3MT8 FE26040O3N1 FE26040O3N3 FE26040O3NKI FE26040O3O65 FE26040O3PBJ FE26040O3Q1H FE26040O3Q8L FE26040O3QRR
FE26040O3QTE FE26040O3QVY FE26040O3RLD FE26040O3ROC FE26040O3RPO FE26040O359M FE26040O35BZ FE26040O35D7 FE26040O35IZ FE26040O37OZ FE26040O37TB FE26040O37ZM FE26040O3U5M FE26040O3USR FE26040O3USW FE26040O3V3L
FE26040O3VFU FE26040O3W3F FE26040O3W76 FE26040O3WOO FE26040O43X3Y FE26040O43XB0 FE26040O43XLO FE26040O4320F FE26040O4321V FE26040O43DU FE26040O43ZDU FE26040O43ZUE FE26040O4403I FE26040O440BV FE26040O4413L FE26040O4413U FE26040O4415U FE26040O441ZN FE26040O4421J
FE26040O448TB FE26040O449LM FE26040O44AV6 FE26040O44B9P FE26040O44BRU FE26040O44BUO FE26040O44C37 FE26040O44CDS FE26040O44D5Q FE26040O44DW5 FE26040O44EHX FE26040O44EQ1 FE26040O44F19 FE26040O44F20 FE26040O44F8K FE26040O44FDQ FE26040O44FJ3 FE26040O44FOU FE26040O44FUG FE26040O44FXC
FE26040O44GZZ FE26040O44GCQ FE26040O44GDU FE26040O44GJA FE26040O44GWV FE26040O44GZO FE26040O44H7V FE26040O44HMJ FE26040O44HT8 FE26040O44HVJ FE26040O44I2V FE26040O44I4T FE26040O44IAJ FE26040O44ICI FE26040O44JSW FE26040O44JTW8 FE26040O44JWM FE26040O44KDL FE26040O44L9J FE26040O44LGM FE26040O44M4T FE26040O44MLV
FE26040O44NGG FE26040O44NKN FE26040O44NMZ FE26040O44OUN FE26040O44QTO FE26040O44S2I FE26040O44SMB FE26040O44T7A FE26040O44TVF FE26040O44U27 FE26040O44UFP FE26040O44UV2 FE26040O44WSV FE26040O44WX9 FE26040O44YA5T FE26040O44YGW FE26040O44YKQ FE26040O44YYU
FE26040O44YK8 FE26040O44ZBG FE26040O44ZH2 FE26040O50B7 FE26040O50M8 FE26040O52GH FE26040O52LS FE26040O536G FE26040O53EV FE26040O53F1 FE26040O54B1 FE26040O54J8 FE26040O54KU FE26040O54S1 FE26040O558A FE26040O55DA FE26040O55NK FE26040O55PW FE26040O55VU
FE26040O5676 FE26040O56BQ FE26040O56H7 FE26040O56LB FE26040O56MU FE26040O575L FE26040O57AD FE26040O57LR FE26040O57SQ FE26040O57UQ FE26040O58DM FE26040O59CU FE26040O5AG4 FE26040O5ARQ FE26040O5B85 FE26040O5BK9
FE26040O5BQW FE26040O5C8K FE26040O5CG8 FE26040O5CHD FE26040O5D1R FE26040O5DYT FE26040O5EGX FE26040O5EZA FE26040O5F42 FE26040O5FD1 FE26040O5G4V FE26040O5M6L FE26040O5MUC FE26040O5NLE FE26040O5OAD FE26040O5OBQ FE26040O5OQC3
FE26040O5OQP FE26040O5R3I FE26040O5RIR FE26040O5RYO FE26040O5SB2 FE26040O5SJA FE26040O5SSP FE26040O5STU FE26040O5TFM FE26040O5TWS FE26040O5U0H FE26040O5U9B FE26040O5UX2 FE26040O5VA5 FE26040O5VB5 FE26040O5VSL FE26040O5VXZ FE26040O5W4H
FE26040O5WM1 FE26040O5WPF FE26040O5XTK FE26040O5XFT FE26040O5XVQ FE26040O5Y1X FE26040O5Y45 FE26040O5Y5L FE26040O5Y8N FE26040O5YFN FE26040O5YNV FE26040O5Z1T FE26040O5ZCW FE26040O5ZXP FE26040O604J FE26040O60R4 FE26040O6OS6 FE26040O6H4 FE26040O6HZ FE26040O6IKS
FE26040O6IW1 FE26040O6Z2O FE26040O6ZBX FE26040O6ZHA FE26040O6ZPP FE26040O638N FE26040O63DJ FE26040O6481 FE26040O64AG FE26040O64E2 FE26040O64T4 FE26040O650M FE26040O658K FE26040O65AI FE26040O66RO FE26040O66SK FE26040O66UB FE26040O670E
FE26040O678H FE26040O680R FE26040O689X FE26040O68D2 FE26040O68EV FE26040O68UZ FE26040O68X5 FE26040O696C FE26040O699J FE26040O69L3 FE26040O6AH8 FE26040O6AHM FE26040O6AVN FE26040O6AWZ FE26040O6BM8 FE26040O6BWP FE26040O6C90 FE26040O6C82 FE26040O6CIG
FE26040O6CO4 FE26040O6D4D FE26040O6D8N FE26040O6DNZ FE26040O6E22 FE26040O6EB5 FE26040O6EGV FE26040O6F14 FE26040O6FNC FE26040O6GHP FE26040O6GOG FE26040O6GYK FE26040O6HPJ FE26040O6I8S FE26040O6IEW FE26040O6IH5
FE26040O6IF5 FE26040O6J5M FE26040O6JCP FE26040O6JF2 FE26040O6JH6 FE26040O6JT5 FE26040O6JUO FE26040O6JWT FE26040O6JXG FE26040O6K3L FE26040O6KJN FE26040O6KZU FE26040O6LFJ FE26040O6LM6 FE26040O6LMQ FE26040O6LSS FE26040O6MI4 FE26040O6MQH
FE26040O6NE1 FE26040O6NJB FE26040O6NOK FE26040O6NVO FE26040O6NX4 FE26040O6O0E FE26040O6OBQ FE26040O6OH0 FE26040O6OJP FE26040O6OM6 FE26040O6PXP FE26040O6Q11 FE26040O6Q27 FE26040O6QES FE26040O6QPE FE26040O6R8Z FE26040O6RCI FE26040O6RNV
FE26040O6SZF FE26040O6SJF FE26040O6SNR FE26040O6STO FE26040O6T07 FE26040O6T9B FE26040O6U8K FE26040O6VKS FE26040O6VMW FE26040O6W2C FE26040O6W3V FE26040O6WW4 FE26040O6X5C FE26040O6XWN FE26040O6YCE FE26040O6YTX FE26040O6YU8 FE26040O6ZUO FE26040O706V
FE26040O70TP FE26040O70T1 FE26040O7167 FE26040O7169 FE26040O718E FE26040O71CL FE26040O71FR FE26040O71UR FE26040O729D FE26040O72R1 FE26040O72ZP FE26040O73NK FE26040O73QI FE26040O73TD FE26040O73VI FE26040O74CD FE26040O75FG FE26040O75K4 FE26040O75X1
FE26040O752D FE26040O760S FE26040O7637 FE26040O7712 FE26040O777F FE26040O77KG FE26040O77SG FE26040O787S FE26040O78E4 FE26040O7816 FE26040O78NF FE26040O78W1 FE26040O79EK FE26040O79WG FE26040O7AIP FE26040O7AJB FE26040O7C8O FE26040O7CDH FE26040O7CKN
FE26040O7CPO FE26040O7D1O FE26040O7D7K FE26040O7DJS FE26040O7DP2 FE26040O7DPV FE26040O7DSU FE26040O7DT9 FE26040O7DVO FE26040O7E1P FE26040O7ERD FE26040O7EVF FE26040O7FVG FE26040O7G03 FE26040O7GD2 FE26040O7GOB FE26040O7H0R FE26040O7HEL FE26040O7HGT

FE26047HUA FE26047IBM FE26047J6J FE26047JBS FE26047JHJ FE26047JUJ FE26047K3L FE26047K95 FE26047KB0 FE26047KFU FE26047KPS FE26047LPB FE26047LYR FE26047M2E FE26047MJL FE26047MTA FE26047MTN FE26047MY6 FE26047MYV FE26047N75
FE26047NFK FE26047NPO FE26047NZI FE2604704Q FE26047070 FE260470CQ FE260470XU FE26047P4J FE26047PS4 FE26047QBU FE26047QM5 FE26047QV8 FE26047ROC FE26047S85 FE26047S9X FE26047SFT FE26047SQY FE26047T4X FE26047TC0 FE26047TI4
FE26047TR0 FE26047UEV FE26047U04 FE26047V08 FE26047VNZ FE26047VQP FE26047X6W FE26047XVT FE26047Y8W FE26047YA8 FE26047YKE FE26047Z7L FE26047ZH9 FE260480K0 FE260480KJ FE260481CT FE260481GC FE260481ZO FE2604828G FE260482NG
FE2604820J FE260482T2 FE260482TH FE260482WR FE2604833N FE2604834T FE26048379 FE260483IB FE2604846F FE2604847A FE260484LP FE2604857E FE260485JN FE260485JS FE260485XY FE2604863D FE2604863P FE2604864V FE260486HG FE260486JN
FE2604872J FE2604879I FE260487GM FE260487GV FE260488V8 FE26048900 FE26048976 FE260489D0 FE260489JR FE260489RL FE26048AV9 FE26048AVF FE26048BN2 FE26048BNH FE26048B0T FE26048C3P FE26048CJC FE26048CJW FE26048CL0 FE26048CP3
FE26048DKZ FE26048DM7 FE26048DQ1 FE26048DT0 FE26048DZQ FE26048E9S FE26048EB3 FE26048EIQ FE26048E07 FE26048ETL FE26048F3G FE26048F79 FE26048F08 FE26048GA3 FE26048GL9 FE26048GX9 FE26048HCP FE26048HDX FE26048HM0 FE26048HQC
FE26048I90 FE26048IFZ FE26048ILA FE26048IZC FE26048JR7 FE26048KE7 FE26048KLP FE26048KQV FE26048KX0 FE26048KXQ FE26048KYJ FE26048KYV FE26048L0L FE26048LR3 FE26048LUE FE26048LXK FE26048M2J FE26048M89 FE26048M8V FE26048MJT
FE26048MRQ FE26048NI0 FE26048NN6 FE26048O0G FE26048O70 FE26048OB0 FE26048PH2 FE26048Q0E FE26048Q5T FE26048Q7Y FE26048QAH FE26048QCP FE26048QIU FE26048QLY FE26048QVX FE26048QZE FE26048RSC FE26048S1G FE26048S41 FE26048SRN
FE26048SZ2 FE26048TJQ FE26048U73 FE26048UBL FE26048UGI FE26048V5E FE26048V60 FE26048VK2 FE26048WCU FE26048WGZ FE26048WL6 FE26048WN8 FE26048WO0 FE26048WWE FE26048X5J FE26048XBN FE26048XK0 FE26048XXH FE26048Y5E FE26048ZAC
FE26048ZMF FE260490DK FE260492GP FE260492I8 FE2604939T FE260493FK FE260493V4 FE260494BD FE260494IK FE260494RH FE260494VN FE260495E0 FE260495PU FE260495QV FE260495UI FE260495UW FE2604965A FE26049695 FE260496BZ FE260496C5
FE260496EA FE260496IJ FE260496NP FE260496W9 FE260497AW FE260497CW FE260497R0 FE260497S5 FE260498CP FE260499CQ FE260499NY FE260499S3 FE260499Z4 FE26049A04 FE26049AR8 FE26049AS1 FE26049B05 FE26049BUZ FE26049BXU FE26049C1E
FE26049C4U FE26049CSE FE26049CTE FE26049D87 FE26049DWP FE26049EN8 FE26049ERA FE26049FCN FE26049FHD FE26049G4G FE26049GIX FE26049H7B FE26049HS5 FE26049HX2 FE26049I9H FE26049IUN FE26049IY9 FE26049JBB FE26049JG2 FE26049JPF
FE26049JR6 FE26049JT4 FE26049JU2 FE26049K4P FE26049KR1 FE26049L2X FE26049L52 FE26049L5Z FE26049L8L FE26049LA7 FE26049LT2 FE26049M92 FE26049N50 FE26049N8M FE26049NE6 FE26049NF4 FE26049NR5 FE26049NZF FE26049OIV FE26049ORV
FE26049OU5 FE26049P2L FE26049PB1 FE26049QOY FE26049QAA FE26049QD7 FE26049QHB FE26049QVT FE26049QWE FE26049R83 FE26049RCB FE26049S9D FE26049SLL FE26049TJD FE26049TM2 FE26049UCY FE26049VNI FE26049WD7 FE26049WKD FE26049WS2
FE26049WUV FE26049WV2 FE26049XCI FE26049XJ8 FE26049Y09 FE26049YDM FE26049YNO FE26049Z49 FE26049Z80 FE26049ZJY FE26049ZMY FE26049ZRZ FE2604A0F7 FE2604A004 FE2604A0WJ FE2604A13T FE2604A1AZ FE2604A1ON FE2604A1T0 FE2604A1WM
FE2604A2XV FE2604A32H FE2604A38I FE2604A3F0 FE2604A3FR FE2604A3HO FE2604A3UO FE2604A3Y3 FE2604A47Q FE2604A4HI FE2604A4QG FE2604A50E FE2604A5AK FE2604A5D8 FE2604A5T1 FE2604A69B FE2604A6CH FE2604A713 FE2604A7AA FE2604A7CN
FE2604A7J3 FE2604A7PA FE2604A7UI FE2604A8H3 FE2604A80P FE2604A8UC FE2604A93G FE2604A97Q FE2604A9HK FE2604AAG9 FE2604AAL4 FE2604AB9B FE2604ABFP FE2604ABZ7 FE2604AC0F FE2604AC40 FE2604AC68 FE2604AC80 FE2604ACEI FE2604ACLH
FE2604ACOJ FE2604ACPM FE2604AD5D FE2604ADX9 FE2604ADXK FE2604AEAR FE2604AEOH FE2604AEZO FE2604AF7Q FE2604AFBF FE2604AGAM FE2604AGCZ FE2604AGMZ FE2604AH02 FE2604AHEO FE2604AHF9 FE2604AHL7 FE2604AHQN FE2604AHUH FE2604AHY0
FE2604AIC9 FE2604AJBH FE2604AJMO FE2604AK4W FE2604AKC3 FE2604AKIP FE2604AKZV FE2604AL0M FE2604AL2W FE2604AL40 FE2604ALPV FE2604ALSY FE2604ALV3 FE2604ALXQ FE2604AM2E FE2604AM8G FE2604AM9Z FE2604AMA8 FE2604AMBD FE2604AMPE
FE2604AMWD FE2604AN2S FE2604ANMF FE2604ANX3 FE2604AP7Z FE2604APHN FE2604APMG FE2604APXV FE2604AQ9Z FE2604AQOS FE2604AQQR FE2604AQXB FE2604AR3E FE2604AREN FE2604ARR9 FE2604ASA7 FE2604ASDK FE2604ASJ4 FE2604ATOP FE2604ATXJ
FE2604AU24 FE2604AU5E FE2604AUH0 FE2604AUMP FE2604AV7F FE2604AVC1 FE2604AVEC FE2604AVFG FE2604AVZ0 FE2604AW9W FE2604AWBE FE2604AWCB FE2604AWMO FE2604AWN6 FE2604AWOV FE2604AWRC FE2604AXAT FE2604AXAU FE2604AXKR FE2604AYA0
FE2604AYBU FE2604AYNE FE2604AYRX FE2604AZPZ FE2604B0PN FE2604B0RW FE2604B0VX FE2604B14D FE2604B181 FE2604B1ER FE2604B2AU FE2604B2HA FE2604B2ND FE2604B2NG FE2604B2Q7 FE2604B2UC FE2604B2XN FE2604B32F FE2604B50H FE2604B57L
FE2604B5AI FE2604B5AR FE2604B66Y FE2604B699 FE2604B6R7 FE2604B6TZ FE2604B77C FE2604B79E FE2604B7B5 FE2604B7QN FE2604B7VA FE2604B7XS FE2604B8KT FE2604B95T FE2604B97V FE2604B9XX FE2604BA2R FE2604BA3X FE2604BA7K FE2604BA90
FE2604BAL3 FE2604BAM1 FE2604BAR4 FE2604BARR FE2604BBEZ FE2604BCA9 FE2604BCB7 FE2604BCDM FE2604BCK4 FE2604BCUW FE2604BDK2 FE2604BE19 FE2604BE8M FE2604BEMA FE2604BEPP FE2604BGHV FE2604BGJF FE2604BGNB FE2604BGPZ FE2604BGSG
FE2604BGTK FE2604BHES FE2604BHM7 FE2604BHSC FE2604BI8H FE2604BIG5 FE2604BIQ8 FE2604BJ6F FE2604BJR0 FE2604BJR4 FE2604BJU0 FE2604BJV8 FE2604BJXD FE2604BK0Y FE2604BK2U FE2604BKCH FE2604BKEP FE2604BKI1 FE2604BKI6 FE2604BKJM
FE2604BKOE FE2604BKTN FE2604BL00 FE2604BL38 FE2604BL40 FE2604BLAJ FE2604BLPA FE2604BLYI FE2604BMJ1 FE2604BMVS FE2604BNI1 FE2604BNUS FE2604BNXO FE2604BOA3 FE2604BOEH FE2604BOXY FE2604BOYR FE2604BP04 FE2604BPNT FE2604BPSA
FE2604BQD9 FE2604BQPZ FE2604BQV8 FE2604BRR0 FE2604BRYT FE2604BS6I FE2604BSVH FE2604BSWV FE2604BUPR FE2604BV1L FE2604BVBY FE2604BVPP FE2604BW5X FE2604BW7A FE2604BX6N FE2604BX6W FE2604BX6X FE2604BXQQ FE2604BYJV FE2604BYNZ
FE2604BZER FE2604BZGL FE2604BZII FE2604BZLN FE2604C0J3 FE2604C0LB FE2604C0M9 FE2604C0R6 FE2604C1L7 FE2604C1PG FE2604C23R FE2604C2DJ FE2604C2QB FE2604C2ZC FE2604C3CU FE2604C3HO FE2604C44X FE2604C48F FE2604C49P FE2604C4LL
FE2604C554 FE2604C5EV FE2604C5FK FE2604C5H2 FE2604C69R FE2604C6EN FE2604C6IW FE2604C609 FE2604C6RF FE2604C6ZO FE2604C715 FE2604C75Y FE2604C7HK FE2604C85Q FE2604C8GK FE2604C8RP FE2604C9KM FE2604C9P6 FE2604C9PF FE2604CAHI
FE2604CAYU FE2604CB0K FE2604CC03 FE2604CC16 FE2604CD7I FE2604CD8P FE2604CDDB FE2604CDJJ FE2604CDN0 FE2604CDRO FE2604CDS2 FE2604CDVE FE2604CECP FE2604CELF FE2604CESD FE2604CF3E FE2604CFOM FE2604CFXU FE2604CG9P FE2604CGBT
FE2604CGW9 FE2604CGZB FE2604CH63 FE2604CH9R FE2604CHLQ FE2604CHVI FE2604CINA FE2604CJ9B FE2604CJF4 FE2604CJLK FE2604CJXO FE2604CK39 FE2604CK41 FE2604CK5Z FE2604CK9Z FE2604CKI4 FE2604CKUG FE2604CKYM FE2604CL3I FE2604CL5Z
FE2604CLAT FE2604CM6R FE2604CMMU FE2604CN6G FE2604CNOE FE2604CO5M FE2604CO6B FE2604COA2 FE2604COCO FE2604COQC FE2604COVR FE2604CP40 FE2604CQ64 FE2604CQAZ FE2604CQMD FE2604CR66 FE2604CRJG FE2604CRQ2 FE2604CRR5 FE2604CS8S
FE2604CS90 FE2604CS9U FE2604CSEN FE2604CSM9 FE2604CSND FE2604CSQV FE2604CTAN FE2604CTDO FE2604CTJI FE2604CTXQ FE2604CUCC FE2604CUCV FE2604CUJD FE2604CUP6 FE2604CVOS FE2604CV4Z FE2604CV9Q FE2604CVCP FE2604CVXX FE2604CW4C
FE2604CWCP FE2604CWU5 FE2604CWX9 FE2604CX87 FE2604CXWP FE2604CYN9 FE2604CYRH FE2604D06C FE2604D11F FE2604D1BW FE2604D1RF FE2604D2CG FE2604D2LA FE2604D3IG FE2604D3R2 FE2604D41V FE2604D44M FE2604D4AN FE2604D4BK FE2604D4V1
FE2604D5D7 FE2604D5NN FE2604D5RH FE2604D5VR FE2604D5VW FE2604D6F6 FE2604D6ZH FE2604D70J FE2604D77F FE2604D7R5 FE2604D7WV FE2604D7ZA FE2604D8BZ FE2604D8FR FE2604D8KE FE2604D93A FE2604D99E FE2604D9B8 FE2604D9FC FE2604D9KY
FE2604D9LE FE2604D9YY FE2604DA10 FE2604DADC FE2604DAWZ FE2604DBN4 FE2604DBQJ FE2604DBQP FE2604DCPQ FE2604DDA5 FE2604DDGQ FE2604DDLL FE2604DDV6 FE2604DDYH FE2604DE0J FE2604DE9V FE2604DEH3 FE2604DETL FE2604DEZQ FE2604DF0B
FE2604DF6W FE2604DFB3 FE2604DGCO FE2604DGER FE2604DH4T FE2604DHH9 FE2604DHLM FE2604DHQP FE2604DHSY FE2604DHVL FE2604DIUP FE2604DJ34 FE2604DJI2 FE2604DJUQ FE2604DK8F FE2604DKGU FE2604DKMO FE2604DKOO FE2604DL0N FE2604DLN5
FE2604DM29 FE2604DMFP FE2604DMR6 FE2604DNJS FE2604DNN9 FE2604DO02 FE2604DOIM FE2604DORI FE2604DPHZ FE2604DQ37 FE2604DQ4P FE2604DQ4R FE2604DQ5L FE2604DR6U FE2604DRMG FE2604DRVQ FE2604DSAR FE2604DSTJ FE2604DSXL FE2604DTGZ
FE2604DTZS FE2604DU9Q FE2604DU9X FE2604DUE2 FE2604DUGF FE2604DUJR FE2604DUT7 FE2604DVKV FE2604DVRW FE2604DVYC FE2604DW2Z FE2604DW99 FE2604DWA1 FE2604DWGE FE2604DWIQ FE2604DWU2 FE2604DX15 FE2604DX5L FE2604DXFJ FE2604DXIO
FE2604DXL4 FE2604DY97 FE2604DYL3 FE2604DYW5 FE2604DZ2H FE2604DZAU FE2604DZRY FE2604DZYP FE2604DZZK FE2604E00H FE2604E04W FE2604E0Q6 FE2604E0WU FE2604E1FR FE2604E1MX FE2604E29T FE2604E2GW FE2604E2T5 FE2604E2TR FE2604E2V5
FE2604E35I FE2604E3BH FE2604E3SR FE2604E3T9 FE2604E489 FE2604E4BQ FE2604E4IM FE2604E4NY FE2604E4XX FE2604E5H5 FE2604E5N8 FE2604E6S1 FE2604E7DZ FE2604E70S FE2604E7RJ FE2604E83X FE2604E84J FE2604E8BW FE2604E8DR FE2604E8HU
FE2604E8XX FE2604E968 FE2604EAK0 FE2604EAY8 FE2604EBES FE2604EBXM FE2604ECKD FE2604ECMI FE2604ECZY FE2604EDEZ FE2604EEEN FE2604EEFC FE2604EELI FE2604EFGB FE2604EFRF FE2604EH1S FE2604EH30 FE2604EH4F FE2604EILL FE2604EITW
FE2604EIWD FE2604EIWR FE2604EJ5S FE2604EJ70 FE2604EJML FE2604EJPS FE2604EJSD FE2604EJWX FE2604EKLF FE2604EKWR FE2604EKXE FE2604ELID FE2604ELK7 FE2604ELV3 FE2604EMBG FE2604EMNS FE2604EMQW FE2604EMR9 FE2604EN2J FE2604ENEF
FE2604ENH8 FE2604ENL4 FE2604ENMS FE2604ENYA FE2604E09C FE2604EOZ1 FE2604EP39 FE2604EQ03 FE2604EQZU FE2604ER38 FE2604ERD3 FE2604ERIY FE2604ERK1 FE2604ERQP FE2604ERTR FE2604ESMZ FE2604ETAN FE2604ETBU FE2604ETLA FE2604ETT8
FE2604EU10 FE2604EUYZ FE2604EUZS FE2604EVE2 FE2604EVRW FE2604EWN2 FE2604EWTG FE2604EWUV FE2604EWY4 FE2604EXFZ FE2604EXMZ FE2604EY7V FE2604EYJV FE2604EZ1G FE2604EZRS FE2604F0BF FE2604F0DJ FE2604F13G FE2604F15R FE2604F175

FE2604F2EG FE2604F2FX FE2604F2M1 FE2604F2YG FE2604F3FH FE2604F3LN FE2604F4U1 FE2604F5JF FE2604F655 FE2604F679 FE2604F6CR FE2604F7GE FE2604F85B FE2604F88V FE2604F89X FE2604F8F1 FE2604F9CY FE2604F9L4 FE2604F9NB FE2604F9UV
FE2604FAE6 FE2604FAQ1 FE2604FARR FE2604FAUA FE2604FAZQ FE2604FB3D FE2604FBHM FE2604FBL8 FE2604FDCJ FE2604FE50 FE2604FEF3 FE2604FEHV FE2604FEZ4 FE2604FF1L FE2604FFJP FE2604FFRH FE2604FG1B FE2604FG2N FE2604FG7C FE2604FG9L
FE2604FGBD FE2604FGL1 FE2604FGP0 FE2604FHDI FE2604FHE9 FE2604FHK4 FE2604FHN4 FE2604FHUX FE2604FI9G FE2604FIFW FE2604FJ4M FE2604FJV0 FE2604FJXV FE2604FK35 FE2604FK94 FE2604FKGV FE2604FK0W FE2604FL41 FE2604FL6F FE2604FLCH
FE2604FLD4 FE2604FLIV FE2604FLKC FE2604FLQD FE2604FLWX FE2604FM1C FE2604FM65 FE2604FM68 FE2604FMMH FE2604FMQF FE2604FMVF FE2604FN1I FE2604FNGT FE2604FNKJ FE2604FNU4 FE2604FNVH FE2604F081 FE2604F0ML FE2604F0NI FE2604F0QA
FE2604F0QK FE2604F0TJ FE2604F0U8 FE2604FP7V FE2604FPGC FE2604FQVD FE2604FR3S FE2604FRE9 FE2604FS0H FE2604FSXQ FE2604FT3Q FE2604FT65 FE2604FTDJ FE2604FTXC FE2604FTZS FE2604FU77 FE2604FU9D FE2604FUD1 FE2604FUHH FE2604FUJ6
FE2604FUWB FE2604FUYF FE2604FVL2 FE2604FVP1 FE2604FWH1 FE2604FWM1 FE2604FX75 FE2604FXH0 FE2604FX05 FE2604FY4M FE2604FYAT FE2604FYD1 FE2604FYD4 FE2604FZ3X FE2604FZJE FE2604FZLN FE2604G00G FE2604G0KR FE2604G0XL FE2604G1M1
FE2604G29N FE2604G2CF FE2604G2N1 FE2604G2PW FE2604G2S6 FE2604G3LZ FE2604G3VH FE2604G3VZ FE2604G4P5 FE2604G5RL FE2604G616 FE2604G662 FE2604G694 FE2604G6J0 FE2604G6J0 FE2604G6ZQ FE2604G782 FE2604G7HN FE2604G700 FE2604G7U7
FE2604G83T FE2604G8VS FE2604G98V FE2604G906 FE2604G9T3 FE2604GAM7 FE2604GA0R FE2604GASI FE2604GAUC FE2604GAZC FE2604GBJD FE2604GCB6 FE2604GCE0 FE2604GD00 FE2604GD6R FE2604GDA6 FE2604GDKE FE2604GD0F FE2604GE1X FE2604GE1Y
FE2604GE7I FE2604GEFT FE2604GEM0 FE2604GF80 FE2604GFGQ FE2604GG53 FE2604GG55 FE2604GG90 FE2604GGP9 FE2604GGUH FE2604GH1H FE2604GH5B FE2604GHLB FE2604GH07 FE2604GH0Y FE2604GIGV FE2604GJ7S FE2604GKDR FE2604GKLY FE2604GKM2
FE2604GKQ3 FE2604GL6P FE2604GL89 FE2604GLDP FE2604GLRC FE2604GLRI FE2604GLUR FE2604GMCF FE2604GMHI FE2604GM0A FE2604GMS0 FE2604GMW3 FE2604GNB0 FE2604GNX3 FE2604G0KT FE2604G0MZ FE2604G0ZW FE2604GPG5 FE2604GPVE FE2604GPZ9
FE2604GQ20 FE2604GQ52 FE2604GQ9I FE2604GQAH FE2604GQFH FE2604GQLS FE2604GQNR FE2604GQYY FE2604GRVK FE2604GSPU FE2604GT4U FE2604GTHN FE2604GU39 FE2604GU7Y FE2604GUCQ FE2604GUF8 FE2604GUQZ FE2604GV0W FE2604GVI5 FE2604GVYF
FE2604GW4L FE2604GW69 FE2604GWCX FE2604GWQ8 FE2604GWYI FE2604GXJ3 FE2604GXPC FE2604GXQM FE2604GXS2 FE2604GXWS FE2604GYF3 FE2604GYJ9 FE2604GYSW FE2604GYTV FE2604GZ1J FE2604GZ73 FE2604GZSH FE2604H09J FE2604H0BM FE2604H0ZH
FE2604H1XK FE2604H2G6 FE2604H2HR FE2604H2K0 FE2604H2MZ FE2604H20Z FE2604H2VS FE2604H3NW FE2604H3QV FE2604H4CD FE2604H4G0 FE2604H4SE FE2604H4YA FE2604H56J FE2604H5FI FE2604H641 FE2604H6TK FE2604H71R FE2604H8FG FE2604H802
FE2604H91I FE2604H98S FE2604H9P3 FE2604HABS FE2604HAFD FE2604HAUL FE2604HAYP FE2604HBK0 FE2604HBKM FE2604HBU5 FE2604HC3I FE2604HCN3 FE2604HCV0 FE2604HDDM FE2604HDTV FE2604HDWG FE2604HE1D FE2604HE5E FE2604HEDC FE2604HEM0
FE2604HEX7 FE2604HF6B FE2604HFQU FE2604HFRU FE2604HG45 FE2604HGBZ FE2604HHAM FE2604HHXS FE2604HHYI FE2604HIAA FE2604HIL0 FE2604HIM0 FE2604HIRY FE2604HISI FE2604HISW FE2604HIW5 FE2604HIWQ FE2604HIZQ FE2604HIZR FE2604HKI7
FE2604HLJ0 FE2604HLSM FE2604HMC5 FE2604HMLM FE2604HNUR FE2604H02J FE2604H06D FE2604H0I4 FE2604H0RF FE2604H0SS FE2604H0XC FE2604H0XN FE2604H0XZ FE2604HP07 FE2604HP0Q FE2604HQ17 FE2604HQS4 FE2604HR7L FE2604HRF2 FE2604HRF0
FE2604HRHY FE2604HRRU FE2604HSRS FE2604HTC3 FE2604HTPV FE2604HTS8 FE2604HTUM FE2604HU60 FE2604HU98 FE2604HUX8 FE2604HV7V FE2604HV81 FE2604HV99 FE2604HVSX FE2604HWEG FE2604HWN8 FE2604HWSQ FE2604HWT0 FE2604HXJ3 FE2604HY5P
FE2604HYEN FE2604HYMJ FE2604HZ14 FE2604HZ5T FE2604HZ6B FE2604HZ8A FE2604HZNZ FE2604I076 FE2604I09Q FE2604I0FM FE2604I12A FE2604I160 FE2604I1AZ FE2604I1DU FE2604I1QU FE2604I1R2 FE2604I1UR FE2604I1W0 FE2604I2TK FE2604I2XN
FE2604I3EC FE2604I3ST FE2604I4DN FE2604I4MF FE2604I4WE FE2604I52M FE2604I5KF FE2604I5KK FE2604I6CD FE2604I6GB FE2604I6YY FE2604I6Z5 FE2604I7UT FE2604I8KK FE2604I8WB FE2604I8WJ FE2604I985 FE2604I90J FE2604I9WX FE2604IA6A
FE2604IAH4 FE2604IAMB FE2604IARD FE2604IATB FE2604IATJ FE2604IBFC FE2604ID1A FE2604IDIR FE2604IDL3 FE2604IDY5 FE2604IE54 FE2604IEEB FE2604IEGK FE2604IENZ FE2604IEQC FE2604IESZ FE2604IF35 FE2604IFJC FE2604IG7V FE2604IGB7
FE2604IGC0 FE2604IGQZ FE2604IGVF FE2604IHC1 FE2604II37 FE2604IIH1 FE2604IIKN FE2604IJCQ FE2604IJDX FE2604IJF2 FE2604IJIG FE2604IJK6 FE2604IJXL FE2604IKID FE2604IL7J FE2604ILEJ FE2604ILG2 FE2604ILSD FE2604IM95 FE2604IMS1
FE2604IMUD FE2604IMX3 FE2604IMZA FE2604INF5 FE2604INH2 FE2604INNV FE2604I067 FE2604I097 FE2604I0IV FE2604I0JX FE2604IPDG FE2604IPVR FE2604IQ9Y FE2604IQKZ FE2604IQPD FE2604IR10 FE2604IR9X FE2604IRBS FE2604IRKF FE2604IR0D
FE2604ISXF FE2604IT53 FE2604ITD5 FE2604ITGD FE2604ITLV FE2604IU97 FE2604IUS6 FE2604IUYW FE2604IWJC FE2604IX7U FE2604IXI0 FE2604IXWW FE2604IXXR FE2604IYB0 FE2604IYFI FE2604IYHR FE2604IYS6 FE2604IYUX FE2604IZB5 FE2604IZMQ
FE2604J07F FE2604J0FX FE2604J0Y9 FE2604J125 FE2604J180 FE2604J1JB FE2604J1JS FE2604J1TN FE2604J2A7 FE2604J2CN FE2604J2DP FE2604J2FH FE2604J2VG FE2604J2VZ FE2604J2X1 FE2604J31T FE2604J3C1 FE2604J3F0 FE2604J46T FE2604J4EA
FE2604J4UI FE2604J4Z8 FE2604J54Q FE2604J5B0 FE2604J5PQ FE2604J5SS FE2604J5ZC FE2604J64P FE2604J72S FE2604J730 FE2604J7JZ FE2604J7M0 FE2604J7RC FE2604J92Z FE2604J9B3 FE2604J9PP FE2604J9SJ FE2604J9U7 FE2604JAAY FE2604JAES
FE2604JAJT FE2604JAW2 FE2604JAZK FE2604JBJY FE2604JBUC FE2604JBXY FE2604JC6K FE2604JCLS FE2604JCU2 FE2604JCZ0 FE2604JD00 FE2604JD8B FE2604JDG0 FE2604JE0D FE2604JEJK FE2604JEPR FE2604JERA FE2604JEZL FE2604JF7A FE2604JFFK
FE2604JFUH FE2604JFXE FE2604JGZI FE2604JH0P FE2604JHIF FE2604JHJ8 FE2604JHMB FE2604JH0K FE2604JIWQ FE2604JJE6 FE2604JJEM FE2604JJS4 FE2604JJXC FE2604JK35 FE2604JK3H FE2604JK4N FE2604JKC1 FE2604JLGI FE2604JLKQ FE2604JLMB
FE2604JLXN FE2604JML8 FE2604JMQE FE2604JMUG FE2604JMZB FE2604JN0E FE2604JNB0 FE2604JNMN FE2604JNZ6 FE2604J00T FE2604J03Z FE2604J0IK FE2604J0S0 FE2604J0ZJ FE2604JPSP FE2604JQ09 FE2604JQCC FE2604JQGJ FE2604JQWK FE2604JRLN
FE2604JS5P FE2604JSF5 FE2604JSFV FE2604JS08 FE2604JSUZ FE2604JSZ0 FE2604JT6S FE2604JTK4 FE2604JTXP FE2604JU09 FE2604JU3V FE2604JUCD FE2604JUQ5 FE2604JUX9 FE2604JUY1 FE2604JV4Z FE2604JW33 FE2604JW87 FE2604JWDE FE2604JX3B
FE2604JX6N FE2604JXV0 FE2604JYGV FE2604JYH1 FE2604JZ73 FE2604JZZ9 FE2604K096 FE2604K0H0 FE2604K0UI FE2604K1C9 FE2604K1EX FE2604K1RU FE2604K1XH FE2604K29M FE2604K2RI FE2604K36J FE2604K3LT FE2604K30Q FE2604K3VC FE2604K47U
FE2604K4BM FE2604K4H5 FE2604K4HD FE2604K549 FE2604K5F2 FE2604K5IF FE2604K61U FE2604K6B4 FE2604K6IS FE2604K6ND FE2604K708 FE2604K747 FE2604K7J8 FE2604K70W FE2604K7Q5 FE2604K7XT FE2604K9BN FE2604K9MW FE2604K9WH FE2604KA7Z
FE2604KAMC FE2604KAZ1 FE2604KB6B FE2604KBKJ FE2604KC0F FE2604KC20 FE2604KC8U FE2604KD2D FE2604KD5V FE2604KD6N FE2604KDKQ FE2604KDQU FE2604KERD FE2604KEUG FE2604KF1C FE2604KF8G FE2604KFBT FE2604KFLE FE2604KFT1 FE2604KFVE
FE2604KGNI FE2604KH6P FE2604KHKR FE2604KHKT FE2604KHL8 FE2604KHXC FE2604KHZN FE2604KI8E FE2604KICA FE2604KIVT FE2604KJ70 FE2604KJHR FE2604KKBD FE2604KKCR FE2604KKNT FE2604KLHS FE2604KLMK FE2604KMG0 FE2604KMQK FE2604KMRI
FE2604KMZA FE2604KMZR FE2604KNJW FE2604KNTU FE2604K02Y FE2604K04J FE2604K0AU FE2604K0HV FE2604K0NY FE2604KP3L FE2604KPL0 FE2604KPRM FE2604KQ0J FE2604KQ56 FE2604KQ72 FE2604KQJ4 FE2604KQPA FE2604KQXN FE2604KQYP FE2604KR11
FE2604KR7B FE2604KRNY FE2604KR01 FE2604KSWG FE2604KT4B FE2604KT52 FE2604KTCK FE2604KTE0 FE2604KTMC FE2604KUK0 FE2604KUTT FE2604KW1I FE2604KWB0 FE2604KWBK FE2604KWEV FE2604KWHR FE2604KX66 FE2604KXQT FE2604KYRW FE2604KYS0
FE2604KZAW FE2604KZMY FE2604L0A0 FE2604L0JS FE2604L00C FE2604L0PT FE2604L0S4 FE2604L18M FE2604L19K FE2604L1XG FE2604L296 FE2604L2B2 FE2604L2C7 FE2604L32E FE2604L3WA FE2604L402 FE2604L5CR FE2604L5ES FE2604L600 FE2604L6A6
FE2604L6GZ FE2604L6HH FE2604L607 FE2604L6PE FE2604L6SH FE2604L7GH FE2604L7GN FE2604L7TE FE2604L8BL FE2604L8FK FE2604L8GK FE2604L8IX FE2604L94T FE2604L9AL FE2604L9IM FE2604L9LQ FE2604L90L FE2604L9WF FE2604L9WI FE2604LA7N
FE2604LAJB FE2604LAJN FE2604LAZA FE2604LB9I FE2604LBUF FE2604LBW2 FE2604LBXM FE2604LC5E FE2604LC89 FE2604LCA3 FE2604LCFB FE2604LCP8 FE2604LD2V FE2604LDDH FE2604LDGQ FE2604LE7T FE2604LF6X FE2604LFAM FE2604LFM4 FE2604LFSR
FE2604LFZ1 FE2604LGEB FE2604LH19 FE2604LH23 FE2604LH4D FE2604LH6T FE2604LHIL FE2604LIT0 FE2604LIZ9 FE2604LJ73 FE2604LJE5 FE2604LJKE FE2604LKJ0 FE2604LKNI FE2604LLF2 FE2604LLL5 FE2604LLQE FE2604LLY6 FE2604LM69 FE2604LM78
FE2604LMBG FE2604LME0 FE2604LMM4 FE2604LMPU FE2604LN0Z FE2604LNK8 FE2604L00F FE2604L04R FE2604L09K FE2604L0GH FE2604L0Q2 FE2604L0UM FE2604L0WS FE2604LP79 FE2604LP8F FE2604LPKL FE2604LPN1 FE2604LQ1I FE2604LQPC FE2604LR2W
FE2604LRHC FE2604LRN1 FE2604LRQW FE2604LRXR FE2604LRYH FE2604LSGY FE2604LSS9 FE2604LT9Z FE2604LTB0 FE2604LTEB FE2604LTRX FE2604LU22 FE2604LU2K FE2604LU2R FE2604LU5D FE2604LUZV FE2604LV4W FE2604LV9Y FE2604LVH6 FE2604LVHP
FE2604LVNK FE2604LVXH FE2604LWAB FE2604LWBU FE2604LWN1 FE2604LWN5 FE2604LWV4 FE2604LWW0 FE2604LXTH FE2604LXXY FE2604LY07 FE2604LY4U FE2604LYGY FE2604LYLX FE2604LZB9 FE2604LZID FE2604LZ09 FE2604LZV8 FE2604M0KU FE2604M0M2
FE2604M1EW FE2604M1HC FE2604M2AE FE2604M2HN FE2604M2LX FE2604M2Q0 FE2604M2XW FE2604M406 FE2604M4S0 FE2604M4XM FE2604M4YJ FE2604M5LT FE2604M5LY FE2604M5XZ FE2604M674 FE2604M67G FE2604M6D4 FE2604M6F2 FE2604M6FS FE2604M6W4
FE2604M6ZV FE2604M7QY FE2604M81B FE2604M8E0 FE2604M8H9 FE2604M8I0 FE2604M8QK FE2604M8QW FE2604M8V1 FE2604M8WF FE2604M9KF FE2604M9PN FE2604MADF FE2604MAXJ FE2604MB86 FE2604MBEB FE2604MBSY FE2604MCBI FE2604MCVM FE2604ME0T
FE2604ME44 FE2604ME4J FE2604ME9S FE2604MEUN FE2604MF4S FE2604MF5W FE2604MFDW FE2604MG60 FE2604MGNI FE2604MGV4 FE2604MGY4 FE2604MH22 FE2604MHC5 FE2604MI9A FE2604MIMF FE2604MIN3 FE2604MIRV FE2604MJ6L FE2604MJ8L FE2604MJE0

FE2604AMJFG FE2604AMJH8 FE2604AMJJ3 FE2604AMJPI FE2604AMJTY FE2604AMJW3 FE2604AMJWE FE2604AMKD1 FE2604AMKKX FE2604AMKLP FE2604AMKW5 FE2604AMKZX FE2604AML7T FE2604AML96 FE2604AMLCU FE2604AMLFD FE2604AMLWQ FE2604AMM47 FE2604AMMA3 FE2604AMMLO
FE2604AMNDB FE2604AMNEE FE2604AMNRC FE2604AMP09Q FE2604AMP4G FE2604AMP8L FE2604AMP9S FE2604AMPGB FE2604AMPHR FE2604AMPJK FE2604AMPRB FE2604AMPUK FE2604AMQCK FE2604AMQF5 FE2604AMQKR FE2604AMQPE FE2604AMRDY FE2604AMRE7 FE2604AMRI2
FE2604AMRJV FE2604AMRT0 FE2604AMRY4 FE2604ANSVJ FE2604AMT64 FE2604AMTDZ FE2604AMTTV FE2604AMU40 FE2604AMUJ7 FE2604AMWD6 FE2604AMX2K FE2604AMXBE FE2604AMXFA FE2604AMY2F FE2604AMYDC
FE2604AMYKN FE2604AMYW2 FE2604AMYWU FE2604AMZ50 FE2604AMZE4 FE2604AMZMM FE2604AMZOP FE2604AMZTK FE2604AN063 FE2604ANORI FE2604ANP5 FE2604ANU14 FE2604AV211 FE2604AN2GS FE2604AN2RA FE2604AN3JM
FE2604AN3X3 FE2604AN4OG FE2604AN5AG FE2604AN6UW FE2604AN6YR FE2604AN6LS FE2604AN6SC FE2604AN74Q FE2604AN7RF FE2604AN7ZR FE2604AN8O1 FE2604AN8RJ FE2604AN8QN FE2604AN93B FE2604AN9A4 FE2604AN9IJ
FE2604AN95B FE2604AN9OM FE2604ANALG FE2604ANBX2 FE2604ANBWM FE2604ANC1V FE2604ANC6I FE2604ANCHF FE2604ANCTR FE2604AND1J FE2604AND5L FE2604ANDMH FE2604ANDQA FE2604ANEOI FE2604ANET9 FE2604ANF9C
FE2604ANGOV FE2604ANG1B FE2604ANG5R FE2604ANGHD FE2604ANHW0 FE2604ANI6D FE2604ANI8F FE2604ANIFB FE2604ANIIP FE2604ANIZN FE2604ANJZT FE2604ANK07 FE2604ANKHU FE2604ANKL1 FE2604ANLLL FE2604ANLMU FE2604ANLUQ FE2604ANM14 FE2604ANM1M
FE2604ANM11 FE2604ANMHR FE2604ANNOF FE2604ANNIS FE2604ANNNQ FE2604ANOCQ FE2604ANOP9 FE2604ANPCA FE2604ANPHW FE2604ANPI3 FE2604ANPP4 FE2604ANQ5G FE2604ANQFF FE2604ANQOW FE2604ANQRY FE2604ANR12 FE2604ANS17 FE2604ANSB1
FE2604ANSEO FE2604ANSNW FE2604ANSOM FE2604ANSSO FE2604ANSWP FE2604ANTU5 FE2604ANTOU FE2604ANUEC FE2604ANW9L FE2604ANWUF FE2604ANX2 FE2604ANXKI FE2604ANXTQ FE2604ANY17 FE2604ANY9F FE2604ANYGT
FE2604ANYU0 FE2604ANYUU FE2604ANZOP FE2604ANZ2Y FE2604ANZ47 FE2604ANZ7P FE2604ANZLY FE2604ANZUE FE2604AO0A0 FE2604AO0B0 FE2604AO0WA FE2604AO115 FE2604AO1IH FE2604AO1T4 FE2604AO23R FE2604AO2KC FE2604AO31J FE2604AO3AF
FE2604AO3B1 FE2604AO4B6 FE2604AO4KP FE2604AO4WE FE2604AO4YL FE2604AO63A FE2604AO63G FE2604AO6O2 FE2604AO6VB FE2604AO7DM FE2604AO8N8 FE2604AO8SZ FE2604AO9FO FE2604AO9IL FE2604AOA71 FE2604AOA9R
FE2604AOAMM FE2604AOB42 FE2604AOBTI FE2604AOC61 FE2604AOCCI FE2604AOCZW FE2604AOD31 FE2604AODVC FE2604AODVE FE2604AOE71 FE2604AOF9A FE2604AOFZA FE2604AOFZF FE2604AOFSS FE2604AOG5N FE2604AOG8B FE2604AOGGI
FE2604AOGZS FE2604AOHAM FE2604AOHDO FE2604AOHRW FE2604AOHYB FE2604AOI77 FE2604AOIQ9 FE2604AOIWZ FE2604AOJ1K FE2604AOJAB FE2604AOJDC FE2604AOKDA FE2604AOKIC FE2604AOKX7 FE2604AOLFR FE2604AOLGR FE2604AOLNZ
FE2604AOM07 FE2604AOMEN FE2604AOMGB FE2604AOMWM FE2604AOMYG FE2604AOMZS FE2604AONCL FE2604AONHS FE2604AONKO FE2604AONNL FE2604AONTL FE2604AOO4H FE2604AOO9 FE2604AOP22 FE2604AOP66 FE2604AOP73 FE2604AOP81 FE2604AOPN8
FE2604AOPRX FE2604AOQAR FE2604AOQBP FE2604AOQRJ FE2604AOQRQ FE2604AOR6Y FE2604AORBB FE2604AORHV FE2604AOSCH FE2604AOSF4 FE2604AOT31 FE2604AOTQ0 FE2604AOTYL FE2604AOUA0 FE2604AOUDM FE2604AOUTU FE2604AOVDR FE2604AOVJH
FE2604AOVUQ FE2604AOW45 FE2604AOWHK FE2604AOWLW FE2604AOWW5 FE2604AOXTS FE2604AOYCO FE2604AOYR6 FE2604AOZHU FE2604AOZLO FE2604AP0JA FE2604AP0OQ FE2604AP0TD FE2604AP10C FE2604AP18Y FE2604AP1ET FE2604AP1J8 FE2604AP1LQ
FE2604AP26P FE2604AP2MD FE2604AP30M FE2604AP372 FE2604AP3QD FE2604AP400 FE2604AP40Y FE2604AP42U FE2604AP49K FE2604AP4DD FE2604AP4F5 FE2604AP4N8 FE2604AP4OK FE2604AP5SQ FE2604AP66N FE2604AP7IN FE2604AP7YQ FE2604AP80J FE2604AP8RI
FE2604AP8I8 FE2604AP8M4 FE2604AP8WW FE2604AP8XT FE2604AP93V FE2604AP96N FE2604AP9LS FE2604APA1O FE2604APAG5 FE2604APAIH FE2604APB89 FE2604APB8Z FE2604APBAY FE2604APBW2 FE2604APC83 FE2604APCFO FE2604APCON
FE2604APCR1 FE2604APCR6 FE2604APD23 FE2604APD8S FE2604APDDZ FE2604APDV2 FE2604APEML FE2604APF4E FE2604APFAO FE2604APFBX FE2604APFUN FE2604APFVV FE2604APGEV FE2604APGL3 FE2604APGMW FE2604APH5C FE2604APHKI FE2604APHLP
FE2604APHVO FE2604API00 FE2604API82 FE2604APIF3 FE2604APIW0 FE2604APIZO FE2604APJOQ FE2604APKKY FE2604APKV8 FE2604APMLD FE2604APMLW FE2604APN6B FE2604APN84 FE2604APNZ2 FE2604APNZM FE2604APO13 FE2604APOQ3
FE2604APP1P FE2604APPAO FE2604APQFW FE2604APQGU FE2604APQU7 FE2604APR27 FE2604APR3R FE2604APRUW FE2604APSDE FE2604APSOF FE2604APSZ4 FE2604APTGN FE2604APTR3 FE2604APTZ9 FE2604APU4E FE2604APUE2 FE2604APV2Z FE2604APVDY
FE2604APZ2E FE2604APZEY FE2604AQ0D2 FE2604AQ0H2 FE2604AQ0MM FE2604AQ0VJ FE2604AQ1SW FE2604AQ2O0 FE2604AQ2Z9 FE2604AQ3TN FE2604AQ3X3 FE2604AQ4NR FE2604AQ54F FE2604AQ5L6 FE2604AQ5Y6 FE2604AQ609
FE2604AQ692 FE2604AQ6XV FE2604AQ712 FE2604AQ7RN FE2604AQ8O5 FE2604AQ8H3 FE2604AQ8I7 FE2604AQ8IN FE2604AQ8P7 FE2604AQ8W0 FE2604AQA01 FE2604AQAO1 FE2604AQBKR FE2604AQCS5 FE2604AQCY0 FE2604AQDKR FE2604AQDQE
FE2604AQEQT FE2604AQEQ0 FE2604AQEBP FE2604AQEF7 FE2604AQEZ4 FE2604AQC4Q7 FE2604AQIRL FE2604AQL1S FE2604AQL1T FE2604AQL5S FE2604AQLJO FE2604AQLJQ FE2604AQLJT FE2604AQLKA FE2604AQLKC FE2604AQKRP FE2604AQKUV FE2604AQL88
FE2604AQLH3 FE2604AQLYJ FE2604AQM06 FE2604AQM4F FE2604AQM6M FE2604AQMOC FE2604AQNBT FE2604AQNFF FE2604AQNGA FE2604AQNHO FE2604AQPFA FE2604AQPPM FE2604AQQCH FE2604AQQVT FE2604AQR1T FE2604AQR3Y FE2604AQR7Z FE2604AQS9E FE2604AQSLY FE2604AQSR7 FE2604AQSW0
FE2604AQZTA FE2604AQZOS FE2604AQZPF FE2604AQZUR FE2604AQZXD FE2604AR01W FE2604AR05P FE2604ARODL FE2604ARONJ FE2604ARONT FE2604ARQ0Y FE2604ARQ7P FE2604ARQWL FE2604ARR1I FE2604ARR1O FE2604ARR2Y FE2604ARR4Q
FE2604AR4IL FE2604AR4S9 FE2604AR57Q FE2604AR58I FE2604AR5KI FE2604AR5TC FE2604AR671 FE2604ARGAA FE2604ARGAR FE2604ARGJI FE2604ARGLB FE2604ARGRJ FE2604ARH13 FE2604ARI1S FE2604ARIER FE2604ARIFC FE2604ARIKO FE2604ARIS1 FE2604ARJEC FE2604ARJZO FE2604ARJZX FE2604ARJ6G
FE2604AR4V9 FE2604AR5MB FE2604AR6WN FE2604AR8JA FE2604ARBW7 FE2604ARCKF FE2604ARCP6 FE2604ARCQB FE2604ARCT0 FE2604ARD1E FE2604ARDUX FE2604ARFD8 FE2604ARFZ4 FE2604ARGWP FE2604ARHRO FE2604ARIB4
FE2604ARIU7 FE2604ARJ4U FE2604ARJCT FE2604ARJH6 FE2604ARK6U FE2604ARKHL FE2604ARKK9 FE2604ARKQQ FE2604ARRRR FE2604ARRMS FE2604ARN2I FE2604ARNB6 FE2604ARNLL FE2604ARO02 FE2604ARO41 FE2604ARP0G FE2604ARP6O
FE2604ARPTR FE2604ARQ38 FE2604ARQ8L FE2604ARQCZ FE2604ARQLE FE2604ARQVI FE2604ARR22 FE2604ARRMQ FE2604ARRWR FE2604ARS77 FE2604ARS78 FE2604ARSZX FE2604ARTAB FE2604ARTFU FE2604ARTGG FE2604ARTOD
FE2604ARTU2 FE2604ARTZ8 FE2604ARU45 FE2604ARU6O FE2604ARU9D FE2604ARUA7 FE2604ARUPS FE2604ARVGZ FE2604ARVX7 FE2604ARWS8 FE2604ARWZT FE2604ARX9J FE2604ARXNO FE2604ARXU1 FE2604ARYIC FE2604ARYID FE2604ARZ8B FE2604ARZCY FE2604ARZFU
FE2604ARZHF FE2604ARZT8 FE2604ARZS7 FE2604ARZT0 FE2604AS098 FE2604AS15X FE2604AS1AJ FE2604AS1AW FE2604AS1LU FE2604AS1U5 FE2604AS1Z6 FE2604AS20W FE2604AS21L FE2604AS2E0 FE2604AS2SJ FE2604AS3C9 FE2604AS43K FE2604AS47D FE2604AS48T
FE2604AS48Y FE2604AS4IM FE2604AS4KM FE2604AS4OQ FE2604AS4VG FE2604AS582 FE2604AS5IC FE2604AS5K1 FE2604AS5QX FE2604AS5VC FE2604AS6PO FE2604AS790 FE2604AS7A7 FE2604AS7K7 FE2604AS7PF FE2604AS7S0 FE2604AS811 FE2604AS830
FE2604AS8DX FE2604AS8NB FE2604AS9H1 FE2604AS9UJ FE2604ASA0J FE2604ASA18 FE2604ASAWQ FE2604ASB12 FE2604ASB8H FE2604ASBCA FE2604ASBF FE2604ASBNJ FE2604ASBNN FE2604ASBTS FE2604ASBWK FE2604ASC3U FE2604ASC47 FE2604ASC69 FE2604ASC6Z
FE2604ASCTY FE2604ASCY2 FE2604ASD12 FE2604ASDAY FE2604ASDMZ FE2604ASE2H FE2604ASE9G FE2604ASEWK FE2604ASF0L FE2604ASF66 FE2604ASGU0 FE2604ASGV8 FE2604ASHIP FE2604ASHJD FE2604ASHKO FE2604ASHOA FE2604ASI37 FE2604ASIJB FE2604ASIJT
FE2604ASKMA FE2604ASKV7 FE2604ASLET FE2604ASLG3 FE2604ASLPE FE2604ASLR3 FE2604ASM16 FE2604ASM92 FE2604ASM9F FE2604ASMA6 FE2604ASMI1 FE2604ASMIJ FE2604ASMNZ FE2604ASMSF FE2604ASNKM FE2604ASO6H FE2604ASO7L FE2604ASP95 FE2604ASPOX
FE2604ASQO9 FE2604ASQMB FE2604ASROW FE2604ASRLV FE2604ASRSV FE2604ASSSB FE2604ASSX7 FE2604ASXOL FE2604ASXPT FE2604ASYIU FE2604ASZ77 FE2604ASZA9 FE2604ASZD1 FE2604ASZPI FE2604ASZUI FE2604AT0NQ FE2604AT28R FE2604AT2D7 FE2604AT2PS FE2604AT2TR FE2604AT2UD FE2604AT321 FE2604AT367 FE2604AT3JT
FE2604AT40B FE2604AT4OZ FE2604AT4LC FE2604AT5JD FE2604AT5T7 FE2604AT6L9 FE2604AT6X6 FE2604AT7PT FE2604AT7TY FE2604AT83P FE2604AT8CQ FE2604AT8MG FE2604AT8RS FE2604AT918 FE2604AT946 FE2604AT94N FE2604AT9EJ FE2604AT9JQ FE2604ATAC8
FE2604ATAS7 FE2604ATASO FE2604ATBA8 FE2604ATBYP FE2604ATCOC FE2604ATCY9 FE2604ATCG5 FE2604ATCSL FE2604ATCXF FE2604ATD4R FE2604ATD8U FE2604ATDD9 FE2604ATDV6 FE2604ATEED FE2604ATELW FE2604ATEZP FE2604ATF08 FE2604ATF5W FE2604ATFLS FE2604ATFSO
FE2604ATGBK FE2604ATI16 FE2604ATIOP FE2604ATIZM FE2604ATJH0 FE2604ATJJC FE2604ATJSN FE2604ATJYK FE2604ATK3Y FE2604ATK5L FE2604ATK9C FE2604ATKO7 FE2604ATKWE FE2604ATL51 FE2604ATLAT FE2604ATLV3 FE2604ATMA3 FE2604ATMB2 FE2604ATMJ5 FE2604ATMXE
FE2604ATOJO FE2604ATP2I FE2604ATP4Q FE2604ATP5M FE2604ATPDJ FE2604ATPRR FE2604ATQUB FE2604ATQZC FE2604ATQU1 FE2604ATRCQ FE2604ATRIY FE2604ATRQ FE2604ATRUG FE2604ATRY0 FE2604ATSJS FE2604ATSPC FE2604ATTEI FE2604ATTST FE2604ATTWM
FE2604ATUAM FE2604ATUZJ FE2604ATVP3 FE2604ATVR8 FE2604ATVW7 FE2604ATWAR FE2604ATWF0 FE2604ATWHT FE2604ATX36 FE2604ATXD1 FE2604ATXDL FE2604ATXFV FE2604ATXNF FE2604ATXRC FE2604ATXV4 FE2604ATYOH FE2604ATYIZ FE2604ATY8V FE2604ATZ4F FE2604ATZ7Y

FE2604UT2Z9 FE2604UO1IU FE2604UO30 FE2604UO8G FE2604UOEI FE2604UONN FE2604UORW FE2604UU1L2 FE2604UU1QT FE2604UU1YA FE2604UU1YC FE2604UU2D FE2604UU2KL FE2604UU2LX FE2604UU2R2 FE2604UU2TD FE2604UU30M FE2604UU3966 FE2604UU3GF1
FE2604UU3UB FE2604UU3UJ FE2604UU46N FE2604UU4FK FE2604UU4GC3 FE2604UU4GL7 FE2604UU4P0 FE2604UU4TAO FE2604UU4TC2 FE2604UU4TEJ FE2604UU4TFF FE2604UU4TVC FE2604UU4VAC FE2604UU4W8F FE2604UU4W8H2
FE2604UU90V FE2604UU9FS FE2604UU9UI FE2604UU4SE FE2604UU9C FE2604UUBCM FE2604UUBGT FE2604UUC1S FE2604UUC2N FE2604UUCFQ FE2604UUE24 FE2604UUEH8 FE2604UUEQA FE2604UUF2V FE2604UUFCD FE2604UUG0U
FE2604UUGMM FE2604UUGSS FE2604UUGUF FE2604UUGWP FE2604UUGVR FE2604UUHH18 FE2604UUHAV FE2604UUHQC FE2604UUHTX FE2604UUHXX FE2604UUIEQ FE2604UUIN8 FE2604UUJAV FE2604UUK48 FE2604UUK8P FE2604UUKBJ FE2604UUKZ2 FE2604UUL8F FE2604UUL8X
FE2604UUL9Z FE2604UULPO FE2604UULWL FE2604UUM3S FE2604UUM4H FE2604UUM8R FE2604UUN3U FE2604UUN04 FE2604UU06V FE2604UU0I6 FE2604UU0IC FE2604UU0SX FE2604UUPNU FE2604UU2QC FE2604UURBT FE2604UURILO FE2604UURMW FE2604UURN7 FE2604UURNI FE2604UUS39
FE2604UUSJS FE2604UUSXZ FE2604UUT7Q FE2604UUTGL FE2604UUTVH FE2604UUU1A FE2604UUU8O FE2604UUUCV FE2604UUUEI FE2604UUUFQ FE2604UUUK4 FE2604UUUKS FE2604UUUPW FE2604UUV2Y FE2604UUVGV FE2604UUVMV FE2604UUVAR FE2604UUW2S FE2604UUWAB FE2604UUWCO
FE2604UUWMP FE2604UUX15 FE2604UUXEV FE2604UUXMM FE2604UUY17 FE2604UUYDZ FE2604UUYG7 FE2604UUYKL FE2604UUYT8 FE2604UZ237 FE2604UZ2KO FE2604UZ2MB FE2604UZ2NP FE2604UZ7K FE2604UZ9QW FE2604V1KI FE2604V1N8
FE2604V29A FE2604V2PL FE2604V2SO FE2604V3DZ FE2604V3EW FE2604V3ZA FE2604V4KQ FE2604V4NR FE2604V4ZF FE2604V5KO FE2604V5SE FE2604V616 FE2604V650 FE2604V67P FE2604V69D FE2604V6DX FE2604V77V FE2604V7A8 FE2604V82W
FE2604V8OP FE2604V8W FE2604V96I FE2604V970 FE2604V9H2 FE2604VH85 FE2604VI9SY FE2604VIAV FE2604VIEIF FE2604VIEN2 FE2604VIEWS FE2604VIF49 FE2604VIF8I FE2604VIFFB FE2604VIFWQ FE2604VIGWW FE2604VIH2C FE2604VIHBB FE2604VIHBF FE2604VIIV4 FE2604VIJEX
FE2604VIJND FE2604VISI FE2604VJ3E3K FE2604VJ4WKB5 FE2604VKCOO FE2604VL0A FE2604VLIZG FE2604VM4WZ FE2604VM7N FE2604VN9V FE2604VO01 FE2604VOQP3 FE2604VOQQT FE2604VP1E FE2604VP3Q FE2604VPDI FE2604VPNN
FE2604VPWZ FE2604VPWZU FE2604VQ1W FE2604VQ6Z FE2604VQDQ4 FE2604VQEQ FE2604VQZX FE2604VRDS FE2604VSC FE2604VSN8 FE2604VSZR FE2604VT4R FE2604VTSM FE2604VU75 FE2604VUW6 FE2604VUWV FE2604VV2J FE2604VVLX
FE2604VVMZ FE2604VW2Y FE2604VVD2 FE2604VVIB FE2604VVW4 FE2604VZ59 FE2604VZV4 FE2604W0DH FE2604W13O FE2604W1OB FE2604W1YH FE2604W249 FE2604W2GS FE2604W31R FE2604W31S FE2604W39Q FE2604W3N1 FE2604W3QD FE2604W3TW
FE2604W460 FE2604W4OC FE2604W53S FE2604W5J6 FE2604W5JM FE2604W639 FE2604W768 FE2604W7DI FE2604W7SW FE2604W8R3 FE2604W8SD FE2604W8X3 FE2604W8XJ FE2604W8YC FE2604W97F FE2604W9WA FE2604WAGE FE2604WB4G FE2604WB7R FE2604WBCE
FE2604WBV5 FE2604WC1Z FE2604WC3O FE2604WCLQ FE2604WCM1 FE2604WE5X FE2604WE8Y FE2604WEDP FE2604WEF7 FE2604WER0 FE2604WF8G FE2604WF9D FE2604WFLO FE2604WFQD FE2604WG3U FE2604WGPS FE2604WH3J FE2604WH8N FE2604WHP6
FE2604WI8Z FE2604WI13 FE2604WIYS FE2604WJ85 FE2604WJF5 FE2604WJTM FE2604WK7P FE2604WK8Q FE2604WKE5 FE2604WKGS FE2604WLIE FE2604WLL7 FE2604WMSU FE2604WNG FE2604WO2Q FE2604WONC FE2604WOQP
FE2604WOS3 FE2604WSSM FE2604WUZU FE2604WPD6 FE2604WPJD FE2604WPZ2 FE2604WQ42 FE2604WQ6Y FE2604WQD8 FE2604WQVI FE2604WR9T FE2604WRHH FE2604WRQG FE2604WS18 FE2604WTQM FE2604WTSO FE2604WU73
FE2604WU9Q FE2604WUKO FE2604WV8X FE2604WVNB FE2604WW5G FE2604WWBQ FE2604WWM7 FE2604WWO FE2604WWY41 FE2604WWYK3 FE2604WWZCI FE2604WWZPK FE2604WWZRV FE2604WX021 FE2604WXOH7 FE2604WXI2T FE2604WY6P
FE2604WYA3 FE2604WZB FE2604X02B FE2604X2YW FE2604X324 FE2604X36M FE2604X3BD FE2604X3EM FE2604X3IK FE2604X3KA FE2604X3OV FE2604X3PA FE2604X3SLA FE2604X3UU FE2604X3W6 FE2604X605 FE2604X6X4 FE2604X6Y4
FE2604X839 FE2604XB1 FE2604XBM9 FE2604XBRZ FE2604XBWV FE2604XD9G FE2604XF0L FE2604XF2W FE2604XF3D FE2604XFI3 FE2604XG9U FE2604XGI0 FE2604XHI99 FE2604XKAV FE2604XKC9A FE2604XKCF1 FE2604XKCL3 FE2604XKCL
FE2604XKCOH FE2604XKD2G FE2604XKDHN FE2604XKDQ2 FE2604XKF3D FE2604XKGU FE2604XKI1 FE2604XKKSQ FE2604XKL8D FE2604XKL9R FE2604XKLIP FE2604XKW3 FE2604XKWW2 FE2604XKY01 FE2604XOO8 FE2604XOI3 FE2604XOIY FE2604XOZH FE2604XPAN FE2604XPM2 FE2604XQME FE2604XQMQ FE2604XQOU FE2604XQP FE2604XR7J
FE2604XRBX FE2604XRDZ FE2604XRUB FE2604XS8P FE2604XSBO FE2604XSKV FE2604XSTM FE2604XT7S FE2604XTAZ FE2604XTCV FE2604XTKN FE2604XTPU1 FE2604XTYL FE2604XU7U FE2604XUC8 FE2604XUH5 FE2604XUJX FE2604XUYM
FE2604XV8O FE2604XVXV FE2604XW0A FE2604XW4T FE2604XWCT FE2604XWMG FE2604XWQ9 FE2604XWSX FE2604XWUB FE2604XWWN FE2604XWZO FE2604XXS1 FE2604XXHP FE2604XXKV FE2604XXN2 FE2604XXT9 FE2604XZ7R FE2604XZ8Y
FE2604XZOK FE2604YOJI FE2604YORB FE2604YR9 FE2604YU54 FE2604YU9 FE2604YUBP FE2604YUBR FE2604YUCN FE2604YUDA FE2604YUDW FE2604YUEA FE2604YUEDT FE2604YUEMO FE2604YUFDK FE2604YUFK5 FE2604YUGM4 FE2604YUHOW FE2604YUHAP FE2604YUHW5
FE2604YUIT3 FE2604YUIY4 FE2604YUIZR FE2604YUJF FE2604YUKH3 FE2604YUL7J FE2604YULAC FE2604YUM9N FE2604YUNSH FE2604YUO40 FE2604YUOPH FE2604YUOWD FE2604YUOZ FE2604YUPSX FE2604YUPTS FE2604YUQOK FE2604YUQA9
FE2604YUQAV FE2604YUQWB FE2604YUR0R FE2604YUS02 FE2604YUS3X FE2604YUSSH FE2604YUSXN FE2604YUT8R FE2604YUTN4 FE2604YUTO FE2604YUUHW FE2604YUUW9 FE2604YVWF FE2604YWTQ FE2604YWW9 FE2604YWYOM
FE2604YZ8R FE2604YZCL FE2604YZN1 FE2604ZO8I FE2604ZOHM FE2604ZOJC FE2604Z1E9 FE2604Z1IR1 FE2604Z257 FE2604Z2B8 FE2604Z2GM FE2604Z2Q82 FE2604Z3F1 FE2604Z3FZ FE2604Z3QU FE2604Z3TA FE2604Z4I8 FE2604Z4N6 FE2604Z569
FE2604Z56D FE2604Z5E0 FE2604Z5G3 FE2604Z64Q FE2604Z6V6 FE2604Z70H FE2604Z73G FE2604Z7IW FE2604Z7NE FE2604Z830 FE2604Z883 FE2604Z8R FE2604Z8R1 FE2604ZA6K FE2604ZAA8 FE2604ZAO2 FE2604ZASS FE2604ZBMZ
FE2604ZBPO FE2604ZBQ8 FE2604ZBRM FE2604ZBU8 FE2604ZDV0 FE2604ZCCGE FE2604ZCNX FE2604ZCW9 FE2604ZD5U FE2604ZD60 FE2604ZDDA FE2604ZDM5 FE2604ZE0L FE2604ZE2L FE2604ZEEU0 FE2604ZEWT FE2604ZEFLD FE2604ZEMT FE2604ZEPPX
FE2604ZFYN FE2604ZG15 FE2604ZGNL FE2604ZGS6 FE2604ZH4V FE2604ZHPX FE2604Z1OY FE2604Z1S FE2604Z2U FE2604ZFE FE2604ZIEJ FE2604ZIJ FE2604ZJ4V FE2604ZJ9I FE2604ZJK3 FE2604ZJKD FE2604ZJO7 FE2604ZJP4 FE2604ZKIF FE2604ZKA6
FE2604ZKD4 FE2604ZKH5 FE2604ZKKV FE2604ZKOV FE2604ZKPM FE2604ZKS0 FE2604ZL8R FE2604ZLE3 FE2604ZLF1 FE2604ZLR1 FE2604ZMNN FE2604ZMO3 FE2604ZMUG FE2604ZN4G FE2604ZN7C FE2604ZNV0 FE2604ZO7D FE2604ZO9E FE2604ZORW
FE2604ZP1C FE2604ZQUD FE2604ZQTR FE2604ZRJ4 FE2604ZRT4 FE2604ZSS38 FE2604ZSNJ FE2604ZT5OT FE2604ZTE2 FE2604ZU6P FE2604ZUKD FE2604ZUKL FE2604ZUP1 FE2604ZUTA FE2604ZUU0 FE2604ZV6X FE2604ZVZZ FE2604ZW8E FE2604ZW1
FE2604ZXN0 FE2604ZXN8 FE2604ZXYL FE2604ZXZK FE2604Z14J FE2604Z1VOV FE2604Z1YMF FE2604Z1YWC FE2604Z1YRM FE2604Z1YRN FE2604Z2Y6A FE2604Z2Y6I FE2604Z2ZK9 FE2604Z2ZRA FE2604Z2ZVS FE2604Z7JWJ FE3109157 FE3229152 FE3229157 FE3229160
FE9129152 FE9129158

令和８年度弁理士試験に係る委員等

令和８年度弁理士試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和８年６月５日　工業所有権審議会会長　時田　隆仁

役　職	氏　名	担　当　科　目
本委員	井関　涼子	著作権法・不正競争防止法
本委員	小柳　正之	
本委員	三尾美枝子	工業所有権に関する条約
本委員	和田　雄二	特許・実用新案
臨時委員	阿部　　亨	理工Ⅴ（情報）
臨時委員	伊藤　清隆	特許・実用新案
臨時委員	今村　哲也	著作権法・不正競争防止法／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
臨時委員	梅野　宜崇	理工Ⅰ（機械・応用力学）
臨時委員	大江　修子	著作権法・不正競争防止法
臨時委員	杉本　有香	商標
臨時委員	砂田　祐輔	理工Ⅲ（化学）
臨時委員	副田　圭介	意匠
臨時委員	高岸　　亘	意匠
臨時委員	高橋真紀子	特許・実用新案
臨時委員	髙見　　憲	商標
臨時委員	外川　奈美	商標
臨時委員	羽賀由利子	
臨時委員	山口　裕司	工業所有権に関する条約
臨時委員	渡部　　彩	意匠
試験委員	青木　大也	著作権法・不正競争防止法
試験委員	安立　卓司	意匠
試験委員	阿部　光知	理工Ⅳ（生物）
試験委員	石井　茂樹	商標
試験委員	石井　隆明	意匠
試験委員	伊藤　秀行	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	井上　義隆	特許・実用新案
試験委員	岩谷　禎枝	商標
試験委員	内田　　剛	意匠
試験委員	打出　義尚	工業所有権に関する条約／理工Ⅰ（機械・応用力学）／理工Ⅱ（数学・物理）／理工Ⅴ（情報）
試験委員	内村　太郎	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	江川　隆輔	理工Ⅴ（情報）
試験委員	榎本　忠夫	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	大内　秀治	意匠
試験委員	大谷　仁郎	特許・実用新案
試験委員	大月　　穣	理工Ⅲ（化学）
試験委員	大友　良浩	特許・実用新案
試験委員	大橋　良成	商標
試験委員	大宮　正毅	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	小川　邦康	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	尾曲　幸輔	意匠
試験委員	梶田　真也	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	梶原　優介	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	神谷　健一	特許・実用新案
試験委員	亀崎　伸宏	意匠
試験委員	神田　和輝	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	神田　真司	理工Ⅳ（生物）
試験委員	岸　　雄介	理工Ⅳ（生物）
試験委員	北形　　元	理工Ⅴ（情報）
試験委員	木村　麻乃	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	木村　智加	意匠
試験委員	栗河　　剛	特許・実用新案
試験委員	黒山　和幸	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	小島　　駿	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	小林　郁也	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	小宮　敦樹	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	道祖土新吾	特許・実用新案／工業所有権に関する条約
試験委員	齋藤美紀雄	商標
試験委員	酒井　啓司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	相良由里子	意匠
試験委員	佐藤　省吾	商標
試験委員	猿山　純平	商標
試験委員	沢田　大知	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	下田　正寛	特許・実用新案
試験委員	末吉　　剛	特許・実用新案
試験委員	杉原　加織	理工Ⅲ（化学）
試験委員	瀬沼宗一郎	特許・実用新案
試験委員	善塔　章夫	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	滝沢　進也	理工Ⅲ（化学）
試験委員	田口　健児	意匠
試験委員	田口　　傑	特許・実用新案
試験委員	武田　敦志	理工Ⅴ（情報）
試験委員	竹村壮太郎	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	田中　洋介	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	塚田　　肇	理工Ⅴ（情報）
試験委員	柘植　聡人	特許・実用新案
試験委員	辻野　彩子	商標
試験委員	徳本　有紀	理工Ⅲ（化学）
試験委員	栃木　栄太	理工Ⅰ（機械・応用力学）

試験委員	富永　　亘	意匠
試験委員	鳥居　敬司	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	永井　　隆	工業所有権に関する条約
試験委員	中屋裕一郎	特許・実用新案
試験委員	鳴海　大翔	理工Ⅲ（化学）
試験委員	新留　　豊	
試験委員	萩原　　敦	特許・実用新案
試験委員	原口　美和	特許・実用新案
試験委員	筆宝　幹夫	特許・実用新案
試験委員	百武　幸子	商標
試験委員	藤田　晶子	商標
試験委員	藤脇　沙絵	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	藤脇　昌也	特許・実用新案
試験委員	藤原　拓也	理工Ⅴ（情報）
試験委員	古川　　亮	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	前田　健一	商標
試験委員	松田　直也	
試験委員	松田　光代	商標
試験委員	松久　直司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	松本　泰典	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	真鍋　伸行	商標
試験委員	守　　裕也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	水野　忠快	理工Ⅳ（生物）
試験委員	南　　豪	理工Ⅲ（化学）
試験委員	宮澤　　浩	特許・実用新案／著作権法・不正競争防止法
試験委員	宮嶋　　学	特許・実用新案
試験委員	森　　寿夫	商標
試験委員	森竹　勇斗	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	森廣　亮太	意匠
試験委員	村守　宏文	特許・実用新案
試験委員	八代田英樹	理工Ⅳ（生物）
試験委員	安田　周史	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	山内　裕史	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	山口　　剛	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	山村　和人	著作権法・不正競争防止法／理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	山本　　憲	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	横田　有光	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	吉田　信彦	意匠
試験委員	鷲尾　　透	工業所有権に関する条約

公　　告

公聴会開催に関する公示

運輸審議会公示第３号

国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第１項の規定により公示します。

令和８年６月５日　　運輸審議会

１　事案の件名

⑴　事案番号　令８第3001号

⑵　事案の種類　審査請求の裁決

⑶　申請者　小井土直樹

⑷　事案の内容

令和４年12月27日付けで国土交通大臣が行った東日本旅客鉄道株式会社への旅客運賃上限変更認可処分（令和四年国鉄事第五百四十六号）の取消を求める審査請求について

２　日時　令和８年７月14日（火）　午前10時30分開始

３　場所　中央合同庁舎４号館共用会議室４階　共用408会議室

（東京都千代田区霞が関３－１－１）

４　主宰者　運輸審議会

５　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ各１部を令和８年６月25日（木）正午までに必ず到着するよう、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（郵便番号100―0013　東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎第４号館３階）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名又は旧氏及び名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を4,500文字以内で具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は10人以内とします。一般公述人は、公述の機会が各界各層になるべく公平となるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和８年６月下旬頃に運輸審議会ウェブサイトと運輸審議会掲示板に掲載・掲示する予定です。

（掲載予定ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

⑸　１人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等により短くなる場合があります。また、所定の時間に収まらない場合は、途中で公述を終了する場合があります。

６　申請書その他の関係書類の閲覧場所

本事案の申請書その他の関係書類については令和８年６月上旬頃から、公述申込書及び公述書（一般公述の申出があった場合に限る）については令和８年６月下旬頃から、運輸審議会ウェブサイトに掲載する予定です。

（掲載予定ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

７　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

８　開催の取消

５⑴記載の期日までに一般公述の申出がなかった場合など、公聴会の開催を取り消す場合があります。その際には別途お知らせします。

９　その他

不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03―5253―8810）にお問い合わせください。

公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条の規定に基づく、令和８年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施について

令和８年６月５日　　東京都港区虎ノ門四丁目３番13号ヒューリック神谷町ビル
高圧ガス保安協会
会長　加藤　洋一

１．試験日時
令和８年11月８日（日）午前９時30分開始

２．試験地
⑴　甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験については、別表１に掲げる試験地とする。
⑵　乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（液石）責任者免状、丙種化学（特別）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験については、別表２に掲げる試験地とする。

３．受験資格
年齢・性別・学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

４．受験申請の受付期間
⑴　電子申請によるもの
令和８年８月17日（月）午前10時から令和８年９月２日（水）午後５時まで、受付期間中、24時間受け付ける。
なお、別表１及び２に掲げる試験地、試験の種類に関係なく、すべて高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）上で受け付ける。
⑵　書面申請によるもの
令和８年８月17日（月）から令和８年８月31日（月）まで
郵送による場合は、令和８年８月31日（月）までの消印のあるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、令和８年８月31日（月）までに到着したもの）に限り受け付ける。

５．書面申請による受験願書の提出方法及び提出先
⑴　受験願書の提出方法は、郵送（簡易書留郵便又は書留郵便）又は持参とする。
⑵　２．⑴の試験の受験願書提出先は、別表１に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。
ただし、沖縄県を除く試験地の郵送による受験願書提出先は、高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。
⑶　２．⑵の試験の受験願書提出先は、別表２に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。
ただし、宮城県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県の郵送による受験願書提出先は、高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。北海道、東京都、神奈川県（乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（特別）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験に限る）の郵送による受験願書提出先は、高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。
⑷　上記の⑵及び⑶のうち、受験する試験の種類の科目が全科目免除に該当する受験者の受験願書提出先は、試験の種類に関係なくすべて高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。

６．試験の種類別による受験手数料

試　験　の　種　類	電子申請	書面申請
甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	17,300円	17,800円
甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	17,300円	17,800円
乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,100円	11,600円
乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,100円	11,600円
丙種化学（液石）責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,800円	10,300円
丙種化学（特別）責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,800円	10,300円
第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	17,300円	17,800円
第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,100円	11,600円
第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,800円	10,300円
第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	8,500円	9,000円
第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	6,700円	7,200円

７．受験案内書の配布等
⑴　電子申請によるもの
電子申請に必要な受験案内書は、令和８年７月６日（月）から高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）に掲載する。
⑵　書面申請によるもの
書面申請に必要な受験案内書は、令和８年７月６日（月）から受験を希望する試験地の担当事務所において無料で配布する。受験案内書を郵送により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。

８．合格基準
合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

９．受験上の注意
⑴　試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ、必ず持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票への写真無貼付の場合は、受験できないものとする。
⑵　試験問題用紙は答案用紙提出時に回収するものとする。
⑶　その他の受験上の注意にあっては、受験案内書を参照のこと。

以　上

別表１

試　験　地
北海道（札幌市）
宮　城　県
東京都（23区）
愛　知　県
大　阪　府
広　島　県
香　川　県
福　岡　県
沖縄県（本島）

別表２

試験地
北海道（札幌市、函館市、室蘭市、旭川市、釧路市）
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都（23区、大島町、三宅村、八丈町、小笠原村）
神奈川県
新潟県（新潟市、三条市、上越市）
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県（松江市、江津市）
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県（鹿児島市、奄美市）
沖縄県（本島、宮古島市、石垣市）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第11号）第104条第５項の規定に基づく、令和８年度液化石油ガス設備士試験の実施について

令和８年６月５日

東京都港区虎ノ門四丁目３番13号ヒューリック神谷町ビル
高圧ガス保安協会
会長　加藤　洋一

１．試験日時

⑴　筆記試験　令和８年11月８日（日）午前９時30分開始

⑵　技能試験　令和８年11月29日（日）

液化石油ガス設備士試験技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

なお、受験者数によって、技能試験を複数回に分けて実施する場合がある。

２．試験地

⑴　筆記試験　別表に掲げる試験地

⑵　技能試験　液化石油ガス設備士試験技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

３．受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

４．受験申請の受付期間

⑴　電子申請によるもの

令和８年８月17日（月）午前10時から令和８年９月２日（水）午後５時まで、受付期間中、24時間受け付ける。

なお、別表に掲げる試験地に関係なく、すべて高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）上で受け付ける。

⑵　書面申請によるもの

令和８年８月17日（月）から令和８年８月31日（月）まで

郵送による場合は、令和８年８月31日（月）までの消印のあるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、令和８年８月31日（月）までに到着したもの）に限り受け付ける。

5．書面申請による受験願書の提出方法及び提出先

⑴　受験願書の提出方法は、郵送（簡易書留郵便又は書留郵便）又は持参とする。

⑵　別表に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。

6．受験手数料

電子申請　22,700円　書面申請　23,200円

7．受験案内書の配布等

⑴　電子申請によるもの

電子申請に必要な受験案内書は、令和８年７月６日（月）から高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）に掲載する。

⑵　書面申請によるもの

書面申請に必要な受験案内書は、令和８年７月６日（月）から受験を希望する試験地の担当事務所において無料で配布する。受験案内書を郵送により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。

8．合格基準

合格基準点は、筆記（各科目）・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

9．受験上の注意

⑴　試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ、必ず持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票への写真無貼付の場合は、受験できないものとする。

⑵　試験問題用紙は答案用紙提出時に回収するものとする。

⑶　その他の受験上の注意にあっては、受験案内書を参照のこと。

以　上

別表

試　験　地
北　海　道（札幌市、函館市、室蘭市、旭川市、釧路市）
青　森　県
岩　手　県
宮　城　県
秋　田　県
山　形　県
福　島　県
茨　城　県
栃　木　県
群　馬　県
埼　玉　県
千　葉　県
東　京　都（23区、大島町、三宅村、八丈町、小笠原村）
神　奈　川　県
新　潟　県
富　山　県
石　川　県
福　井　県
山　梨　県
長　野　県
岐　阜　県
静　岡　県
愛　知　県
三　重　県
滋　賀　県
京　都　府
大　阪　府
兵　庫　県
奈　良　県
和　歌　山　県
鳥　取　県
島　根　県（松江市、江津市）
岡　山　県
広　島　県
山　口　県
徳　島　県
香　川　県
愛　媛　県
高　知　県
福　岡　県
佐　賀　県
長　崎　県
熊　本　県
大　分　県
宮　崎　県
鹿　児　島　県（鹿児島市、奄美市）
沖　縄　県（本島、宮古島市、石垣市）

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年６月５日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで）	千葉県香取郡神崎町大字松崎から千葉県香取郡神崎町大字松崎まで	新設工事	令和８年６月６日

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

札幌市中央区南二条東六丁目五番三八朝日プラザ一条橋四〇四号室
株式会社ＤＡＩＣＨＩＴＯＵＲ　ＪＡＰＡＮ
代表清算人　金　祇纓

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

北海道帯広市西十六条北一丁目二七番地の四四
十勝物産販売有限会社
清算人　澤田　茂子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

宮城県東松島市大曲字堰ノ内南六五番地七
有限会社アキミ工作舎
清算人　阿部　嘉毅

解散公告

当社は、令和八年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

宮城県仙台市青葉区大町二丁目一二番一六号エスパシオ大町二―三〇一号
株式会社Ｅｘｉｓｔ　Ｐｌｕｓ
清算人　伊藤　翔太

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年四月二十九日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

仙台市青葉区大町二丁目一三番二五号
株式会社幸楽
代表清算人　金丸　英男

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷一〇四〇番地の二
株式会社柏崎工務店
代表清算人　小川　和子

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

栃木県那須郡那珂川町北向田一四六番地
有限会社ゆたか商事
清算人　豊田　勝美

解散公告

当社は、令和八年五月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

埼玉県三郷市早稲田二丁目一九番地二
株式会社トレデュニオン
代表清算人　齊藤　壽和

解散公告

当社は、令和八年五月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

埼玉県入間市豊岡一丁目三番二五号半田ビル三階ＫＩＶオフィス入間Ｍ号室
ＧＲＥＥＮ　ＴＥＣＨ合同会社
清算人　マイケル・チェン

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

千葉県香取市下小川四九九番地

株式会社互幸左官工業

代表清算人　亘　　正夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

千葉県柏市旭町一丁目一四番一一号

サンコーポ一〇二号

アップセット株式会社

代表清算人　徳山　広高

解散公告

当社は、令和八年五月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ　森沢ＣＥ株式会社

代表清算人　松尾　壽裕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都日野市旭が丘三丁目二番七号

Ｐｒｏｃｕｒｒｉ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　ルイ・トン・ブーン

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

東新宿プロパティー合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都渋谷区渋谷二―二四―一二渋谷スクランブルスクエア三九階

ＩＴＤＡＭ　ＪＡＰＡＮ合同会社

清算人　朴　　貞美

解散公告

当社は、令和八年五月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都江戸川区北小岩二丁目三九番四号プラザイシバシＢ棟一〇一

株式会社小岩酒販会館

代表清算人　石川　武敬

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都中央区日本橋室町一丁目一一―六宝来ビル二Ｆ

株式会社ＫＡＳＡＳＡＧＩＤＯ

代表清算人　鈴木　翔太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都渋谷区桜丘町一三番九号クリエート桜丘四〇三

カルネ合同会社

清算人　荻原　宏子

解散公告

当社は、令和八年五月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都港区新橋五丁目一二番一一号天翔ビル四〇六号室　Ｓ．Ｇ．ＧＥＭＳ合同会社

清算人　ジェーン・アンチット・アジェイ

解散公告

当社は、令和八年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都台東区蔵前四丁目一六―六ストーク蔵前Ｍ＆Ｋ四階四一九　和启商事株式会社

代表清算人　許　　英

解散公告

当社は、令和八年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都北区浮間一―一―一四リムジンビル一二一

徳衆株式会社

代表清算人　坂根　信二

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都港区赤坂七丁目六番一五号

合同会社トレック・サターン

清算人　下田　興一

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都板橋区中丸町一三番一―三〇八号

双梅合同会社

清算人　庄　洪　苹

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都板橋区中台三丁目二七番Ｇ―六〇三号

大丸産業株式会社

代表清算人　巣瀬　榮一

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

東京都小金井市本町二丁目八番一五号

大山株式会社

代表清算人　座間　泰明

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

神奈川県小田原市風祭七二番地一

株式会社レイクサイド

代表清算人　杉崎　勝彦

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

神奈川県小田原市風祭七二番地一

株式会社シーサイド

代表清算人　杉崎　勝彦

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

石川県金沢市西念三丁目一五番一三号

株式会社玄塗

代表清算人　伐分　勝則

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

福井県越前市万代町二番二三号

有限会社青木工業

清算人　青木　孝樹

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

山梨県甲府市桜井町一五〇番地七

株式会社熙和

代表清算人　菊島　明

解散公告

当社は、令和六年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

山梨県甲府市青葉町一三番二五号

株式会社ジュラーレ

代表清算人　佐々木トシ子

解散公告

当社は、令和八年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

長野県須坂市大字幸高二四六番地

オリオンクレジット株式会社

代表清算人　伊藤　正

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

静岡県富士市西柏原新田二〇一番地

パーパススマートパワー株式会社

代表清算人　影島　勝巳

解散公告

当社は、令和八年五月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

静岡県浜松市浜名区竜南五〇一番地

株式会社エンテー

代表清算人　小杉千鶴子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

愛知県小牧市大字池之内二二九三番地

有限会社イトウ金属工業所

代表清算人　伊藤　康成

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

滋賀県栗東市岡三二四番地二〇

日本フレイト株式会社

代表清算人　前田　勝利

解散公告

当社は、令和八年五月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

滋賀県彦根市長曽根町五番二七―一一号

有限会社綜経コンサルタンツ

清算人　野瀬　壽久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

京都府宇治市広野町西裏一〇〇番地の一四

駒商事株式会社

代表清算人　山下　順子

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

京都市下京区中堂寺南町一三四番地京都高度技術研究所八階

ＡＭ清算株式会社

代表清算人　中村　誠司

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

京都市東山区泉涌寺東林町三七番地二三

株式会社喜多川南山

代表清算人　伊藤　純

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪府吹田市古江台二丁目一〇番一三号

阪口ビル三階

特定非営利活動法人マスキ情報デスク

清算人　増木　直美

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪府寝屋川市石津東町一二番一三号

有限会社小川電気工業

清算人　小川　俊幸

解散公告

当社は、令和八年五月二十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪市西区阿波座一丁目一五番一五号

有限会社グラウンド

清算人　伊原　和樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪市西成区南津守五丁目一番六五号

ミリオンペイント株式会社

代表清算人　中尾　平治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪市港区波除四丁目一番三〇―四〇二号

合同会社メイ

清算人　福原うるみ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪府豊中市新千里東町一丁目四番二号

一般社団法人臨床医工情報学コンソーシアム関西

代表清算人　千原　國宏

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪市北区南森町一丁目四番二八号ブール バール南森町六〇四

有限会社ワールドセラミック

清算人　野元　勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪府東大阪市寺前町一丁目一〇番一六号

株式会社ソシエ

代表清算人　長谷川ハルエ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪市港区波除三―八―一四―六〇一

株式会社大東

代表清算人　馮　艶麗

解散公告

当社は、令和八年四月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

合同会社Ｒｉ．ＥＮ

清算人　坂口　亮介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪市北区堂山町一四番二九号鈴木ビル三〇三号室

有限会社天堂

清算人　浅沼　元樹

解散公告

当社は、令和八年二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪市西区立売堀四丁目三番一六号五〇九室

龍吉株式会社

代表清算人　劉　芳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪府豊中市熊野町二丁目三番一一号

豊中建築工房研究所株式会社

代表清算人　前野　正和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

兵庫県姫路市田寺一丁目一一番三号

有限会社ケイプラザ

清算人　柏尾　百代

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

岡山県倉敷市連島中央五丁目二三番二二号

有限会社矢部商店

清算人　矢部　英雄

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

岡山県笠岡市カブト東町一四六番地の二

有限会社儀崎ファーム

清算人　小原　明子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

広島市中区大手町一丁目一番二〇号相生橋ビル七階Ａ号室

ＡＤＴＩＥＲ合同会社

清算人　前田　一成

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

山口県美祢市美東町綾木二〇五七番地

株式会社原田組

代表清算人　原田香代子

第24期決算公告

令和８年６月５日

東京都港区芝浦三丁目６番５号 Biz Feel田町

サカーナ・ジャパン株式会社

代表取締役　スティーブン・ジョン・マクノート

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	375,509
	固定資産	88,797
	合計	464,306
負債及び純資産の部	流動負債	555,014
	株主資本	△90,708
	資本金	80,000
	利益剰余金	△170,708
	その他利益剰余金	△170,708
	（うち当期純損失）	(46,627)
	合計	464,306

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

徳島県徳島市南前川町二丁目一番地

株式会社樹臣

代表清算人　齋浦　重臣

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日付開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

北九州市戸畑区浅生二丁目三番六―七〇二号

株式会社スマート・コンサルティング

代表清算人　小谷　誠一

解散公告

当社は、令和八年五月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

福岡市博多区下川端町三番二号

ＲＭＪ福岡株式会社

代表清算人　川﨑　圭太

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

長崎県佐世保市針尾東町三三五〇番地

有限会社エムプランツ

清算人　松本栄巳子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

宮崎県宮崎市潮見町一三―五

株式会社ヒダカ印刷

代表清算人　日髙　玄人

解散公告

当社は、令和八年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

沖縄県うるま市字州崎五番八

イノベーションサポート沖縄株式会社

代表清算人　谷　正之

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

沖縄県那覇市銘苅一丁目二番一七号

合同会社サポート

清算人　富山　亮彦

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

沖縄県那覇市識名一一〇二―三五ハイライズＫ一階

合同会社Ｃｏｍｏｌａｂｏ

代表清算人　喜納　鉄也

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月二十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

秋田県鹿角市花輪字不動平一番地一六

農事組合法人かづのきのこ培養センター

清算人　木村　功

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月二十六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

神奈川県横浜市中区本牧町一丁目五一番地

本牧タウンハイツマンション管理事務室

本牧タウンハイツ管理組合法人

清算人　渋谷　幸夫

解散公告（第三回）

医療法人社団康仁会は、令和八年四月二日解散し、現在清算中であります。当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

群馬県邑楽郡邑楽町大字新中野九番地の一

医療法人社団康仁会

清算人　大川　博充

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月十四日総代会及び責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月五日

大阪府八尾市志紀町二丁目七九番地の五

天龍教会

清算人　黒田　算美

令和７年度決算公告

令和８年６月５日

東京都新宿区西新宿二丁目１番１号新宿三井ビル

アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド

日本における代表者　アンドリュー・ジェイ・コンラッド

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

（単位：千円／換算レート：１ドル＝156.56円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,441,083	流動負債	7,087,821
固定資産	3,652,098	株主資本	3,629,303
		資本金	156
		資本剰余金	8,969,296
		資本準備金	8,969,296
		利益剰余金	△5,340,149
		その他利益剰余金	△5,340,149
		（うち当期純利益）	(70,581)
		その他包括利益累計額	376,057
資産合計	11,093,181	負債・純資産合計	11,093,181

第 14 期 決 算 公 告

2026 年６月５日
宮城県岩沼市空港西二丁目１番地
株式会社ニッコン東北
代表取締役社長　鵜沼　良一

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,757
	固定資産	1,688
	合計	38,446
負純資産の債及び部	流動負債	16,168
	固定負債	701
	株主資本	21,576
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,576
	その他利益剰余金	1,576
	（うち当期純利益）	(794)
	合計	38,446

第 27 期決算公告

2026年６月５日
北海道小樽市銭函２丁目56番１号
極東物流株式会社
代表取締役　大野　寿之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,774
	資産合計	35,774
負純資産の債及び部	流動負債	3,410
	（賞与引当金）	(3,000)
	負債合計	3,410
	株主資本	32,364
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,364
	その他利益剰余金	22,364
	（うち当期純利益）	(803)
	純資産合計	32,364
	負債・純資産合計	35,774

第８期決算公告

2026年６月５日
東京都世田谷区弦巻１丁目１番12号
株式会社リードスペシャリティーズ
代表取締役社長　宮原　良司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,756,121
	固定資産	1,967
	資産合計	3,758,089
負純資産の債及び部	流動負債	3,449,278
	（うち賞与引当金）	(806)
	負債合計	3,449,278
	株主資本	308,811
	資本金	60,000
	利益剰余金	248,811
	その他利益剰余金	248,811
	（うち当期純利益）	(83,009)
	純資産合計	308,811
	負債・純資産合計	3,758,089

第９期決算公告

令和８年６月５日
宮城県仙台市青葉区本町三丁目５番22号
株式会社仙台政府刊行物センター
代表取締役　武田　康二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,445
	固定資産	7,433
	合計	37,878
負債及び純資産の部	流動負債	29,533
	株主資本	8,345
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,655
	その他利益剰余金	△1,655
	（うち当期純損失）	（1,528）
	合計	37,878

第52期決算公告

令和８年６月４日
宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字上ノ流１番地の１
富士オイルサービス株式会社
代表取締役社長　鷲足　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	872,860
	固定資産	160,107
	合計	1,032,967
負債及び純資産の部	流動負債	105,129
	固定負債	233,378
	株主資本	690,123
	資本金	19,854
	資本剰余金	9,854
	利益剰余金	660,415
	その他利益剰余金	660,415
	（うち当期純利益）	（41,736）
	評価・換算差額等	4,337
	合計	1,032,967

第11期決算公告

2026年６月５日
宮城県仙台市宮城野区仙台港北二丁目４番８
仙台日梱株式会社
代表取締役社長　鵜沼　良一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	98,769
	固定資産	3,343
	合計	102,112
負債及び純資産の部	流動負債	73,778
	固定負債	5,777
	株主資本	22,556
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,556
	利益準備金	660
	その他利益剰余金	11,896
	（うち当期純利益）	（11,663）
	合計	102,112

第12期決算公告

2026年６月５日
群馬県太田市新田大町600番地28
群馬日梱株式会社
代表取締役社長　渡邊　秀仁

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	132,076
	固定資産	10,610
	合計	142,686
負債及び純資産の部	流動負債	84,457
	固定負債	7,636
	株主資本	50,593
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,593
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	38,093
	（うち当期純利益）	（21,700）
	合計	142,686

第23期決算公告

令和８年５月21日
栃木県宇都宮市問屋町3172―５
上野商事株式会社
代表取締役社長　田中　大典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	319,453
	固定資産	282,475
	合計	601,929
負債及び純資産の部	流動負債	434,803
	固定負債	17,232
	株主資本	109,974
	資本金	50,000
	利益剰余金	59,974
	その他利益剰余金	59,974
	（うち当期純利益）	（11,037）
	評価・換算差額等	39,919
	その他有価証券評価差額金	39,919
	合計	601,929

第27期決算公告

2026年５月19日
茨城県古河市牧野地459番地
古河環境サービス株式会社
代表取締役社長　渡邊　秀仁

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	157,559
	固定資産	12,177
	合計	169,736
負債及び純資産の部	流動負債	16,410
	賞与引当金	1,260
	株主資本	153,326
	資本金	20,000
	利益剰余金	133,326
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	128,326
	（うち当期純利益）	（25,189）
	合計	169,736

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年６月５日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①日東住宅　②埼玉県知事⑿008117　③林昌平　④埼玉県川口市芝５―18―29　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県川口市芝５―18―29　日東住宅　林昌平

①大東建託リーシング株式会社　②国土交通大臣⑵9120　③代表取締役　川原栄司　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　北海道札幌市白石区南郷通１丁目北２番32号ダイアパレス白石１階Ａ101号室　東京都新宿区西新宿１丁目16番13号桑原ビル４階　大阪府枚方市岡東町14―44雲川ビル１階　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託リーシング株式会社　代表取締役　川原栄司

①積水ハウスシャーメゾンＰＭ東京株式会社　②国土交通大臣⑬2250　③代表取締役　井邊剛　④東京都渋谷区代々木２丁目１番１号　廃止した従たる事務所　東関東賃貸営業部　千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区代々木２丁目１番１号　積水ハウスシャーメゾンＰＭ東京株式会社　代表取締役　井邊剛

①株式会社ＧＮＮ　②沖縄県知事⑴5566号　③代表取締役　山本淳元　④沖縄県那覇市松山一丁目６番18号セゾンハナハナ６ビル２階　⑤1000万円　⑥沖縄県知事　⑦沖縄県那覇市松山一丁目６番18号セゾンハナハナ６ビル２階　株式会社ＧＮＮ　代表取締役　山本淳元

令和８年度宅地建物取引士資格試験に関する公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の２第１項の規定による47都道府県知事それぞれの委任に係る令和８年度宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施する。

令和８年６月５日

東京都港区虎ノ門３丁目８番21号第33森ビル３階　　一般財団法人不動産適正取引推進機構

理事長　青木　由行

第１　試験の日時　令和８年10月18日（日）午後１時から午後３時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第３項の規定により試験の一部が免除される登録講習修了者については、午後１時10分から午後３時まで

なお、天災その他の事由により試験の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、原則として、当該試験の全部又は一部に係る再試験を令和８年12月20日（日）、令和９年１月24日（日）のいずれかの日に実施する。再試験を実施する場合の情報については、一般財団法人不動産適正取引推進機構（以下「機構」という。）ホームページ（https://www.retio.or.jp）に掲載する。

第２　試験の場所　47都道府県で行う。試験会場は、機構が受験票で指定する。

第３　試験の内容

１　内容　おおむね次の事項について行う。

⑴　土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

⑵　土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

⑶　土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

⑷　宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

⑸　宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

⑹　宅地及び建物の価格の評定に関すること。

⑺　宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記⑴及び⑸に掲げる事項に関する問題を免除する。

２　出題法令　令和８年４月１日現在施行されている法令

第４　試験の方法及び出題数

１　方法　四肢択一式の筆記試験による。

２　出題数　50問。ただし、登録講習修了者については、45問とする。

第５　受験資格　年齢、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

第６　受験申込み　インターネット又は郵送により行う。

１　インターネットによる申込み

⑴　試験案内の掲載

ア　掲載期間　令和８年６月５日（金）から同年７月31日（金）まで

イ　掲載場所　機構ホームページ

⑵　申込期間　令和８年７月１日（水）午前９時30分から同月31日（金）午後11時59分まで

⑶　申込方法　機構ホームページに接続し、マイページを作成後、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録番号、登録講習修了試験に合格した年月日（試験実施日前３年以内のもの）及び修了番号等を含む。）を入力し、顔写真ファイル（機構が指定する形式のもの）とともに送信する。

２　郵送による申込み

⑴　試験案内の配布

ア　配布期間　令和８年７月１日（水）から同月15日（水）まで

イ　配布場所　都道府県ごとに理事長が指定する場所

⑵　申込期間　令和８年７月１日（水）から同月15日（水）まで（同日付までの消印があるものに限り受け付ける。）

⑶　申込方法　試験案内にのっとり次の書類を、簡易書留にて郵送する。

ア　受験申込書（機構が定める様式による。）

イ　顔写真１枚（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの）

⑷　郵送先　受験する都道府県の協力機関宛て

第７　受験手数料及び支払方法

１　受験手数料　8,200円

２　支払方法

⑴　インターネットによる受験申込みの場合は、機構が指定するクレジットカードによる支払、機構が指定する店舗における払込み又はPay-easy（ペイジー）による払込みのいずれかにより払い込む。

⑵　郵送による受験申込みの場合は、受験申込み前に、機構が指定する方法（機構が指定する店舗における払込み又はPay-easy（ペイジー）による払込みのうち、都道府県ごとに定めた方法）により払い込む（払込みの際に受験手数料以外に金融機関から請求される費用は、本人の負担とする。）。

第８　合格発表　令和８年11月25日（水）に、合格者の受験番号を機構ホームページに掲載する。その後、速やかに合格証書を本人に送付する。

第９　協力機関　試験事務の一部は、都道府県ごとの協力機関（名称、連絡先は機構ホームページに掲載）に委託して実施する。

第10　問合せ先　機構試験部（電話（03）3435―8181）

第18期決算公告　令和８年６月５日
埼玉県坂戸市にっさい花みず木七丁目四番地
ＤＥＮＧＹＯアドバンス株式会社
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	162,111
	固定資産	699
	資産合計	162,810
負純資債及産のび部	流動負債	53,194
	賞与引当金	14,208
	固定負債	23,048
	退職給付引当金	23,048
	株主資本	86,569
	資本金	95,000
	利益剰余金	△8,431
	その他利益剰余金	△23,531
	利益準備金	15,100
	（うち当期純損失）	（20,240）
	負債・純資産合計	162,810

第27期決算公告　令和８年６月５日
埼玉県比企郡嵐山町大字平澤900番地
太陽インキ製造株式会社
代表取締役社長　峰岸　昌司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,501,768
	固定資産	16,499,098
	合計	35,000,867
負純資債及産のび部	流動負債	16,812,697
	固定負債	692,394
	株主資本	17,495,775
	資本金	450,000
	資本剰余金	1,169,915
	資本準備金	450,000
	その他資本剰余金	719,915
	利益剰余金	15,875,859
	その他利益剰余金	15,875,859
	（うち当期純利益）	（13,868,152）
	合計	35,000,867

第47期決算公告
令和８年５月27日
埼玉県川越市問屋町10番３号
東洋流通運輸株式会社
代表取締役　浅野　英逸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	468,240
	固定資産	106,996
	資産合計	575,236
負純資債及産のび部	流動負債	191,247
	固定負債	25,908
	株主資本	358,081
	資本金	14,000
	資本剰余金	140,000
	利益剰余金	204,081
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	203,781
	（うち当期純損失）	（39,573）
	負債・純資産合計	575,236

第29期決算公告　令和８年６月５日
千葉県船橋市東船橋四丁目30番９号
グラン・ステージ１階
株式会社アールエイジ・テクニカル・サービス
代表取締役　向井山達也
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,160
	固定資産	3,652
	合計	88,813
負純資債及産のび部	流動負債	36,507
	株主資本	52,306
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,306
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	39,806
	（うち当期純利益）	（20,485）
	合計	88,813

第12期決算公告
2026年６月５日
埼玉県日高市大字高萩995番地１
狭山日梱株式会社
代表取締役社長　平　大介
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	190,389
	固定資産	15,604
	合計	205,993
負純資債及産のび部	流動負債	93,419
	固定負債	33,766
	株主資本	78,807
	資本金	10,000
	利益剰余金	68,807
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	66,307
	（うち当期純利益）	（26,160）
	合計	205,993

第12期決算公告
2026年６月５日
埼玉県比企郡小川町大字靭負1388番地１
小川日梱株式会社
代表取締役社長　平　大介
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	228,751
	固定資産	16,159
	合計	244,910
負純資債及産のび部	流動負債	125,476
	固定負債	21,810
	株主資本	97,623
	資本金	10,000
	利益剰余金	87,623
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	85,123
	（うち当期純利益）	（49,661）
	合計	244,910

第５期決算公告
令和８年５月13日
東京都中央区銀座一丁目11番１号
コナミゲーミングテクノロジー株式会社
代表取締役　中川　洋祐
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	153,753
	合計	153,753
負純資債及産のび部	流動負債	1,287
	株主資本	152,465
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△47,534
	その他利益剰余金	△47,534
	（うち当期純損失）	（7,426）
	合計	153,753

第11期決算公告
2026年６月５日
千葉県習志野市茜浜一丁目１番１号
千葉日梱株式会社
代表取締役社長　羽根　義典
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,963
	固定資産	1,298
	合計	62,262
負純資債及産のび部	流動負債	34,960
	固定負債	7,751
	株主資本	19,550
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,550
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	7,050
	（うち当期純利益）	（3,638）
	合計	62,262

第28期決算公告　令和８年６月５日
千葉県野田市目吹1503番地
株式会社オーウエルカラーセンター
代表取締役　松村　健一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	291,234
	固定資産	80,209
	資産合計	371,444
負純資債及産のび部	流動負債	212,739
	（うち賞与引当金）	（10,972）
	固定負債	41,188
	退職給付引当金	41,188
	株主資本	117,515
	資本金	20,000
	利益剰余金	97,515
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	92,515
	（うち当期純利益）	（7,732）
	負債・純資産合計	371,444

第９期決算公告　令和８年４月24日
東京都江東区亀戸四丁目39番10号
株式会社ノア
代表取締役　徳永　統久
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	137,849
	固定資産	6,750
	資産合計	144,599
負純資債及産のび部	流動負債	69,146
	固定負債	61,236
	株主資本	14,217
	資本金	1,000
	利益剰余金	13,217
	その他利益剰余金	13,217
	（うち当期純利益）	（6,141）
	負債・純資産合計	144,599

第14期決算公告　令和８年４月24日
東京都港区芝四丁目３番５号
ファースト岡田ビル４Ｆ
株式会社スクラム
代表取締役　佐藤久美子
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	73,519
	固定資産	221
	資産合計	73,740
負純資債及産のび部	流動負債	36,482
	株主資本	37,258
	資本金	15,000
	資本剰余金	14,000
	資本準備金	14,000
	利益剰余金	8,258
	その他利益剰余金	8,258
	（うち当期純利益）	（7,604）
	負債・純資産合計	73,740

第10期決算公告
2026年６月５日
東京都中央区勝どき３丁目13番１号
ＡＳＬ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　宮本　忠海
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,993,004
	合計	9,993,004
負純資債及産のび部	流動負債	70,000
	株主資本	9,923,004
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△76,996
	その他利益剰余金	△76,996
	（うち当期純損失）	（195,066）
	合計	9,993,004

第 34 期決算公告

令和８年６月５日
東京都台東区台東四丁目16番８号
偕楽ビル株式会社
代表取締役　町田　永世

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,692,303
	固定資産	4,530,990
	資産合計	**7,223,293**
負純資債及産のび部	流動負債	257,208
	賞与引当金	5,390
	固定負債	4,960,178
	退職給与引当金	41,352
	株主資本	2,005,906
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,905,906
	その他利益剰余金	1,905,906
	（うち当期純利益）	(360,008)
	負債・純資産合計	**7,223,293**

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月４日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社ドコモ・ためタン
代表取締役　近久　珠央

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	217,100,247
	固定資産	903,527
	合計	**218,003,774**
負純資債及産のび部	流動負債	20,152,395
	株主資本	197,851,379
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	75,000,000
	資本準備金	75,000,000
	利益剰余金	22,851,379
	その他利益剰余金	22,851,379
	（うち当期純利益）	(6,492,736)
	合計	**218,003,774**

第 21 期決算公告

令和８年４月24日
東京都武蔵野市中町二丁目２番２号
株式会社エスプリ・ゴルフ
代表取締役　武井　雅子

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	188,797
	固定資産	30,368
	資産合計	**219,166**
負純資債及産のび部	流動負債	186,173
	固定負債	28,656
	株主資本	4,336
	資本金	62,000
	資本剰余金	18,000
	資本準備金	18,000
	利益剰余金	△75,663
	その他利益剰余金	△75,663
	（うち当期純利益）	(35,810)
	負債・純資産合計	**219,166**

第６期決算公告

令和８年６月５日
東京都大田区平和島６丁目１番１号
東京流通センター・センタービル527号
SPT Labtech Japan株式会社
代表取締役　アンドリュー・ホルフォード

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	133,371
	固定資産	10,961
	合計	**144,333**
負純資債及産のび部	流動負債	191,656
	株主資本	△47,322
	資本金	100
	利益剰余金	△47,422
	その他利益剰余金	△47,422
	（うち当期純利益）	(349)
	合計	**144,333**

第 55 期 決 算 公 告

令和８年５月20日
東京都台東区台東４―19―９
日本自動化開発株式会社
代表取締役　松尾　充士

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,375,406,568
	固定資産	1,171,382,656
	資産合計	**4,546,789,224**
負純資債及産のび部	流動負債	953,397,374
	その他	953,397,374
	株主資本	3,593,391,850
	資本金	72,000,000
	利益剰余金	3,521,391,850
	利益準備金	50,000,000
	その他利益剰余金	3,471,391,850
	（うち当期純利益）	(203,024,924)
	負債・純資産合計	**4,546,789,224**

第 23 期決算公告

令和８年５月20日
東京都品川区上大崎３丁目５番８号
ザ・プロアクテイブカンパニー株式会社
代表取締役　鈴木恵美子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	613,810
	固定資産	174,088
	合計	**787,898**
負純資債及産のび部	流動負債	602,125
	賞与引当金	38,474
	その他の負債	563,651
	株主資本	185,773
	資本金	10,000
	利益剰余金	175,773
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	173,273
	（うち当期純利益）	(1,934)
	合計	**787,898**

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都渋谷区神宮前一丁目２番４号
株式会社ナターシャ
代表取締役　清水　信行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,332,568
	固定資産	102,827
	合計	**1,435,395**
負純資債及産のび部	流動負債	389,553
	株主資本	1,045,841
	資本金	165,500
	資本剰余金	158,300
	資本準備金	157,500
	その他資本剰余金	800
	利益剰余金	722,041
	その他利益剰余金	722,041
	（うち当期純利益）	(226,941)
	合計	**1,435,395**

第９期決算公告

令和８年６月５日
東京都江東区新砂一丁目７番27号
やすらぎ株式会社
代表取締役　倉員　洋介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,012
	固定資産	1,796
	資産合計	**28,808**
負純資債及産のび部	流動負債	5,344
	負債合計	**5,344**
	株主資本	23,464
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△ 76,536
	その他利益剰余金	△ 76,536
	（うち当期純利益）	(3,963)
	純資産合計	**23,464**
	負債・純資産合計	**28,808**

第 50 期 決 算 公 告

令和８年６月４日
東京都昭島市つつじが丘一丁目１番109号
フォスター電子株式会社
代表取締役　北村　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	341,102
	固定資産	16,845
	資産合計	**357,947**
負純資債及産のび部	流動負債	130,268
	固定負債	27,898
	株主資本	199,780
	資本金	10,000
	利益剰余金	189,780
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	187,280
	（うち当期純利益）	(75,754)
	負債・純資産合計	**357,947**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都中央区明石町６番地22号
ＧＩＮＺＡコンサルティング株式会社
代表取締役社長　山田起王威

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,685
	固定資産	1,377
	合計	**39,062**
負純資債及産のび部	流動負債	12,157
	固定負債	7,990
	株主資本	18,914
	資本金	30,000
	利益剰余金	△11,085
	その他利益剰余金	△11,085
	（うち当期純損失）	(2,192)
	合計	**39,062**

第 16 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
株式会社トゥ・ディファクト
代表取締役　鈴木　一光

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	501,014
	固定資産	29,283
	合計	**530,298**
負純資債及産のび部	流動負債	48,062
	（うち賞与引当金）	(17,309)
	株主資本	482,235
	資本金	100,000
	利益剰余金	382,235
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	357,235
	（うち当期純利益）	(75,456)
	合計	**530,298**

第６期決算公告

令和８年６月５日
東京都港区高輪四丁目10番18号
株式会社ＰＪ　Ｍｏｎｏｃｅｒｏｓ―ＯＯ
代表取締役　西　　裕志

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24
	固定資産	2,091,000
	合計	**2,091,024**
負純資債及産のび部	流動負債	3,314
	株主資本	2,087,709
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,092,500
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	2,090,000
	利益剰余金	△14,790
	その他利益剰余金	△14,790
	（うち当期純損失）	(468)
	合計	**2,091,024**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都中央区入船三丁目１番13号
ＮＫインターナショナル株式会社
代表取締役社長　山田起王威
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	393,737
	固定資産	7,681
	資産合計	**401,418**
負純資債産及のび部	流動負債	158,801
	固定負債	31,561
	株主資本	211,056
	資本金	40,000
	利益剰余金	171,056
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	161,056
	（うち当期純利益）	(26,138)
	負債・純資産合計	**401,418**

第 13 期決算公告

令和８年６月５日
東京都江東区新木場一丁目６番23号
トランスポートジャパン株式会社
代表取締役　関　幸俊
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	699,838
	固定資産	21,442
	合計	**721,281**
負純資債産及のび部	流動負債	568,841
	固定負債	20,811
	株主資本	131,627
	資本金	10,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	91,627
	その他利益剰余金	91,627
	（うち当期純利益）	(45,950)
	合計	**721,281**

第 31 期決算公告

令和８年６月５日
東京都台東区松が谷１丁目３番５号
上野イーストビル６Ｆ
リンテックコマース株式会社
取締役社長　石田　勉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,587,401
	固定資産	28,083
	合計	**1,615,484**
負純資債産及のび部	流動負債	594,029
	固定負債	67,304
	株主資本	954,151
	資本金	400,000
	利益剰余金	554,151
	利益準備金	26,399
	その他利益剰余金	527,752
	（うち当期純利益）	(67,060)
	合計	**1,615,484**

第 105 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都大田区羽田一丁目７番12号
大倉商工株式会社
代表取締役　岸本　成則
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,157,905
	固定資産	175,390
	資産合計	**2,333,295**
負純資債産及のび部	流動負債	693,662
	固定負債	15,393
	株主資本	1,624,240
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,524,240
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,499,240
	（うち当期純利益）	(41,499)
	負債・純資産合計	**2,333,295**

第 49 期 決 算 公 告

2026年６月５日
東京都中央区日本橋富沢町12番20号
トーハン株式会社
代表取締役社長　藤巻　順
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,683,576
	固定資産	23,855
	合計	**1,707,432**
負純資債産及のび部	流動負債	891,076
	固定負債	12,280
	株主資本	801,606
	資本金	100,000
	利益剰余金	701,606
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	676,606
	（うち当期純利益）	(111,875)
	評価・換算差額等	2,468
	合計	**1,707,432**

第 14 期決算公告

令和８年６月５日
東京都港区西新橋二丁目34番４号
株式会社アマンド
代表取締役　勝俣　勉
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	104,801
	固定資産	48,255
	資産合計	**153,057**
負純資債産及のび部	流動負債	50,106
	（賞与引当金）	(1,400)
	固定負債	70,359
	（退職給付引当金）	(513)
	株主資本	32,591
	資本金	100,000
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	△92,408
	その他利益剰余金	△92,408
	（うち当期純損失）	(17,417)
	負債・純資産合計	**153,057**

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番11号
ゼネラホールディングス株式会社
代表取締役　李　勁松
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,056
	固定資産	479,605
	資産合計	**498,662**
負純資債産及のび部	流動負債	9,307
	株主資本	489,354
	資本金	20,000
	資本剰余金	351,629
	資本準備金	351,629
	利益剰余金	117,725
	その他利益剰余金	117,725
	（うち当期純利益）	(126,030)
	負債・純資産合計	**498,662**

第 11 期決算公告

令和８年６月５日
東京都品川区大崎一丁目11番２号
株式会社ローソンデジタルイノベーション
代表取締役　三木　義之
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	830,396
	固定資産	91,436
	資産合計	**921,833**
負純資債産及のび部	流動負債	563,628
	株主資本	358,205
	資本金	99,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	258,205
	利益準備金	12,471
	その他利益剰余金	245,733
	（うち当期純利益）	(20,052)
	負債・純資産合計	**921,833**

第 34 期決算公告

令和８年５月27日
東京都新宿区市谷加賀町１－１－１
株式会社ＤＮＰテクノリサーチ
代表取締役社長　大西　二郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,209,492
	固定資産	2,426
	資産合計	**1,211,918**
負純資債産及のび部	流動負債	93,645
	賞与引当金	27,309
	固定負債	499,249
	退職給付引当金	490,955
	役員退職慰労引当金	8,294
	株主資本	619,024
	資本金	20,000
	利益剰余金	599,024
	その他利益剰余金	599,024
	（うち当期純利益）	(61,861)
	負債・純資産合計	**1,211,918**

第 12 期 決 算 公 告

2026年６月５日
神奈川県茅ヶ崎市堤字八王子原565番４
藤沢日梱株式会社
代表取締役社長　高田　智充
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	174,601
	固定資産	19,362
	合計	**193,963**
負純資債産及のび部	流動負債	91,282
	固定負債	25,139
	株主資本	77,542
	資本金	10,000
	利益剰余金	67,542
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	65,042
	（うち当期純利益）	(26,815)
	合計	**193,963**

第 87 期決算公告

令和８年６月５日
神奈川県平塚市西八幡一丁目４番９号
湘南リンテック加工株式会社
代表取締役　池田　弘司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,255,249
	固定資産	66,139
	資産合計	**1,321,388**
負純資債産及のび部	流動負債	136,469
	固定負債	120,883
	負債合計	**257,352**
	株主資本	1,064,036
	資本金	18,000
	利益剰余金	1,046,036
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	1,041,536
	（うち当期純利益）	(7,235)
	純資産合計	**1,064,036**
	負債・純資産合計	**1,321,388**

第 57 期決算公告

令和８年３月31日
神奈川県藤沢市遠藤2023番地15
デノラ・ペルメレック株式会社
代表取締役　大倉　誠
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	15,707
	固定資産	9,506
	合計	**25,213**
負純資債産及のび部	流動負債	10,461
	固定負債	756
	株主資本	14,017
	資本金	90
	利益剰余金	17,931
	利益準備金	23
	その他利益剰余金	17,908
	（うち当期純損失）	(2,498)
	自己株式	△4,004
	評価・換算差額等	△20
	合計	**25,213**

第 31 期 決 算 公 告

令和８年５月28日
富山県砺波市庄川町五ケ320番地の１
となみの工業株式会社
代表取締役社長　安土　一成

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	842,394
	固定資産	854,095
	合計	1,696,490
負債及び純資産の部	流動負債	669,811
	固定負債	262,273
	株主資本	764,405
	資本金	20,000
	利益剰余金	744,405
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	739,405
	（うち当期純利益）	(178,865)
	合計	1,696,490

第 74 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
富山市新桜町２番地24
株式会社富山ファイナンス
代表取締役　田中　豊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	327,579
	固定資産	23,156,147
	合計	23,483,726
負債及び純資産の部	流動負債	11,715,441
	固定負債	2,350,639
	株主資本	4,262,549
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,252,549
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,250,049
	（うち当期純利益）	(13,245)
	評価・換算差額等	5,155,097
	合計	23,483,726

第 12 期 決 算 公 告

2026年６月５日
新潟県新潟市南区北田中780番地11
新潟日梱株式会社
代表取締役社長　町田　宣久

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	113,378
	固定資産	9,358
	合計	122,737
負債及び純資産の部	流動負債	61,288
	固定負債	15,410
	株主資本	46,038
	資本金	10,000
	利益剰余金	36,038
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	33,538
	（うち当期純利益）	(12,985)
	合計	122,737

第 12 期 決 算 公 告

2026年６月５日
長野県松本市大字島内8012番地１
松本日梱株式会社
代表取締役社長　町田　宣久

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	95,906
	固定資産	7,731
	合計	103,637
負債及び純資産の部	流動負債	56,000
	固定負債	6,650
	株主資本	40,987
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,987
	利益準備金	2,360
	その他利益剰余金	28,627
	（うち当期純利益）	(25,439)
	合計	103,637

第 10 期 決 算 公 告

2026年６月５日
石川県白山市福新町68番地１
金沢日梱株式会社
代表取締役社長　町田　宣久

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	92,733
	固定資産	4,435
	合計	97,169
負債及び純資産の部	流動負債	50,494
	固定負債	5,650
	株主資本	41,024
	資本金	10,000
	利益剰余金	31,024
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	28,524
	（うち当期純利益）	(23,630)
	合計	97,169

第 36 期 決 算 公 告

令和８年５月28日
富山県高岡市石丸708番地
テクノメタル株式会社
代表取締役社長　廣瀬　公彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,153,689
	固定資産	406,119
	合計	2,559,809
負債及び純資産の部	流動負債	950,731
	固定負債	32,468
	株主資本	1,576,609
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,486,609
	利益準備金	122,500
	その他利益剰余金	1,364,109
	（うち当期純利益）	(156,450)
	合計	2,559,809

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
岐阜県羽島市竹鼻町3154番地１
浅野印刷株式会社
代表取締役　坪内　俊

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	30
	固定資産	2
	合計	33
負債及び純資産の部	流動負債	8
	固定負債	3
	株主資本	21
	資本金	10
	利益剰余金	11
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	8
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	33

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
岐阜市本荘西一丁目38番地２
株式会社アドパツク
代表取締役　坪内　俊

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,625
	固定資産	10,572
	合計	24,198
負債及び純資産の部	流動負債	4,466
	株主資本	19,731
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,731
	利益準備金	430
	その他利益剰余金	9,301
	（うち当期純利益）	(3,817)
	合計	24,198

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
岐阜市六条大溝四丁目10番19号
株式会社廣和
代表取締役　坪内　俊

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39
	固定資産	64
	合計	104
負債及び純資産の部	流動負債	63
	固定負債	17
	株主資本	23
	資本金	10
	利益剰余金	13
	その他利益剰余金	13
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	104

第 38 期決算公告　令和８年６月５日

愛知県小牧市応時二丁目250番地
ＣＫＤグローバルサービス株式会社
代表取締役　林田　勝憲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	269,104
	固定資産	5,407
	合計	274,512
負債及び純資産の部	流動負債	350,257
	株主資本	△75,745
	資本金	12,500
	利益剰余金	△88,245
	（利益準備金）	(3,125)
	（その他利益剰余金）	(△91,370)
	（うち当期純損失）	(162,446)
	合計	274,512

第 46 期決算公告　令和８年６月４日

愛知県大府市共栄町七丁目１番地の１
愛協産業株式会社
取締役社長　中根　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,120,796
	固定資産	2,817,366
	合計	5,938,162
負債及び純資産の部	流動負債	1,333,809
	固定負債	218,041
	株主資本	4,383,301
	資本金	30,000
	利益剰余金	4,353,301
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	4,345,801
	（うち当期純利益）	(259,187)
	評価・換算差額等	3,011
	合計	5,938,162

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
岐阜県海津市海津町古中島323番地
株式会社海津プリント
代表取締役　坪内　弘俊

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,820
	固定資産	230
	合計	5,050
負債及び純資産の部	流動負債	1,709
	株主資本	3,341
	資本金	3,000
	利益剰余金	341
	その他利益剰余金	341
	（うち当期純利益）	(21)
	合計	5,050

第 32 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
愛知県名古屋市名東区姫若町40番地
honu加藤珈琲店株式会社
代表取締役　安藤　昌也

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	441
	固定資産	553
	合計	995
負債及び純資産の部	流動負債	239
	固定負債	21
	株主資本	734
	資本金	100
	資本剰余金	80
	資本準備金	80
	利益剰余金	554
	その他利益剰余金	554
	（うち当期純利益）	(70)
	合計	995

第 10 期 決 算 公 告

2026年６月５日
愛知県名古屋市南区元塩町六丁目18番地１
名古屋日梱株式会社
代表取締役社長　赤塚　浩也

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	57,318
	固定資産	2,035
	合計	59,353
負債及び純資産の部	流動負債	41,221
	固定負債	6,694
	株主資本	11,437
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,437
	利益準備金	1,340
	その他利益剰余金	97
	（うち当期純損失）	(513)
	合計	59,353

第 14 期決算公告

令和８年６月５日
愛知県小牧市応時二丁目250番地
ＣＫＤフィールドエンジニアリング株式会社
代表取締役　秀　　竜郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,868,428
	固定資産	99,640
	合計	2,968,068
負債及び純資産の部	流動負債	1,068,409
	固定負債	46,764
	株主資本	1,852,894
	資本金	8,000
	利益剰余金	1,844,894
	（利益準備金）	(2,000)
	（その他利益剰余金）	(1,842,894)
	（うち当期純利益）	(846,916)
	合計	2,968,068

第 25 期 決 算 公 告

2026年６月５日
三重県鈴鹿市国府町7651番地24
株式会社テクニカルニッポン
代表取締役社長　松島　孝之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	347,816
	固定資産	35,243
	合計	383,059
負債及び純資産の部	流動負債	139,132
	固定負債	53,820
	株主資本	190,106
	資本金	10,000
	利益剰余金	180,106
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	177,606
	（うち当期純利益）	(68,321)
	合計	383,059

第 12 期 決 算 公 告

2026年６月５日
三重県鈴鹿市御薗町3232番地の１
鈴鹿日梱株式会社
代表取締役社長　赤塚　浩也

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	298,046
	固定資産	30,389
	合計	328,436
負債及び純資産の部	流動負債	176,222
	固定負債	38,273
	株主資本	113,941
	資本金	10,000
	利益剰余金	103,941
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	101,441
	（うち当期純利益）	(59,934)
	合計	328,436

第 23 期決算公告

令和８年６月５日
愛知県常滑市セントレア１丁目１番
セントレアＧＳＥサービス株式会社
代表取締役社長　吉田　　浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	882,129
	固定資産	224,050
	資産合計	1,106,180
負債及び純資産の部	流動負債	151,870
	固定負債	54,362
	株主資本	899,947
	資本金	80,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	419,947
	利益準備金	1,536
	その他利益剰余金	418,411
	（うち当期純利益）	(44,692)
	負債・純資産合計	1,106,180

第 20 期決算公告

令和８年５月27日
京都府京田辺市田辺中央６丁目３番地１
アイ’エムセップ株式会社
代表取締役社長　黒田　孝二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	172
	固定資産	27
	合計	199
負債及び純資産の部	流動負債	118
	固定負債	10
	株主資本	71
	資本金	35
	資本剰余金	15
	資本準備金	15
	利益剰余金	21
	その他利益剰余金	21
	（うち当期純利益）	(21)
	合計	199

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
三重県鈴鹿市平野町7687番地の１
株式会社テクニックサービス
代表取締役社長　西村　敏永

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	520,165
	固定資産	333,897
	合計	854,062
負債及び純資産の部	流動負債	106,026
	固定負債	221,388
	株主資本	526,647
	資本金	20,000
	利益剰余金	506,647
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	501,647
	（うち当期純利益）	(116,747)
	合計	854,062

第 73 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
三重県鈴鹿市国府町字石丸7755番地
株式会社日本陸送
代表取締役社長　西村　敏永

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,064,854
	固定資産	17,392,046
	資産合計	22,456,901
負債及び純資産の部	流動負債	3,531,465
	固定負債	4,182,430
	株主資本	14,717,313
	資本金	90,000
	利益剰余金	14,627,313
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	14,604,813
	（うち当期純利益）	(1,226,146)
	評価・換算差額等	25,692
	負債・純資産合計	22,456,901

第 45 期 決 算 公 告

2026年６月５日
大阪市中央区本町１丁目７番７号
株式会社ニッコンロジスティクス
代表取締役社長　儀賀　栄司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	152,720
	固定資産	26,352
	合計	179,073
負債及び純資産の部	流動負債	58,360
	固定負債	7,293
	株主資本	113,419
	資本金	10,000
	利益剰余金	103,419
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	100,919
	（うち当期純利益）	(12,109)
	合計	179,073

第 48 期決算公告

令和８年６月５日
大阪府茨木市野々宮１丁目４番50号
株式会社トウニチ水産
代表取締役　軸丸　隆之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	61,824
	固定資産	26,795
	資産合計	88,619
負債及び純資産の部	流動負債	206,394
	固定負債	28,715
	負債合計	235,109
	株主資本	△ 146,489
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 166,489
	その他利益剰余金	△ 166,489
	（うち当期純損失）	(11,407)
	純資産合計	△ 146,489
	負債・純資産合計	88,619

第 41 期 決 算 公 告

令和８年５月13日
大阪市北区中之島三丁目１番８号
きりう不動産信託株式会社
代表取締役　桐生　裕介

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,598
	固定資産	163,750
	合計	197,348
負債及び純資産の部	流動負債	16,732
	固定負債	56,845
	株主資本	123,771
	資本金	50,000
	利益剰余金	73,771
	その他利益剰余金	73,771
	（うち当期純利益）	(6,672)
	合計	197,348

第 31 期決算公告　令和８年６月５日
岡山県瀬戸内市邑久町豆田129番地１
株式会社ニッコンウエスト
代表取締役社長　阿邊　隆司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	469,779
	固定資産	97,087
	資産合計	**566,867**
負純資債及産のび部	流動負債	197,206
	固定負債	0
	株主資本	369,661
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	329,661
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	324,661
	（うち当期純利益）	(49,422)
	負債・純資産合計	**566,867**

第 86 期決算公告　令和８年６月５日
兵庫県西宮市甲風園３丁目９番５号
株式会社神島組
代表取締役　神田　和親
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,114,468
	固定資産	1,069,877
	合計	**2,184,345**
負純資債及産のび部	流動負債	132,957
	（うち賞与引当金）	(17,072)
	（うち役員賞与引当金）	(6,695)
	株主資本	2,051,385
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,031,385
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,026,385
	（うち当期純損失）	(47,464)
	合計	**2,184,345**

第 63 期決算公告
令和８年５月15日
神戸市東灘区住吉南町四丁目４番33号
白栄物流システム株式会社
代表取締役　石井　雄一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	162,436
	固定資産	196,340
	資産合計	**358,777**
負純資債及産のび部	流動負債	73,754
	固定負債	17,455
	株主資本	267,568
	資本金	10,000
	利益剰余金	278,096
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	275,596
	（うち当期純利益）	(7,971)
	自己株式	△20,528
	負債・純資産合計	**358,777**

第 37 期決算公告
令和８年６月４日
福岡県北九州市小倉北区下到津一丁目２番１号
株式会社ゼンリンウェルサポート
代表取締役社長　仲道　辰郎
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	62,815
	固定資産	377,007
	合計	**439,822**
負純資債及産のび部	流動負債	101,923
	固定負債	239,055
	株主資本	98,843
	資本金	10,000
	利益剰余金	88,843
	その他利益剰余金	88,843
	（うち当期純利益）	(16,273)
	合計	**439,822**

第 27 期決算公告
2026年６月５日
愛媛県松山市太山寺町970番地
株式会社ニッコン松山
代表取締役社長　藤本　賢一
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	124,765
	固定資産	13,676
	合計	**138,441**
負純資債及産のび部	流動負債	18,196
	固定負債	7,433
	株主資本	112,812
	資本金	20,000
	利益剰余金	92,812
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	87,812
	（うち当期純利益）	(819)
	合計	**138,441**

第 28 期決算公告　令和８年６月５日
香川県高松市郷東町１番地17
アイティエフ株式会社
代表取締役社長　馬嶋　伸浩
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	601,909
	固定資産	190,925
	合計	**792,834**
負純資債及産のび部	流動負債	459,458
	（内賞与引当金）	(4,578)
	固定負債	10,978
	（内退職給付引当金）	(7,554)
	株主資本	322,397
	資本金	20,000
	利益剰余金	302,397
	利益準備金	4,300
	その他利益剰余金	298,097
	（内当期純損失）	(22,775)
	合計	**792,834**

第 49 期決算公告　令和８年６月５日
沖縄県浦添市城間2135
琉球ダイハツ販売株式会社
代表取締役　加藤　憲志
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,216,446
	固定資産	4,700,347
	資産合計	**18,916,793**
負純資債及産のび部	流動負債	14,867,541
	固定負債	170,124
	株主資本	3,879,128
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,869,128
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,866,628
	（うち当期純利益）	(266,761)
	負債・純資産合計	**18,916,793**

第 49 期決算公告
令和８年５月22日
宮崎県宮崎市新別府町雀田1185番地
株式会社くみあい青果
代表取締役社長　木村　能久
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	210,829
	固定資産	99,138
	合計	**309,967**
負純資債及産のび部	流動負債	57,679
	固定負債	7,943
	株主資本	244,345
	資本金	36,010
	資本剰余金	2,000
	利益剰余金	206,335
	その他利益剰余金	206,335
	（うち当期純損失）	(34,023)
	合計	**309,967**

第 11 期決算公告　2026年５月26日
福岡市中央区荒津一丁目４番13号
エネクスフリートロジサービス株式会社
代表取締役　甲斐　崇史
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	219,222
	固定資産	91,459
	資産合計	**310,681**
負純資債及産のび部	流動負債	184,447
	（うち賞与引当金）	(11,330)
	固定負債	45,030
	株主資本	81,203
	資本金	10,000
	利益剰余金	71,203
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	68,703
	（うち当期純利益）	(34,147)
	負債・純資産合計	**310,681**

第 2 期決算公告
令和８年４月14日
群馬県前橋市大渡町１―10―７
一般社団法人群馬県ゴルフ協会
代表理事　萩原　渉
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,266,539
	資産合計	**15,266,539**
負味債財及産びの正部	流動負債	124,040
	負債合計	**124,040**
	一般正味財産	15,142,499
	正味財産合計	**15,142,499**
	負債・正味財産合計	**15,266,539**

第 12 期決算公告
令和８年４月14日
群馬県前橋市大渡町１―10―７
一般社団法人群馬県ゴルフ振興基金
代表理事　小島　秀薫
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,629,634
	資産合計	**34,629,634**
負味債財及産びの正部	流動負債	11,715,178
	負債合計	**11,715,178**
	一般正味財産	22,914,456
	正味財産合計	**22,914,456**
	負債・正味財産合計	**34,629,634**

第 13 期決算公告　令和８年５月25日
沖縄県浦添市伊祖２―21―18
株式会社ベストライフ
代表取締役　西川　雄太
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	466,233
	固定資産	219,868
	繰延資産	449
	合計	**686,550**
負純資債及産のび部	流動負債	167,270
	固定負債	516,214
	株主資本	3,066
	資本金	15,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△21,934
	その他利益剰余金	△21,934
	（うち当期純利益）	(91,501)
	合計	**686,550**

第54期決算公告

令和８年５月18日
埼玉県川口市領家三丁目24番11号
株式会社フジ機工
代表取締役　佐藤　英樹

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,227
	固定資産	1,063
	資産合計	7,290
負債及び純資産の部	流動負債	2,024
	賞与引当金	97
	固定負債	171
	社員退職引当金	52
	役員退職引当金	69
	株主資本	5,095
	資本金	43
	利益剰余金	5,059
	(うち当期純利益)	(399)
	自己株式	△7
	負債・純資産合計	7,290

第５期決算公告

2026年６月５日
栃木県小山市塩沢609番地
小山エナジーサイクル株式会社
代表取締役　神田　章二

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,514,615
	固定資産	300
	資産合計	1,514,915
負債及び純資産の部	流動負債	203,391
	固定負債	1,246,881
	株主資本	64,642
	資本金	50,000
	利益剰余金	14,642
	その他利益剰余金	14,642
	(当期純利益)	(2,957)
	負債・純資産合計	1,514,915

第２期決算公告

2026年６月５日
福島県いわき市小名浜大原字芳際１番地
グリーンサイクルパワーいわき株式会社
代表取締役　小野田　浩

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	330,660
	固定資産	783,868
	資産合計	1,114,529
負債及び純資産の部	流動負債	247,357
	固定負債	786,932
	株主資本	80,238
	資本金	90,000
	利益剰余金	△9,761
	その他利益剰余金	△9,761
	(当期純利益)	(8,579)
	負債・純資産合計	1,114,529

第28期決算公告

令和８年６月５日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベストメント・サービス株式会社
代表取締役　園部　教靖

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	998
	固定資産	1,799
	合計	2,798
負債及び純資産の部	流動負債	2,101
	固定負債	425
	株主資本	271
	資本金	10
	利益剰余金	261
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	259
	(うち当期純利益)	(259)
	合計	2,798

第30期決算公告

令和８年６月５日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券株式会社
代表取締役　園部　教靖

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	240
	固定資産	11
	合計	252
負債及び純資産の部	流動負債	48
	固定負債	0
	株主資本	203
	資本金	140
	資本剰余金	30
	利益剰余金	33
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	28
	(うち当期純利益)	(28)
	合計	252

第４期決算公告

2026年６月５日
千葉県市原市村上1433番地３
市原バイオサイクル株式会社
代表取締役　神田　章二

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	200,536
	固定資産	32
	資産合計	200,568
負債及び純資産の部	流動負債	113,485
	株主資本	87,083
	資本金	65,000
	利益剰余金	22,083
	その他利益剰余金	22,083
	(当期純利益)	(6,896)
	負債・純資産合計	200,568

第53期決算公告

令和８年６月５日
東京都品川区東品川四丁目12番４号
株式会社イタリアントマト
取締役社長　小澤　信宏

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	489,680
	固定資産	1,084,171
	資産合計	1,573,851
負債及び純資産の部	流動負債	2,380,122
	賞与引当金	22,710
	固定負債	369,877
	株主資本	△1,189,239
	資本金	100,000
	利益剰余金	△1,289,239
	その他利益剰余金	△1,289,239
	(うち当期純利益)	(67,551)
	評価・換算差額等	13,091
	有価証券評価差額金	13,091
	負債・純資産合計	1,573,851

第13期決算公告

令和８年５月22日
東京都千代田区麹町３－５－17
株式会社オアシスティーラウンジ
代表取締役　関谷　有三

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	172,923
	固定資産	454,646
	資産合計	627,569
負債及び純資産の部	流動負債	326,617
	固定負債	729,801
	株主資本	△428,848
	資本金	50,000
	資本剰余金	587,000
	資本準備金	293,500
	利益剰余金	△1,065,848
	その他利益剰余金	△1,065,848
	(うち当期純損失)	(43,287)
	負債・純資産合計	627,569

第９期決算公告

令和８年５月22日
東京都千代田区麹町３－５－17
株式会社オアシスライフスタイルグループ
代表取締役　関谷　有三

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	468,154
	固定資産	539,052
	資産合計	1,007,207
負債及び純資産の部	流動負債	81,562
	固定負債	366,536
	株主資本	559,108
	資本金	90,000
	資本剰余金	400,922
	資本準備金	337,654
	利益剰余金	157,441
	その他利益剰余金	157,441
	(うち当期純損失)	(6,955)
	自己株式	△89,255
	負債・純資産合計	1,007,207

第22期決算公告

令和８年６月５日
東京都中央区京橋二丁目１番３号
株式会社巴川ホールディングス恵州
代表取締役　西田　潔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	558,974
	固定資産	1,522,835
	資産合計	2,081,810
負債及び純資産の部	流動負債	4,019
	株主資本	2,077,790
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,335,672
	資本準備金	399,996
	その他資本剰余金	935,676
	利益剰余金	642,118
	その他利益剰余金	642,118
	(うち当期純利益)	(542,389)
	負債・純資産合計	2,081,810

第42期決算公告

令和８年６月５日
東京都墨田区押上一丁目１番２号
株式会社東武スポーツ
代表取締役　犬塚　英夫

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	247,916
	固定資産	552,938
	資産合計	800,854
負債及び純資産の部	流動負債	3,962,961
	(賞与引当金)	(7,060)
	固定負債	66,502
	(退職給付引当金)	(64,102)
	株主資本	△3,228,609
	資本金	60,000
	利益剰余金	△3,288,609
	その他利益剰余金	△3,288,609
	(うち当期純損失)	(50,527)
	負債・純資産合計	800,854

第22期決算公告

令和８年６月５日
東京都港区浜松町二丁目４番１号
アセットソリューション株式会社
代表取締役　坂西　潤一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,375
	固定資産	—
	資産合計	9,375
負債及び純資産の部	流動負債	432
	固定負債	3,500
	株主資本	5,443
	資本金	7,000
	利益剰余金	△1,557
	その他利益剰余金	△1,557
	(うち当期純損失)	(36)
	負債・純資産合計	9,375

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都港区虎ノ門三丁目８番27号
株式会社日本決済情報センター
代表取締役　中谷　保一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,131
	固定資産	158
	合計	5,289
負純資債及産のび部	流動負債	4,130
	固定負債	11
	株主資本	1,147
	資本金	282
	利益剰余金	865
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	851
	（うち当期純利益）	(136)
	合計	5,289

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都北区田端１丁目21番８号
株式会社パオン・ディーピー
代表取締役　木原　海俊

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,603
	固定資産	162
	繰延資産	5
	合計	8,771
負純資債及産のび部	流動負債	5,102
	株主資本	3,668
	資本金	35
	利益剰余金	3,992
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	3,983
	（うち当期純利益）	(89)
	自己株式	△358
	合計	8,771

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
神谷町トラストタワー
株式会社OLD WORLD ORDER
代表取締役　オレグデムチェンコ

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,153,187
	固定資産	2
	資産合計	1,153,189
負純資債及産のび部	流動負債	5,001,981
	固定負債	2,152,000
	株主資本	△6,000,792
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△11,000,792
	その他利益剰余金	△11,000,792
	（うち当期純損失）	(11,000,792)
	負債・純資産合計	1,153,189

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目11番10号
ヘリオス テクノ インベストメンツ株式会社
代表取締役社長　西田　真澄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,606
	固定資産	116
	資産合計	56,722
負純資債及産のび部	流動負債	4,242
	株主資本	52,480
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	2,480
	その他利益剰余金	2,480
	（うち当期純利益）	(2,480)
	負債・純資産合計	56,722

第 75 期決算公告　令和８年６月４日

東京都大田区京浜島二丁目14番11号
株式会社櫻商会
代表取締役社長　古賀　　宰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	550,350
	固定資産	1,558,522
	合計	2,108,873
負純資債及産のび部	流動負債	480,530
	固定負債	830,307
	株主資本	794,488
	資本金	50,000
	利益剰余金	744,488
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	731,988
	（うち当期純利益）	(174,810)
	評価・換算差額等	3,547
	合計	2,108,873

第 39 期 決 算 公 告

2026年６月５日
東京都千代田区神田和泉町１番地
株式会社カフェ・ボンフィーノ
代表取締役社長　西村　良二

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,408
	固定資産	0
	合計	36,408
負純資債及産のび部	流動負債	20,225
	固定負債	22,373
	株主資本	△6,190
	資本金	20,000
	利益剰余金	△26,190
	その他利益剰余金	△26,190
	（うち当期純損失）	(3,352)
	合計	36,408

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都大田区羽田空港３丁目３番２号
ジャパン・エアポート・グランドハンドリング株式会社
代表取締役社長　石黒　　敦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	319,373
	固定資産	33,587
	資産合計	352,960
負純資債及産のび部	流動負債	66,485
	固定負債	11,744
	株主資本	274,730
	資本金	50,000
	利益剰余金	224,730
	その他利益剰余金	224,730
	（うち当期純利益）	(41,265)
	負債・純資産合計	352,960

第 21 期決算公告　令和８年６月５日

東京都文京区湯島三丁目21番５号
サンコート湯島502号室
スズデンビジネスサポート株式会社
代表取締役社長　山﨑　博和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,352
	固定資産	380
	資産合計	42,732
負純資債及産のび部	流動負債	13,133
	負債合計	13,133
	株主資本	29,599
	資本金	10,000
	利益剰余金	19,599
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	18,599
	（うち当期純利益）	(8,116)
	純資産合計	29,599
	負債・純資産合計	42,732

第 4 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
東京都大田区大森西一丁目12番１号
羽田エアポートライン株式会社
取締役社長　玉川　一二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,731
	固定資産	247,007
	資産合計	408,738
負純資債及産のび部	流動負債	70,686
	賞与引当金	3,303
	固定負債	10,000
	株主資本	328,052
	資本金	495,000
	利益剰余金	△166,947
	その他利益剰余金	△166,947
	（うち当期純損失）	(37,244)
	負債・純資産合計	408,738

第 86 期決算公告　令和８年６月５日

東京都新宿区山吹町358番地６
酒井医療株式会社
代表取締役　重見　敏行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,650,143
	固定資産	2,407,091
	資産合計	11,057,235
負純資債及産のび部	流動負債	1,640,147
	固定負債	687,498
	株主資本	8,729,589
	資本金	90,000
	資本剰余金	718,145
	利益剰余金	7,921,444
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	7,898,944
	（うち当期純利益）	(466,846)
	負債・純資産合計	11,057,235

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月４日
東京都千代田区神田佐久間町二丁目７番地
株式会社４Ｄ．ｊｐ
代表取締役　原　　慶之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,664
	固定資産	0
	資産合計	13,664
負純資債及産のび部	流動負債	3,647
	固定負債	0
	株主資本	10,017
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	17
	その他利益剰余金	17
	（うち当期純利益）	(17)
	負債・純資産合計	13,664

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都中央区明石町６番22号
ニッコンムービング株式会社
代表取締役　関　　幸俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,842
	固定資産	6,039
	合計	108,881
負純資債及産のび部	流動負債	73,871
	固定負債	14,480
	株主資本	20,530
	資本金	85,000
	利益剰余金	△64,470
	その他利益剰余金	△64,470
	（うち当期純利益）	(6,475)
	合計	108,881

第 51 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都港区東新橋１丁目７番３号
ＴＯＰＰＡＮシステムインテグレーション株式会社
代表取締役社長　樺山　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,360,355
	固定資産	863,856
	資産合計	8,224,211
負債及び純資産の部	流動負債	3,511,720
	固定負債	253,091
	株主資本	4,459,400
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,359,400
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,334,400
	（うち当期純利益）	(2,347,816)
	負債・純資産合計	8,224,211

第 12 期決算公告

令和８年６月５日
東京都中央区銀座一丁目11番１号
コナミビジネスエキスパート株式会社
代表取締役社長　米山新一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,065
	固定資産	2,886
	資産合計	6,951
負債及び純資産の部	流動負債	3,418
	（うち賞与引当金）	(223)
	株主資本	3,533
	資本金	20
	資本剰余金	1,300
	その他資本剰余金	1,300
	利益剰余金	2,213
	その他利益剰余金	2,213
	（うち当期純利益）	(365)
	負債・純資産合計	6,951

第 53 期決算公告

2026年６月５日
東京都大田区東海３丁目２番８号
水産棟Ｃ－17
株式会社浜眞
代表取締役社長　永瀬　光統

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	524,106
	固定資産	34,541
	合計	558,647
負債及び純資産の部	流動負債	239,065
	固定負債	20,497
	株主資本	299,083
	資本金	50,000
	利益剰余金	249,083
	利益準備金	10,835
	その他利益剰余金	238,248
	（うち当期純利益）	(36,220)
	合計	558,647

第 9 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の１
湘南ヘルスイノベーションパーク
Cardurion Pharmaceuticals株式会社
代表取締役
マイケル・イー・メンデルソン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	315,438,545
	固定資産	40,577,541
	資産合計	356,016,086
負債及び純資産の部	流動負債	65,283,848
	固定負債	30,000,000
	株主資本	260,732,238
	資本金	50,000
	利益剰余金	260,682,238
	その他利益剰余金	260,682,238
	（うち当期純利益）	(47,190,115)
	負債・純資産合計	356,016,086

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
エフィニックスジャパン株式会社
代表取締役　ミン・シウ・ウン

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,192
	合計	11,192
負債及び純資産の部	流動負債	1,367
	株主資本	9,825
	資本金	10,000
	利益剰余金	△174
	その他利益剰余金	△174
	（うち当期純損失）	(174)
	合計	11,192

第 9 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
CircuTech Japan株式会社
代表取締役　黎　萬　賢

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	34,052
	合計	34,052
負債及び純資産の部	流動負債	18,919
	株主資本	15,133
	資本金	100
	利益剰余金	15,033
	その他利益剰余金	15,033
	（うち当期純利益）	(4,382)
	合計	34,052

第 18 期 決 算 公 告

令和８年５月 26 日
東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号
一般財団法人東京公社住宅サービス
代表理事　千葉　裕

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	386,996
	固定資産	355,385
	合計	742,381
負債及び純資産の部	流動負債	53,242
	固定負債	197,287
	負債合計	250,529
	一般正味財産	491,852
	正味財産合計	491,852
	合計	742,381

第 47 期決算公告

2026年６月５日
沖縄県うるま市字州崎12番36
株式会社YKK AP沖縄
代表取締役社長　伊藤万喜男

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,413
	固定資産	945
	合計	3,359
負債及び純資産の部	流動負債	1,027
	（賞与引当金）	(89)
	固定負債	11
	株主資本	2,319
	資本金	20
	利益剰余金	2,299
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	2,294
	（うち当期純利益）	(128)
	合計	3,359

第 15 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東10番地24
株式会社白糸ハイランドウェイ
代表取締役　幸野　茂

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,340
	固定資産	179,277
	合計	231,617
負債及び純資産の部	流動負債	13,959
	株主資本	217,657
	資本金	50,000
	資本剰余金	39,490
	資本準備金	39,490
	利益剰余金	128,166
	その他利益剰余金	128,166
	（うち当期純利益）	(11,258)
	合計	231,617

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　札幌市東区北５条東５丁目１番地11
株式会社北海道日立
代表取締役　田中　一雄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,850,529	流動負債	2,973,805
固定資産	655,021	（賞与引当金）	(163,800)
		固定負債	88,614
		（退職給付引当金）	(53,000)
		（その他引当金）	(1,858)
		株主資本	2,443,130
		資本金	242,400
		資本剰余金	241,600
		利益剰余金	1,959,130
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,939,130
		（うち当期純利益）	(375,852)
		評価・換算差額等	0
資産合計	5,505,551	負債・純資産合計	5,505,551

第 39 期 決 算 公 告

2026 年６月５日　札幌市豊平区旭町三丁目１番７号
北海道東リ株式会社
代表取締役　徳島　裕恭

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,714,617	流動負債	1,217,740
固定資産	122,516	（賞与引当金）	(25,164)
		固定負債	103,628
		（退職給付引当金）	(102,308)
		負債合計	1,321,369
		株主資本	509,959
		資本金	40,000
		利益剰余金	469,959
		利益準備金	3,880
		その他利益剰余金	466,079
		（うち当期純利益）	(93,173)
		評価・換算差額等	5,804
		純資産合計	515,764
資産合計	1,837,133	負債・純資産合計	1,837,133

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　　埼玉県上尾市宮本町５番18号
株式会社スーパーバリュー
代表取締役　濵野　仁志

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,653,191	流動負債	12,264,230
固定資産	10,125,522	（賞与引当金）	(97,800)
有形固定資産	7,130,184	固定負債	2,975,301
無形固定資産	90,475	（退職給付引当金）	(151,292)
投資その他の資産	2,904,862	株主資本	2,539,180
		資本金	10,000
		資本剰余金	6,925,819
		資本準備金	6,925,819
		利益剰余金	△4,396,199
		利益準備金	6,680
		その他利益剰余金	△4,402,879
		（うち当期純利益）	(929,967)
		自己株式	△440
資産合計	17,778,713	負債・純資産合計	17,778,713

第 63 期 決 算 公 告

2026年６月５日　　北海道小樽市銭函２丁目56番１号
極東高分子株式会社
代表取締役　大野　寿之

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,262,459	流動負債	2,610,253
固定資産	2,548,085	（賞与引当金）	(150,000)
有形固定資産	2,218,629	固定負債	550,812
無形固定資産	12,728	（退職給付引当金）	(132,500)
投資その他の資産	316,728	（役員退職慰労引当金）	(60,000)
繰延資産	7,576	株主資本	1,657,055
		資本金	165,000
		利益剰余金	1,492,055
		利益準備金	41,250
		その他利益剰余金	1,450,805
		（うち当期純利益）	(25,682)
資産合計	4,818,120	負債・純資産合計	4,818,120

第 36 期 決 算 公 告

令和８年４月24日　　千葉県浦安市北栄三丁目９番13号
株式会社ジープ
代表取締役　岡村　達也

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,151,985	流動負債	911,967
固定資産	81,683	（ポイント引当金）	(443)
		固定負債	15,910
		株主資本	301,555
		資本金	75,000
		資本剰余金	65,000
		資本準備金	65,000
		利益剰余金	161,555
		その他利益剰余金	161,555
		（うち当期純損失）	(49,090)
		評価・換算差額等	4,235
		その他有価証券評価差額金	4,235
資産合計	1,233,668	負債・純資産合計	1,233,668

第 53 期 決 算 公 告

2026年６月５日　　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンマーケットインベストメント株式会社
代表取締役　米満　昭弘

貸借対照表の要旨　（2026年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	539,059	流動負債	1,210
固定資産	48,895,003	負債合計	1,210
		株主資本	49,432,852
		資本金	100,000
		資本剰余金	48,475,716
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	48,450,716
		利益剰余金	857,136
		利益準備金	6,820
		その他利益剰余金	850,316
		（うち当期純利益）	(1,072,939)
		純資産合計	49,432,852
資産合計	49,434,062	負債・純資産合計	49,434,062

第 52 期 決 算 公 告

令和８年４月24日
東京都港区芝四丁目３番５号ファースト岡田ビル４階
株式会社産経旅行
代表取締役　久野　幹男

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	236,178	流動負債	233,696
固定資産	89,552	固定負債	40,251
		株主資本	51,782
		資本金	70,000
		資本剰余金	81,000
		資本準備金	40,000
		その他資本剰余金	41,000
		利益剰余金	△99,217
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	△109,217
		（うち当期純利益）	(28,650)
資産合計	325,731	負債・純資産合計	325,731

第 27 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　　東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目38番11号
株式会社アイネステクノロジーズ
代表取締役　河村　弘隆

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,858,670	流動負債	621,543
固定資産	1,272,619	役員賞与引当金	6,400
		賞与引当金	126,579
		固定負債	442,574
		退職給与引当金	213,677
		株主資本	2,082,577
		資本金	30,000
		利益剰余金	2,052,577
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	2,045,077
		（うち当期純利益）	(392,557)
		評価・換算差額等	△15,406
		有価証券評価差額金	△15,406
資産合計	3,131,290	負債・純資産合計	3,131,290

第 47 期 決 算 公 告

2026年６月４日　　東京都港区東新橋２丁目５番14号
株式会社日テレリアルエステート
代表取締役　牧野　鉄雄

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,357,623	流動負債	2,113,789
固定資産	5,673,583	（賞与引当金）	(84,234)
		固定負債	5,071,945
		（退職給付引当金）	(189,934)
		株主資本	1,845,472
		資本金	20,000
		資本剰余金	53,841
		その他資本剰余金	53,841
		利益剰余金	1,771,631
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,766,631
		（うち当期純利益）	(179,601)
資産合計	9,031,206	負債・純資産合計	9,031,206

第 46 期 決 算 公 告

2026年６月５日　　東京都渋谷区笹塚２丁目１番６号
直販配送株式会社
代表取締役社長　井上　卓也

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,986,219	流動負債	1,762,352
固定資産	3,505,442	固定負債	1,702,493
		負債合計	3,464,845
		株主資本	4,861,628
		資本金	30,000
		利益剰余金	4,831,628
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	4,824,128
		（うち当期純利益）	(275,738)
		評価・換算差額等	165,188
		その他有価証券評価差額金	165,188
		純資産合計	5,026,816
資産合計	8,491,661	負債・純資産合計	8,491,661

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　東京都品川区北品川三丁目６番17号
オー・エー・シー株式会社
代表取締役　田中　秀和

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	772,011	流動負債	156,897
固定資産	49,014	（うち賞与引当金）	(49,864)
		固定負債	67,278
		退職給付引当金	65,482
		役員退職慰労引当金	1,796
		株主資本	596,850
		資本金	20,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	546,850
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	541,850
		（うち当期純利益）	(128,979)
資産合計	821,026	負債・純資産合計	821,026

第 62 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　東京都品川区北品川三丁目６番17号
ユニ電子株式会社
代表取締役　須山　晃夫

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,503,648	流動負債	873,611
固定資産	412,574	（うち役員賞与引当金）	(16,060)
		（うち賞与引当金）	(19,800)
		固定負債	59,950
		役員退職慰労引当金	37,150
		退職給付引当金	22,800
		株主資本	982,661
		資本金	310,000
		利益剰余金	672,661
		利益準備金	77,500
		その他利益剰余金	595,161
		（うち当期純利益）	(48,880)
資産合計	1,916,223	負債・純資産合計	1,916,223

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都中央区八丁堀一丁目３番２号
株式会社ヱスビー興産
代表取締役社長　近藤　勝也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,402,976	流動負債	6,777,782
固定資産	394,131	（賞与引当金）	(1,143)
有形固定資産	122,999	固定負債	9,884
無形固定資産	90	（退職給付引当金）	(9,884)
投資その他の資産	271,041	株主資本	962,805
		資本金	50,000
		利益剰余金	912,805
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	900,305
		（うち当期純利益）	(192,287)
		評価・換算差額等	46,635
資産合計	7,797,108	負債・純資産合計	7,797,108

第 5 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号虎ノ門ヒルズ森タワー11階
株式会社先端技術共創機構
代表取締役　川上　登福

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,434,012	流動負債	99,742
固定資産	249,178	固定負債	23,485
		株主資本	2,559,963
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,808,500
		資本準備金	1,454,250
		その他資本剰余金	1,354,250
		利益剰余金	△348,536
		その他利益剰余金	△348,536
		（うち当期純損失）	(89,873)
資産合計	2,683,191	負債・純資産合計	2,683,191

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都渋谷区代々木二丁目２番１号
株式会社マックスコム
代表取締役　小関　剛史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,791,292	流動負債	543,306
固定資産	357,094	固定負債	175,701
有形固定資産	61,016	負債合計	719,007
無形固定資産	21,165	株主資本	2,429,379
投資その他の資産	274,912	資本金	90,000
		利益剰余金	2,339,379
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	2,301,879
		（うち当期純利益）	(114,242)
		純資産合計	2,429,379
資産合計	3,148,387	負債・純資産合計	3,148,387

第 5 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　東京都港区赤坂四丁目15番１号
赤坂ガーデンシティ17階
小米技術日本株式会社
代表取締役　林　　恩

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,570,987	流動負債	6,548,896
固定資産	89,225	（うち賞与引当金）	(88,163)
		（うち製品保証引当金）	(2,010,224)
		株主資本	111,317
		資本金	454,950
		資本剰余金	4,950
		資本準備金	4,950
		利益剰余金	△348,583
		その他利益剰余金	△348,583
		（うち当期純利益）	(269,662)
資産合計	6,660,213	負債・純資産合計	6,660,213

第 60 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　神奈川県川崎市宮前区有馬二丁目８番24号
ＣＫＤ日機電装株式会社
代表取締役　西尾　竜也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,691,499	流動負債	1,555,294
固定資産	2,472,708	固定負債	674,800
		株主資本	3,934,114
		資本金	100,000
		資本剰余金	727,223
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	702,223
		利益剰余金	3,220,748
		その他利益剰余金	3,220,748
		（うち当期純利益）	(75,714)
		自己株式	△113,857
資産合計	6,164,208	負債・純資産合計	6,164,208

第 6 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都中央区日本橋茅場町２―13―11
サンアイ茅場町ビル５階
ゼネラ株式会社
代表取締役　安野　貴仁

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	520,050	流動負債	295,177
固定資産	95,984	退職慰労引当金	17,400
		固定負債	139,512
		株主資本	181,344
		資本金	50,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	111,344
		その他利益剰余金	111,344
		（うち当期純利益）	(46,600)
資産合計	616,034	負債・純資産合計	616,034

第 54 期 決 算 公 告

令和８年６月４日　大阪市西区土佐堀一丁目３番７号
帝人エージェンシー株式会社
代表取締役社長　柏木　克之

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	641,159	流動負債	236,651
固定資産	93,752	固定負債	98,225
		負債合計	334,876
		株主資本	400,034
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	380,034
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	375,034
		（うち当期純利益）	（48,156）
		純資産合計	400,034
資産合計	734,911	負債・純資産合計	734,911

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
愛知県刈谷市昭和町二丁目１番地
株式会社アドヴィックスセールス
代表取締役　齋藤　　治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,323	流動負債	1,860
固定資産	91	固定負債	95
有形固定資産	2	株主資本	1,457
無形固定資産	17	資本金	90
投資その他の資産	70	利益剰余金	1,367
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	1,345
		（うち当期純利益）	（305）
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	3,414	負債・純資産合計	3,414

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　岡山県岡山市南区新保1107番２号
オーウエルスーパービルド株式会社
代表取締役　野邉　和明

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	269,148	流動負債	62,223
固定資産	25,407	（うち賞与引当金）	（10,000）
		（うち役員賞与引当金）	（8,600）
		固定負債	49,679
		退職給付引当金	19,899
		役員退職慰労引当金	29,780
		株主資本	182,653
		資本金	20,000
		利益剰余金	162,653
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	157,653
		（うち当期純利益）	（24,790）
資産合計	294,556	負債・純資産合計	294,556

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
大阪市西区北堀江１―22―10
株式会社菱和
代表取締役　武田　雄司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,634,939	流動負債	2,629,652
固定資産	251,735	固定負債	185,555
		株主資本	1,073,433
		資本金	180,000
		資本剰余金	140,000
		利益剰余金	753,433
		利益準備金	12,300
		その他利益剰余金	741,133
		（うち当期純利益）	（86,793）
		評価・換算差額等	△1,967
		その他有価証券評価差額金	△1,967
資産合計	3,886,674	負債・純資産合計	3,886,674

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
広島市西区福島町一丁目23番13号
ヤクルトチャイルドサポート株式会社
代表取締役　柳沢　圭一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	195,565	流動負債	91,196
固定資産	50,905	賞与引当金	29,000
		固定負債	15,024
		退職給付引当金	15,024
		株主資本	140,249
		資本金	10,000
		資本剰余金	91,572
		資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	89,072
		利益剰余金	38,677
		その他利益剰余金	38,677
		（うち当期純利益）	（20,534）
資産合計	246,471	負債・純資産合計	246,471

第 47 期 決 算 公 告

2026年６月５日
広島市安芸区船越南一丁目６番１号
日鋼設計株式会社
代表取締役社長　川上　　毅

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,362,966	流動負債	325,593
固定資産	536,809	賞与引当金	117,407
		固定負債	275,544
		退職給付引当金	256,433
		株主資本	1,298,638
		資本金	25,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	1,173,638
		利益準備金	2,395
		その他利益剰余金	1,171,243
		（うち当期純利益）	（53,074）
資産合計	1,899,775	負債・純資産合計	1,899,775

第 112 期 決 算 公 告

令和８年６月４日　鹿児島市宇宿二丁目28番24号
南九州日野自動車株式会社
代表取締役社長　堂園　　浩

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,122,665	流動負債	3,316,524
固定資産	6,063,401	賞与引当金	112,300
繰延資産	981	固定負債	2,289,630
		退職給付引当金	271,424
		株主資本	5,580,893
		資本金	100,000
		資本剰余金	276,211
		その他資本剰余金	276,211
		利益剰余金	5,204,682
		利益準備金	53,977
		その他利益剰余金	5,150,705
		（うち当期純利益）	（427,270）
資産合計	11,187,047	負債・純資産合計	11,187,047

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　高知県宿毛市平田町大字戸内字扇3661番地53
ＣＫＤシコク精工株式会社
代表取締役　野島　健一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	374,071	流動負債	181,318
固定資産	210,086	（うち賞与引当金）	（29,750）
		固定負債	92,037
		（うち退職給付引当金）	（92,037）
		株主資本	310,802
		資本金	10,000
		利益剰余金	300,802
		（利益準備金）	（37,800）
		その他利益剰余金	263,002
		（うち当期純利益）	（11,758）
資産合計	584,158	負債・純資産合計	584,158

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
郵船ビルディング７階
アルダージ株式会社
代表取締役社長　遠藤　秀一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	777,776	流動負債	42,685
固定資産	28,749	固定負債	32,218
有形固定資産	7,326	株主資本	731,622
無形固定資産	391	資本金	60,000
投資その他の資産	21,031	資本剰余金	40,000
		資本準備金	40,000
		利益剰余金	631,622
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	626,622
		（うち当期純利益）	（27,591）
資産合計	806,526	負債・純資産合計	806,526

第 1 期 決 算 公 告

令和８年５月13日
東京都中央区銀座１丁目11番１号
株式会社コナミアーケードゲームス
代表取締役社長　西村　宜隆

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,992	流動負債	7,935
固定資産	3,478	（賞与引当金）	（437）
		（その他引当金）	（734）
		固定負債	360
		株主資本	9,175
		資本金	100
		資本剰余金	3,898
		その他資本剰余金	3,898
		利益剰余金	5,176
		その他利益剰余金	5,176
		（うち当期純利益）	（2,394）
資産合計	17,471	負債・純資産合計	17,471

第10期修正決算公告

令和８年６月５日　東京都江東区塩浜二丁目４番20号
Rapyuta Robotics株式会社
代表取締役　アルドチェルワン　クリシナムルティ

貸借対照表の要旨　（令和５年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,432,260	流動負債	922,985
固定資産	520,315	賞与引当金	4,700
		固定負債	1,566,391
		株主資本	1,688,330
		資本金	100,000
		新株式申込証拠金	218,300
		資本剰余金	10,166,932
		資本準備金	4,982,998
		その他資本剰余金	5,183,933
		利益剰余金	△8,796,901
		その他利益剰余金	△8,796,901
		（うち当期純損失）	（2,055,885）
		新株予約権	774,869
資産合計	4,952,576	負債・純資産合計	4,952,576

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　東京都練馬区上石神井３丁目28番５号
株式会社ジョッキ
代表取締役社長　工藤　昭英

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,478,157	流動負債	1,166,874
固定資産	2,521,192	（賞与引当金）	（48,490）
有形固定資産	2,281,990	固定負債	838,462
無形固定資産	2,990	（退職給与引当金）	（122,453）
投資その他の資産	236,212	株主資本	2,994,012
		資本金	60,000
		利益剰余金	2,934,012
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	2,919,012
		（うち当期純利益）	（143,673）
資産合計	4,999,349	負債・純資産合計	4,999,349

第 12 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　東京都江東区塩浜二丁目４番20号
Rapyuta Robotics株式会社
代表取締役　アルドチェルワン　クリシナムルティ

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,857,148	流動負債	2,131,271
固定資産	672,455	賞与引当金	1,000
		解体撤去引当金	13,130
		固定負債	4,800,861
		株主資本	481,660
		資本金	100,000
		資本剰余金	13,181,247
		資本準備金	6,390,156
		その他資本剰余金	6,791,090
		利益剰余金	△12,799,586
		その他利益剰余金	△12,799,586
		（うち当期純損失）	（1,511,073）
		新株予約権	115,809
資産合計	7,529,603	負債・純資産合計	7,529,603

第11期修正決算公告

令和８年６月５日　東京都江東区塩浜二丁目４番20号
Rapyuta Robotics株式会社
代表取締役　アルドチェルワン　クリシナムルティ

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,261,898	流動負債	1,112,154
固定資産	911,881	賞与引当金	2,900
		受注損失引当金	40,985
		固定負債	2,948,849
		株主資本	△797,780
		資本金	100,000
		資本剰余金	10,390,732
		資本準備金	5,094,898
		その他資本剰余金	5,295,833
		利益剰余金	△11,288,512
		その他利益剰余金	△11,288,512
		（うち当期純損失）	（2,491,610）
		新株予約権	1,910,556
資産合計	5,173,779	負債・純資産合計	5,173,779

第 45 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　東京都八王子市石川町2970番地
コニカミノルタ情報システム株式会社
代表取締役　小林　昇

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,791,410	流動負債	780,978
固定資産	679,028	賞与引当金	210,000
		固定負債	881,389
		退職給付引当金	881,389
		株主資本	1,808,071
		資本金	100,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	1,698,071
		利益準備金	37,259
		その他利益剰余金	1,660,812
		（うち当期純利益）	（307,433）
資産合計	3,470,439	負債・純資産合計	3,470,439

第 59 期 決 算 公 告

2026年６月５日　東京都八王子市石川町2969番地３
ヤクルトロジスティクス株式会社
代表取締役　大和田幸利

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,176,797	流動負債	1,733,672
固定資産	723,527	賞与引当金	149,010
繰延資産	103,180	その他	1,584,662
		固定負債	102,014
		退職給付引当金	102,014
		株主資本	3,167,818
		資本金	10,000
		資本剰余金	112,000
		その他資本剰余金	112,000
		利益剰余金	3,045,818
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	3,033,318
		（うち当期純利益）	（121,624）
資産合計	5,003,504	負債・純資産合計	5,003,504

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月５日

東京都中央区入船三丁目１番13号
ニッコン情報システム株式会社
代表取締役社長　白石　克彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	778,335	流動負債	644,827
固定資産	4,700	（賞与引当金）	(5,124)
繰延資産	5,937	固定負債	4,715
		（退職給付引当金）	(4,715)
		株主資本	139,429
		資本金	50,000
		利益剰余金	89,429
		利益準備金	7,640
		その他利益剰余金	81,789
		（うち当期純利益）	(66,859)
資産合計	788,972	負債・純資産合計	788,972

第 71 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　東京都台東区台東二丁目19番９号
東京ヤクルト販売株式会社
代表取締役　長谷川秀人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,016,853	流動負債	4,234,651
固定資産	4,273,299	賞与引当金	335,105
		固定負債	857,396
		退職給付引当金	837,921
		株主資本	7,198,104
		資本金	300,000
		資本剰余金	780,363
		資本準備金	770,150
		その他資本剰余金	10,213
		利益剰余金	6,117,741
		利益準備金	52,288
		その他利益剰余金	6,065,453
		（うち当期純利益）	(354,325)
資産合計	12,290,152	負債・純資産合計	12,290,152

第 5 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都千代田区神田練塀町３ヒューリック秋葉原
タワービルディング、東京センチュリー株式会社気付
CSI Leasing Japan株式会社
代表取締役　ジェフリー・ルソー

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,486,351	流動負債	288,562
固定資産	396,332	固定負債	1,273,500
		株主資本	320,621
		資本金	20,000
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	300,611
		その他利益剰余金	300,611
		（うち当期純利益）	(154,224)
資産合計	1,882,684	負債・純資産合計	1,882,684

第 45 期 決 算 公 告

令和８年５月 27 日

東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
株式会社ＤＮＰ出版プロダクツ
代表取締役社長　入鹿山智也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,441	流動負債	7,304
固定資産	15,827	固定負債	2,159
		株主資本	31,806
		資本金	200
		資本剰余金	938
		資本準備金	15
		その他資本剰余金	923
		利益剰余金	30,668
		利益準備金	95
		その他利益剰余金	30,573
		（うち当期純利益）	(973)
資産合計	41,268	負債・純資産合計	41,268

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都千代田区神田小川町３―26―８―２Ｆ
株式会社ＷＡＣＵＬ
代表取締役　大淵　亮平

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,179,203	流動負債	442,751
固定資産	733,514	賞与引当金	26,314
		固定負債	108,500
		株主資本	1,361,465
		資本金	100,000
		資本剰余金	663,170
		資本準備金	168,651
		その他資本剰余金	494,519
		利益剰余金	598,294
		その他利益剰余金	598,294
		（うち当期純損失）	(55,262)
合計	1,912,717	合計	1,912,717

第 56 期 決 算 公 告

2026 年６月５日　沖縄県中頭郡西原町字掛保久217番地
琉球YKK AP工業株式会社
代表取締役社長　松本　隆男

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,281	流動負債	1,175
固定資産	1,149	（賞与引当金）	(10)
		固定負債	42
		（退職給付引当金）	(41)
		株主資本	1,213
		資本金	100
		資本剰余金	1,279
		資本準備金	1,279
		利益剰余金	△165
		利益準備金	67
		その他利益剰余金	△233
		（うち当期純損失）	(80)
資産合計	2,430	負債・純資産合計	2,430

第 69 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　石川県金沢市観音堂町へ41番地４
日海不二サッシ株式会社
代表取締役　林　　和雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,097	流動負債	1,081
固定資産	2,726	固定負債	1,039
		株主資本	1,655
		資本金	100
		資本剰余金	370
		利益剰余金	1,185
		利益準備金	60
		その他利益剰余金	1,124
		（うち当期純利益）	(132)
		評価・換算差額等	1,048
		その他有価証券評価差額金	64
		土地再評価差額金	983
資産合計	4,824	負債・純資産合計	4,824

第 17 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　東京都新宿区四谷本塩町４番41号
株式会社みらい知的財産技術研究所
代表取締役社長　森園　覚誉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	456,997	流動負債	322,031
固定資産	117,330	固定負債	126,009
		株主資本	126,286
		資本金	24,003
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	104,508
		利益準備金	6,000
		その他利益剰余金	98,508
		（うち当期純利益）	(11,314)
		自己株式	△12,225
資産合計	574,327	負債・純資産合計	574,327

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月５日

愛知県岩倉市川井町萱野南１番地５

株 式 会 社 ユ ニ カ

代表取締役　藤田　良平

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	964,303	流動負債	697,194
固定資産	2,958,815	固定負債	1,902,003
繰延資産	2,921	株主資本	1,326,841
		資本金	274,814
		資本剰余金	224,814
		資本準備金	224,814
		利益剰余金	827,213
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	814,713
		（うち当期純利益）	(72,056)
資産合計	3,926,040	負債・純資産合計	3,926,040

第 28 期 決 算 公 告

2026年６月５日　名古屋市中村区平池町四丁目60番地12

株式会社トヨタマップマスター

代表取締役社長　浜田　一行

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,132,160	流動負債	2,576,015
固定資産	4,543,240	（うち賞与引当金）	(373,111)
		固定負債	815,970
		（うち退職給付引当金）	(724,000)
		株主資本	4,190,880
		資本金	480,000
		利益剰余金	3,710,880
		利益準備金	120,000
		その他利益剰余金	3,590,880
		（うち当期純利益）	(939,843)
		評価・換算差額等	92,535
		その他有価証券評価差額金	92,535
資産合計	7,675,400	負債・純資産合計	7,675,400

第 48 期決算公告

2026年６月５日

北海道帯広市別府町零号31番地４

カルビーポテト株式会社

代表取締役　田崎　一也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	5,157
	固定資産	3,478
	合計	8,636
負債及び純資産の部	流動負債	3,728
	固定負債	783
	株主資本	4,124
	資本金	100
	資本剰余金	10
	利益剰余金	4,014
	利益準備金	27
	その他利益剰余金	3,986
	（うち当期純利益）	(32)
	合計	8,636

第 26 期 決 算 公 告

2026年６月５日

東京都港区東新橋１－６－１日テレタワー22階

株式会社ＣＳ日本

代表取締役社長　髙橋　知也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
流動資産	5,409	流動負債	1,107
固定資産	74	固定負債	0
		負債合計	1,107
		純資産の部	
		株主資本	4,376
		資本金	300
		利益剰余金	4,076
		利益準備金	268
		その他利益剰余金	3,807
		純資産合計	4,376
資産合計	5,484	負債・純資産合計	5,484

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,557
売上原価	5,904
売上総利益	2,653
販売費及び一般管理費	2,464
営業利益	189
営業外収益	47
営業外費用	0
経常利益	236
税引前当期純利益	236
法人税・住民税及び事業税	55
法人税等調整額	8
当期純利益	172

第 21 期 決 算 公 告

2026年６月５日

札幌市中央区大通西12丁目４番地

株式会社ビズライト・テクノロジー

代表取締役　石井　陽

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	62,005
	固定資産	17,573
	合計	79,579
負債及び純資産の部	流動負債	54,026
	株主資本	25,552
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,552
	その他利益剰余金	15,552
	（うち当期純利益）	(26,685)
	合計	79,579

第 6 期 決 算 公 告

2026年６月５日　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

イオン商品調達株式会社

代表取締役　白塚　康浩

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	81,412	流動負債	80,520
固定資産	217	（うち賞与引当金）	(12)
有形固定資産	1	（役員業績報酬引当金）	(9)
無形固定資産	49	株主資本	1,107
投資その他の資産	166	資本金	50
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		利益剰余金	1,007
		その他利益剰余金	1,007
		評価・換算差額等	2
		繰延ヘッジ損益	2
資産合計	81,630	負債・純資産合計	81,630

損益計算書の要旨

（2025年３月１日から　2026年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	447,350
売上原価	446,371
売上総利益	978
その他の営業収入	3,437
営業総利益	4,416
販売費及び一般管理費	3,517
営業利益	899
営業外収益	24
営業外費用	4
経常利益	918
税引前当期純利益	918
法人税、住民税及び事業税	395
法人税等調整額	△83
当期純利益	607

第 41 期 決 算 公 告

令和８年３月26日

岩手県北上市和賀町竪川目１地割27番地５

ハイリマレリ岩手株式会社

代表取締役　名城　敏夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,013,022
	固定資産	767,648
	合計	5,780,670
負債及び純資産の部	流動負債	3,478,992
	固定負債	385,280
	株主資本	1,916,398
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,906,398
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,903,897
	（うち当期純利益）	(102,134)
	合計	5,780,670

第 17 期 決 算 公 告

2026年６月５日　千葉市美浜区高洲三丁目13番地２

イオンアイビス株式会社

代表取締役　三上　修

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	1,257	流動負債	605
固定資産	396	（うち賞与引当金）	(109)
有形固定資産	90	負債合計	605
無形固定資産	180	株主資本	1,048
投資その他の資産	125	資本金	49
		資本剰余金	627
		資本準備金	122
		その他資本剰余金	504
		利益剰余金	372
		その他利益剰余金	372
		純資産合計	1,048
資産合計	1,654	負債・純資産合計	1,654

損益計算書の要旨

（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収入	4,460
営業原価	4,173
営業総利益	287
販売費及び一般管理費	235
営業利益	52
営業外収益	15
経常利益	67
特別損失	21
税引前当期純利益	45
法人税、住民税及び事業税	△40
過年度法人税等	△126
法人税等調整額	△23
当期純利益	236

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番43号
株式会社近鉄友の会
代表取締役社長　山本　勝徳

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	26,588	流動負債	27,251
固定資産	2,367	（買物券引換損失引当金）	(3,697)
		負債合計	27,251
		株主資本	1,704
		資本金	70
		資本剰余金	126
		その他資本剰余金	126
		利益剰余金	1,508
		その他利益剰余金	1,508
		純資産合計	1,704
資産合計	28,956	負債・純資産合計	28,956

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,712
販売費及び一般管理費	1,607
営業利益	105
営業外収益	925
営業外費用	858
経常利益	172
税引前当期純利益	172
法人税、住民税及び事業税	111
法人税等調整額	△ 354
当期純利益	415

第 30 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
埼玉県八潮市浮塚100番地
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
代表取締役　相川　和政

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	366,959
	固定資産	487,939
	合計	854,898
負債及び純資産の部	流動負債	156,091
	固定負債	155,791
	株主資本	543,016
	資本金	12,000
	利益剰余金	531,016
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	528,015
	（うち当期純利益）	(6,488)
	合計	854,898

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
埼玉県川口市大字新堀629番地
株式会社太陽技報堂
代表取締役　森　　康

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,417,312,070
	固定資産	1,255,434,064
	資産合計	2,672,746,134
負債及び純資産の部	流動負債	831,798,774
	固定負債	507,017,000
	株主資本	1,333,930,360
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	1,303,930,360
	利益準備金	5,850,000
	その他利益剰余金	1,298,080,360
	（うち当期純利益）	(313,071,606)
	負債・純資産合計	2,672,746,134

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであり、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月五日
埼玉県川口市大字新堀六二九番地
（甲）株式会社太陽技報堂
代表取締役　森　　康
埼玉県川口市大字新堀六〇八番地の一
（乙）有限会社サクライ
代表取締役　髙野　亮次

第 57 期決算公告　令和８年５月22日
東京都中央区築地二丁目10番６号
株式会社ムサシ・エービーシー
代表取締役　齋藤　道正

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,060,210
	固定資産	158,795
	合計	2,219,005
負債及び純資産の部	流動負債	208,535
	固定負債	71,287
	退職給付引当金	32,766
	役員退職慰労引当金	22,343
	株主資本	1,939,183
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,919,183
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,914,183
	（うち当期純利益）	(62,350)
	合計	2,219,005

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
千葉県館山市坂田670番地
東京海洋大学
株式会社さかなドリーム
代表取締役　細谷俊一郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	766,693
	固定資産	99,694
	合計	866,388
負債及び純資産の部	流動負債	39,591
	株主資本	826,797
	資本金	100,000
	資本剰余金	834,175
	資本準備金	834,175
	利益剰余金	△107,377
	その他利益剰余金	△107,377
	（うち当期純損失）	(107,377)
	合計	866,388

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を七百三十七万七千九百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日
千葉県館山市坂田六七〇番地　東京海洋大学
株式会社さかなドリーム
代表取締役　細谷俊一郎

第 46 期決算公告　2026年６月５日
東京都文京区白山一丁目13番７号
アプトン株式会社
代表取締役社長　仁科　俊昭

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	448,949
	固定資産	69,855
	合計	518,804
負債及び純資産の部	流動負債	274,766
	固定負債	9,006
	株主資本	223,418
	資本金	10,000
	利益剰余金	213,418
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	210,918
	（うち当期純利益）	(13,559)
	その他有価証券評価差額金	11,614
	合計	518,804

第 5 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都渋谷区東二丁目17番10号
岡本ＬＫビル３Ｆ
株式会社神崎塾
代表取締役　谷口　元一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,668
	繰延資産	346
	資産合計	5,015
負債及び純資産の部	流動負債	378
	株主資本	4,636
	資本金	5,000
	利益剰余金	△363
	その他利益剰余金	△363
	（うち当期純利益）	(7,289)
	負債・純資産合計	5,015

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日
東京都渋谷区東二丁目一七番一〇号岡本ＬＫビル三Ｆ
株式会社神崎塾
代表取締役　谷口　元一

第 32 期決算公告　令和８年６月５日
富山市婦中町下轡田165番地の１
富山フューチャー開発株式会社
代表取締役　小杉　茂樹

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	427
	固定資産	10,312
	合計	10,784
負債及び純資産の部	流動負債	2,101
	固定負債	4,319
	株主資本	4,364
	資本金	100
	資本剰余金	500
	利益剰余金	3,771
	利益準備金	33
	その他利益剰余金	3,738
	（うち当期純利益）	(273)
	自己株式	△7
	合計	10,784

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社つむぎ（住所東京都八王子市西寺方町一〇〇一番地七三）に対して当社の介護保険法に基づく諸事業部門に属する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年七月六日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日

東京都八王子市西寺方町一〇〇一番地七三

株式会社省英コーポレーション

代表取締役　森田　淳一

第10期決算公告

令和８年６月５日

東京都八王子市西寺方町1001番地73

株式会社省英コーポレーション

代表取締役　森田　淳一

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	89,199,093
	固定資産	41,523,260
	合計	130,722,353
負純資産の債及び部	流動負債	20,629,673
	固定負債	39,437,375
	株主資本	70,655,305
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	65,655,305
	その他利益剰余金	65,655,305
	（うち当期純利益）	(5,565,724)
	合計	130,722,353

第37期決算公告

令和８年６月５日

静岡県焼津市利右衛門2639―16

株式会社ＥＳＢＩサンキョーフーズ

代表取締役　坂本　和彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,129,298
	固定資産	3,144,439
	資産合計	4,273,737
負純資産の債及び部	流動負債	729,382
	固定負債	2,371,065
	株主資本	1,173,290
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,163,290
	その他利益剰余金	1,163,290
	（うち当期純利益）	(161,217)
	負債・純資産合計	4,273,737

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://ani-tone.com/

（乙）左記のとおりです。

令和八年六月五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号

（甲）株式会社ＡｎｉＴｏｎｅ

代表取締役　冨田　洋輔

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号

（乙）株式会社ｅｌｅｖｅｎ

代表取締役　冨田　洋輔

第２期決算公告

令和８年６月５日

東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号

株式会社ｅｌｅｖｅｎ

代表取締役　冨田　洋輔

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,980
	固定資産	37,571
	資産合計	65,552
負純資産の債及び部	流動負債	259,144
	株主資本	△193,591
	資本金	10,000
	利益剰余金	△203,591
	その他利益剰余金	△203,591
	（うち当期純損失）	(116,100)
	負債・純資産合計	65,552

第54期決算公告

令和８年５月18日

愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字鹿島119番地

株式会社黒川建築事務所

代表取締役　黒川喜洋彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	298,578
	固定資産	18,805
	合計	317,383
負純資産の債及び部	流動負債	19,626
	固定負債	130
	株主資本	297,627
	資本金	10,000
	利益剰余金	311,727
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	309,227
	（うち当期純利益）	(221)
	自己株式	△24,100
	合計	317,383

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月五日

東京都千代田区西神田三丁目三番六号

（甲）株式会社ハイブリッヂ

代表取締役　高橋　直孝

静岡県浜松市中央区西島町一三一八番地の一

（乙）有限会社神楽

取締役　高橋　直孝

第33期決算公告

令和８年６月５日

東京都千代田区西神田三丁目３番６号

株式会社ハイブリッヂ

代表取締役　高橋　直孝

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	286,205
	固定資産	562,401
	合計	848,607
負純資産の債及び部	流動負債	150,648
	固定負債	700,190
	株主資本	△2,230
	資本金	20,000
	利益剰余金	△22,230
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△22,430
	（うち当期純利益）	(26,146)
	合計	848,607

第41期決算公告

令和８年６月５日

兵庫県明石市二見町南二見20番地１

エーテック株式会社

代表取締役　中牟田正彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,817,260
	固定資産	6,171,612
	合計	9,988,872
負純資産の債及び部	流動負債	5,487,802
	固定負債	362,530
	株主資本	4,138,540
	資本金	40,000
	資本剰余金	1,762,800
	利益剰余金	2,335,740
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,328,240
	（うち当期純利益）	(637,447)
	評価・換算差額等	0
	合計	9,988,872

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月七日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日

東京都新宿区西新宿六丁目１３番１号

株式会社新エイチ・アイ・エス

代表取締役　澤田　秀太

第６期決算公告

令和８年６月５日

東京都新宿区西新宿六丁目13番１号

株式会社新エイチ・アイ・エス

代表取締役　澤田　秀太

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	88,047,443
	固定資産	0
	合計	88,047,443
負純資産の債及び部	流動負債	774,228
	固定負債	0
	株主資本	87,273,215
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	0
	（資本準備金）	(0)
	利益剰余金	△12,726,785
	（利益準備金）	(0)
	（その他利益剰余金）	(0)
	（うち当期純損失）	(2,567,287)
	合計	88,047,443

第５期決算公告

令和８年６月５日

兵庫県明石市二見町南二見１番地38

ＨｙＥｎｇ株式会社

代表取締役　進藤　誠二

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,622
	固定資産	1,776
	繰延資産	3,617
	合計	34,017
負純資産の債及び部	流動負債	6,576
	株主資本	27,440
	資本金	12,000
	利益剰余金	15,440
	その他利益剰余金	15,440
	（うち当期純利益）	(6,028)
	合計	34,017

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金八億五千三百五十三万五千九百六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月五日

長野県佐久市伴野二一二〇番地三

株式会社ダイヤモンドインテリア

代表取締役　篠原　義雄

決　算　公　告

令和８年６月５日

長野県佐久市伴野2120番地３

株式会社ダイヤモンドインテリア

代表取締役　篠原　義雄

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,644
	固定資産	39,692
	資産合計	50,336
負債及び純資産の部	流動負債	107,560
	固定負債	59,550
	株主資本	△116,774
	資本金	12,000
	利益剰余金	△128,774
	その他利益剰余金	△128,774
	（うち当期純利益）	(2,713)
	負債・純資産合計	50,336

第20期決算公告

令和８年５月21日

奈良県大和郡山市額田部北町1257番６

ＴＢ関西物流株式会社

代表取締役　相川　和政

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	91,083
	固定資産	44,678
	合計	135,760
負債及び純資産の部	流動負債	23,062
	株主資本	112,698
	資本金	13,000
	利益剰余金	99,698
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	96,448
	（うち当期純損失）	(8,828)
	合計	135,760

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月五日

名古屋市守山区下志段味三丁目三一〇三番地

（甲）株式会社アンドウコーポレーション　代表取締役　安藤健二郎

名古屋市守山区下志段味三丁目三一〇三番地

（乙）有限会社浅井商店　代表取締役　安藤健二郎

第37期決算公告

令和８年６月５日

名古屋市守山区下志段味三丁目3103番地

株式会社アンドウコーポレーション

代表取締役　安藤健二郎

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	396,767
	固定資産	299,464
	合計	696,231
負債及び純資産の部	流動負債	242,221
	固定負債	282,391
	株主資本	171,619
	資本金	20,000
	利益剰余金	151,619
	その他利益剰余金	151,619
	（うち当期純利益）	(58,843)
	合計	696,231

第29期決算公告

令和８年６月５日

広島市西区横川町三丁目７番８号

株式会社アジアパートナーズ

代表取締役　宗正　俊文

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	47,000
	固定資産	253,945
	繰延資産	176
	合計	301,122
負債及び純資産の部	流動負債	23,374
	固定負債	289,622
	株主資本	△11,874
	資本金	3,000
	利益剰余金	△14,874
	その他利益剰余金	△14,874
	（うち当期純利益）	(530)
	合計	301,122

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年六月五日

名古屋市北区楠三丁目四一三番地

（甲）株式会社ＣＨＵコーポレーション　代表取締役　伊東　忠彦

名古屋市守山区苗代一丁目九番一三号

（乙）粋商事株式会社　代表取締役　伊東　忠彦

第15期決算公告

令和８年６月５日

名古屋市守山区苗代一丁目９番13号

粋商事株式会社

代表取締役　伊東　忠彦

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	158,852
	固定資産	434,219
	繰延資産	4,226
	合計	597,298
負債及び純資産の部	流動負債	136,544
	固定負債	390,317
	株主資本	70,436
	資本金	5,000
	利益剰余金	65,436
	その他利益剰余金	65,436
	（うち当期純利益）	(9,481)
	合計	597,298

第30期決算公告

令和８年６月４日

愛媛県西条市石田364番地１

株式会社東予ガスセンター

代表取締役　佐々木丈志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	167
	固定資産	73
	合計	241
負債及び純資産の部	流動負債	41
	固定負債	1
	株主資本	199
	資本金	90
	利益剰余金	109
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	108
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	241

決　算　公　告

令和８年６月５日

大阪市北区堂島一丁目３番33号

新地萬年ビル２階

株式会社心屋

代表取締役　林　　弘治

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	33,285
	固定資産	54,478
	合計	87,763
負債及び純資産の部	流動負債	13,596
	固定負債	59,121
	株主資本	15,046
	資本金	3,000
	利益剰余金	12,046
	その他利益剰余金	12,046
	（うち当期純利益）	(4,528)
	合計	87,763

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の各種物品の買取・販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年六月五日

大阪市都島区善源寺町二丁目二番五―一三一九号

（甲）株式会社Ｍｉｎｄ　Ｈｏｕｓｅ　代表取締役　林　弘治

大阪市北区堂島一丁目三番三号新地萬年ビル二階

（乙）株式会社心屋　代表取締役　林　弘治

第30期決算公告

令和８年５月29日

愛知県清須市春日宮重町363番地

中央コンテ株式会社

代表取締役社長　早川　直彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	727
	固定資産	22
	合計	750
負債及び純資産の部	流動負債	94
	固定負債	4
	株主資本	650
	資本金	20
	利益剰余金	630
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	625
	（うち当期純利益）	(30)
	合計	750

第40期決算公告

令和８年５月29日
愛知県清須市春日宮重町363番地
中央興産株式会社
代表取締役社長　早川　直彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	376
	固定資産	13
	合計	389
負債及び純資産の部	流動負債	95
	固定負債	17
	株主資本	276
	資本金	30
	利益剰余金	246
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	238
	（うち当期純利益）	(28)
	合計	389

第15期決算公告

令和８年６月５日
熊本市東区新南部四丁目９番８号
株式会社ＴＯＰ
代表取締役　重村　慎二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	519,023
	固定資産	77,163
	合計	596,187
負債及び純資産の部	流動負債	410,981
	固定負債	62,730
	株主資本	122,475
	資本金	78,370
	資本剰余金	27,370
	資本準備金	27,370
	利益剰余金	26,735
	その他利益剰余金	26,735
	（うち当期純利益）	(4,762)
	自己株式	△10,000
	合計	596,187

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一千万円減少し、金六千八百三十七万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日
熊本市東区新南部四丁目九番八号
株式会社ＴＯＰ
代表取締役　重村　慎二

第17期決算公告

令和８年６月５日
京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
株式会社Ｈｉ－ＴＯＯＬ
代表取締役　川田　実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	223
	固定資産	1
	合計	224
負債及び純資産の部	流動負債	6
	固定負債	—
	株主資本	218
	資本金	8
	利益剰余金	210
	その他利益剰余金	210
	（うち当期純利益）	(15)
	合計	224

第41期決算公告

2026年６月５日
東京都渋谷区宇田川町16番４号
株式会社ティップネス
代表取締役社長　清水　明浩

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,408	流動負債	7,342
固定資産	15,025	固定負債	31,460
		負債合計	38,802
		株主資本	△19,367
		資本金	90
		利益剰余金	△19,457
		利益準備金	35
		その他利益剰余金	△19,492
		純資産合計	△19,367
資産合計	19,434	負債・純資産合計	19,434

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	27,603
売上原価	23,893
売上総利益	3,710
販売費及び一般管理費	3,465
営業利益	245
営業外損益	△349
経常損失	103
特別損益	△3,264
税引前当期純損失	3,367
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	131
当期純損失	3,510

第56期決算公告

令和８年６月５日
長崎県松浦市福島町端免字鳶ノ巣1047番の９
三愛オブリLPG輸送株式会社
代表取締役　永田　賢二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	249,305
	固定資産	43,086
	合計	292,391
負債及び純資産の部	流動負債	44,326
	（うち賞与引当金）	(8,160)
	固定負債	26,605
	株主資本	221,460
	資本金	10,000
	利益剰余金	211,460
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	208,960
	（うち当期純利益）	(13,736)
	合計	292,391

第33期決算公告

令和５年６月９日　東京都千代田区霞が関３－２－５
株式会社エネアーク
代表取締役社長　内田　良樹

貸借対照表の要旨（令和５年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,639	流動負債	12,946
固定資産	19,780	固定負債	150
		負債合計	13,096
		株主資本	20,323
		資本金	1,040
		資本剰余金	15,283
		資本準備金	15,283
		利益剰余金	3,999
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	3,990
		純資産合計	20,323
資産合計	33,420	負債・純資産合計	33,420

損益計算書の要旨
（自　令和４年４月１日　至　令和５年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,522
売上原価	1,018
売上総利益	504
販売費及び一般管理費	313
営業利益	190
営業外収益	1,472
営業外費用	22
経常利益	1,640
税引前当期純利益	1,640
法人税、住民税及び事業税	31
法人税等調整額	29
当期純利益	1,579

第24期決算公告

令和８年５月22日
北海道函館市鈴蘭丘町３番地63
函館エヌ・デー・ケー株式会社
代表取締役　小浦　一也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,619,678
	固定資産	4,228,667
	合計	6,848,345
負債及び純資産の部	流動負債	2,254,754
	固定負債	304,002
	（退職給付引当金）	(234,121)
	株主資本	4,289,590
	資本金	50,000
	資本剰余金	843,535
	利益剰余金	3,396,055
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,383,555
	（うち当期純利益）	(313,336)
	合計	6,848,345

第34期決算公告

令和６年６月11日　東京都千代田区霞が関３－２－５
株式会社エネアーク
代表取締役社長　内田　良樹

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,115	流動負債	9,024
固定資産	20,718	固定負債	3,095
		負債合計	12,119
		株主資本	20,715
		資本金	1,040
		資本剰余金	15,283
		資本準備金	15,283
		利益剰余金	4,390
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	4,381
		純資産合計	20,715
資産合計	32,834	負債・純資産合計	32,834

損益計算書の要旨
（自　令和５年４月１日　至　令和６年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	864
売上原価	318
売上総利益	545
販売費及び一般管理費	315
営業利益	230
営業外収益	1,353
営業外費用	23
経常利益	1,560
税引前当期純利益	1,560
法人税、住民税及び事業税	32
法人税等調整額	31
当期純利益	1,496

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月11日　　東京都千代田区霞が関３－２－５

株式会社エネアーク

代表取締役社長　内田　良樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,166	流動負債	8,410
固定資産	20,528	固定負債	2,235
		負債合計	**10,645**
		株主資本	21,048
		資本金	1,040
		資本剰余金	15,283
		資本準備金	15,283
		利益剰余金	4,724
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	4,715
		純資産合計	**21,048**
資産合計	**31,694**	**負債・純資産合計**	**31,694**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	700
売上原価	167
売上総利益	532
販売費及び一般管理費	323
営業利益	209
営業外収益	1,297
営業外費用	50
経常利益	1,456
税引前当期純利益	1,456
法人税、住民税及び事業税	42
法人税等調整額	33
当期純利益	1,380

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月５日

東京都品川区東大井一丁目21番４号

アイ・エフ・エフビル

アイ・エフ・エフ日本株式会社

代表取締役　サイモン・ジェームズ・メイ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,742,388
	固定資産	2,491,021
	資産合計	**7,233,410**
負債及び純資産の部	流動負債	1,755,022
	賞与引当金	88,020
	固定負債	21,462
	退職給付引当金	15,072
	株主資本	5,426,481
	資本金	498,000
	資本剰余金	4,555,159
	その他資本剰余金	4,555,159
	利益剰余金	373,321
	その他利益剰余金	373,321
	（うち当期純利益）	(373,321)
	評価・換算差額等	30,443
	その他有価証券評価差額金	30,443
	負債・純資産合計	**7,233,410**

第 6 期 決 算 公 告

令和８年３月31日

岡山県津山市くめ字団地50―77

株式会社サーキュラーペット

代表取締役　喜田　知克

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,300	流動負債	2,383
固定資産	9,352	（うち賞与引当金）	(15)
有形固定資産	8,484	固定負債	8,957
無形固定資産	8	株主資本	312
投資その他の資産	860	資本金	1,878
		資本剰余金	1,877
		資本準備金	1,877
		利益剰余金	△3,443
		その他利益剰余金	△3,443
資産合計	**11,652**	**負債・純資産合計**	**11,652**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,159
売上原価	2,941
売上総損失	1,782
販売費及び一般管理費	446
営業損失	2,228
営業外収益	184
営業外費用	288
経常損失	2,332
特別利益	1,446
特別損失	1
税引前当期純損失	887
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	0
当期純損失	889

第７期決算公告

令和８年６月５日

東京都品川区西五反田一丁目30番２号
ウィン五反田ビル３階

株式会社トップリフォームＰｌｕｓ

代表取締役　永井　　良

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,734
	固定資産	500
	繰延資産	212
	合計	**32,447**
負債及び純資産の部	流動負債	97,367
	賞与引当金	405
	株主資本	△64,920
	資本金	10,000
	利益剰余金	△74,920
	その他利益剰余金	△74,920
	（うち当期純損失）	(10,299)
	合計	**32,447**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千万円、資本準備金の額を金三千万円とする増資の効力発生を条件として、資本金の額を二千万円、資本準備金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日
東京都品川区西五反田一丁目三〇番二号
ウィン五反田ビル三階
株式会社トップリフォームＰｌｕｓ
代表取締役　永井　良

第 65 期 決 算 公 告

令和８年６月５日

横浜市都筑区池辺町4388番地

アドバンス理工株式会社

代表取締役　坂巻　一生

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,825,887
	固定資産	374,811
	資産合計	**2,200,698**
負債及び純資産の部	流動負債	902,008
	賞与引当金	42,069
	役員賞与引当金	9,853
	固定負債	226,318
	退職給付引当金	146,542
	役員退職慰労引当金	79,776
	負債合計	**1,128,326**
	株主資本	1,060,365
	資本金	80,000
	資本剰余金	500,000
	資本準備金	500,000
	利益剰余金	480,365
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	470,365
	（うち当期純利益）	(30,555)
	評価・換算差額等	12,008
	その他有価証券評価差額金	12,008
	純資産合計	**1,072,373**
	負債・純資産合計	**2,200,698**

決 算 公 告

令和８年６月５日

愛知県知多郡武豊町字迎戸157番地１

株 式 会 社 久 悠

代表取締役　澤田　英穂

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,647
	固定資産	1,089,639
	合計	**1,156,286**
負債及び純資産の部	流動負債	32,626
	固定負債	993,327
	株主資本	130,333
	資本金	22,500
	資本剰余金	22,500
	資本準備金	22,500
	利益剰余金	85,333
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	85,333
	（うち当期純利益）	(32,954)
	合計	**1,156,286**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円、資本準備金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日
愛知県知多郡武豊町字迎戸一五七番地一
株式会社久悠
代表取締役　澤田　英穂

第38期決算公告

令和８年６月５日

大阪市中央区道修町一丁目５番18号

大末テクノサービス株式会社

代表取締役　林　　正彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,571,895
	固定資産	414,445
	資産合計	**1,986,340**
負債及び純資産の部	流動負債	316,873
	（うち完成工事補償引当金）	(22,000)
	（うち賞与引当金）	(14,677)
	固定負債	86,494
	（うち退職給付引当金）	(67,557)
	負債合計	**403,367**
	株主資本	1,481,765
	資本金	50,000
	資本剰余金	241,720
	資本準備金	220,000
	その他資本剰余金	21,720
	利益剰余金	1,190,045
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	1,189,045
	（うち当期純利益）	(9,281)
	評価・換算差額等	101,209
	その他有価証券評価差額金	101,209
	純資産合計	**1,582,973**
	負債・純資産合計	**1,986,340**

第85期決算公告

令和８年６月５日

名古屋市南区豊田５丁目15番15号

東海紙器株式会社

代表取締役　山川　治人

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,718
	固定資産	8,339
	資産合計	**12,057**
負債及び純資産の部	流動負債	4,321
	固定負債	801
	（内退職給付引当金）	(402)
	（内役員退職慰労引当金）	(25)
	負債合計	**5,122**
	株主資本	6,329
	資本金	450
	資本剰余金	39
	資本準備金	39
	利益剰余金	5,840
	その他利益剰余金	5,840
	（内当期純利益）	(715)
	評価・換算差額等	606
	その他有価証券評価差額金	606
	純資産合計	**6,935**
	負債・純資産合計	**12,057**

第64期決算公告

令和８年６月５日

神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目４番30号

サンマルコ株式会社

代表取締役　金子　真一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	572,847
	固定資産	33,191
	資産合計	**606,039**
負債及び純資産の部	流動負債	354,719
	（うち賞与引当金）	(15,402)
	固定負債	49,466
	（うち退職給付引当金）	(29,607)
	（うち役員退職慰労引当金）	(12,265)
	（うち在庫損失引当金）	(3,299)
	（うち完成工事補償引当金）	(2,921)
	株主資本	201,853
	資本金	65,000
	資本剰余金	25,786
	資本準備金	25,786
	利益剰余金	111,067
	利益準備金	1,591
	その他利益剰余金	109,476
	（うち当期純利益）	(39,599)
	負債・純資産合計	**606,039**

第62期決算公告

2026年５月28日

沖縄県那覇市西２丁目15番１号

沖縄パナソニック特機株式会社

代表取締役社長　玉山　憲是

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,891,285
	固定資産	943,261
	資産合計	**6,834,546**
負債及び純資産の部	流動負債	1,119,290
	賞与引当金	117,831
	その他	1,001,459
	固定負債	256,559
	退職給付引当金	192,115
	役員退職慰労引当金	45,323
	その他	19,121
	負債合計	**1,375,849**
	株主資本	5,458,698
	資本金	44,000
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	2,000
	利益剰余金	5,412,698
	利益準備金	11,000
	その他利益剰余金	5,401,698
	（うち当期純利益）	(262,768)
	純資産合計	**5,458,698**
	負債・純資産合計	**6,834,546**

第68期決算公告

令和８年６月５日

香川県高松市国分寺町国分156番地２

株式会社朝日段ボール

代表取締役　白井　大介

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,913
	固定資産	1,936
	資産合計	**4,849**
負債及び純資産の部	流動負債	2,633
	（うち引当金）	(7)
	固定負債	746
	（うち引当金）	(283)
	負債合計	**3,379**
	株主資本	1,334
	資本金	324
	資本剰余金	12
	資本準備金	12
	利益剰余金	998
	利益準備金	69
	その他利益剰余金	929
	（うち当期純利益）	(138)
	評価・換算差額等	136
	その他有価証券評価差額金	136
	純資産合計	**1,470**
	負債・純資産合計	**4,849**

第55期決算公告

令和８年６月５日

兵庫県西宮市西宮浜２丁目21番地

川西土木株式会社

代表取締役　平家　　博

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	704,040
	固定資産	154,875
	合計	**858,916**
負債及び純資産の部	流動負債	662,506
	（うち役員賞与引当金）	(693)
	（うち賞与引当金）	(9,955)
	固定負債	29,175
	株主資本	173,253
	資本金	99,000
	資本剰余金	48,000
	資本準備金	48,000
	利益剰余金	26,253
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	6,253
	（うち当期純利益）	(31,662)
	評価・換算差額等	△ 6,018
	その他有価証券評価差額金	△ 6,018
	合計	**858,916**

Public Notice of Financial Settlement for Thirteenth Accounting Term

June 5, 2026　ARK Hills Sengokuyama Mori Tower 26F 1—9—10 Roppongi, Minato-ku, Tokyo

Fisher Investments Japan Limited

Representative in Japan : Jeremiah Martin

Summary of Balance Sheet　(as of December 31, 2025)　(Unit : JPY 1,000)

ACCOUNT	AMOUNT	ACCOUNT	AMOUNT
ASSETS		**LIABILITIES**	
Cash and deposits	730,213	Accounts payable	426,298
Prepaid expenses	14,159	Accrued expenses	117,192
Accounts receivable	62,558	Operating Lease liabilities	98,910
Other current assets	38,105	Fixed liabilities	497,718
Tangible fixed Assets	14,325	**Total liabilities**	1,140,118
Long-term deferred tax asset	26,218	**Equity**	
Lease right-of-use assets, net	602,949	Stated capital	58,770
Other	136,276	Additional paid in capital	343,374
		Cumulative retained earnings	82,541
		Total Equity	484,685
Total assets	1,624,803	**Total liabilities and equity**	1,624,803

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少して三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日

沖縄県石垣市字登野城一二七三番地

株式会社石垣エスエスグループ

代表取締役　大浜　一郎

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月５日

沖縄県石垣市字登野城1273番地

株式会社石垣エスエスグループ

代表取締役　大浜　一郎

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,302,455,899	流動負債	750,096,654
固定資産	2,240,545,917	固定負債	1,211,609,450
繰延資産	283,334	株主資本	1,581,579,046
		資本金	49,000,000
		資本剰余金	298,000,000
		資本準備金	298,000,000
		利益剰余金	1,234,579,046
		利益準備金	12,944,000
		その他利益剰余金	1,221,635,046
		（うち当期純利益）	(126,170,524)
資産合計	3,543,285,150	負債・純資産合計	3,543,285,150

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＡＩ Ｍｅｄｉｃｏ（住所大阪市北区中之島四丁目三番五一号）に対して当社のＡＩ診断サポート事業に関する権利義務を、また、新設分割により新設する株式会社わたしのネコのクリニック（住所大阪市北区中之島六丁目二番二七号）に対して当社のわたしのネコのクリニック事業に関する権利義務をそれぞれ承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年六月六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月五日

東京都港区高輪二丁目二一番二号

株式会社エルムスユナイテッド未来医療研究所

代表取締役　荒川　弘之

第５期決算公告

令和８年６月５日

東京都港区高輪二丁目21番２号

株式会社

エルムスユナイテッド未来医療研究所

代表取締役　荒川　弘之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	68,564,398
	固定資産	10,516,615
	資産合計	79,081,013
負債及び純資産の部	流動負債	65,345,347
	固定負債	465,000
	株主資本	13,270,666
	資本金	58,770,000
	資本剰余金	58,670,000
	資本準備金	58,670,000
	利益剰余金	△104,169,334
	その他利益剰余金	△104,169,334
	（うち当期純損失）	(10,137,807)
	負債・純資産合計	79,081,013

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年七月九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日

奈良県大和郡山市西町一二三番地の六

大徳食品株式会社

代表取締役　田中　一也

第 51 期 決 算 公 告

令和８年６月５日　奈良県大和郡山市西町123番地の６

大徳食品株式会社

代表取締役　田中　一也

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,881,577	流動負債	12,282,129
固定資産	6,474,331	固定負債	6,703,135
		株主資本	△8,860,472
		資本金	100,000
		資本剰余金	950,000
		資本準備金	500,000
		その他資本剰余金	450,000
		利益剰余金	△9,910,472
		その他利益剰余金	△9,910,472
		（うち当期純利益）	(310,494)
		評価・換算差額等	231,116
		その他有価証券評価差額金	231,116
資産合計	10,355,908	負債・純資産合計	10,355,908

第37期決算公告

令和８年５月22日
長野県上田市常磐城２丁目２番43号
エーエスシー株式会社
代表取締役　谷田　浩史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	77,397
	固定資産	10,322
	資産合計	87,720
負債及び純資産の部	流動負債	41,025
	固定負債	575
	株主資本	46,119
	資本金	10,000
	利益剰余金	36,119
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	33,619
	（うち当期純利益）	（9,463）
	負債・純資産合計	87,720

第72期決算公告

令和８年５月30日
埼玉県さいたま市南区根岸五丁目16番６号
埼玉ダイハツ販売株式会社
代表取締役社長　小林　幸彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,602	流動負債	34,077
固定資産	11,872	（うち賞与引当金）	（486）
		固定負債	2,002
		（うち退職給付引当金）	（1,076）
		負債合計	36,079
		株主資本	10,395
		資本金	80
		利益剰余金	10,315
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	10,295
		純資産合計	10,395
資産合計	46,474	負債・純資産合計	46,474

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	49,621
売上原価	38,165
売上総利益	11,455
販売費及び一般管理費	9,176
営業利益	2,279
営業外収益	149
営業外費用	444
経常利益	1,984
特別損失	62
税引前当期純利益	1,922
法人税、住民税及び事業税	666
法人税等調整額	△31
当期純利益	1,287

第18期決算公告

令和８年５月22日
長野県長野市松代町東寺尾1236番地１
株式会社ＴＭＣ
代表取締役　降簱　悟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	220,436
	固定資産	267,439
	合計	487,875
負債及び純資産の部	流動負債	93,801
	（賞与引当金）	（4,810）
	固定負債	61,340
	（退職給付引当金）	（44,486）
	株主資本	332,734
	資本金	20,000
	利益剰余金	312,734
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	311,934
	（うち当期純利益）	（17,830）
	合計	487,875

第43期決算公告

令和８年６月５日
愛媛県今治市北日吉町二丁目９番29号
第一電化株式会社
代表取締役　樫田　憲和

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,278
	固定資産	8,057
	合計	38,336
負債及び純資産の部	流動負債	7,025
	固定負債	32,868
	株主資本	△1,557
	資本金	20,000
	利益剰余金	△21,557
	その他利益剰余金	△21,557
	（うち当期純利益）	（1,378）
	合計	38,336

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日
愛媛県今治市北日吉町二丁目九番二九号
第一電化株式会社
代表取締役　樫田　憲和

第10期決算公告

令和８年６月５日
長野県茅野市豊平5335番地
株式会社諏訪三社電機
代表取締役社長　大村　剛史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,034,829
	固定資産	974,160
	合計	5,008,990
負債及び純資産の部	流動負債	1,361,167
	固定負債	1,552,982
	株主資本	2,094,840
	資本金	350,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	1,594,840
	その他利益剰余金	1,594,840
	（うち当期純利益）	（129,638）
	合計	5,008,990

第62期決算公告

2026年６月５日
長野県千曲市大字屋代1393番地
長野電子工業株式会社
代表取締役社長　市川　和成

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,180	流動負債	7,857
固定資産	55,626	固定負債	40,292
		負債合計	48,150
		株主資本	27,624
		資本金	80
		利益剰余金	27,544
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	27,524
		評価・換算差額等	31
		その他有価証券評価差額金	31
		純資産合計	27,655
資産合計	75,806	負債・純資産合計	75,806

損益計算書の要旨
（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	24,083
売上原価	23,952
売上総利益	131
一般管理費	402
営業損失	271
営業外収益	572
営業外費用	276
経常利益	24
税引前当期純利益	24
法人税、住民税及び事業税	△81
法人税等調整額	△17
当期純利益	123

第65期決算公告

令和８年６月５日
札幌市白石区東札幌二条一丁目５番17号
イメージワーク株式会社
代表取締役　尾﨑功太郎

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	99,812
	固定資産	3,883
	合計	103,695
負債及び純資産の部	流動負債	222,461
	固定負債	77,200
	株主資本	△195,966
	資本金	10,000
	利益剰余金	△205,966
	利益準備金	240
	その他利益剰余金	△206,206
	（うち当期純利益）	（4,427）
	合計	103,695

第12期決算公告

令和８年６月５日
札幌市白石区東札幌二条一丁目５番17号
北海道菅公学生服株式会社
代表取締役　尾﨑功太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	169,002
	固定資産	228,429
	合計	397,431
負債及び純資産の部	流動負債	384,088
	固定負債	—
	株主資本	13,343
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,343
	その他利益剰余金	3,343
	（うち当期純利益）	（3,579）
	合計	397,431

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年八月一日であり、甲と乙の株主総会の承認決議は令和八年五月十二日に終了しておりますこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日
札幌市白石区東札幌二条一丁目五番一七号
（甲）北海道菅公学生服株式会社
代表取締役　尾﨑功太郎
札幌市白石区東札幌二条一丁目五番一七号
（乙）イメージワーク株式会社
代表取締役　尾﨑功太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年六月五日

山形県鶴岡市高坂字杉ヶ沢七二番地三
（甲）株式会社メグシィ
代表取締役　水原　里枝

山形県鶴岡市日出二丁目一〇番二〇号
（乙）株式会社エムズクリエイト
代表取締役　今野　麻子

決　算　公　告

令和８年６月５日

山形県鶴岡市日出二丁目10番20号

株式会社エムズクリエイト

代表取締役　今野　麻子

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,115
	固定資産	916
	繰延資産	1,078
	合計	4,110
負純資債及産のび部	流動負債	9,398
	固定負債	2,880
	株主資本	△8,167
	資本金	8,530
	利益剰余金	△16,697
	繰越利益剰余金	△16,697
	（うち当期純損失）	(5,830)
	合計	4,110

決　算　公　告

令和８年６月５日

山形県鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33

株式会社メグシィ

代表取締役　水原　里枝

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	89,111
	固定資産	84,916
	合計	174,028
負純資債及産のび部	流動負債	64,556
	固定負債	91,299
	株主資本	18,172
	資本金	9,330
	利益剰余金	8,842
	繰越利益剰余金	8,842
	（うち当期純利益）	(33,470)
	合計	174,028

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地
（甲）株式会社楓の風ホールディングス
代表取締役　小室　貴之

横浜市中区尾上町三丁目三五番地
（乙）株式会社デルフィネクト
代表取締役　小室　貴之

令和６年度決算公告

令和８年６月５日

横浜市中区尾上町三丁目35番地

株式会社デルフィネクト

代表取締役　小室　貴之

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,998,488
	固定資産	10,147,029
	繰延資産	11,359,890
	合計	31,505,407
負純資債及産のび部	流動負債	2,439,000
	固定負債	29,601,000
	株主資本	△534,593
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△10,534,593
	その他利益剰余金	△10,534,593
	（うち当期純利益）	(3,172,650)
	合計	31,505,407

令和６年度決算公告

令和８年６月５日

横浜市中区尾上町三丁目35番地

株式会社楓の風ホールディングス

代表取締役　小室　貴之

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,305,765
	固定資産	54,221,371
	合計	68,527,136
負純資債及産のび部	流動負債	7,535,593
	固定負債	187,114,716
	株主資本	△126,123,173
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△131,123,173
	その他利益剰余金	△131,123,173
	（うち当期純損失）	(127,689,011)
	合計	68,527,136

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の承認決議は、甲は令和八年五月十三日、乙は令和八年五月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日

富山市問屋町二丁目七番六号
（甲）富山菅公学生服株式会社
代表取締役　尾﨑　茂

石川県金沢市広岡二丁目一三番一六号
（乙）金沢菅公学生服株式会社
代表取締役　尾﨑　茂

第７期決算公告

令和８年６月５日

石川県金沢市広岡二丁目13番16号

金沢菅公学生服株式会社

代表取締役　尾﨑　茂

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,062
	固定資産	3,626
	合計	19,688
負純資債及産のび部	流動負債	8,280
	固定負債	—
	株主資本	11,408
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,408
	その他利益剰余金	1,408
	（うち当期純利益）	(106)
	合計	19,688

第10期決算公告

令和８年６月５日

富山市問屋町二丁目７番６号

富山菅公学生服株式会社

代表取締役　尾﨑　茂

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	78,385
	固定資産	2,897
	合計	81,282
負純資債及産のび部	流動負債	6,629
	固定負債	—
	株主資本	74,653
	資本金	10,000
	利益剰余金	64,653
	その他利益剰余金	64,653
	（うち当期純利益）	(5,018)
	合計	81,282

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日

大阪市北区芝田一丁目四番八号
（甲）フジシマ管材株式会社
代表取締役　小島　賢亮

大阪市西区立売堀二丁目三番二号
（乙）株式会社フジシマ
代表取締役　小島　賢亮

第８期決算公告

令和８年６月５日

大阪市西区立売堀二丁目３番２号

株式会社フジシマ

代表取締役　小島　賢亮

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	222,579
	固定資産	520,043
	資産合計	742,623
負純資債及産のび部	流動負債	113,005
	株主資本	629,618
	資本金	11,000
	資本剰余金	5,743
	資本準備金	2,750
	その他資本剰余金	2,993
	利益剰余金	612,874
	その他利益剰余金	612,874
	（うち当期純損失）	(263)
	負債・純資産合計	742,623

第78期決算公告

令和８年６月５日

大阪市北区芝田一丁目４番８号

フジシマ管材株式会社

代表取締役　小島　賢亮

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	519,320
	固定資産	124,657
	資産合計	643,978
負純資債及産のび部	流動負債	38
	株主資本	643,939
	資本金	10,000
	利益剰余金	633,939
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	631,439
	（うち当期純損失）	(61,682)
	負債・純資産合計	643,978

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日

岩手県盛岡市東安庭三丁目一番五三号

（甲）株式会社ＡＤ．ＭＡＸホールディングス

代表取締役　根田　優

岩手県盛岡市東安庭三丁目一番五三号

（乙）株式会社ＡＤ．ＭＡＸ

代表取締役　根田　孝広

第３期決算公告　令和８年６月５日

岩手県盛岡市東安庭三丁目１番53号

株式会社ＡＤ．ＭＡＸホールディングス

代表取締役　根田　優

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,178
	固定資産	321,914
	繰延資産	459
	合計	352,552
負純資産及び部	流動負債	65,589
	固定負債	277,200
	株主資本	9,762
	資本金	1,000
	利益剰余金	8,762
	その他利益剰余金	8,762
	（うち当期純損失）	(6,010)
	合計	352,552

第36期決算公告　令和８年６月５日

岩手県盛岡市東安庭三丁目１番53号

株式会社ＡＤ．ＭＡＸ

代表取締役　根田　孝広

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,452,569
	固定資産	271,832
	繰延資産	10,297
	合計	1,734,699
負純資産及び部	流動負債	348,544
	固定負債	1,082,895
	株主資本	303,259
	資本金	20,000
	利益剰余金	283,259
	利益準備金	5,100
	その他利益剰余金	278,159
	（うち当期純利益）	(31,993)
	合計	1,734,699

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日

東京都西東京市東町二丁目一六番二五号

（甲）ＷｏｈｌｖｉａＧｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　鈴木　康之

東京都練馬区石神井台三丁目二三番一〇号

（乙）Ｗｏｈｌ株式会社

代表取締役　鈴木　康之

第１期決算公告

令和８年６月５日

東京都西東京市東町二丁目16番25号

ＷｏｈｌｖｉａＧｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　鈴木　康之

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	固定資産	595,323
	合計	595,323
負純資産及び部	流動負債	5
	株主資本	595,317
	資本金	1,000
	資本剰余金	594,323
	その他資本剰余金	594,323
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	595,323

第10期決算公告

令和８年６月５日

東京都練馬区石神井台三丁目23番10号

Ｗｏｈｌ株式会社

代表取締役　鈴木　康之

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	863,595
	固定資産	633,666
	繰延資産	322
	合計	1,497,584
負純資産及び部	流動負債	242,305
	固定負債	483,756
	株主資本	771,521
	資本金	10,000
	利益剰余金	761,521
	その他利益剰余金	761,521
	（うち当期純利益）	(176,198)
	合計	1,497,584

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日

静岡市葵区呉服町一丁目二〇番地

（甲）ＡＬＥＸＩＳ株式会社

代表取締役　松浦亜紀子

静岡市葵区呉服町一丁目二〇番地

（乙）株式会社オフィスＡ

代表取締役　松浦亜紀子

第７期決算公告

令和８年６月５日

静岡市葵区呉服町一丁目20番地

ＡＬＥＸＩＳ株式会社

代表取締役　松浦亜紀子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,580,923
	固定資産	1,014,832
	投資その他の資産	1,014,832
	資産合計	16,595,755
負純資産及び部	流動負債	1,051,740
	株主資本	15,544,015
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	5,544,015
	その他利益剰余金	5,544,015
	（うち当期純利益）	(729,963)
	負債・純資産合計	16,595,755

第５期決算公告

令和８年６月５日

静岡市葵区呉服町一丁目20番地

株式会社オフィスＡ

代表取締役　松浦亜紀子

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,775,967
	固定資産	1,000,000
	有形固定資産	1,000,000
	資産合計	22,775,967
負純資産及び部	流動負債	7,733,951
	株主資本	15,042,016
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	5,042,016
	その他利益剰余金	5,042,016
	（うち当期純損失）	(1,687,113)
	負債・純資産合計	22,775,967

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認は令和八年四月十五日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。※本公告は令和八年五月二十八日に掲載する予定でしたが掲載手続上の事情により本日掲載となりました。

令和八年六月五日

群馬県伊勢崎市三和町二七一八番地一

（甲）株式会社浅野

代表取締役　浅野　圭祐

群馬県伊勢崎市東町二五〇四番地二

（乙）株式会社ＺＥＲＯクリエイト

代表取締役　浅野みつ子

第72期決算公告　令和８年５月28日

群馬県伊勢崎市三和町2718番地１

株式会社浅野

代表取締役　浅野　圭祐

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,226,231
	固定資産	3,960,978
	合計	6,187,209
負純資産及び部	流動負債	1,512,823
	固定負債	1,856,284
	株主資本	2,809,971
	資本金	90,000
	利益剰余金	2,933,030
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	2,910,530
	（うち当期純利益）	(892,352)
	自己株式	△213,059
	評価・換算差額等	8,131
	合計	6,187,209

第44期決算公告

令和８年５月28日

群馬県伊勢崎市東町2504番地２

株式会社ＺＥＲＯクリエイト

代表取締役　浅野みつ子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	105,441
	固定資産	61,022
	合計	166,463
負純資産及び部	流動負債	14,623
	固定負債	22,334
	株主資本	129,506
	資本金	20,000
	利益剰余金	109,506
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	104,506
	（うち当期純損失）	(9,162)
	合計	166,463

決算公告

令和８年６月５日
京都市左京区高野上竹屋町25番地
株式会社渡辺自動車商会
代表取締役　北村　俊朗

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,300
	固定資産	579
	資産合計	13,880
負純資産の債及び部	流動負債	3,988
	固定負債	22,575
	負債合計	26,564
	株主資本	△12,683
	資本金	10,000
	利益剰余金	△22,683
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	△23,133
	（うち当期純利益）	(1,601)
	純資産合計	△12,683
	負債・純資産合計	13,880

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百七十万円減少し二百八十万円とし、減少額のうち一万六千三百七十八円を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年五月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日
京都市左京区高野上竹屋町二五番地
株式会社渡辺自動車商会
代表取締役　北村　俊朗

第23期決算公告

令和８年６月５日
東京都千代田区岩本町三丁目10番１号
株式会社金沢ジャーマンベーカリー
代表取締役　中川　克也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	121,978
	固定資産	112,772
	資産合計	234,750
負純資産の債及び部	流動負債	251,026
	固定負債	77,518
	株主資本	△93,794
	資本金	100,000
	資本剰余金	292,126
	資本準備金	292,126
	利益剰余金	△485,920
	その他利益剰余金	△485,920
	（うち当期純利益）	(11,159)
	負債・純資産合計	234,750

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億九千二百十二万六千二百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年七月九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月五日
東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号
株式会社金沢ジャーマンベーカリー
代表取締役　中川　克也

第75期決算公告

令和８年６月５日

東京都江東区豊洲三丁目１番１号

株式会社IHI機械システム

代表取締役　弓削　倫哉

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,799,647
	固定資産	3,256,848
	資産合計	9,056,496
負債及び純資産の部	流動負債	4,763,009
	賞与引当金	381,444
	保証工事引当金	92,069
	受注工事損失引当金	30,473
	その他	4,259,022
	固定負債	656,770
	退職給付引当金	656,770
	負債合計	5,419,779
	株主資本	3,636,928
	資本金	480,000
	資本剰余金	535,000
	その他資本剰余金	535,000
	利益剰余金	2,621,928
	利益準備金	235,750
	その他利益剰余金	2,386,178
	（当期純利益）	(1,011,143)
	評価・換算差額等	△212
	繰延ヘッジ損益	△212
	純資産合計	3,636,716
	負債・純資産合計	9,056,496

第２期決算公告

令和８年６月５日

東京都渋谷区渋谷二丁目11番13号松田渋谷ビルディング２階

株式会社ＢＰＸ

代表取締役　今井　渉平

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	176,146
	固定資産	246,126
	合計	422,272
負債及び純資産の部	流動負債	259,500
	うち賞与引当金	6,000
	固定負債	111,700
	株主資本	51,072
	資本金	10,000
	資本剰余金	50,821
	その他資本剰余金	50,821
	利益剰余金	△9,749
	その他利益剰余金	△9,749
	（うち当期純損失）	(10,031)
	合計	422,272

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月五日
東京都渋谷区渋谷二丁目一一番一三号松田渋谷ビルディング二階
（甲）株式会社ＢＰＸ
代表取締役　今井　渉平
東京都渋谷区渋谷二丁目一一番一三号松田渋谷ビルディング二階
（乙）株式会社Ｂｅｌｌｅｔｅｃｈ
代表取締役　今井　渉平

貸借対照表の要旨

令和８年６月５日
東京都渋谷区渋谷二丁目11番13号松田渋谷ビルディング２階
株式会社Ｂｅｌｌｅｔｅｃｈ
代表取締役　今井　渉平

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,700
	固定資産	1,864
	合計	9,564
負純資産の債及び部	流動負債	38,881
	固定負債	44,019
	株主資本	△73,336
	資本金	1,200
	利益剰余金	△74,536
	その他利益剰余金	△74,536
	（うち当期純損失）	(75,841)
	合計	9,564

第80期決算公告

令和８年５月26日

東京都渋谷区神宮前二丁目７番７号

オーロラ株式会社

代表取締役　若林　康雄

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,135
	固定資産	3,126
	資産合計	8,261
負債及び純資産の部	流動負債	4,132
	固定負債	1,004
	株主資本	2,635
	資本金	100
	資本剰余金	301
	資本準備金	301
	利益剰余金	3,361
	利益準備金	87
	その他利益剰余金	3,274
	（うち当期純利益）	(120)
	自己株式	△1,128
	評価・換算差額等	488
	その他有価証券評価差額金	488
	負債・純資産合計	8,261